



Title	庭の発生的現象学：土地をめぐる実践知の学の試論
Author(s)	今江, 秀史
Citation	大阪大学, 2017, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67088
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

博士論文

庭の発生的現象学…土地をめぐる実践知の学の試論

平成二十九年五月

大阪大学大学院人間科学研究科

今江 秀史

目 次

序文 旧来の土地の科学に対する根本的な反省による実践知の学の可能性	9
第一部 日常生活の実践における土地の記述態度の検討	12
第一章 旧来の土地に関する諸科学における根本問題の解明	13
第1節 諸科学における関心と研究成果の検証	13
第1項 ひとつの土地に対する諸科学の記述の実態	13
第2項 ひとつの土地に対する諸科学の記述における統合性の欠如	18
第3項 特定の土地に関する記述における土地の住民や来訪者の意志と対人関係の欠如	20
第2節 特定の土地の科学における用語の定義に伴う恣意性	22
第1項 日常生活の実践における庭の実態と科学によつて定義された用語とのずれ	22
第2項 上原敬二の造園原論における庭園に向けられた意識	24
第3項 上原の造園原論における庭園の位置付けへの意志 (一般造園・造園・一般の庭園・特殊な庭園)	26
第4項 「一般庭園」の理想と実態との乖離	27
第5項 恣意によって創出された土地の実践的 세계における位置	29
第3節 土地の関する諸科学の根本問題の導出	33
第1項 オギュスタン・ベルクによる土地に関する諸科学への反省	33
第2項 土地に関する諸科学の記述における性質の相違	35
第3項 日常生活の実践における土地の記述に向けての根本的な転換の必要性	39

第4節 日常生活の実践における土地の記述態度の検討

- 第1項 従来の土地に関する諸科学の言述・記述の説得力と理想
第2項 土地に関する言述・記述における直接経験と理念の関係性
第3項 “俯瞰・傍観的思弁”的解説
第4項 直接経験と理念の不可逆的な関係と遠近差

第5節 日常生活の実践における土地の記述に伴う信憑と原信憑の事前理解の必然性

- 第1項 土地に関する諸科学と哲学との邂逅
第2項 人間にに関する諸科学と哲学における“危機”とその乗り越えの意味
第3項 諸科学の記述において構造の三つのタイプを尊重する意味
第4項 発生的現象学の展開可能性

第二章 歴史への遡行による庭の本質的枠組みの解明

第1節 “ニハ”的語義による庭の本性

- 第1項 “庭”もしくは“ニハ”に関する解釈
第2項 “ニハ”は場所を言い表す語であるか
第3項 名詞“ニハ”と助詞の組み合わせとしての“には”

第2節 藤原道長『御堂関白記』による時間の展開と庭の相互関係

- 第1項 文献資料による過去の人々における実践の志向
第2項 『御堂関白記』における屋敷内でのハレの儀式
第3項 寛弘三年に生じた出来事による平安貴族の庭への意識
第4項 発掘調査の結果と平安貴族の庭の意識との照合

83 81 72 72 72 70 69 67 67 67 58 57 54 53 53 48 45 44 42 42

第三節 「一遍上人絵伝」にみる建物・庭と人間の意識との相互関係	90
第1項 絵画資料にみる過去の人々における実践の意志	90
第2項 特定の建物の描写が識別できる土地・建物	90
第3項 特定の土地における建物周辺の描写の記述	91
第4項 鎌倉期の人々における庭に向けた意識の解明	91
第5項 鎌倉期の人々における庭に向けた意識と平安期以来の庭の分節との関係性	91
第二部 庭を主体とした土地に関する実践知の学の試論	109
第4節 日常生活の実践の水準における土地の記述方法の検討	101
第1項 土地に関する実践知の学における庭の研究の主旨	101
第2項 複数の主觀の間で生じた内的な経験における理念の記述の必要性	102
第3項 特定の場所と人間関係に限定される実践の本質的意味の普遍性と一般性	104
第4項 土地の記述内容と“構造の三つのタイプ”との照合	106
第一章 無鄰庵の築造と繼承にみる所有者の意志の解明	110
第1節 無鄰庵の築造と繼承にみる所有者の意志の解明	110
第1項 無隣庵の築造時において山県有朋が置かれていた状況	110
第2項 山県有朋における無隣庵の利用形態	114
第3項 無隣庵保存会の設立・解散と京都市への寄付	124
第4項 無隣庵の築造と繼承に伴う築造と繼承の意味	129
第二節 怡園の築造と繼承にみる所有者親子の意志の解明	135
第1項 怡園の築造の経緯	135
第2項 怡園を構成する庭と建物	138

第3項 細川護立と護貞の境遇における怡園の意味

142

第3節 庭の築造と継承の実践知の解明

149

第1項 庭を伴う邸宅を所有し続ける意志とその背景

150

第2項 所有者における経済力の限界と寿命

151

第一章 庭の所有者と庭師らに対する聞き取りによる庭仕事の実践知の解明

153

第1節 恒常維持管理に従事する庭師の言語活動による庭仕事への意志

153

第1項 庭師の職人言葉を指標とした恒常維持管理の実態の分析

153

第2項 庭師の意志疎通による恒常維持管理の本質的意味の解明

158

第3項 庭師の職人言葉と印象を形容する対語による恒常維持管理の分析

159

第2節 特定の庭において恒常維持管理に従事する庭師の庭仕事への意志

164

第1項 個別の庭における複数の庭師集団による恒常維持管理の実態

164

第2項 共通事項と部分的共通事項

168

第3項 恒常維持管理の本質の解明

169

第3節 庭仕事の呼称の相違と実態による庭師の庭仕事への意志

171

第1項 技官と庭師における“スカシ”という呼称に対する意識

171

第2項 庭師と技官における植栽樹木への意識

174

第3項 技官と庭師における庭への意識

177

第4節 庭仕事と“スカシ”的相互関係とその実践的妥当性

180

第4節 庭の所有者、庭師、行政職員の鼎談による庭仕事への意志

180

第1項 聞き取り調査対象者と調査・分析者の立場の解消

180

第2項 文化財庭園の修理にあたつての対人関係	180
第3項 見られることの意識づけからのスパイラルと循環の形成	183
第4項 庭の保存管理におけるスパイラルの成立と継続	186
第5項 庭の保存管理に伴う制度化されたものと社会制度	188
第三章 文化財の保存管理の報告書等の記述にみる庭仕事の実践知の解明	
第1節 庭の脆弱性の顕在化とその傾向の解明	191
第1項 庭の脆弱性	192
第2項 庭に関する脆弱性の枚挙	195
第3項 脆弱性の傾向の解明	196
第4項 文化財庭園の脆弱性の実践的妥当性	197
第2節 無隣庵の庭にみる恒常維持管理への意志	
第1項 恒常維持管理の記述手法の未確立	206
第2項 無鄰庵の歴史と恒常維持管理の変遷	207
第3項 技術提案書の設問の解読	209
第4項 委託者と受託者の志向とその充実の関係性	213
第5項 庭の恒常維持管理における本質的意味の顕在化	215
第6項 恒常維持管理の本質的意味	219

第3節 無隣庵の庭にみる緊急修理への意志	222
第1項 緊急修理の履歴の記述	222
第2項 無鄰庵の緊急修理における社会背景	227
第3項 緊急修理の実践の解明	230
第4項 緊急修理の実践的妥当性	231
第4節 醍醐寺三宝院庭園の庭にみる定期修理への意志	234
第1項 定期修理事業の概要	234
第2項 定期修理の実践的妥当性の解明	241
第3項 従来の定期修理と実態との“ずれ”的例示	243
第4項 定期修理の進行において生じている矛盾の解明	247
第5項 繰り返され続ける修理への覚悟	248
第5節 文化財に指定等された庭の保存管理への意志にみる庭仕事の実践知の解明	252
第1項 恒常維持管理と緊急修理・定期修理の構造の概要	252
第2項 保存管理指針の作成過程にみる従事者の意志	255
第3項 考古学的調査にみる従事者の意志	256
第4項 定期修理の実践的妥当性	264
跋文 実践知（プロネーシス）と学（エピステーメ）の間での弁証法	271

序 文 旧来の土地の科学に対する根本的な反省による実践知の学の可能性

旧来の土地に関する諸科学は、各分野において個別の指標を立てそれぞれ用語を定義してきた。その結果、特定の同じ土地を対象としながらも、分野間で相互理解を図ることができず、学際研究は破綻してきた。それは土地に関する諸科学の根拠付けが決定的に不足し、統一性が欠落してきた歴史を物語っている。

根拠付けに欠けた諸科学は、その存続において危機状態にある。本邦では、明治期以降、近代科学的手法が西洋より取り入れられた。その意味でも、土地に関する諸科学は、現象学の提唱者であるエドマンド・フッサールが指摘した「ヨーロッパ諸学の危機」の延長線上にあり、その克服が必須である。さらに庭園学および造園学、建築学など土地に関する諸科学は、実学と称されながら、実践的世界における実践そのものを記述していないという矛盾を抱えてきた。それらの科学では、それぞれの研究対象について外的に観察した事柄を説明あるいは批評するだけで、内的な直接経験を通じた実践そのものの記述、さらには多様な実践上における行為の妥当性（以下、実践的妥当性とする）が解明されることはなかつた。

諸科学が日常生活の実践において厳密性と信頼性をもつ研究を行つていくためには、前述の危機と矛盾へ正面から向き合い、その抜本的な克服をする必要がある。そこで本論は、エドマンド・フッサールとモーリス・メルロー・ポンティらによる現象学に依拠し、「庭」を主題として土地に関する諸科学の根本問題を浮き彫りし、先経験

的な位相にある“原信憑 (Urdoxa)”から実践的世界の実践にともなう“信憑 (Doxa)”の解説のあり方を導出する。そして、そのあり方に則つて実践的世界の“庭”に関する実践の多角的な記述を試みるものである。

本論は、実践的世界の土地に関する記述の前提および方法の検討と、その方法に即した伝統的に継承してきた実在の庭についての試論の二部構成である。

第一部第一章では、旧来の土地に関する諸科学の根本問題を先行研究にもとづいて浮き彫りにする。科学のなかで土地を題材とする分野としては、建築学、考古学、地理学、庭園学および造園学、歴史学などがある。これら諸科学において同一の土地が対象とされた場合、各分野において建物、埋蔵文化財、地理、庭園、歴史が單に書き分けられているのであれば、それらの記述の総和が特定の土地の詳述となるはずである。そこで京都府京都市中京区に実在する寺院・壬生寺を対象とした前掲の科学分野の記述を掲出して一括したところ、諸科学の記述の前提と方法は、不揃いであった。その結果、それらの記述の総和が特定の土地の全容を意味しないことが明らかとなつた。それは、諸科学が実践的世界における同一の土地を対象としながら、それぞれ異なる前提と方法に立脚することによつて、性質の違う記述を行つてきた経緯を示している。

次に造園学原論を事例として、特定の科学における前提と方法に

ついて分析したところ、諸科学では他の科学との差別化が意識され、独自の理想を前提した記述方法が構築されてきたことが判明した。諸科学が個別の価値観による前提と方法に即することによって、本来ひとつである実践的世界の土地は、多元的に記述されてきた。つまり諸科学の記述は、恣意によつて実践的世界の土地の実態と乖離させられてきたことを意味する。それこそが土地に関する諸科学の根本問題である。

フランスの地理学者・オギュスタン・ベルクは、文化を自然で説明しようとする自然科学における二元論への批判を通じて、単元的な土地の位相を指示示す「風土の理論」を提唱した。その理論の構築にあたつてベルクが、和辻哲郎やマルテン・ハイデガーの哲学に依拠したことは、実践的世界の土地の記述のあり方を検討するうえで重要な示唆となる。しかしながらベルクをはじめとして諸科学者は、自らの言述・記述がおのれの所属する専門母型に則つていることへの自覚が希薄であつた。

自らが所属する科学への帰属意識は科学者への専門母型への固執を促し、日常実践的世界においてはひとつである土地の記述を拒ませる。結果的に土地に関する諸科学では、単純に分野の違いとはいえない性質の異なる記述が産出されてきた。その性質の違いとは、実践的世界に直結した記述と科学的思弁による記述に大別され、さらに前者は直観的もしくは客体的であるか、後者は俯瞰的もしくは傍観的であるかに細分される。

建築学と造園学の研究事例にもとづいてその違いを検討すれば、"客体化された実践的世界・実践的 world" と "俯瞰的・傍観的思弁" の記述のうちその内容を日常生活の実践上に直接反映できるのは、

"実践的世界" の記述に限られてくる。しかもそれは近代以前の地誌のように、従来は科学の記述とみなされてこなかつた、日常生活の実践への還元を可能とするとともに実践的妥当性をもつ記述であつた。ここに旧来の土地に関する諸科学で述べられてきた客観性と、実践的世界の記述における実践的妥当性の相違が露見する。結果的に、日常生活の実践における土地の記述を目指すうえでは、旧来の諸科学の研究態度の大幅な見直しが不可欠となる。

そもそも "客体化された実践的世界" と "俯瞰的・傍観的思弁" の記述が日常生活の実践に反映できないのは、諸科学において直接経験と観念の関係性があらかじめ断絶されてきたからであつた。この断絶状態とは、いわば机上の空論と同義であり、日常生活の実践で有効性をもたない。それにも関わらず、これまで諸科学の研究成果は日常生活の実践において一定の説得力を有してきた。その矛盾が問われる。

庭石を据えたり庭木を手入れしたりするといった実践は、直接経験と理念の絶対的に不可逆的な関係を前提する。理念のすべては直接経験に依存しているが、理念は直接経験への可逆性を前提している。それゆえに、理念上の図像や計画が日常生活の実践を通じて実現できる可能性が開かれている。諸科学は、直接経験と理念の不可逆的な関係と、理念における直接経験への可逆性という先驗的な位相を度外視してきた。また、直接経験と理念との関係には、直接的か副次的であるかによつて遠近差が生じる。

日常生活の実践においては、あらゆる出来事において無数の遠近差が生じており、場面ごとにその程度が異なることによつて、いわば斑（むら）が生じている。この遠近差は理念であり、実測などに

より差異を明示することはできないため、わかりにくいものである。しかし直接経験と直結した理念と副次的な理念同士の構成が異質であるのは、日常生活の実践に反映すると矛盾が露見する。諸科学では、この直接経験と理念との関係の遠近差を同質視してきた。直接経験と理念との関係における不可逆性と可逆性の度外視、そして遠近差の同質視という二つの矛盾を抱えることによって、諸科学は、日常生活の実践において厳密性と信頼性を損ねてきた。そして諸科学の研究成果の説得力は、日常生活の実践との結びつきを擬似的に切り離しながら実践的世界への還元の可能性を装つた、永遠かつ普遍的な知に裏付けられてきたことになる。

実践的世界における土地の記述を行うにあたって諸科学者は、自らが所属する科学への帰属意識から離脱し、直接経験と理念との関係にみられる信憑を哲学に依拠して仮停止したうえで、日常生活の実践における出来事の本質を導き出す必要がある。

第一部二章では、旧来の土地に関する諸科学のうち、庭に着目して、その古語、歴史資料、絵画を通じて歴史と今日との照合を行い、歴史に裏付けられた実践知の学の枠組みを導き出す。

第二部では、前部までの検討にもとづいて、実践的世界における土地の記述を実践する。第一章では、歴史資料にもとづいて庭の築造と継承における実践知を解明する。第二章では、庭の所有者と庭師らに対する聞き取りを通じて庭仕事の実践知を解明する。最後に第三章では、文化財の修理等の報告書の記述を通じて庭仕事の実践知の解明を行う。

跋文では、実践的世界における実践知（プロネーシス）は、学（エピステーメ）の側から裏付けられることにより、ある時期の土地

における特定の動機や要請を条件として、限定的な普遍性と一般性が導き出されることを示す。

日常生活の実践上、複数の主觀の間ではたえず直接経験と理念化の往還関係が働いており、実践に関する出来事は発生し続ける。変転し続けているその出来事に普遍性や一般性を導き出すことは原理的にできない。その一方で、日常生活の実践の出来事が直接経験と理念の往還関係の働きを前提していること自体には、普遍性や一般性が認められる。つまり日常生活の実践の出来事に伴う実践知と、直接経験と理念の往還関係の働きといった“信憑”やそれを潜在的に支持する“原信憑”などを探求する学とは、表裏一体であるが位相が異なるため、一度に把握することはできない。したがつて実践知の学とは、結果的に実践知と学の二つの位相から出発してその中間点に日常生活における実践的妥当性を導き出すための探求となり、実践知と学は相互に裏付け合う関係となる。つまりは、実践知の学に取り組む諸科学者は、哲学と科学の両面から研究を行うことが不可欠である。

第1部

日常生活の実践における土地の記述態度の検討

第1章 旧来の土地に関する諸科学における根本問題の解明

第1節 諸科学における関心と研究成果の検証

第1項 ひとつの土地に対する諸科学の記述の実態

科学研究において土地が記述される場合は、たいてい庭や建物、地理など、科学分野ごとに土地の要素が細分化される。諸科学者らにとって、その方が議論は散漫にならず、専門性が深まると考えられてきた。たとえば、あるひとつの土地の研究は、歴史については歴史学、庭については庭園学、建物については建築学、埋蔵文化財については考古学、地理的情報については地理学などと、要素が分別されたうえで各自で行われる。暗黙の了解として、諸科学の研究成果は相互に照合されることはなく各分野で評価される。それは、まるで互いの研究結果の妥当性を確かめることが不可侵であるかのようである。

その一方で日常生活の実践として、ある土地を目指すにあたり地図を確認し、その土地の庭と建物を訪ね歩くといった出来事は、別け隔てのない一連の行為として経験される。日常生活の実践において、それぞれ庭・建物・地理だけを個別に経験することは原理的に不可能である。それでは、旧来の土地に関する諸科学の研究成果は何を意味するのか、それが問われてくる。

そこで、京都市下京区に実在する寺院・壬生寺の研究成果を通じてこれまでの土地に関する諸科学における研究成果の意味の検証を試みたい。創建より千年の歴史をもつ同寺は、火災による焼亡の影

響で資料が量的に限定されながらも、伝統行事や史跡としての著名度⁽¹⁾により、土地に関する諸科学による研究が行われてきた。そちら壬生寺についての科学的研究に基づき、ひとつの土地に対する諸科学の研究成果は、一連のものとした時、いかなる意味を示すかについて解説する。

ついては、壬生寺について言及された建築学、考古学、地理学、庭園学および造園学、歴史学の研究を掲出し、各科学分野において意識が向けられている事柄を抽出し照合を行う。なお、ここで挙げる研究成果は学術論文とは限らない。それらは歴史、庭、建築、埋蔵文化財、地理といった科学分野それぞれの研究態度に基づいた資料である。なお、それらの研究を取り上げるのは、土地に関する諸科学全般における研究成果の意味を検証するためであつて、個別の研究に対する批判の意志がないことをあらかじめ断つておく。

(1) 建築学

壬生寺は壬生狂言が開催されることで知られている。その舞台となる建物・大念佛堂（狂言堂）は、重要文化財に指定されており、「日本の美術第五二九号 近世の芸能施設とその空間」⁽²⁾において記述されている。

大念佛堂は天明八年（1788）の大火で本堂が焼失した後、初めて壬生狂言を演じる独立した建物としてつくられた。寛政三

年（1791）に仮建てを計画し、享和四年（1804）に模様替え、文政八年には境内南より現在の位置に移された。ただし、現在のものは、安政三年（1856）の再建である。

桁行一三・九m、梁間五・九m、二階建の入母屋造で南面して立ち、正面東寄りに切妻造りの破風を突出し、背面には同じ桁行規模の下屋を付設している。屋根は桟瓦葺である。（同書・42頁）

ここでは、大念佛堂が建築された経緯と形態が説明されており、建築構造と外観の意匠が意識されている。

この狂言舞台は、舞台・橋掛・鏡の間から樂屋に至るまでの空間と機能を、ひとつの建物の中で巧妙に構成したところに特色がある。各所には能舞台や神楽殿との共通点もみられるが、飛び込みや裏通路を一つの屋根に取り込み、二階建てとして樂屋や客間を階下に設けるなど、独特のつくりになつている。獸台から飛び込みの上を通つて舞台に至る設定、舞台の天井下の隅行き十文字に網を張ること、舞台奥に大念佛の特色である大きな金鼓を釣ることなどは、狂言特有の施設と思われる。これらは、長年演じられてきた壬生狂言での建築的、空間的な創意工夫であろう、まさしく近世後期に民衆芸能の建築として成立した特異な存在といえる。（同書・43頁）

江戸時代に建築された狂言堂のうち壬生寺の大念佛堂の特質が、建築の仕組みと併せて説明されている。大念佛堂が狂言を念頭に建築されたことの意味づけが意識されている一方で、狂言の振る舞い

や所作といった直接経験については「思われる」、「であろう」などと直言が避けられている。また、建物の成り立ちや寸法、形態、機能などが狂言での実践を前提していると説明されているが、それら建物に関する記述と狂言の実践との関係性は検証されていない。狂言堂の民衆芸能の舞台としての意味、壬生寺境内に所在することの意義は、必ずしも明確ではなかった。

（2）考古学

壬生寺では、平成二年（1990）の境内における老人ホームの建設に伴い、埋蔵文化財の発掘調査が実施された。その調査結果は『老人ホーム（ウェルエイジ壬生）建設に伴う発掘調査報告書』^③に記述されている。

平安時代に遡る遺稿としてSD01（朱雀大路東側溝）、SD08（築地・雨落ち溝）、SF01（朱雀大路路面盛土）が挙げられる。出土遺物は九世紀前半までのものが主体であり、出土遺構を含めても九世紀以降は十三世紀前半まで遺物が見られない。発掘調査の結果からは、発掘地周辺それほど間をおかず放棄されたと考えざるを得ない。この事実は鎌倉期に当寺が五条坊門壬生の地より移建してきたことを肯定するものであるが、移建期の遺構もまた明確でなく、なお検討が必要である。（同書・19頁）

発掘調査は、壬生寺境内の北西付近で行われ、旧平安京域の朱雀大路に関連する遺構が検出された。その遺構は、出土遺物が九世紀前半までのものに限定されたことから、朱雀大路の整備以降ほとんど手付かずの状態の空地であつたと推定された。その見解の確証は、

鎌倉期に壬生寺が移転したという資料上の根拠に基づいており、発掘調査の成果から得られたものではない。ここでは、発掘調査の結果と資料との照合が意識されている。

（前略）正嘉元年（1257）の火災で大きな被害をこうむった後、平政平を大檀越として、壬生大念佛の創始者でもある園覚上人（十万上人）導御の勧進活動を中心に大規模な復興事業が行われた。残念ながら調査の結果からは、移建および復興など鎌倉期の伽藍に関する情報は得られなかつた。ただ、SGO1からは幕末期の遺物とともに鎌倉—近世の瓦が出土している。（中略）残念ながら出土状況からはこれらの瓦が移建期のものであるのか、伽藍復興期のものであるのかは判断できないが、山崎信一氏は技法等からこれらの瓦の多くが壬生寺移建期のものと仮定し、基準試料的な位置づけをしている（山崎2000）。（同書・19頁）

ここまで、発掘調査で出土した遺物を通して壬生寺の移転の前後関係について推定してきた。次に遺物と遺構の直接の関係が検証され、江戸末期以降の壬生寺境内に、町家が建設された一画が形成されていた可能性があること、江戸末期の遺構に朱雀大路の形態が引き継がれていたことが言及された。この遺物と遺構の関係の照合に基づく年代の推定は、平安期から江戸期までの関連性への意識に基づいている。

発掘調査では、既知の資料上で鎌倉期に成立したとされる壬生寺の伽藍に関する遺構・遺物が確認されなかつた。その一方で、幕末期の遺物に混ざつて鎌倉期から江戸期中の瓦が出土した。それらは、鎌倉期の土層に混入した遺物ではないため、壬生寺の移転時に遡るものである確証とはならない。この報告書では、出土した瓦の物量的多さが、発掘調査による遺物の時期判定の基準であることを記している。これは、考古学における年代判定が遺物による基準に意識付けられていることを示す。

さて、実際の遺構が把握できるようになるのは江戸時代末期以

降である。SGO2からは多量の商職人関係遺物が出土し、壬生寺旧境内が町屋として利用されていたことを示す。しかし、この段階でも土地区画として平安京朱雀大路東側側溝の位置が踏襲されており、背割り水路として利用されていたようで、調査区周辺に関する限り、十九世紀まで壬生寺旧境内は旧来の範囲を保つていたのではないかと推測される。（同書・19頁）

以上の壬生寺境内に関する考古学の論考では、同寺の境内の一画から検出された遺構と遺物と、資料によつて知られてきた歴史との照合に意識が向けられていた。その照合作業は、鎌倉期に同寺が現地へ移転してきた時代に遡るが、当該の発掘調査の結果からその確証は何も得られなかつた。発掘調査の結果により確実となつたのは、江戸末期の壬生寺境内の利用形態であり、壬生寺境内の核心にまで至らなかつた。

（3）地理学

「近世後期の京都における寺社境内の興行地化」⁴⁾では、「寺社境内を切口に禁制都市をみていくという目的のもと、その手始めとして、寺社境内の諸芸能の興行地としての側面を取り上げ、特に演

劇類の興行の実態、および都市構造とのかかわり」が検討された。同論文では、『京都御役所向大概観書』に所収された「寺社境内芝居申渡之事」などに基づく検討のなかで、「寺社境内での諸芸能の興行が全面禁止になつたわけではなかつた」事例の一つとしてのみ壬生狂言に言及され、壬生寺境内については直言されなかつた。

次に「近代名所案内記にみる京都の観光空間」⁽⁵⁾は、「明治期京都の観光行政を検討する」ことを目的として「京都市参事会から発行された名所案内記の概要と巡覧コースをたどることで、その当時京都市が発信しようとしていた情報、および、京都の地域区分を読み取」ることを目的とした論文である。その壬生寺の記述は、『京華要誌』に掲載された場所の一覧表とその概説に二箇所、小冊子「京都記念祭及博覧会一班」に掲載された場所の一覧表に一箇所であった。一覧表への記載は寺名にかぎられ、下記の『京華要誌』の概説が文章化された。

般舟三昧院（今出川千本東）を北上し、大報御寺、船岡、大徳寺など愛宕郡大宮村をさらに北上。（中略）その後、嵯峨野、嵐山を通つて南下、松尾神社、西芳寺を経て、壬生寺、更雀寺（四条進大宮西）の東方へ進む。（同書・24頁）

ここでは主に名所案内記の巡覧コースが意識され、壬生寺はその一部として認識されていた。そのコースに含まれる場所の敷地や境内については、壬生寺に限らず具体的な記述はなく、単に巡覧コースを構成する固有名詞であつた。

以上の壬生寺境内に関する地理学の論考において壬生寺は、壬生

狂言の代名詞、あるいは固有名詞であつた。これら論文が依拠する資料では、興行や観光へ関心を向けられていながら、特定の土地において行われた行為や振る舞いといった直接経験、さらには寺社の境内自体についての言及はなかつた。

（4）庭園学（造園学）

壬生寺の庭は京都市の文化財（名勝）に指定されている。『京の名勝』⁽⁶⁾では、文化財の指定文章に基づき、壬生寺の庭について記述されている。

この壬生寺本堂の西、書院の南に庭園がある。この庭園がいつごろに作庭されたものかは不明であるが、庭園の概要をみれば、享保二十年（1735）北村援琴による『築山庭造伝』に描かれている姿とよく似ている。庭造伝には、「機密閑艶体、こまやかにこころをつけてしとやかに見ゆるすがた」と記され、この庭園が当時から名園と知られていたことがわかる。（『京の名勝』・14頁）

現在、壬生寺の庭は本堂の裏側書院の正面に所在している。江戸期に記された資料『築山庭造伝』には、その挿絵が掲載されている。その描写と現状を比較すると近似していることから、その庭が古くから名を知られ、今日まで継承されてきたと推定される。ここでは、庭の保存状態や価値判断が、現状と過去に描かれた庭の挿絵の比較によつてなされていた。

しかし、一方で枯滻石組などは、現状と似ている点も多い。現在の庭園の中心となる南北に長い枯池の西南岸、右手奥の築山斜

面の枯滻石組みは、やや大ぶりのチャートを中心とする石で組まれており。この手前の切石の橋は、長さ四メートルに及ぶ立派なものである。この枯滻石組とその周辺の意匠は絵図とほとんど変わっていない。（同書・14頁）

当該の資料が記述された時期と資料の挿絵に描かれた庭の形態との共通点が、庭の構成を通じて解説された。挿絵と現状の比較にあたっては、石質や数値が意識されていた。

このことから、天明八年（1788）の大火で、本堂以下がごとごと焼失した際に、庭園も大きな損害を被り、文化八年（1811）に本堂と書院が再建された際に茶室風の建物を含む部分が削られて再整備されたものと考えられる。また植栽も天明の大火の際に被害を被り、再建時に新たに植栽されたと考えられる。（同書・14頁）

四条大宮の南西部、綾小路の南、坊城通に東面した壬生寺は（中略）、地蔵菩薩の靈場であったが、一般には京都の西郊に当たるその所在地の地名を取つて壬生寺の通称で人々に親しまれた。今日、壬生寺の名が一般に知られているのは、中興円覚十万上人導御によつてはじめられたとされる壬生大念佛狂言（壬生狂言）と、幕末に新撰組屯所が門前の郷士宅に置かれ、寺内に新撰組隊士の墓があることによつてであろう。（同書・7頁）

ここでは、壬生寺の立地と現状と過去の出来事を交えてその由緒が概説されている。壬生寺が一般に著名な理由として、地蔵菩薩の靈場であること、狂言が行われていること、そして江戸末期に活躍した新選組の隊士の墓があることが挙げられている。それらの事柄は、期間の長短はあるが過去から今日まで継続しており、狂言については安政三年（1856）の大念佛堂の建立より中断期間を経ながら今日まで開催されている。

壬生寺の伽藍全体を焼失させた天明八年の大火は、『築山庭造伝』が刊行された享保二十年（1735）以降に起きた出来事である。壬生寺境内がこの火事に遭遇しながら、壬生寺の庭の形態が『築山庭造伝』の挿絵と近似しているということは、庭が被災しながらも火事以前の形態を保ち、火事の後に植栽を含めた整備が行われたという推察によるものであつた。ここでは、火事に遭いながらも庭の形状が持続していることが主張されていた。

以上の壬生寺境内に関する庭園学の論考では、過去に描かれた挿絵と現状の庭の姿形の比較が意識されていた。一方で、壬生寺境内

において庭がどのような機能や利用形態にあるかについては、ほとんど言及されなかつた。

（5）歴史学

壬生寺の歴史の概略は『壬生寺展 創建一千年記念』（⁷）に記述されている。

（前略）しかし、建保年間の宗平の再興から四十年を経て、康元二年（1257）2月28日、壬生寺の伽藍は火災のため悉く灰燼と帰した。

この焼失した壬生寺の堂宇を再興したのが、宗平の子、左衛門

尉政平である。彼は本堂のほか、阿弥陀堂・釈迦堂・宝塔・大門などの伽藍を修造し、その規模は往古の伽藍を越えるものであつたという。（同書・8頁）

これは、鎌倉時代における壬生寺境内の被災と、その後に再興された伽藍の構成と規模についての記述である。この再興伽藍も、天明八年に再び火災に遭つており、現存する伽藍は昭和四十五年（1970）に再興されたものであるため、当該箇所の記述は現状と直結しない。

『壬生寺縁起』によれば、壬生寺の土地は湿地が多く、泥水が湧出して伽藍の礎石を据えるのにも堅固でなかつた。そこで政平は、この頃飢饉旱魃で喘いでいた飢人を憐れみ、これらの人々を壬生寺の伽藍建立に結縁させるとともに、これらの飢人を助けるために、飢人をして簀で他所より土壤を運ばせ、その量に応じて米錢を与えて多くの飢人を救つたという。（同書・8頁）

現時点の壬生寺の周辺は、全面的に宅地化している。前述の埋蔵文化財の発掘調査結果において境内の地盤が土壤改良されたという記録への言及はなかつた。壬生寺近辺の発掘調査では、貴族の邸宅跡において広く池跡が検出されており、記録を通して取水に恵まれた土地であつたことが裏付けられる。貴族の邸宅のひとつ朱雀院には、その池跡の一部と伝わる尼ヶ池が現存しており、規模は小さいものの現在でも水を湛えている。但し、これらの存在は当該の記録

伝聞の実証性を裏付けるものではない。

壬生寺の地蔵菩薩は、室町時代には西院の高西寺・矢田寺（寺町三条上る）・星光寺（六角大宮の屋根葺地蔵）・清和院（一条七本丸）・藏珠院（正親町西洞院）とともに、洛中六地蔵の一つとして、六地蔵廻りをする参詣の人々で賑わつた。（同書・10頁）

高西寺は、日照山高山寺と寺名を変えて西院に所在する。矢田寺は三条河原町に所在する。清和院は七本松通一条上るに所在する。壬生寺は他の六ヶ寺とともに地蔵信仰の対象であつた。それらのうち、星光寺と藏珠院を除いた現存する寺院の本尊は、現在も引き続いで地蔵菩薩である。

以上の壬生寺境内に関する歴史学の論考では、壬生寺が地蔵菩薩の靈場であり、壬生狂言の会場であることなどで人々に親しまれてきたこと。またその土地の特性として湿地帯であり軟弱地盤であつたことが記されていた。また、同寺の伽藍は度重なる火災により失われる度に再興してきた歴史が述べられた。

第2項 ひとつのかずかに對する諸科学の記述における統合性の欠如

これまでに列記した土地に関する諸科学では、先人あるいは当該の諸学者による実践にもとづく事柄と、そこから推定される事柄が混在して記述されていた。そのうち実践にもとづく事柄を抽出し、時系列に沿つて一連の記述にまとめれば以下の通りとなる。

平安期における壬生寺境内の北西付近の該当地は、平安京域の朱

雀大路の一部であった。その境内は、建保年間に、当時壬生寺の旦那であった三重（みしげ）流平氏の平宗平によつて再興された。そ

の約四十年後の康元二年（1257）二月二八日に伽藍が罹災したが、宗平の子である左衛門尉政平が再興した。『壬生寺縁起』によると政平は、湿润地であつた壬生寺の土地が伽藍の礎石を据えるのには脆弱であつたため、当時飢饉旱魃で喘いでいた飢人を壬生寺の伽藍建立に結縁させるとともに、他所より土壤を運ばせ、その量に応じて米錢を与えたと伝わる。

壬生寺の地蔵菩薩は、室町時代、洛中六地蔵の一つとして、六地蔵廻りをする参詣の人々で賑わつた。

享保二十年（1735）に記された北村援琴『築山庭造伝』の挿図と現在の壬生寺の庭園の形態は近似しており、江戸期から名園として知られていた。

壬生寺では、江戸期より狂言が行われていた。狂言が演じられる大念佛堂は、天明八年（1788）の大戸後に初めて独立した建物として成立した。文政八年には、境内南より現在の位置へ移された。現存の大念佛堂は、安政三年（1856）に再建されたものである。桁行一三・九メートル、梁間五・九メートル、二階建ての入母屋造で南面して立つてゐる。屋根は桟瓦葺で、二階建てとして樂屋や客間が階下に設けられている。

平成二年に行われた発掘調査結果に基づくと、江戸末期以降の壬生寺境内には、町家が建設された一画があつた可能性がある。明治時代には当時の観光コースの一部に含まれていた。

現状の壬生寺は、四条大宮の南西部、綾小路の南、坊城通に東面した位置に所在し、壬生大念佛狂言（壬生狂言）と、幕末に新撰組

屯所が門前の郷土宅に置かれ、境内に新撰組隊士の墓がある。

諸科学の記述の総和が必ずしも特定の土地の詳述にならないことは、以上の壬生寺境内の一例を示すだけで立証されよう。土地に関する諸科学による土地の記述は、歴史学の記述がなければ概説の導出する心もとない有様であつた。結果として、そこに土地に関する諸科学の統合性が欠如してきた状況が露見している。

土地に関する諸科学の各記述には、見方の違があることにくわえ、日常生活の実践に結びつく事柄とそうではないものがあり、双方が混同されている場合がある。しかも実在する固有の土地が念頭に置かれながら、どちらかといえば日常生活の実践に結びつく事柄は、考慮されてこなかつたことが浮き彫りとなつた。

これまで建築学や考古学、歴史学では、数多くの寺社の境内や伽藍の成立や変遷に関する研究が行われてきた。諸科学の記述における統合性の欠如の要因が諸科学の研究成果の個別性にあるとすれば、あらかじめ境内や伽藍を念頭においたうえで、庭や建物といった構成要素の研究をすれば、その問題を解決することができよう。庭、建築、埋蔵文化財といった構成要素の総和が寺社の境内や伽藍を意味しないのであれば、構成要素を大きな器としての境内や伽藍に帰納させればよいという論理は、一見実態に沿つてゐるように思える。ところがこの土地に関する諸科学における統合性の欠如は、諸科学者が境内や伽藍に意識を向けさえすれば解決できる問題ではなかつた。

諸科学において記述される土地は、たとえ諸科学者があらかじめ統合性を意識したところで、壬生寺の本堂や狂言堂などといった土

地の固有性を裏付けている住人や来訪者らの意志や行為に言及されないかぎり、架空的かつ匿名的でありつづける。そのようなことは、固有名詞の表記における同一性が認められたとしても、特定の土地の“質的”意味を諸科学者の間で共有することができない。言い換えると特定の土地の統合性は、住人や来訪者らの多種多様な意志や行為がいわば“継ぎ手”あるいは“要”となつていて、それらの媒介を欠いた記述の内容は、なんらかの知識ではあっても、日常生活の実践に直接還元することができない。

固有の土地の統合性とは、具体的にいえば、先述の壬生寺についての記述にみられるように、土地の住民や来訪者における時間の流れと関連している。諸科学者の間で特定の土地の“質的”意味は、土地の住人や来訪者における時間の流れを記述することで、諸科学の研究成果の間に媒介する“継ぎ手”あるいは“要”が文中に組み入れられることがある。すでにみてきたように旧来の土地に関する諸科学の記述においても、時間の流れつまりは歴史が書き入れられるこことによって多分野における掌握が可能となつていている。つまり諸科学の記述内に“継ぎ手”あるいは“要”を組み入れるには、客体的な歴史の記述ではない日常生活の実践者と同じ時間の流れとしての歴史を記述する態度が必要ということになる。

第3項 特定の土地に関する記述における土地の住民や来訪者の意志と対人関係の欠如

こうして土地に関する横断的な諸科学の記述の総和は、かならずしも特定の土地の実践的意義を示さないことが明確となつた。それと同時に、諸科学における建築、地理、庭園、歴史の記述は、固有

の土地における実践的な出来事を包含しているとは限らなかつた。すでに述べたようにその事態は、単に諸科学の見方の違いによる起因するものではない。してみれば、諸科学における記述の統合性の欠如への問いは、諸科学側ではなく、つねに統合性が継続して成立している日常生活の実践の方へ向けられることが妥当であろう。日常生活の実践における固有の土地が統合状態にあるのに対しても、諸科学で記述されている土地が不統合の状態に陥る実情をみれば、統合性の欠如の問題は、諸科学の研究態度そのものにあることになる。

前項で言及した諸科学の記述では、壬生寺に関する人々の意志や行為を間接的に示す箇所はあつても、住人や来訪者が壬生寺という土地で実際に行つた直接の言動や行動が一切省かれていた。諸科学において過去の出来事について記述する場合は、資料への依拠が求められる。諸科学の記述では、かならずしも資料が記された時点の価値観や考え方即して記述が行われているわけではなく、資料が恣意的に解釈されている場合がある。壬生寺に関する諸科学の記述でみてきたように、恣意的な解釈がなされることで、資料が記述された時点の住人や来訪者の言動や行動は、架空的かつ匿名的な思弁に変質することになり、諸科学の記述は実態と合致しなくなる。

以上の検討に対しては、以下のような反論が想定される。たとえば前掲の「近代名所案内記にみる京都の観光空間」で記述された巡覧コースは、各資料が記述された時期の人々の行動を反映しているではないか。また、われわれが前項で挙げられた諸科学の記述にしがつて庭や建物を体験することができるは、それが実態にもとづいているからである。なるほど諸科学の記述は、われわれが自ら

の行動をもつて立証できるという点で明証的であるというわけである。ところがそのような反論は、いかにも後出しの主張であつて、諸科学の記述と実態との整合性を肯定する根拠にはなり得ない。現世に生きるわれわれにとつて過去の土地で過去の時間を生きることは、机上の空論あるいは呪術的な意味合いでなければ不可能である。現世のわれわれが記録や口伝で残されていない過去の人々の言動や行動を代弁的に記述できるとすれば、それは、記述者が日常の水準における土地とその歴史から離脱したいわば根無し草の状態にあることを意味する。この日常生活の実践のかけ離れた状態による記述は、実践における土地と歴史との結びつきと断絶しているため、諸科学者の間でその意味内容の共有と検証ができない。旧来の諸科学で記述されてきた日常生活の実践における土地と歴史は、たとえ固有名詞が同一であつたとしても双方の意味内容の“質”が異なつている場合がある。

根無し草の状態にある諸科学の記述では、日常生活の実践の前提である対人関係、社会背景、土地の歴史を一連のものとして統合することが能動的に放棄されている。そのなかで主張される諸科学の客觀性は、特定の科学集団の会合か諸科学者による講義や講演会のように諸科学者が主体となる条件下では効力が期待できても、日常生活における実践では通用しない。もし、根無し草の状態での言述や記述が日常生活の実践で通用しているとすれば、その意味内容が実践とのあいだで矛盾を来さないよう調整や変換の作業が行われている。言い換えれば根無し草の状態での記述は、調整や変換の作業を通して日常生活の実践につながる可能性があることから、それが日常生活の実践の根拠や真理であると誤解されている場合がある。

科学者の間でその意味内容の共有と検証ができるため、諸科学で記述されてきた日常生活の実践における土地と歴史は、たとえ固有名詞が同一であつたとしても双方の意味内容の“質”が異なつている場合がある。

根無し草の状態にある諸科学の記述では、日常生活の実践の前提である対人関係、社会背景、土地の歴史を一連のものとして統合することが能動的に放棄されている。そのなかで主張される諸科学の客觀性は、特定の科学集団の会合か諸科学者による講義や講演会のように諸科学者が主体となる条件下では効力が期待できても、日常生活における実践では通用しない。もし、根無し草の状態での言述や記述が日常生活の実践で通用しているとすれば、その意味内容が実践とのあいだで矛盾を来さないよう調整や変換の作業が行われている。言い換えれば根無し草の状態での記述は、調整や変換の作業を通して日常生活の実践につながる可能性があることから、それが日常生活の実践の根拠や真理であると誤解されている場合がある。

第1節 補注

- (1) 平凡社編・京都・山城寺院神社大事典..平凡社..19997
(2) 独立行政法人国立文化財機構監修、上野勝久著・日本の美術第五二九号・近世の芸能施設とその空間..ぎょうせい..2010

- (3) 財団法人元興寺文化財研究所編・平安京左京五条一坊二町(壬生寺境内)老人ホーム(ウェルエイジ壬生)建設に伴う発掘調査報告書..元興寺文化財研究所..壬生寺..2011

- (4) 京都市文化観光局文化部文化財保護課編..京都市文化財ブックス第九集京の名勝—その価値と変遷—..1994

- (5) 山近博義・近世後期の京都における寺社境内の興行地化..人文地理 第四十三卷第五号..1991

- (6) 工藤泰子・近代名所案内記にみる京都の観光空間..京都光華女子大学研究紀要四十七..京都光華女子大学..2009

- (7) 京都文化博物館学芸第二課編..壬生寺展 創建一千年記念..

実際のところ根無し草の状態は、諸科学者により調整と変換の作業が行われた時点で直接経験へとすり替えられているため、諸科学において主張される客觀性は、既に解消されているのである。

以上の検討を通じて、土地に関する諸科学は、机上の空論や呪術的でもなく統合性の欠如を回避した日常生活の実践に直接した記述を導き出す可能性が開かれる。それは、従来の諸科学者が信奉してきた客觀性ではなく、日常生活において実践者らの誰もが納得できる実践的妥当性の追求の必要性を意味する。

第2節 特定の土地の科学における用語の定義に伴う恣意性

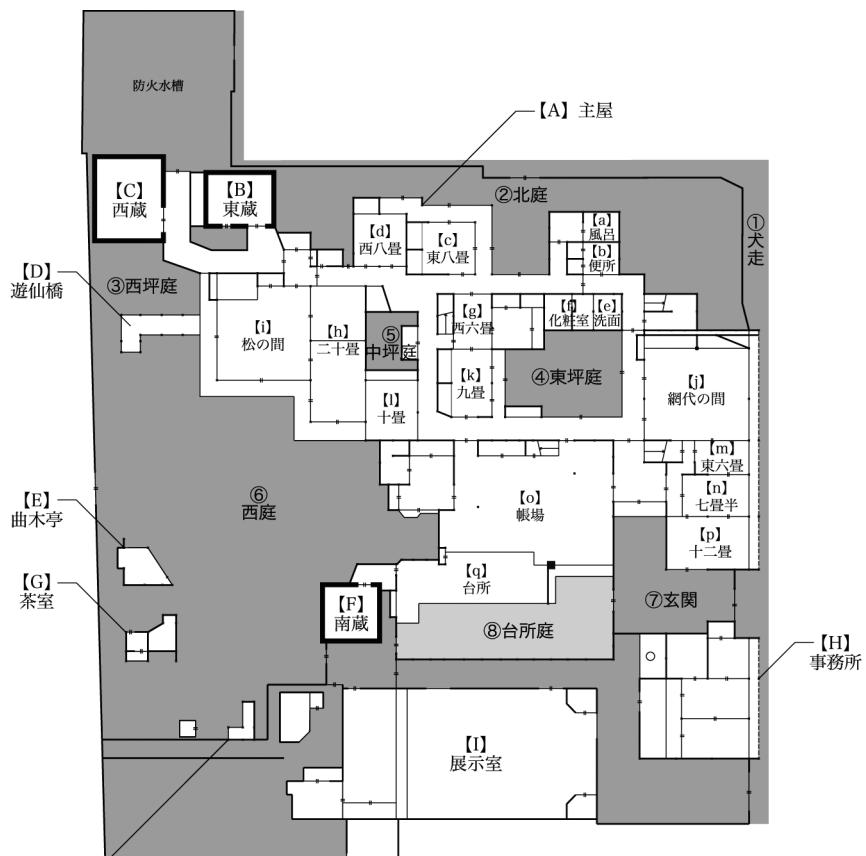
第1項 日常生活の実践における庭の実態と科学によって定義された用語とのずれ

土地に関する諸科学における実践的妥当性の欠如とは、そもそもいかにして生じてきたのか。ここで諸科学のうち造園学の原論研究に焦点を当て、根無し草状態による科学の記述について実態解明を試みたい。

これまで本邦における庭のうち、庭園の研究は主として庭園学と造園学において行われてきた。前者は日本文化のひとつとして庭園を考究する態度に、後者は庭園を造園学の研究対象のひとつとする態度に立脚している。双方とも同じように庭園へ関心が示されているが、研究態度は同一ではない。造園学では、自ら設定した研究対象の範囲と研究手法を前提するのに対し、庭園学では本邦における科学の導入以前から継承され続けている日本文化の考究が目指される⁽¹⁾。双方の科学における意志に、庭園を研究の主体とする以外の共通点は認められない。ところが科学間の記述の意味内容の質の違いは直観できないため、壬生寺に関する諸科学の研究事例を通してみてきたように、研究対象が同一であるという条件だけで質の異なる記述が併存している。その点で庭園学と造園学は、近似した科学でありながら同床異夢の状態にあり、同様の問題を抱えている。庭園学および造園学は、日実践的事柄の考究を主旨としながらも、以下に述べる社会事象を見る限り、恣意的な先入観に基づいてきた。平成二十二年四月、近世揚屋の遺構である角屋（京都府京都市中京区）の敷地内に所在する庭が“角屋の庭”として、京都市の名勝に指定された⁽²⁾。次いで平成二十三年三月、旧杉本家住宅（同中京区）

の庭が“杉本氏庭園”として、国の名勝に指定された⁽³⁾。それらの屋敷に設定された文化財の指定範囲には、樹木を植栽して景石や添景物を施した露天の庭・庭園以外に、意匠上の特徴を持たない通路、さらには上部に屋根が架かる土間が含まれている（図1、2）。京都市文化市民局は、平成二十二年四月から同二十五年三月の三箇年にわたり、京都府京都市内の町家を含む民家の庭の調査を実施した⁽⁴⁾。その結果、民家の敷地内における、様々な用途や機能を持つ庭の所在が確認された。これらの事実は、旧来の庭園学および造園学において関心が向けられてきた、草木を植栽し築山や池泉などを設け、観賞あるいは逍遙などをするための土地が広範な庭の語義のひとつであるとしてきた一般的な辞書の記述（表1）の妥当性を裏付けることとなつた。同時にそれは、日常生活の実践において庭園だけが独立して把捉されていないことを意味する。

表1 庭と庭園の語義
(広辞苑 第五版:岩波書店:1998より抜粋)
にわ【庭・場】
①広い場所。物事を行う場所
②邸宅または階前の、農事に使う空き地。
③草木を植え築山・泉池などを設けて、観賞・逍遙などをする所。庭園。
④(ア)波の平らかな(漁業を行う)海面。(イ)転じて、穏やかな天候。日和。
⑤家の出入口や台所の土間
⑥家庭。
ていーえん【庭園】
鑑賞・逍遙などのため、樹木を植え築山・泉池などを設けた庭。特に計画して作った庭。「日本一」「洋風一」



〔図1〕角屋の庭 携帯概念図



〔図2〕杉本家住宅の庭 携帯概念図

庭園学および造園学研究は、その主旨を庭と庭園のどちらに置くかにより、かなり異なつてくる。たとえば杉本家住宅の庭を事例とすれば、庭は図2の①から⑩の範囲が該当するのに対し、庭園は③、④、⑦、⑩の範囲に限定される。そのように庭か庭園であるかの違いだけでも、対象と範囲は大きく異なる。それにも関わらず、旧来の諸科学の論述の中心は、庭園であり、庭が主体的に言及されることとは稀であつた。当然、角屋の庭や杉本家の庭などで言及されたような鑑賞あるいは逍遙などを意図しない庭については、ほとんど詳述されてこなかつた。

造園学では、大正期いらい昭和期にかけて断続的に原論研究が行われてきた。その代表的な研究者としては、田村剛、岡崎文彬、上原敬一、江山正美らがいた。かれらは、それぞれ庭あるいは庭園に言及したが、その定義は一様ではなかつたし、各者の研究の段階によつても相違がみられる。それら研究のなかで、上原敬一（1889—1981）の『造園大系第二巻 庭園論』は、造園学の対象としての庭園を明示するため、数多くの関連した語彙を通じて詳述した唯一の資料であり、庭と庭園の関係性についても言及された。

上原敬一は、「庭園はひろく考えれば造園部門の一つである、ゆえに学問的にいえば造園」と言うものの定義、意義のなかに包含されるはずである」と述べた⁽⁵⁾。また、同氏を編者とする『造園大辞典』⁽⁶⁾では、庭園史とは「各國の庭園の由來の沿革を系統的、編年的に探求し、作者、様式等を研究する造園の一分科である」とされた。このように庭園を造園学の一分科とする考え方は、田村剛⁽⁷⁾や岡崎文彬⁽⁸⁾といった同時代の造園科学者にもみられた。

本節では、『造園大系第二巻 庭園論』を中心として、『造園大系

第一巻造園総論』、『造園大辞典』、『庭園入門講座十』⁽⁹⁾といった上原の著書に基づいて、同氏の庭あるいは庭園をみる観点（angle）を手がかりとして、庭あるいは庭園に関する科学である庭園学および造園学における「根無し草の状態」の実態を解明しようとするものである。それは、従来の造園学における庭園の捉え方や上原個人の「庭」と「庭園」の定義を主眼に置くものではない。

第2項 上原敬一の造園原論における庭園に向けられた意識

上原は、「造園」について「造園とは人の生活上、実用、慰楽その他生活行動を充足させるため自然材料をもつて土地及び環境を整備、造成する術である」と定義した⁽¹⁰⁾。この定義は、『造園大辞典』においてもほぼ同様であるが、「昔は単に庭園だけが対象であったが、現在はひろく公共緑地を包含している」⁽¹¹⁾という事項が付加された。このように造園の研究対象が庭園と公共の土地（公園）であるという考え方は、中村一によつても提示された⁽¹²⁾。

この定義によると造園とは技術を意味し、造園学とは土地を対象とする学問ということになる。造園が技術であり、造園学の対象が土地であるということは、上原が造園を行為と場所という二つの意味を認めていたことを意味する。造園がこの二つの意味を持つ意図について、上原は、技術としての造園の結果として公園や庭園が成立するのであれば、それらの土地は「造園される」という行為の所産であると述べ、さらに「物は造園の全部ではなく一部である」という注意を付言した。この論述によると、「造園される」という行為の意味は、庭園や公園が造園という技術の所産であるという判断に基づいている。さらに上原は、「厳密にいうならば造園された土

地は緑地である、この点緑地は都合のよい文字とされる、ただし、緑地そのもののなかに技術その他の意味は含まれていない」（¹⁻³）という一文を付け加えた。造園される土地は、ここで庭園と公共緑地から、「緑地」に言い換えられる。

『造園大辞典』によると緑地とは、「ドイツ語の直訳であり、これに相当する英語 green の意味にはこうした内容はない、公園、墓地、動植物園その他造園の対象となる各種の造園地いっさいを含めて緑地」であり、「明治時代にはなかつた文字、昭和年代旧内務省建設部局公園関係技術者の間で主として法律用語として生まれたもの、日本でも一般にいわれる文字ではない」⁽¹⁻⁴⁾とされた。「造園される」土地は、ここで緑地と“造園地”に言い分けられた。

造園とは技術であるという最初の定義から、いくつかの条件が付加されたことにより、用語の関係性が複雑になった。そこで一旦上原の造園原論における用語について整理をしたい。造園には、技術と「造園される」という意味があり、その技術によって造園された土地が緑地あるいは造園地であり、それらの土地を研究対象とするのが造園学である。そして技術としての造園は、土地すなわち物に適用されることによつて緑地になるが、物としての緑地は造園の一
部でしかないという。

ところで日常生活の実践において技術は、物と両立して実現されるものであるにもかかわらず、なぜ物は造園の一部でしかないのであろうか。そのような疑問に対しても上原は、「造園は通常人の頭脳、手段、技能などによって造られるものとされている」（1-5）（1-6）と、いう補足説明を加えた。つまり上原によると造園とは、技術と行為に“頭脳＝理想”が統合された概念と考えられている。緑地あるいは

は造園地は、自然材料・土地を含む自然物が整備・造成されたものであるが、自然物が、「造園される」ためには、理想による裏付けが必要とされる。ここに緑地は、理想と技術そして行為が統合された結果として成立するという考え方の枠組みが露見する。

緑地と造園地の言い分けには如何なる意味があるのか。前述のように造園地は、公園、墓地、動物園、植物園などの「造園される」土地であり、日常生活内に実在する。それらは、経済活動や労働の対象となり得るものである。それに対して上原は、造園の特質に「慰楽とともに生活上必須のもの、ただ慰楽との比率を異にするだけ、ここで特に注意したいことは実用というなかには生産(production)殊に営利生産、経済要素は絶対に含まれていないことである、これが含まれないからこそ造園であるとまでいわれている、農業や園芸との差異もここにある」(17)と述べ、造園地から生産性や経済性を除外した。

もひに上原は、造園地の実用性に関して「このような実用の庭園をドイツでは Nutzgarten 或は privatgarten という。これに多少でも美という概念が加わったとき初めてこの庭園は造園へと昇格する」または「何人も美しいものに心引かれる、美しいがためにその機能が広がる。これが造園の主目的とさえ思われる」(18) と述べ、

庭園を含む「造園される」土地は美が加わることによつて造園になり得るという条件を設定した。造園を定義する際に、その技術が芸術であり、その所産である土地には美を伴う必要があるという考え方では、田村剛をはじめとする造園科学者により認められている（19）。

造園地は、それ自体が元は生産物であり、とくにその維持管理については経済性と切り離しようがないのは明白である。おそらく上

原の本意は、造園地が水田や田畠のような生産地と分別されるということであるが、彼自身「造園される」土地のすべてが経済性や生産性と無関係とはいえないことを意識していた。そのため、そのすべてが純粹な「造園される」土地とはいえない造園地は、美という概念が加わることによって、造園の理想に相応しい緑地に昇華されるとした。

この論法によると、経済性や生産性が含まれず美を備えた庭園は、緑地の分類の一つということになる。上原は、造園の技術によって成立する土地と他の諸科学で取り扱う土地との分別を強く意識し、前者に生産性・経済性からの離脱と、美の付加という条件を設定することによって、純粹かつ永遠なる土地の理想像を創出した。そしてその理想像は、昭和期に狭隘な法律用語のひとつとして用いられたばかりの緑地という歴史の浅い語で言表されることになった。言いかえれば、上原の造園原論では、造園の定義に係つて実に複雑な論理補完が行われているため、一言に「庭園はひろく考えれば造園部門の一つである」といつても、それは、緑地という理想上の取り決めであつて、日常生活の実践における語彙の意味とは離反している。

第3項 上原の造園原論における庭園の位置付けへの意志

(一般造園・造園・一般的庭園・特殊な庭園)

上原は、複雑な検討を経て創出した緑地という理想像のなかで庭園が、どのように日常生活の実践との間で接点をもつかについて検討を行つた。その前提としては、「一般的庭園になると工法、設計すべて造園の範囲を出るわけにいかない」とする一方で「特殊な庭園になると、それでも造園の一部門であるかと反問したくなるほど変わつたものもある。例外とするには反則である、それほど庭園の内蔵するものは複雑なのであるが、これらはすべて心の持ち方に帰すること、造園家の設計するものばかりが庭園ではないのである。独立して庭園の定義をつくることは容易でないにしてもそれは一般造園の定義と無関係であつてはならない」⁽²⁰⁾と述べた。

この文中では、造園にくわえて「一般造園」、「一般的庭園」と「特殊な庭園」といった用語が使われており、前者と後者は対語となっている。ここで上原は、造園家が設計する「一般的庭園」は明確に造園の範囲にふくむべきだが、「特殊な庭園」に対しても懷疑的であるとした。また「特殊な庭園」は造園の一部門とは言いがたいが、「一般造園」と無関係であつてはならないということは、造園と「一般造園」が意図的に言い分けられていたことになる。

また庭園が造園の範疇の一部門であることを示すうえで、造園が技術、つまりは人の行為ではないと断りを入れた以上、造園と「一般的造園」は、土地を意味する緑地と造園地のどちらかに対応することになる。なお、造園の範囲にある「一般的庭園」は、公私という指標において「私」に該当すると述べられたが⁽²¹⁾、それは前述の対語の区分とは直接かかわらない。これらの対語の区分が、「心の持ち方に帰する」ということは、前章で言及した「造園」の理想に適合するか否かによつて用語が言い換えられたことを意味する。

日常生活のなかには、造園の理想に基づく緑地として容認しがたい造園家の設計によるものではない「特殊な庭園」が実在する。「特殊な庭園」が造園学の範疇から除外されるのは仕方がないとしても、「一般造園」と関係性が結ばれている必要があるということは、「特

殊な庭園」が「造園」とではなく「一般造園」に比定されていること、つまり「特殊な庭園」の特殊性とは、造園と比定されるかぎりであつたことを示している。

結局、造園の定義にあたつて、以上のように複雑な用語の言い換えをした上原の意志は、何に向けられていたのか。本来、緑地の定義に主眼を置けば、「特殊な庭園」への言及は、その定義付けの混乱をまねく可能性があるため、回避されるほうが望ましかつた。多くの造園科学者の中でも、抜きん出た数の庭園にかんする著作をのこした上原は、「庭園の内蔵するものは複雑」であることを誰よりもふかく自覚していた。

それゆえに造園＝緑地は、「特殊な庭園」に含まれる語彙をも包含して造園の理想像に近づける必然性があつた。その心境について上原は、「今日まで幾度か庭園というものをその他すべての造園から切り離して対等の地位に置こうとも思つたくらいである」と述べていたことから、緑地の範疇に庭園を含めようとする意志の諸元は、「造園ということの意義が不完全、不徹底なことと」⁽²²⁾ならぬいためのいわば妥協あるいはこじつけであつたことになる。

結果的に上原は、造園の理想像と日常生活の実践上における「一

般造園」ならびに「特殊な庭園」との接点についての照合に挫折した。その結果として造園の理想像は、日常生活の実践上の出来事を包含できないという不完全性が露呈した。そうなると造園学は、科学的な厳密性をもたないどころか、その研究対象が実在の土地に名を借りた机上の空論であるという批判を免れなくなる。そこで、「到底完全な定義などはつくられない、定義などにこだわらず意義に徹していればよからうというのは助け舟である」⁽²³⁾と割り切り、造

園の対象外と明言しつつ「一般造園」に「特殊な庭園」を付帯させた。このように何重もの論理操作によつて創出された理想像は、本来は並存し得ない日常生活の実践に伴う語彙と織りませて併記されることによつて、直觀に基づかない理想像が実在性をまとうかのように偽装される。その結果、造園科学者らに「庭園はひろく考えれば造園部門の一つである、ゆえに学問的にいえば造園と言うものの定義、意義のなかに包含される」と錯誤させる論法が編み出されたのである。

造園、「一般造園」、「一般的庭園」そして「特殊な庭園」といった用語と土地の関係は、表2のように示すことができる。さらに、それら用語を上原が『造園大系』に掲出した語彙と照合したものが、表3から表6である。これらの表を見比べてみれば、上原による論理の矛盾点が見出される。たとえば表3では、「一般的庭園」を記述しているとしながら、実質的には庭と庭園の分類となつていて、表4では、庭園だけではなく、用例が少ないものとして庭に類する語彙が混ざっている。最後に表5で示された「一般造園」と表3の語群を見比べると、「宫廷庭園」以外の語は一致せず、整合性が欠落している。

これまで述べてきた緑地の一部としての「一般庭園」を対象とする研究を「造園学的庭園論」と位置づけることで、上原が「庭園といふものをその他すべての造園から切り離し」た研究の可能性が開かれる。それは、日常生活における実践にもとづく庭を対象とする研究であり、上原の掲出した用語にもとづけば、「緑地のうち一般庭園の類語」と「特殊な庭園」ということになる。

第4項 「一般庭園」の理想と実態との乖離

以上の造園原論における庭園の位置付けの解説については、少なくとも二つの反論が想定される。一つ目は、そもそも造園学では、上原が述べるところの「特殊な庭園」を「庭」と「園」が合成された語と考えており、科学の定義として庭がその研究対象に含まれるのは当然とする意見である。たしかに、従来の造園学の研究には、その研究対象として庭を含む事例が認められる⁽²⁴⁾。しかしながら、ある場合は庭を含みそうでない場合があるとする研究態度は、恣意的であり、科学として厳密性を欠く。

二つ目は、たとえ緑地が科学による理想像であつても、実在する都市域や里山などを研究対象としていれば、その一部である民家や

表2 上原の用語と土地の種類の関係

用語	土地の種類
造園	緑地
一般造園	造園地
一般の庭園	緑地
特殊な庭園	造園地、その他

表3 ²緑地、のうち ²一般の庭園、

(『造園体系2 庭園論』)	
個人住居ではない個人庭の範囲	個人庭の範囲外
(1) 旅館の庭	(1) 社寺庭園
(2) 料亭の庭	(2) 公館庭園
(3) 農家の庭	(3) 宮廷庭園
(4) 団地の庭	—

表4 <緑地>のうち <一般の庭園>の類語

名 称	名 称	名 称
1. 庭園	21. 墓土山	圓圓
2. 景園	22. 須弥山	圓園
3. 緑地	23. 盆石	丘園
4. 造園	24. 用例が少ないもの	村園
5. 風致園芸		邸園
6. 島	小庭	後園
7. 山水	大庭	南園
8. 前栽	南庭	園曲

表5 一般造園 (『造園体系1 造園総説』)

(『造園体系1 造園総説』: 造園学の分類、 頁102-115より抜粋)		
(1) 個人造園	(6) 療養造園	(2) 空港造園
①個人庭園	(7) 神社境内	③路傍植栽
②共同庭園	(8) 靈域造園	④埠頭造園
③記念庭園	①仏寺境内	⑤自動車運転教習所
④公開庭園	②墓地造園	
(2) 公園	③陵墓	(15) 鳥獣誘致造園
(3) 宮廷庭園	④廟堂	①鳥類誘致林
(4) 公共造園	⑤礼拝所	②狩獵造園
①官公庁造園	⑥教会	③鴨場
②教化造園	(9) 工場造園	(16) 博覧会造園
③学校園	(10) 鉱業造園	(17) 営利造園
④植物園	(11) 休養造園	(18) 天然造園
⑤動物園	(12) 体育造園	①国立公園
⑥水族館	(13) 福祉造園	②文化財
⑦博物館	(14) 交通造園	(19) 風景地計画

表6 ²特殊な庭園、(『造園大系2 庭園論』)

名 称	
1. 庭	柯庭、庭院、庭蔬、東雅、家屋雜考(庭、南庭、広庭、小庭、中庭)、箋注倭名類聚抄
2. 廷	—
3. 場	—
4. 院	院子、院中、院庭、院落
5. 壺 (つぼ)	壺前栽、蓬壺、石壺
6. 坪	除、墀、唐、壇、土へんに氏、墳、著、穴かんむりに奥、王へんに寅、掖
7. 園	—
8. 圃	—
9. 苑	苑地、園苑、苑囿、台苑、別苑、城苑、後苑
10. 圉	—
11.GARDEN	G a r t h 、 Court 、 Orchard 、 Anlage
12.PARK	—
13.PARADISE	—

境内はもちろん、それらのなかに所在する庭が緑地に包含されるのは当然という意見である。さらにいえば科学者間で共通理解を図るために、個別の事実を一旦概念に置き換えることによって徹底され客観的な議論ができない。それゆえ「特殊な庭園」のように粗雑な個別の事柄ではなく、緑地のような理想像こそが科学研究の対象として相応しいとされてきた。しかし、たとえば地球儀を眺めるだけでは特定地域の世情を把握できないように、緑地や景観という概念にもとづいて研究対象の地理的範囲を拡大したからといって、個別具体的な実践の出来事を取り扱わないかぎり庭そのものについて把握できているはずがない。

このように、いわば大は小を兼ねるといった発想は、緑地や景観といった概念を通じて、大なる自然や都市という単位の論述を行えば、小なる角屋や杉本家の住宅の庭も自ずと言い含めることができるとする考え方と共通している。その論法は、直観したことのない出来事を伝聞によって掌握しているよう装つてはいるにすぎない。さらに、たとえば異邦人が初めて来た土地に降り立ち、ただ漠然と周囲を見わたす場合と、庭師が毎日のように手入れを行っている庭を見わたすのとでは、土地に対する了見に歴然とした差がある。

土地の意味は、特定の対象に意識を向け直観されないかぎり掌握することができない。仮に造園科学者が緑地という理想像に即して、角屋の庭に論及するにしても、日常生活の実践を通じて「揚屋」や「座敷庭」、「松の間」といった固有名詞や機能・利用形態に関する記録や証言を受け入れないかぎり、その土地の具体的かつ厳密な記述をしたことにはなりえない。しかしながら、実在する土地を歩いて採取した情報にもとづく実測値や実測図などは、緑地という理想

像が日常生活の実践と結びつけられ、内実ともに充実した科学的見解となる。造園の意義は、そのような過程を経ることによって徹底されその科学的厳密性が保証される。さらには、そのような反論が想定される。それらの論述では、日常生活の実践による情報取得を前提としながら論述の段階になると、むしろ日常生活の実践との結びつきが擬似的に断ち切られ、非実践的な客観性の確証が求められている。つまり造園の理想像の実現が目指されることは、その概念と日常生活の実践との照合をあらかじめ放棄していることと同じなのである。

造園学における理想と日常生活の実践との照合は、そもそも成功しない。科学の理想は、日常生活の実践の出来事へ忠実に従うのではなく、科学者らが恣意によって日常生活の実践の出来事を取捨選択・再構成している。その結果、日常生活の実践との結びつきを断ち切り、閉じられた観念的世界が創出される。それにより、日常生活との照合は困難となるが、逆に理想に基づいた客観性と完結性が導き出される。造園学は、日常生活の実践と相対的な位置関係に立脚することによって、実践者や他の科学者からの干渉や問い合わせを回避できる。その一方で造園学の理想にもとづいた客観性と完結性は、日常生活の実践つまりは庭の所在や構成、工作物、植物栽樹木の意味などと直接の関係していないという矛盾を抱えることになる。造園科学者間において造園の定義にばらつきがあるのは(25)、たがいに理想とする緑地や景観を日常生活の実践上で検証することができないからであつた。

“造園学的庭園論”は、造園の理想像である緑地の実現を目指すために、日常生活の実践の出来事に幾重の論理操作が加えられていることから、日常生活の実践では通用しない。たとえば、庭園が庭を包括するという解釈は、“造園学的庭園論”的なかで通用するものであり、日常生活の実践を通じた語彙の成立の歴史とは離反している。同じ表記と発音の語でありながら諸科学の用語と日常生活の実践上で通用する語義が相違すれば、諸科学と日常生活の水準との対話は平行線を辿らざるを得ない。極端にいえば、会話が成り立たないのである。

しかし今や“造園学的庭園論”は、一部の造園科学者あるいは庭園科学者だけの理想ではない。本来、万人の共通認識を得るのは、はるか長い歴史を経て日常生活の実践上で認証されてきた“庭”的ような語であるが⁽²⁶⁾、科学における誤解が社会一般に射影されている。引いては、他の土地に関する諸科学においても“造園学的庭園論”的立場と同調されている場合がある。そうなると、もはや実践と理想との見境がなくなり、学際的研究は、表面的には互いに理解しているようにみえて、実際にはなにも合意できていないといった事態に陥る。いわば、過去から将来にわたり人々が行動し続いている土地で起きている生の出来事こそが、土地に関する諸科学の原点であることが忘却されているのである。

庭に関する諸科学の記述の立脚地とは、日常生活の実践に伴つて認証されてきた語彙で言表されるところの、上原が「特殊な庭園」と「一般造園」という用語を通じて例示した土地と歴史のことである。そして、そのような土地とは、日常生活の実践上で用いられる語彙に照合すれば、結果的に広く事を行う場を意味する“庭”とい

うことになる。上原が『造園大系第二巻 庭園論』において、社会一般の語彙と造園学用語を照合し、庭園の定義を行つた結果、あいまいな結論にしか至らなかつたことは、理想上の庭園の定義と歴史に裏付けられてきた庭の語義が合致し得ないという事実を示している。

庭に関する諸科学が再出発をはかるには、科学固有の語彙の使用を停止することで“造園学的庭園論”と一線を画する必要がある。それにより日常生活の実践との結びつきは持続でき、科学者と庭の所有者、庭師は、素養次第で同じ土俵のうえで議論することが可能となる。その一方で、庭の科学の議論は、科学と呼ぶにふさわしくない日常生活における瑣末な内容になるのではないかという批判を受けよう。しかしながらその論述が、日常生活における事実の徹底した解明により、諸科学者と日常生活の実践上で承認されるほどの説得力を導き出すことができれば、科学者としての自立性や職業が失われたり、科学の存在意義が疑われたりすることはあるまい。専門的な出来事を取り扱っている以上は、諸科学において専門用語が認められないはずがない。それでも万人に通用する語彙の組み合わせを主体として記述する努力は不可欠となる。

上原の論述にみられる“造園学的庭園論”は、科学としての独立性への固執により、あらかじめ理想的な目標を設定してきた。造園科学者は、その理想が日常生活の実践の出来事と大きく離反しないよう、専門用語を駆使して擬似的に社会一般の語彙との擦り合わせを行つてきた。さらに緑地という理想像を継承する弛まぬ努力がなされてきた。

諸科学の研究のすべては、日常生活の実践における出来事から借り

りてはいる。造園科学者は、実際に研究を進める段階になると日常生活の実践における出来事から借用してきた事柄のうち、自らの理想にふさわしくない出来事を排除する操作を行う。かれらは、その結果として生じる矛盾に対し、本来は直接関係のない緑地や景観といった概念を創出して演繹する必要に迫られる。“造園学的庭園論”的記述は、論理操作を重ねることによつて、特定の科学者集団に属する人々しか真の意味では理解できなくなり、引いては日常生活の実践上の出来事と隔絶する。さらに、“造園学的庭園論”を不完全なかたちで受容した社会一般の人々のなかで誤解を生むというねじれさえも生じている。

これまで “造園学的庭園論” を通してみてきた諸科学特有の論理は、特定の科学者集団内で個々に創出された理想にもとづいて継承されてきた論法に縛られることによつて、日常生活の実践における実践的妥当性が無効とする。その結果として、日常生活の実践においてはもちろん、諸科学の分野間における相互理解もまた図ることができないのである。

第2節 補注

(1) 「元来、庭園は「すまい」という暮らしの空間の一要素であり、生活に密着した存在といえます。日本庭園もまた、日本人の生活と深く関わりながら成立し、発展してきました。日本はその意味で、日本人の生活の中で育まってきた日本文化の一つの「華」として捉えることができるでしょう。」日本庭園の特性をこのように捉えてみると、日本、の特性をこのよう

- (2) 今江秀史・角屋の庭の実測調査・角屋研究 第19号・財団法人角屋保存会・2010、1—15頁
- (3) 月刊文化財・第一法規
- (4) 京都市文化市民局・京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター編・京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第二冊 町家・民家の庭の調査・2013
- (5) 上原敬二・造園大系第二巻 庭園論・加島書店・1973、4頁
- (6) 上原敬二編・造園大辞典・加島書店・1978、566頁
- (7) 「余はこれより進んで、造園史、造園材料、構造、設計、管理等の諸問題より、各論として庭園、公園、天然公園、廻遊公園、社寺、墓地、公共建築の修飾、都市計画等に亘つて逐次研究を発表して行かうと思ふ。」田村剛・造園概論・成美堂、大正7年、3頁
- (8) 「それでは具体的にいつて造園の研究はどのように分類され、現代の造園学はどれだけの範囲のものをとり扱っていくべき

- かを考えてみよう。目的別に分けると観賞に重きをおくものとしては、庭園、公園、天然の風景地がある。」岡崎文彬・岡説造園大要・養賢堂版・1975、8頁
- (9) 上原敬二・庭園入門講座 10・加島書店、1987
- (10) 上原敬二・造園大系第一巻 造園総論・加島書店・1976、14頁
- (11) 造園大辞典、490頁
- (12) 「明治時代から後の、日本の近代では、造園は二つの主要な園を造ることを意味するようになる。すなわち、庭園と公園である。」中村一・尼崎博正・風景をつくる・昭和堂・2001、3頁
- (13) 造園総論、23頁
- (14) 造園大辞典、890—91頁
- (15) 造園総論、17頁
- (16) 上原は、『造園・整備』の項目で、「日本人の作庭本能ともいふものは子供の時代から存在する」(造園総論、23頁)と述べており、この概念が“造園”に伴うものか、あるいは文化社会学的なもの、その意味づけは明確ではない。
- (17) 造園総論、15頁
- (18) 造園総論、15—6頁
- (19) 「農林・水産・園芸・土木・採鉱等、何れも土地に最も深い関係を有つた仕事である。それらのものと造園とを比較して直ちに判ることは、他の総てのものは実用を目的としてゐるのに対して、造園は美を主目的として造られて居ると云ふことである。」(田村剛・造園概論・成美堂書店・

- (20) 1918、3頁)
- (21) 「庭園といふものは住居とともに個人の住生活にとつて二つの大きな分野である。以下にも述べてあるが庭園が他の造園種類にくらべて特に異なる大きな点は「個人」を対象としていること、その個人からすべてのものが出発する」(庭園論、9頁)
- (22) 庭園論、4頁
- (23) 庭園論、2頁
- (24) たとえば臨済宗寺院の方丈の周囲四面にある庭は、「大庭」あるいは「坪」の語義と対応するように、科学者は、自覚なく「庭」を研究対象にしている場合がある。
- (25) 「造園の学的大系の樹立はむつかしい、それは内容の然らしめるところ、学者によつて意見の異なるものもあるのは当然で、それは一造園学にかぎつたことではない」(造園総論、3頁)
- (26) そもそも社会一般においては、前述した上空から都市あるいは緑地を俯瞰し、さらに身体の尺度で同じ対象を観察し、最終的に双方を統合するといった行為が行われる必然性はなく、それは諸科学においても同様である。俯瞰的に位置を必要性がある場合は、一時、地図を眺めるだけで充分であるし、実生活において都市や緑地という観念を用いる必要性があるのは、造園業などごく限られた職種の人々にすぎない。

第3節 土地に関する諸科学の根本問題の導出

第1項 オギュスタン・ベルクによる土地に関する諸科学への反省
土地に関する研究を行う諸科学者は、分野は違つても記述される土地の固有名詞が同一であれば、互いの研究成果が関連していると信じて疑うことはない。それは、たとえば考古学の研究成果が内容の検証を経ることなく建築学や庭園学など広い分野で引用されることからも窺い知れる⁽¹⁾⁽²⁾。実在する土地の固有名詞や所在が

同一であることは、諸科学の記述内容の性質が同じことの根拠にならない。諸科学による土地の記述のなかには、現地での直接経験にもとづいたものだけではなく、二次資料や憶測による根拠が薄弱な性質のものもある。土地に関する諸科学における記述の質の混同は、第三者に対する科学としての厳密性と名証性を疑惑に陥れる。

そのようななかで、フランスの地理学者オギュスタン・ベルクが、自著『風土の日本 (Le Sauvage et L'artifice-Les Japonais Devant La Nature)』⁽³⁾において、従来の土地に関する諸科学の記述の厳密性の欠如を指摘し、諸科学の別に関わらない基本的指標として「風土の理論」を提示したのは慧眼であった。ベルクは、「風土の理論」の地理学的基礎づけにより、諸科学の記述の厳密性の欠如を指摘した。『風土の日本』の日本語訳文庫版の解説において、カント研究で知られる坂部恵は、同書を「自然地理学、人文地理学、あるいは生態学等々として、相互に十分関連されることなく開発されてきた従来の地理学の諸研究を、人間と自然との相互のかかわりに注目した独自の動的・総合的な風土学へと発展せしめ、深化とするところみ」とした(同書 423頁)。ベルクによると「風土 (milieu)」は、「ある社会の、空間と自然に対する関係」と定義される。

ここで「自然」は、この世界において、人間によつても、人間のためにも、意味を持たないものとして理解される。自然とは、人間を前提しないものであり、それでいて人間の内部に、そして周囲にあるものである。人間は、メタファによつてしか自然をすることができない。文化というメタファである。(同書 155頁)

ベルクによると自然と人間は、諸科学において前提されていると同様に二元的な関係性にあり、両者を結びつけるのが文化であるという。自然は、それ自体が人間にとつて直接意味をもつことはないが、「文化における自然の干渉と集団における個人の干渉」をもつて、メタファ(隠喻)、具体的には「言葉」に置き換えられることによって文化的な存在として意味化される。その置き換えとは、われわれの「仮想的な場」つまりは「(一定の風土の一部を成す生き物としての)人間の内部で、またその周囲において、ある意味を持つ」ものである(同書 156—59頁)。

文化と自然にはそれぞれ秩序があり、双方には「境界」がある。ベルクの分析の対象はこの「境界」に向けられており、その分析が結果的に「風土」の問題に帰納すると考えられている。ベルクは、「風土の理論」を提唱する以前の地理学が「地理学的決定論のなかに迷い込んで」しまっていたとする。「地理学決定論」の問題点は、自然科学と人間・社会科学の諸手続きを経ずに、何の疑いもなく双方の境界を容易に踏み越えてきたことにあるという。それは、類推(アナロジー)と因果関係を混同している点で、誤った科学の認識を導く危険性を伴つていた。また科学全般としていえば、自然と文化あ

るいは環境と文化との関係を断絶し続ければ、結果的に万人の精神は主観において孤立し、永遠に「主観と客観、自然と文化、集団と個人という三重の二元性を乗り越えること」（同書・181頁）ができないという問題を抱えていた。

ベルクは、「地理学的決定論」の克服には「風土 (milieu)」という固有の位相に基づいて三重の二元論すべての両立をはかることが不可欠と考えた。具体にそれは、日常生活の実践の出来事と同調して、自然と文化（人間）をメタファーという「添え木」によって引き付けて記述することであつた。⁽⁴⁾

ベルクは、どのようにして自らが属する地理学の反省を意識したのか。彼の「風土の理論」の発想は、近代フランスの哲学者であるルネ・デカルトの思想を範とした近代科学主義の批判、近代の哲学者・和辻哲郎の『風土』⁽⁵⁾の批判的読解に基づいていた。

このウロボロスのように閉じた論理は、風土の論理であり、論証的な言葉の論理では決してない。風土のただなかでは、自然は表象された自然の内部に存在している。表象された自然は社会のなかに投影され、社会は自然のなかに投影される。部屋のなかのソフィスト—デカルトなら「暖炉部屋にひとり一日中こもつた」ということだろう、その誰が三つの用語のどれか一つを省略することに踏み切れるだろうか。（同書・58頁）

ベルクは、『方法序説』第二部の冒頭における「炉部屋での思索」を引用して、デカルトの数学にもとづいた機械論的な自然論の偏向した態度を批判し、社会の自然に対する能動的かつ受動的関係につ

いて言及した。人間にとつて自然は、社会を通じて心理物理的に受容されており、物質と運動の関係だけに集約することはできない。自然がメタファー（暗喩）を通してのみ意味化するということは、自然が近代科学主義における物質と運動の理論だけで論じられないことを意味する。

諸科学における自然への言及は、原則的に言葉を用いた社会の対人関係にもとづかざるを得ない。「風土の理論」は、二匹の蛇が互いの尾を飲み込む「ウロボロス」の図案のごとく、自然と社会によつて構成されたひとつの環のようなものである。そのように人間にとつてメタファーという「添え木」が受容可能としている自然と社会、文化が関係する実践的世界が「風土 (milieu)」と呼ばれたのであつた。

風景のテーマがヨーロッパ近代の言語や芸術に広く行き渡つたことは、より一般的な関係の連鎖の一部を成している。アーウィン・パノフスキイ（1892—1896）はその連鎖に道しるべを立てた一人であり、彼はいわゆる近代的遠近法が次第に確立してきたことを、個体主義的自我の覚醒と結びつけている。この二つの進展が相俟つて西欧の近代性が明確なものとなり、その際、基本的な付随物として客観化（すなわち主体と世界の相互的抽象化）ということが伴われ、これが科学革命を約束するものとなつた。（同書 194頁）

日常生活の実践上において近代科学主義者は、自然と社会の二面からなるウロボロスの環を、自然だけの環が成り立つかのように装

い、振る舞つてきた。かれらが自然の側面だけによる世界の記述を正当化するためには、個人の意志や意識、社会と自然との結びつきなど原理的に自然と同一視できない現象までも自然の延長物として数値などによる抽象化をする必要があつた。そのために近代科学主義者は、社会の一員でありながら自らが足場とする社会に目を背け、自身が抽象化した空間のほうを真の社会とみなすよう演繹せざるを得ない。したがつてパノフスキーが指摘したように、近代科学主義者は、ユークリッド幾何学の計量空間に例示される「直接の空間体験がまつたく知ることのないあの等質性と無限性とを空間の表示において現実化し、精神生理学的空間をいわば数学的空間に変換するということは、単に作画の結果ではなく、それこそがその使命」となつてきたのである⁽⁶⁾。

ベルクの関心は、地理学の「科学的方法」の再検討にあつたが⁽⁷⁾、そのためには、社会に深く浸透しながら社会への帰属を認めようとしない近代科学主義の乗り越えが不可欠であつた。そこでベルクは、自らの「風土の理論」と近代科学主義との根本的な違いを意識し、和辻哲郎を介してハイデガーの「存在了解」の概念を取り入れた。ベルクは、『存在と時間』を引いて⁽⁸⁾、従前の地理学を「諸科学に先行してこれらをもとづけているもろもろの存在論の可能条件」という根本的な水準に基礎づけ直し、近代科学主義から身を離した「風土学」への移行を企図した。しかしその本意は、地理学者としての立場への執着による、風土学を第一科学とすることにあつた。ベルクによると自然科学と社会科学の二元論は「風土理論」に収斂され、土地に関する諸科学はその理論を司る「風土学」において完全性を得るという。

つまりベルクは、近代科学主義者が自然と社会の「境界」を意識しないまま双方を混同している根本的な矛盾を指摘し、自然がメタファーすなわち言葉に置き換えることにより意味化されているという、心理物理的な領域の反省を経た科学の研究態度を発案するに至つたのであつた。

第2項 土地に関する諸科学の記述における性質の相違

『風土の日本』におけるベルクの取り組みは、近代科学主義の影響を受けることなく社会・文明と土地との関係を記述するための理論の構築であつたとみることができる。そして自然と社会・文化の関係性の考察の結果として導き出されたのが「風土理論」であつた。ここでわれわれは、新たな課題に直面する。「地理学的決定論」の克服を意識して考案された「風土理論」は、地理学の科学的手法であつて、諸科学間における互いの研究における還元・照合が意識されているわけではない。その理論は、地理学への執着により「風土学」という科学的主義を継続していた。特定科学の研究態度あるいは領域へ執着するかぎり、どれほど根本的な基礎づけを行つたところで、専門母型（パラダイム）の介在による実態との断絶あるいは補正が行われるため、諸科学の間において互いの研究の還元・照合を可能とする記述を行うことが困難となる。そこで、諸科学者らが学際的研究を行うには、日常生活の実践上における時間の過ごし方と土地との関わり方を逸脱しないことが不可欠となる。

諸科学の間において相互の研究が還元・照合できるようにするためには、諸科学者らの現前に研究成果が提示されたときに互いに承認できるという意味での合意形成が求められる。諸科学者が専門母

型への依拠を保留すれば、諸科学の垣根といったものは事実上解消し、あらゆる諸科学者の言述と記述は、日常生活の実践における共通の時間の過ごし方（自然的態度）に立脚する必然性に迫られることになる。

土地に関する諸科学者の研究成果は、実践的世界における実践の前提である時間と土地に紐付けられていてこそ、実践的妥当性が得られる。つまり旧来の諸科学では、日常生活の実践における時間の過ごし方と土地が紐付けられた実践的世界の記述と、そのような実態を俯瞰あるいは傍観した思弁の言述あるいは記述が混同されたのである。実践的世界の言述・記述は、科学主義の影響下にある客体的なものではなく、諸科学の理想や定義を前提しない直観に基づいている必要がある。

以下、庭について言及された旧来の土地に関する諸科学の事例を挙げて、土地に関する記述の質の相違を整理したい。

（1）俯瞰的思弁の記述

山口秀文の「大徳寺・妙心寺の本坊・塔頭における前庭と敷地配置の構成」は、京都市右京区に実在する寺院をもとにした研究である。それは、「敷地内の外部空間を単なる空地とは捉えずに、「庭」という人々の生活に関連し文化的意味をもつ概念としてとらえる」と、実在の土地に即した研究であることが示されている一方で、土地に関する捉え方として以下のような視点が提示されている。

建築、庭、敷地の関係を、庭を中心に四つの方向から捉え、図1に示す。「（一）間取り（建築）と庭の関係」とは、建築の間取り、内部の空間と庭との関係である。「（二）庭そのもの」とは、敷地

内で展開する庭そのものの空間や機能・意味である。「（三）庭と敷地外の関係」とは、敷地外、すなわち隣地や街路、地区との関係をいう。「（四）敷地内の建築と庭の配置」とは、上記三点を総合した上で敷地内部での建築と庭の関係や配置を扱う視点である。（8）

この視点とは、建築学の専門母型における敷地の単位や、「プロトコル」などと呼ばれる概念に依拠しており、日常生活の実践における時間の過ごし方には紐付けられていない。また三項目提示された研究方法のひとつをみると、「（三）典型事例について、西澤文隆と重森三玲が作成した実測図と観察調査により建築と庭、つまり、内的要因と外的要因との関係から前庭の空間構成、及び、本坊・塔頭の建築と庭の配置構成を方丈・客殿、庫裏、書院、前庭を中心分明らかにする」とある。

そこでは、実在の土地との接触が避けられ、寺院の住人との対話に依拠していない。つまり、実在の土地の呼称と図像は用いられないながら、実在の土地との直接の紐付け関係は認められない。このように庭や建築の研究の記述では、測定値や実測図に絶対的な客觀性があるとみなされ、現地検分や住民への聞き取りなどでは裏付けられない恣意的な評価や分類、様式化が行われている場合がある。ところがそのような記述は、理論の完結性や精度に係わらず実社会における対人関係を欠いている以上、分野の異なる諸学者の理解を得ることができない。

この種の研究は、まさにベルクが批判した近代科学主義の研究態度に則っており、われわれの眼前にある実在の土地を幾何学的分析

によつて記述できるかのように見せかけている。しかしその研究成
果は、客觀に裝われた個人的見解以上のものではないため、
実踐的社會と照合し、他の諸科學に還元することは、原理的に不
可能である。

(2) 傍観的思弁の記述

町田香は「近世初期宮廷庭園の文化史論的研究」⁽⁹⁾において、
江戸期「寛永文化の特色として指摘されているサロン」という人間関
係の中で、庭園の「利用者」を捉えていく研究を行つた（同書..
4頁）。ここでサロンとは、「人がまず優先し、文芸はむしろそれ
に付隨するもの。様々な文芸活動を行うことが可能」という性格を
有した文化集団」（同書.. 6頁）と定義され、さらに「同志的な性
格を帶びたもの」という獨自的な性格を付与」（同書.. 8頁）する。
研究の方法は下記の通りである。

つまり宮廷庭園は階層によらない同志的人間関係からなるサロン
の活動の場であり、後続の大名庭園が藩主と家臣という主従關係
を主軸とした饗応の場であつたことに比すれば、宮廷庭園は獨自
の性格といえよう。（同書.. 64頁）

具体的には、智仁親王と後水尾院の文化活動と後水尾院の文化活
動と捉えられる事跡を、同時代の諸日記を中心とした文献からで
きる限り渉猟調査する。さらに、その文化活動を①内容②構成員
③場所といった要素から分析すると共に、両者の文化活動の変遷
を明らかにする。（同書.. 7頁）

この論考の主旨は、庭の利用者を、桂離宮と修学院離宮を造営し
たことで知られる一条宮智仁親王と後水尾院に設定し、資料にもと
づいてかれらの文化活動の実態と特質を明らかにすることであつ
た。そのうえで結論の段階において「それぞれの時期における活動
内容の質的な推移をたどることによつて、活動場所としての庭園が

どのように機能していたのかを考察」（同書.. 57頁）する。その
庭としては現存する仙洞御所や修学院離宮、桂離宮などが挙げられ、
それら活動場所における遊興や文芸活動に言及されている。その結
果、以下の結論が導き出された。

この論考の筆者は、一条宮智仁親王の自筆日記『御年暦』を挙げ「例
えば、執拗に連歌を催したことを記し、十二、三人いる参加者のう
ち常に特定の人物を執拗に書き記している。これはまさに智仁親王
の意志の現れといえよう」（同書.. 6頁）と、庭を造営した人物の
意志とその人間関係を分析することによつて、庭が成立するに至つ
た実態を浮き彫りにしようとしている。この論考は、資料に依拠し
て日常生活の対人関係を反映しているという点で一定の実踐的妥当
性が認められる。

しかしながら、その記述されている事柄のすべては、客体的な態
度によるものである。その論考において記述されている庭と対人関
係は、現存する庭あるいは現世の社會と照合されていない。その結
果として、日常生活の実踐上における往還関係を持たない、内部完
結した思弁の記述に留まつてゐる。その主旨とは離れて、この論考
の仙洞御所や修学院離宮、桂離宮の記述は、現存するそれらの庭に
おける実踐に直接反映することはできない。

(3) 客体化された実践的世界の記述

中島宏は「小石川後楽園と浜離宮恩賜庭園の植栽管理のあり方に
関する研究」⁽¹⁰⁾において、実在する庭の維持管理の実態について
記述している。

本論では、直接職務に携わった筆者自身の経験をもとに、特に、
小石川後楽園と浜離宮恩賜庭園について、植栽の構成や地割の変
遷と植物の生育状況や推移などを検討し、植栽管理のあり方につい
て考察する。(同書・1頁)

この論考の筆者は、東京都庁が所管する六箇所の文化財庭園の保
存管理に携わった経験があり、そのうち小石川後楽園と浜離宮恩賜
庭園が研究対象とされている。その研究の方法は、「歴史的な文献、
絵図、調査報告書等の検討をもとに作庭時から文化財指定時までの
地割り構成の推移を検討する」、その上で「作庭時から文化財指定
時までの植栽構成の推移を検討する」、さらに「近年の植物生育状
況と推移を把握するために、東京都における樹木調査資料・データ
等に基づいて分析し考察」を行い、その結果に基づいて「ブロック
毎に植栽管理のあり方を考察する」(以上、同書・2頁)というも
のであった。この論考の筆者は、自身の経験と実地記録との照合結
果を実際の庭における植栽管理へ反映することを意識していた。

これらの文化財庭園は、時代の変遷と共に庭園の所有者の交代、
庭園に対する思想の相違、震災や戦災などの影響、また、最近の
周辺環境の改変などによつて、庭園は変化してきた。特に、庭園

の主要な構成要素である植物は生き物であるため、自然の法則に
従う気候風土の影響は免れがたく、季節や時間の経過とともにそ
の姿を変えていくので、管理の中で目標を持つて、計画的に管理
していかなければ、庭園の歴史的景観を崩すことにもなりかねな
い。(同書・1頁)

歴史のある庭の景観は、天変地異を含む自然の影響や社会的要因
によつて変化をきたすため、計画的な管理の必要性がある。本論考
の目的は、特定の庭に対する管理のあり方の検討であつたが、その
意識は自然の影響と社会的要因に向けられている。さらに本論考で
収集、分析された記録は、実践的世界における歴史と現存する庭に
立つて採取された情報にもとづいていた。つまり、それらの情報は、
確実に日常生活の実践における出来事に紐づけられている。

いずれにしても、幾多の変遷を経て両庭園に課せられた日本庭
園の鑑賞美を基調にして、本論での研究の手順に従い文化財庭園
の植栽管理目標を十分發揮できるように植栽管理をし、わが国の
庭園史上に残る歴史の地割・意匠や特有の発達をとげた江戸の
伝統的な樹芸等を継承し、東京都における伝統・文化遺産であ
る文化財庭園の価値を伝承していることが重要である。(同書・
164頁)

最後に本論考の筆者は、継承や伝承といった概念について述べ
た。継承や伝承は、対人関係によつて成立するものであるが、ここ
ではそれが数値と俯瞰的記述に置き換えられている。この論考の目

的は、庭園の歴史的景観を崩さないための植栽管理のあり方の考察であり、たとえ研究の冒頭より伝承と継承が念頭に置かれていたとしても、対人関係についての検討が行われていない以上は、植栽管理の技能の継承や庭の価値の伝承に直接的な寄与をすることはできない。本来、この論考の結果を小石川後楽園と浜離宮恩賜庭園の保存管理の実務に還元するためには、現状の実践的世界における対人関係との照合と調整が別途必要となる。それにも関わらず同論考は、日常生活の水準と直結した世界について記述しながら、活きた対人関係についての配慮がないために、日常生活の実践からどれほど多くの情報量を得ようと、その記述の態度では実践的妥当性が担保されないのである。

(4) 実践的世界の記述

従来の土地の諸科学では、先述の三事例に見られる“質”的記述が行われるに留まってきた。それは、これまで直接経験に直結した実践的世界の記述が、ほとんど行われてこなかつたことを意味する。それでは、直接経験に直結した実践的世界の記述とは、いかなるものかといえば、そのひとつの事例として地誌が挙げられる。

たとえば竹村俊則『昭和都名所図会』⁽¹⁻¹⁾は、江戸期に記述された秋里籬島『都名所図会』⁽¹⁻²⁾の記述と挿図の形態を踏襲しているため、現存する土地に対して江戸期と昭和期との情況の比較が可能である。さらに、両書の著者は現地に赴いて挿図を作成し記述を実施しているため、同時期の社会事情が色濃く記された紀行文などと照合を行つても辻褷が合う。両書の共通点は、著者が実在する土地に赴いて同時に生きる人々との間における関わりの記述を行つたことである。その記述内容は、記述の形式を揃え、実用上の地名や

呼称を踏襲したことにより、現世への還元さえ可能である。

両書では、いわば先科学的に日常の社会生活が記録されていた。その記述の仕方は、庭、建物、地理など諸科学の領域など無関係なものとして、地域や寺社がまとまりとして意識されていた。言い換えれば、諸科学を含む実社会における照合と還元を可能とする実践的世界として土地を記述すると、地誌のようにならざるを得ないものである。同様の態度による記述を諸科学間で行おうとすれば、たとえば京都府京都市内において行われた、百件の町家・民家の住人を対象とした聞き取り調査にもとづく報告書『町家・民家の庭』⁽¹⁻³⁾でみられるように、科学分野に隔たらない徹底した学際的分業が不可避となる。しかしながら、たとえ地誌が実践的世界の記述であつたとしても、その個人による見識が科学としての一般性や普遍性を担つているとはいえない。どのようにすれば個人の見識に留まることがなく、日常生活の実践に還元可能な土地の記述が可能であるか、それが次の課題である。

第3項 日常生活の実践における土地の記述に向けての根本的な転換の必要性

ここまで、土地の記述における四種類の“質”的記述に違いを提示した。この“質”的記述の違いは、それぞれに優劣あるいは上下の関係があるわけではない。それぞれ異なる態度に立脚したそれらの記述は、“質”として並行関係にあり、いわゆる互換性は期待できない。実社会の対人関係と関わりを持つ“客体化された実践的世界・実践的世界”的記述と対人関係を均質化した“俯瞰・傍観的思弁”的記述の内容は、地名や人名など固有名詞や年号以外に接点をもたない。つまり

実践的世界の記述と架空の思弁の記述の“質”的違いは、日常生活の実践へ向けた還元の意識の有無に起因しているのである。

結局、諸科学による土地の記述において、日常生活の実践の出来事へ直接還元することが可能なのは、実践的世界の記述のみである。

それは、いわば日常生活における実践上の記録や分析、解明こそが、実践的世界の記述であるということである。その成果は、近代以前の地誌などでみられるように、日常生活の実践上における時間と土地における過ごし方に紐づけられている必要がある。そして、実践的世界の記述は、個別的科学主義の断念、諸科学者による専門母型への依拠の保留によってのみ、その可能性が開かれる。

これまでの考察で、日常生活の実践上で通用する学術研究を進めようでは、従来の土地に関する諸科学の研究態度を大幅に見直さなければならぬことが明確となつた。正確にいえば、見直しではなく天と地をひっくり返すような根本的な転換が迫られている。それが決して比喩ではないことは、従来の土地に関する数多くの諸科学者によって長らく絶対視してきた客観性の根拠がそもそも不明瞭であり、その研究成果が日常生活の実践の出来事に直接還元できない実情が明示している。

この根本的な転換とは、たんに従来の研究のあり方を反省し刷新することではなく、従来とは根本的に異なる研究態度を見出していくことなければならないということである。そのためには、まず従来の科学における日常生活の実践上における時間の過ごし方と土地に紐づけられない研究態度をあらため、日常生活の実践上で生じている出来事を支持基盤の段階まで邇行することが求められる。それは、従来の土地に関する諸科学者が日常生活の実践上で生じている出来

事から距離を置いて、恣意的な架空の空間を創出し、それを前提して言述・記述を行つてきしたこと。その従来の諸科学における研究態度からの完全なる離別が不可欠であることを意味する。

第3節 拡注

(1) 建築に関しては、以下の事例がある。山本雅和著・平安京の邸宅遺構・倉田実編・王朝文学と建築・庭園 平安文学と隣接諸学・竹林舎・2007、132-56頁

(2) 庭園に関しては、以下の事例がある。奈良文化財研究所学報第七十四冊 古代庭園研究I・独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所・2006

(3) オギュスタン・ベルク著・篠田勝英訳・ちくま学芸文庫 風土の日本・1994

(4) われわれの日常生活の実践上において自然と文化は、メタファーによって常に結び付いた状況にある。この恒常性は、M・ハイデガーの「被投性」、つまりわれわれの理解が原的に自らの存在可能性に向かつて身を投じられた状態にあることと同調している。日常生活の実践上においてわれわれは、予め自然と文化が一体である情況に身が投じられており、身体的にその情況から離反できない。直言すると自然と文化の二元化は、一般常識的な先入見あるいは諸科学の研究態度によつて喚起されているのにすぎないのである。

(5) 和辻哲郎・風土人間学的考察・岩波文庫、1979
(6) 環境哲学に関するインタビュー オギュスタン・ベルク・「工

- コ・フィロソフィ」研究別冊三 2009-12..東洋大学
学術情報リポジトリ、174頁
- (7) E・パノフスキー著・木田元監訳..「象徴形式」としての遠近
法・哲学書房..2003、12-3頁
- (8) マルティン・ハイデッガー著・細谷貞雄訳..存在と時間(上)..
ちくま学芸文庫..1994、49頁
- (9) 山口秀文..大徳寺・妙心寺の本坊・塔頭における前庭と敷
地配置の構成..日本建築学会計画系論文集..第75巻..第
654号 1907-1916..2010
- (10) 町田香..近世初期宮廷庭園の文化史論的研究..2004
- (10) 中島宏..小石川後楽園と浜離宮恩賜庭園の植栽管理のあり
方に関する研究..2008
- (11) 竹村俊則..昭和都名所図会
- (12) 秋里籬島..都名所図会
- (13) 京都市文化市民局ほか編..京都市内未指定文化財庭園調査
報告書町家・民家の庭..京都市文化市民局文化芸術都市推
進室文化財保護課..2013

第4節 日常生活の実践における土地に関する研究態度の検討

第1項 従来の土地に関する諸科学の言述・記述の説得力と理想

日常生活の実践上の出来事と科学主義的態度にもとづく記述との間には、矛盾と乖離が生じている。日常生活の実践上は、たとえば「壬生寺」という寺院境内がわれわれにとって単元的に直接経験されるのに対し、科学主義的態度にもとづく記述は多元的である。諸科学の分野間の記述には、必ずしも統合性が認められない。そもそも日常生活の実践上の土地は、万人にとって、はつきりとした切れ間のないひとつのものとして直接経験されている。多分野の土地に関する諸科学者らが、壬生寺の境内の現地を同行すれば、かれらは建物や埋蔵文化財、地理、庭、歴史を別々に経験するのではなく、ひとつ壬生寺の境内を直接経験することになる。その場合、諸科学者の間で相違するのは、原的な射程 (perspective) ではなく、実践的世界の実践上における諸科学の分野ごとの見方 (angle) や価値観 (view of values) である。

諸科学者らが同じ時期の特定の土地で直接経験するかぎり、たとえ互いに別の行動をとっていたとしても、ひとつの土地に対して科学分野ごとに個別の真理や論理が成立すること自体が矛盾している。諸科学者らが直接経験する土地はひとつである。かれらの間で実践上の見方や価値観の違いにおいて、用語の差異や個別の受け取り方が生じることはあっても、上原敬二による造園学の原論でみられたような諸科学の分野ごとの理想空間を直接経験することはできない。その理想は、特定の科学者集団内における共通理解の範囲に留まる。分野が異なる土地に関する諸科学者は、理想空間を前提するゆえに、政治学者のように複数の国の係争について議論すること

ができないのである。

諸科学では、個別に掲げられた理想の遂行が目指されてきたが、実践的世界における直接経験では、そのような科学の理想が前提されない。そもそも上原による造園学の原論研究を通してみたように、諸科学の理想と用語の定義は、極端なまでに他の科学との差別化が意識されており、科学間ではひとつの土地に対する共通認識がはかられていない。日常生活の実践のうえで壬生寺の境内を直接経験する時、われわれは、絶えず原位置や庭と建物の境界を意識しない。そこが屋内であろうが露天であろうが、土間であろうが床上であろうが、特定の時間における土地のまとまりは、受動的に直接経験されており、諸科学で恣意的に設定された分節に従っているわけではない。ひとつの土地を諸科学の理想に基づいて分離し差別化する動機は、日常生活の実践の出来事にではなく、諸科学の理想のなかにしかない。そもそもさ、それら差別化された土地の記述にもとづいて学際研究を行うこと自体が矛盾している。

そのような科学の実情のなかで、オギュスタン・ベルクが「風土」という概念を通して、日常生活における単元的局面を示したことは、実践的世界の記述を目指すうえで大きな手がかりとなつた。しかしそのベルクでさえ、自らが属する地理学の科学主義から脱することができなかつた事態は、深刻に受け止める必要がある。諸科学者は、理想や用語の定義を通じて科学主義を継承することにより、自ずとその主義の虜となつている。

諸科学者は、いかに科学主義を批判したり反省しても、自らが属する科学集団から脱退することは、自身の研究者としての歴史と存在意義を否定することになる。それゆえかれらは、科学主義からの

脱却を躊躇せざるを得ない弱みを抱えている。諸科学者は、「風土」のように土地の単元的局面を想定した研究を行つたところで、科学主義つまりは科学分野ごとの独立性を主唱し続けているかぎり、日常生活の出来事と科学研究との乖離を解消することはできない。そもそも科学分野ごとの独立性は、諸科学者あるいは諸科学者集団が動機しているのであつて、実践的世界における実践にとつて直接の関係はない。

そこで見過ごせないのは、諸科学の言述・記述が、日常生活の実践の舞台である実践的世界のなかで受け入れられ、市民権を得るだけではなく権威化されていることである。土地に関する諸科学は、研究成果の根拠や明証性について矛盾を抱えており、その存在意義は危機状態にある。もし危機という表現が大げさというのであれば、土地に関する諸科学の研究成果の質にはばらつきがあり、分野間での照合や検証を図ることが困難であることは、土地に関する諸科学に携わつたものであれば、誰しも納得せざるをえない事実である。

それにも関わらず、科学者集団の内部からその危機状態の克服がに向けての取り組みが行われないのは、諸科学の研究成果が社会のなかで市民権を得る見せかけあるいは工作が成功しているからである。諸科学者がその立場で言述・記述を行うことができるのは、科学者集団内で公表された論文や研究発表の範囲あるいはその延長線上である。それ以外は、科学者の立場をかりた個人的見解である。

一般社会において科学者へ講演や寄稿、何らかの検討委員への就任が依頼される際、諸科学者の言述・記述がかれの研究成果と整合しているかを確認する義務は必ずしもない。諸科学者が、自らの研究成果以外のことを科学者の立場で主張していても、かれの科学者

集団における業績を精査しなければ、確かめようがない。さらに、一般社会が諸科学者に求めている実践的世界の物事と諸科学者による理想空間の研究との齟齬は、双方の言述・記述の質の差異を見極めることができないかぎり、露見することはないのである。言い換えれば、この実践的世界と科学的理想的空間の理念上の同一性が、科学主義が日常生活の実践が行われる社会に受容される常態性に結びついている。

実践的世界と科学的理想的空間は、理念として同一であるため、表面的な言述・記述において見分けがつかないが、その質は明確に異なる。理念の質は、その言述・記述が実践的世界と直接結びついているか乖離しているかの違いで、大別できる。諸科学の言述・記述では、日常生活の実践の出来事が理念化（言語化・文章化）されている。しかしその際に諸科学者は、自らの科学の独自性を主唱するための差別化、そのための恣意的な用語の定義などによる工作を行うため、理念化の原点にある日常生活の実践の出来事は、最初とは全く違つたものに変質してしまつている。

諸科学者は、この理念化にかかる工作活動によつて、自らの言述・記述を実践的世界と科学的理想的空間とに二元化し、状況に合わせて双方の局面に対応する。諸科学者の研究対象が科学的理想的空間でありながら、実践的世界における実務者向けの講習会や行政の審議会さらにはマス・メディアでの言述・記述を行つてもその是非が問われないのは、時と場合によつて実践的世界の出来事と科学的理想的空間の思弁を使つているからに他ならない。そのような実情は、土地に関する諸科学の厳密性と信頼性を根底から損ねている。

諸科学者が日常生活の実践の出来事について言述・記述するなら

ば、直接経験の理念化にあたつて、実践的世界と科学的理想的空間とに二元化の操作を行うわけにはいかない。実践的世界の理念化は、科学主義的態度を介在させることなく、自然的態度のままで遡行的に行うことが求められる。

第2項 土地に関する言述・記述における直接経験と理念の関係性

旧来の土地に関する諸科学は、何について記述してきたのか。第1節で言及した壬生寺境内の記述を実例として、あらためてそれを検証したい。

建築学では、壬生寺境内を構成する建物一棟（大念佛堂）について解説されていた。その記述内容は、主に建設から改修等、移築の遍歴、建物の寸法と材料、部屋等の配置、意匠であつた。

考古学では、老人ホームの建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査結果について記録・解説されていた。その記述内容は、主に検出された遺構と遺物（出土品）と周辺の発掘調査結果や歴史資料との検証であつた。

地理学では、京都という都市における壬生寺の位置とそこで壬生寺狂言という行事が行わっていたことが解説されていた。

庭園学（造園学）では壬生寺の庭について解説されていた。その記述内容は、歴史資料の挿図と庭の現況との寸評や形状、意匠を通じた比較であつた。

最後に歴史学では、壬生寺の立地と過去の出来事が、一部現状との照合とともに解説されていた。

これら壬生寺というひとつの土地を対象とした諸科学の記述は、分野によつてその性質に相当のばらつきがある。

前節において整理した土地の記述における四種類の“質”的違いは、結果的に土地に関する記述の一貫性のなさを示した。

“俯瞰的思弁”的記述は、日常生活の実践上の歴史や対人関係を前提しない。“傍観的思弁”的記述は、歴史や記録に認められる対人関係を前提しているが、土地に関する出来事と隔絶し、日常生活の実践における出来事との照合が行われない。

“客体化された実践的世界”的記述では、歴史や記録に認められる対人関係を前提し、土地に関する出来事と直結する立場をとる。さらに日常生活の実践における出来事との照合が行われる場合はあるが、日常生活の実践への還元が徹底して行われない。その記述・記述は直接経験にもとづいているが、“俯瞰・傍観的思弁”と同様に科学主義の影響下にある。

実践的世界の記述は、歴史と対人関係への遡行を意識し、日常生活への還元が念頭に置かれる。

これらの性質の違いは、第3節で挙げた諸科学の研究と照合する、建築学、考古学、庭園学の記述が“俯瞰的思弁”と“傍観的思弁”、歴史学の記述が“傍観的思弁”と“客体化された実践的世界”に該当する。一部の歴史学の研究を含め、土地に関する諸科学の記述では、それぞれ科学主義による思弁と実践的世界が混同されている場合がある。それが結果として、諸科学の記述の厳密性あるいは名証性を疑わしいものにしている。

これまで諸科学では、ひとつの土地について記述される場合でも、記述の性質の違いが問われることはなかつた。諸科学者においては、土地に関する固有名詞を揃えるという意識はあつても、他分野の記述の性質を確認し精査することはなかつた。諸科学において記述の

性質の整合性がとれないことが、学際研究の遂行を阻んできたことは、表立つて議論されてこなかつた。

この土地に関する記述の性質の混同とは、いかにして生じてきたのか。これまで土地に関する諸科学では、それぞれの分野ごとに理想化された研究対象についての記述が行われてきた。理想化された研究対象は、直接経験されるものではないため、実践的世界における実践の出来事と同一視できない。あらかじめ理想化の手続きを踏んでいる諸科学の記述では、実践的世界との結びつきがあらかじめ断絶されてきた。

端的に双方の性質は、直接経験にそのまま即しているか、あるいは直接経験を相対化し傍観・俯瞰・客体化するかによつて異なる。

実践的世界と科学の理想にもとづく思弁の記述は、双方の性質が根本的に違うことが自覚されていないかぎり、区別することが困難である。この性質の違いのわかりにくさが、実践的世界と科学の理想にもとづく思弁の記述との混同の契機となつてきた。また、旧来の土地に関する諸科学の言述・記述が社会一般で得てできた説得力は、まさにこの性質の違いのわかりにくさが背景となつてきたのである。

実践的世界と科学の理想にもとづく思弁の記述における違いのわかりにくさは、土地の記述における四種類の“質”的の違いの整理によって、一定整理することができる。しかしながら、それだけで実践的世界と科学の理想にもとづく思弁の記述の混同が解消するわけではない。実践的世界における実践の渦中でこの記述の混同が常態的であること、それこそが問題視される。日常生活の実践では、ことがあるごとに現実と理想の違いを思い知らされる。それは実践の出

来事と理想にもとづいた思弁が異質であることを明示している。言い換えると日常生活の実践の渦中では、現実と理想ではなく、実践的世界と科学の理想にもとづく思弁の記述のほうが混同されているのである。そこで、なぜ実践的世界と科学の理想にもとづく思弁の記述は、なぜ混合されてきたのか、その実情の解明が求められる。

第3項 “俯瞰・傍観的思弁” の解明

実践的世界と科学の理想にもとづく思弁の記述の混同は、日常生活の実践の渦中でほとんど省みられることのない常態的な出来事である。その意味でこの常態性は、実践的世界の実践において、先科学的に⁽¹⁾潜在している⁽²⁾。

理念は、実践的世界において事象そのものを見ること、つまりは直観⁽³⁾を根源としている。そして、直接的な感覚経験⁽⁴⁾である日常生活の実践が受動的に理念化されることによつて、人々の間で意思疎通ができる。言い換えれば、主観（わたし）による直接経験は、理念を通すことによつて初めて複数の主観（わたしと相手）の間で伝達し合うことが可能となつてている。日常生活の実践において、直接経験と理念はつねに連動しているが、前者が後者に先行するという序列が入れ替わることは原理的にありえない。

たとえば日常生活の実践において、われわれが庭石の設置や庭木の手入れを実践する場合、まずは眼前の石や樹木を直観し接触する。われわれが石を据え、古葉を摘むといった行為の最中では、直接経験と理念が密接に関係している。それらの行為が終わつた後、あらためてそれらの行為を想起した時の理念は、直接経験の新鮮さは過去のものへと遠のいている。そもそも直接経験と理念の間には、時

間を通じた関係において先驗的な遠近差が生じている。その関係はわれわれにとつて一切受動的であり、能動的な作用が加えられる余地はない。

庭石の設置や庭木の手入れなど実践の出来事は、直観や接触とほぼ同時に受動的に理念化される。直接経験と理念の関係性は、実践を終えてその場所から離れ、時間が経過するにつれて薄れる。直接経験を終えて過去のものとなつた理念は、忘却や消去されるわけではなく、わたしと相手との間に沈殿する。沈殿した理念は、過去に直接経験をした場所に戻り、ふたたび同様の行為を行うことで、直接経験に再び近づくことができる。発掘調査などは、過去に遡るという点で直接経験の復元の可能性をもつ行為であるといえよう。

また理念は想起することができるため、直接経験を再び行わざとも、言述や記述を通じて複数の主観（わたしと相手）の間で伝達し合うことが可能である。諸科学者が直接体験や対話をすることなく、他者の言述や記述にもとづいて“俯瞰的・傍観的思弁”的記述ができるのも、そもそも理念が先驗的に直接経験つまりは身体を超越して伝達されているからにほかならない。

実践的世界では、直接経験にもつとも近い理念が絶対的な意味を持つており、実践者の言述や記述の伝達される順序が後になるほど、その意味が薄れ遠のいていく。つまり理念は、直接経験された状況と場所が離れるほど、そのみずみずしさや生々しさが過去に遠のき、わかりにくるものへと転じていくことになる。その意味で、理念の性質の違いは、時間の経過にもとづいていることになる。この性質の違いは、目に見える物量的な差異として観察や計測できいため、実践的世界における実践の渦中では、どうしてもわかりにくくいもの

となる。

直接経験や対話をすることなく、実践者の理念を二次的、三次的に取り扱っている諸科学者は、退行した理念にもとづいていることになる。かれらの言述・記述が実務者や行政、マス・メディアなどで説得力を得てきたのは、その説得力が直接経験やある行為の再現に裏付けされたものではないことと関係している。科学的な操作を経た二次的、三次的な理念は、その真実性を第三者によつて確かめることができない。それゆえ一般社会では、それら副次的な理念が社会的権威によって裏づけられると、あたかもその言述・記述が実証性を持つているように思い込まれてしまう場合がある。

ここでは、旧来の土地に関する諸科学において、実践的世界における実践＝直接経験と理念の不可逆的な遠近関係がほとんど考慮されてこなかつたことが問題視される。諸科学の厳密性や信頼性を損ねてきたのは、理念化において直接経験との関係を断絶し、言述・記述された土地を均質かつ匿名的な幻影のようなものに位置づけてきたことにある。直接経験との関係を断絶した土地の理念は、諸科学者によつて実践的世界を装つた恣意的な概念にすり替えられ、日常生活の実践の渦中に取り込まれてきた。その結果として実践者は、実践的世界と社会的権威に裏づけられた科学主義による思弁との間で生じる齟齬に苛まれるか、従属するしかなくなるのであつた。

旧来の土地に関する諸科学者は、自らの恣意的な概念に実践的妥当性があると主唱し、庭師や大工、設計技術者など土地に関わる実務者を大いに戸惑わせてきた。その一方で実務者たちは、直接経験と理念の不可逆的な関係を直観し、理念に「質」の違いがあることと自覚してこなかつた。それによりかれらは、理念が直線経験に還

元されなければ実践的妥当性を得られないことを、論理的に説明することができなかつたのである。われわれは“俯瞰・傍観的思弁”について言述・記述できるが、そこで示される土地の虚構内で住むことも過ごすこともできない。旧来の土地の諸科学で重要視されたきた“客觀性”とは、実践的世界を客体化あるいは相対化した理念であつて、日常生活の実践で通用する実践的妥当性とはまったく異質であつた。

日常生活においては、実践を通じて直接経験と理念化との遠近差が適度に保たれる。直接経験と近接した理念の記述は⁽⁵⁾、同一の時期あるいはひとつの場所に関する記述との照合をもつて、過去(歴史)への遡行性が担保される。その一方で、あらかじめ直接経験への元づけ関係を断絶した“俯瞰的・傍観的思弁”では、直接経験と理念化との遠近差が無効になることによつて、言述・記述の内容における時間的な差異が失われる。そのような言述・記述は、結果的に匿名的で均質的となる。実践的世界における理念化は、時間の経過に内属していることが前提される。“俯瞰・傍観的思弁”は、この時間の経過への内属を棚上げしている点で共通しているが、前者が幾何学的な数値化を目指している点で区別される。

従来の土地に関する諸科学のなかには、前節で引用した山口秀文の「大徳寺・妙心寺の本坊・塔頭における前庭と敷地配置の構成」のように「幾何学的に同質化された「幾何学的空间」」⁽⁶⁾の言述・記述を目指したものがある。

日常生活の実践での土地に関わる出来事は、実測や計測によつて数値に置き換えることができる。この種の数値は、直接経験に還元可能な理念であり、設計など日常生活の実践に還元できる点で実践

的妥当性をもつ。この距離や高低差の数値は、そのまま幾何学的空间を意味するわけではなく、たんに日常生活の実践の一環である。実測や計測といった直接経験から得られた数値による記述は、実践的世界の物質面を示しているのであって、幾何学的空間という別世界が存在しているわけではない。幾何学的空間の記述は、直接経験との結びつきに関わらず成立することができる点で実践的世界の記述と区別されるが、双方には相互関係が結ばれる可能性がある。

幾何学的空間の事例としては、コンピューターグラフィックス(CG)が挙げられる。CGは、数値に基づいて画面上に図化される。その図像を形成する元となつてゐる数値そのものは均質であるが、図像を形成する意志に応じて日常生活の実践への還元の可能性が生じる。具体には、CGで設計された自動車部品や人形は、手作業や産業用ロボット、3D(三次元)プリンターなどによつて実像となる。つまり理念である数値そのものは直接経験できないが、数値によつて形成された図像に実像化の実践がなされることによつて、直接経験できるようになる。つまり理念であるCGの図像とその結果である実像を結びつけるのは、日常における具体的な行為の実践とということになる。CGの作成自体も行為であるが、それだけでは実像を形成することはできない。理念を実像へ結びつけ、実体と関わるようにするためには、抽象から具体にいたる行為の実践が不可欠ということになる。

この実像とCGとの形成の関係は、山口秀文が記述した寺院の前庭と敷地配置の構成と実在の寺院境内の関係と同一ではない。山口の記述は、「西澤文隆と重森二玲が作成した実測図と観察調査」という故人による記録と本人による直接経験にもとづいている。記述

が直接経験にもとづいているという条件では、この実測と観察調査によつて成立する理念は実践的世界を示していると思える。ところが、西澤文隆と重森三玲による寺院境内を構成する事物ひとつつの実測と山口による建築学の専門母型や概念に即した観察は、直接経験から理念にいたる行程が根本的に異なる。諸科学者の観察は、専門母型を前提した先入観により、実測のような日常生活の実践をそのまま反映しているわけではない。

実測と諸科学者の観察を複合した記述は、たとえ考察に数値が介在していたとしても幾何学的空间を示すことにはならない。このように直接経験と直結した理念とあらかじめ直接経験との関係を断絶した理念の混同の結果として記述されるのが、"俯瞰的思弁"である。"傍観的思弁"とは、数値の代わりに資料に依拠した"俯瞰的思弁"である。そして"客体化された実践的世界"は、直接経験と直結した日常生活の実践あるいは資料に依拠しながら、専門母型を前提した先入観にもとづいて記述されている。従来の土地に関する諸科学では、以上のような記述の性質の違いが明示されてこなかつた。別の見方をすれば、これまでの土地に関する諸科学の記述のなかには、日常生活の実践をあからさまに反映した実践的世界を記したものも含まれている。

実践的世界と科学の理想にもとづく思弁の記述がわかりにくいのは、双方が質は異なつても同じ理念だからである。それら理念が混同されてきたのは、直接経験と理念との関係性の精査や照合を怠つてきたからである。"俯瞰・傍観的思弁"による記述は、いわば実践的世界と幾何学的空间を装つた創作的虚構であり、知的好奇心を満たすことはあつても、日常生活の実践に直接反映されることはな

い。"俯瞰・傍観的思弁"の言述・記述の説得力は、直接経験と理念との関係性が直接・間接・断絶などのように異質であつても、理念として違ひがないという常態性が前提となつてゐる。土地に関する言述・記述の性質の差とは、内容に対してではなく、直接経験と理念との関係性に依拠している。日常生活の実践のうえで、諸科学が厳密性と信頼性を回復するには、直接経験と理念との関係性の精査、照合を行つて、その記述が実践的世界に還元できる担保を得る必要がある。しかしながら、これまでなぜそのような過程が踏まえられてこなかつたのであろうか。直接経験と理念との関係において生じる差異は、なぜ同質視されてきたのか、そこが問われてくる。

第4項 直接経験と理念の不可逆的な関係と遠近差

われわれは、一度も現地を訪れたことがない庭について、先人が手がけた実測図や記述などによつて説明することができる。さらには修理や改修の計画を立てることさえ可能である。それは、土地に関する記述が副次的に直接経験された理念の構成によつて可能であることを意味する。直接経験と直結しない理念同士の構成による修理や改修の計画が、日常生活の実践に反映できるのは、理念と直接経験が不可逆的な相関関係にあるからにほかならない。理念の緒元が直接経験にもとづいているという関係性は、絶対に逆転することができないが、CGのように理念同士による多重の構成を直接経験に送りかえし、新たな日常生活の実践を発生させる可能性が開かれている。つまり直接経験から理念、理念から直接経験への関係は絶対的に不可逆であつても、理念は日常生活の実践への可逆性を包含している。この不可逆的と可逆性は先驗的に別々の位相にある。

理念の構成は、複数の主觀の間での受動的なはたらきを前提している。そのはたらきが、われわれに個人の視座を超越した俯瞰的な射程をもたらす契機となつてゐる。もし、理念が直接経験とつねに直結していたならば、われわれの過去は実践が行われるごとに次の実践上へと送り返されるため、理念の構成は単相であり、射程はつねに直観の範囲から出られないことになる。

日常生活の実践において理念の構成が多相であり、われわれの射程が複数の主觀の間に向けられるということは、直接経験から遠のいた過去の理念が先驗的に日常生活の実践へと繰り返し遡行できることを示している。これは、直接経験と直結しない理念同士の構成によつて、庭や建物の構想や計画を立てるることは可能であるが、それだけでは机上の空論であり、構想や計画を実践するためには、直接経験への遡行が不可欠であるという当然のことである。この当然であること、それこそが直接経験と理念との関係において生じる差異の常態的な同質視と密接に関わつてゐる。

ここで、前項において言及した直接経験と理念との遠近差の議論が重要な意味をもつてくる。日常生活の実践における直接経験と直結した理念は、時間が経過することにその新鮮さとみずみずしさを失い、退行した副次的な思弁へと変質していく。つまり理念の性質の差異とは、言述や記述のなかで成立している理念と直接経験との遠近差、言い換えれば行為の段階のことであつた。たとえ理念がどれほど副次的になつても、直接経験へ遡行できることは、これまでに数多くの都市計画や巨大な建物、公園の構想・計画が実現された歴史によつて裏付けられている。

直接経験からみて極端に副次的な理念である構想や計画は、直ち

に日常生活の実践に反映できるわけではなく、基本構想から基本計画、基本設計、実施設計、施工図の作成、施工などとといったように、理想と直接経験との遠近差を埋めるための段階が踏まえられる。直接経験と副次的な理念は、その遠近差が大きいほど、日常生活の実践へいたるまでに長い時間と手間をかけて直接経験の段階へと遡行する必要がある。それは、どれほど漠然とした構想や計画でも、その実現に当たつては、直接経験から理念、理念から直接経験への不可逆な関係を逸脱できないこと、さらには直接経験と理念との関係において生じる差異が同質視されていない実情を示している。それならば、直接経験と理念との関係において生じる差異は、いかなる局面において常態的に同質視されているのか、そこが問われてくる。ここで着目されるのは、日常生活の実践上、構想や計画が一個人の主觀によつて実現するわけではないことである。構想や計画が一人の実現にあたつては、たとえ基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、施工図の作成、施工などの過程のすべてに關わつている特定の人物がいたとしても、その実現には数多くの人々の協力を得ることが不可欠である。構想や計画は、各段階において作業分担して行われる場合が多い。それは、極度に副次化された理念と直接経験の遠近差が一個人で埋められないという、主觀の許容範囲に限界があることを示している。いわば構想や計画から実現に当たつての作業分担とは、直接経験と理念の遠近差に応じた段階の区分である。ただし、直接経験と理念の遠近差は、理念上の差異であつて物理的に計測できないことに加えて、日常生活の実践上では、おびただしい数の出来事に多様な遠近差が生じており、截然と明示することができない。換言すれば、日常生活の実践において直接経験と理念の遠近差は、

星の数ほどに程度が異なった斑（むら）状になつてゐる。

たとえば都市計画の基本構想を検討中の設計者が、計画現場に植栽されていた一本の桜の保存を訴えることと、庭師がその桜の移植をすることとでは、ひとつ桜をめぐる直接経験は近似していくとも、理念から直接経験までの遠近差には大きな違いがある。もし設計者が計画のうえでその桜を一年間で移植する必要性を主張したところ、従来その桜を管理してきた庭師は、樹木の健康状態に配慮すれば三年間は養生しないと活着しないと述べたとする。双方の主張は、どちらも主観なのであるが、設計者と桜との間にある直接経験が副次的であるのに対し、庭師と桜の関係は直接的である。ここに直接経験と理念における遠近差が、時間を前提していることが露見している。

設計者と庭師は、同じ一本の桜の移植という日常生活の実践に携わつてゐる。設計者は、構想という極端に副次化された理念を念頭に置いて、その桜を一年間で移植する必要性を説く。その一方で、日常生活の実践として桜の管理をしている庭師は、直接経験にもとづいて三年間の養生の必要性を説く。ここで生じてゐる二年の時間差は、設計者が直接経験と理念の絶対的な不可逆性を度外視することによつて生じてゐる。樹木の生命そのものは理念の支配下にあるわけではないため、この場合、設計者の理念が日常生活の実践への可逆性をもつことはない。つまり、直接経験と理念における遠近差が広いほど、その差異の間でさまざまな程度の斑が生じ、結果的に直接経験と理念との不可逆的な関係と、理念の日常生活の実践への可逆的な関係を取り違えやすくなる。それは同時に、直接経験と理念との関係が極端に相対化された場面においては、直接経験か

念における遠近差が同質視されやすくなることを意味する。

してみると、都市計画の構想などにおける設計者の巨視的な視座は、極度に直接経験を相対化した副次的な理念に基づいていることになる。設計者が自ら構想している計画地を俯瞰視している場合、その巨視的な視座そのものは、直接経験されているわけではなく、理念視されているだけに過ぎない。設計者が巨視的な視座を直観と混同していたならば、それは転倒した考え方である⁽⁷⁾。居住し、暮らすことのできない計画地の図面や模型を眺めおろす直接経験と、現地に植栽された桜の枝に触れる直接経験は、たとえ理念上ひとつも土地を前提していながらも、直接経験と理念における遠近差と段階は異なる。当然のことながら、この二つの直接経験を言述、記述すれば、その性質はまったく違つたものになる。このように日常生活の実践上では、明解に差異が確かめることができない直接経験と理念における遠近差が、なぜ庭や建物の計画においては取り違えられる場合があるのか。それは、われわれが日常生活の実践上、哲学などに依拠しないかぎり、理念における直接経験への基づけ関係を自覚できないからである。

直接経験と理念の不可逆的な関係と、理念から日常生活の実践への可逆的な関係は、われわれにとつて先駆的に受動されている。言い換えると直接経験と理念との関係は、日常生活の実践上において潜潜しているからこそ、われわれは、先述の不可逆性と可逆性に特段注意することなくあらゆる実践に取り組むことができる。つまり、われわれが直接経験と理念の不可逆的な関係と理念から日常生活の実践への可逆的関係を「信憑（Doxa）」していることそれ自体が常態的なのである。われわれは日常生活の実践において、直接経験か

ら理念が生じその理念が直接経験へと反映されるという往還関係を〈信憑〉している。換言すると〈信憑〉とは、すべての実践に先立つ前提であり、原理的にそれ 자체をあからさまに問うことができない。土地に関する諸科学は、日常生活の実践の出来事から研究材料を借用するかぎり、この〈信憑〉に基づいている。先経験的かつ先意識的なこの〈信憑〉は、日常生活の実践の前提であり、その是非を問うこと 자체は無意味であるが、直接経験と理念の不可逆的な関係を転倒させたり巨視的な視点を直観と錯認させたりする可能性を反省する契機となる。

実践的世界における実践上、諸科学が厳密性と信頼性を損ねてきただのは、まさにこの信憑にもとづく転倒した考え方や錯認の可能性への配慮に欠いてきたからにほかならない。

そもそも旧来の土地に関する諸科学では、直接経験と理念の不可逆的な関係と遠近差、理念から日常生活の実践への可逆性について殆ど配慮されてこなかつた。それは、諸科学の言述・記述が直接経験と理念の関係をあらかじめ断絶し、日常生活の実践における前提である〈信憑〉を度外視してきたからであつた。その一方で諸科学は、日常生活の実践の出来事から研究材料を借用し、さらに〈信憑〉にしたがつて言述・記述するという二重の矛盾に陥つてきた。逆を切り離しつつ、日常生活の実践の出来事に依拠してきたことで、あたかも実践的世界と結びついた永遠なる普遍的な知を装つてこられたのであつた。つまり実践的世界における土地に関する言述・記述を目指すうえでは、そのような矛盾を抱えた研究態度は回避する必要がある。

実践的世界における土地では、直接経験から生じた理念が直接経験へと反映されるという往還関係がはたらき続けている。その往還関係とは、複数主観の相互による直接経験と内的な理念化の繰り返しであり、第三者の外的な俯瞰によつて把握することはできない。そもそも実践的世界において土地は、幾何学的空间のように理念のなかで完結されるものではなく、実践を伴う時間の流れのなかで展開され続けている。それゆえに実践的世界における土地についての言述・記述は、原理的に永遠なる普遍的な知になり得ない。実践的な信憑の位相から原的に基礎づけられる必要がある。

が「学（エピステーメー）」となるためには、前科学的かつ先驗的な信憑の位相から原的に基礎づけられる必要がある。

第4節 補注

（1）先科学（Vorwissenschaft）（谷徹・意識の自然—現象学の可

能性を拓く・勁草書房・1998、27頁）

（2）根無し草の状態と実体を混同する態度の常態性は、土地に関する諸科学者の集団内において当然のことと受け止められている。それゆえ態度の批判や否定した者は、よほどの論拠が用意されていない限り科学者集団での居場所を失うことになる。科学者集団内だけに属している限りは、習慣的に身に付いた標榜の態度を省みることは困難である。

（3）谷徹・前掲載書・21頁

（4）谷徹・前掲載書・36頁

（5）言述・記述は理念の形態の一つであり、厳密にいえば「理念の記述」とは同語反復（トートロジー）である。ここでは、

便宜上、同語反復を認めている。

(6) 谷徹・前掲載書・37頁

(7) メルロ・ポンティは、『知覚の現象学』において同様のことを以下のように述べている。「したがつて、望みのままに己をシリウス星にでも地球の表面にでも置くことができる思惟的主観としての我れの底に、自然的我れとでもいつたものがあつて、これがその地球上の状況から離れることなく、絶えず絶対的な価値づけを素描しているのである。」（知覚の現象学、350頁）

第5節 日常生活の実践における土地の記述に伴つ信憑と原信憑の事前理解の必然性

第1項 土地に関する諸科学と哲学との邂逅

土地に関する諸科学の研究が、日常生活の実践と結びついた「学（エピステーメー）」となるには、複数の主觀による内的な“実践的世界”的記述を前科学的かつ先駆的な〈信憑（Doxa）〉の位相から裏付ける必要がある。それは、煩瑣かつ雑然とした日常生活の実践の出来事の記述と哲学における真理の探求を両立させることにほかならない。具体的な事例を挙げれば、庭石の設置や庭木の手入れといった実践の出来事は、ルネ・デカルトやイマヌエル・カントらの哲学的思想に基づくことによつて普遍的な知となりえるという発案である。ここでその取り組みは、“実践知の学”と呼びたい。本節では、一旦哲学の水準の議論に移行し、最終的に諸科学の水準へ戻ることになる。

庭石の設置や庭木の手入れは、一体どのようにして『省察』の〈コギト・エルゴ・スム（我考えるゆえに我あり）〉や『純粹理性批判』の〈アンチノミー（二律背反）〉などといった哲学の真理と連関を見いだせるのか。この取り組みは、一見途方もなく馬鹿げて見える。そもそも日常生活の実践の出来事と哲学の真理の探求は、互いに異なる位相に対する取り組みであり、双方を同一視し接点を見出すことは、矛盾している。したがつて“実践知の学”は、デカルトやカントらによる哲学の思想を、実践の出来事に直結させようとする取り組みではないことになる。

数ある科学に言及した哲学のなかで、現象学の一部では実践について関心が向けてきた。ただし、それが庭石の設置や庭木の手

入れといった位相の事柄でないことは言を俟たない。『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』においてエドムント・フッサールは、幅広く科学分野が“危機”的の渦中にあることを指摘した。それは、旧来の土地に関する諸科学についても例外ではない。土地に関する諸科学者が現象学に言及することははあるが、直接経験と理念の混同は根本的に反省されてこなかつた（¹）（²）（³）。

近年、現象学的質的研究^④では、自然科学で取り扱うことができない出来事に対しても（⁵）、臨床・実践といった直接経験される出来事の解説あるいは分析が行われている。その取り組みでは、臨床・実践といった直接経験の研究と自然科学研究との関係性については探求されていない。踏み込んでいえば、それは現象学を含む哲学ならびに人間にに関する諸科学と自然科学の関係性がどうあるかを理解することの難しさとも関係している。そもそもフッサールの提唱の経緯からみて、現象学と自然科学との関係性は浅くない。なかでもモーリス・メルロー・ポンティがソルボンヌ大学で行つた講義「人間の科学と現象学」は、哲学と科学の関係性について具体的な検討を行つてある点で注目される。その冒頭では以下のように述べられている。

フッサールの哲学的努力の真意は、“哲学の危機”と“人間にに関する諸科学の危機”と、さらには“科学一般の危機”とを同時に解決することにあつた。（人間の科学と現象学、36頁）

ここで“人間にに関する諸科学”と“科学一般”が区別されているところに、後者に自然科学が含意されていることが分かる。哲学研

究者からみると、「人間の科学と現象学」は講義録としての評価を出ないものであり、さらに『危機書』や『デカルト的省察』にみられるフッサールの遺稿などを抽出した拙速な主張、あるいはメルロ

＝ポンティがソルボンヌ大学で「児童心理学および教育学」の講義担当（ソルボンヌ講義（1949—52））としての職務上の要請による便宜的な哲学と諸科学の関連性の紹介であるとみなされよう。しかしながらメルロ＝ポンティは、『行動の構造』以来、生涯にわたって諸科学への関心を示しており、「現象学」と「人間の科学」の関係を探り上げてみようと思った」（前掲書・36頁）ことが表面的な関心事とはいえない。

「人間の科学と現象学」では、「いつたいどうすればわれわれの思考は、現在に根をおろすことのない永遠の思考にもならず、と言つて明日はほかの出来事によつてとつて代わられるべき運命をもつた、したがつてそれ自身には何ら固有の価値もない單なる一つの出来事にもならないですむか、という問題」（前掲書・139頁）を哲学と科学一般が共有しており、相互に解決することが求められている。その問題の解決のために、哲学者と諸科学者の歩み寄りは欠かすことができない。しかし、両者による関心の不一致によつて、その実現はいまだに足踏み状態にある。

本章では、—メルロ＝ポンティにおける直接の意志とある意味で逸脱して—「人間の科学と現象学」が現象学の哲学側と科学一般の両面仕立ての読み方を導入するという考え方のもと、『行動の構造』の自然をつうじて言及された三元性の議論から、哲学と人間に関する諸科学ならびに自然科学の結びつきについての解説を試みる⁽⁶⁾。

第2項 人間にに関する諸科学と哲学における“危機”とその乗り越えの意味

（1）科学一般と哲学との相反した関係に露見する“危機”

「人間の科学と現象学」は、全体にわたり「フッサールによれば」といった付言により展開する。同書では、フッサールが『危機書』において指摘した“危機”的乗り越えにおける、哲学と人間にに関する諸科学との関係性を問題視し、現象学を含む哲学と人間にに関する諸科学のひとつである心理学との相互関係に言及される。

メルロ＝ポンティが人間にに関する諸科学へ譲歩することなく「現象学」と「人間の科学」の関係を取り上げてみようと」（前掲書・36頁）したことは、當時クルト・コフカやカール・ヤスペース、ルートヴィヒ・ビンスワンガーなど優れた心理学者や医学者が「現象学に対する負債をあからさまに認めて」（前掲書・44頁）研究を行ひ、逆にアルフレッド・シュツツが現象学の立場から社会学を論じた動きなどと一線を画していた。メルロ＝ポンティのねらいは、フッサールが指摘した“危機”を厳密な意味で引き受け、哲学と人間にに関する諸科学とが関係を結ぶうえで特別な配慮をすることの必要性にあつた。

そもそも哲学研究者と諸科学者が設定する立ち位置は、根本的に異なつてゐる。メルロ＝ポンティによると、哲学と心理学や社会学といった人間にに関する諸科学が同じ土俵に上るには、たがいに「理性と実存との結びつきを認め」（前掲書・144頁）ことにより「現象学的実証主義」という立場をもつ必要性がある。人間にに関する諸科学は、経験的なものと形相学に一分することができ、それらは「物理学と幾何学・数学」あるいは「社会学と統計学」の関係に比定さ

れる。ここでは、人間に関する諸科学を中心とする議論のなかに自然科学が念頭に置かれている。

経験的な人間にに関する諸科学は、「科学以前の経験から借りてきした混乱した概念」や「常識から引き出された概念」（前掲書・77頁）をそのまま反省なく用いているかぎり、科学としての厳密性を満たすことができない。諸科学者は、いくら物証や数値を根拠に据えようと個別の経験に執着しているかぎり、その記述は個人経験の説明の域を出ないのである。人間にに関する諸科学に心理的、社会的、歴史的意味を与えるには、「現象学的反省によって心的なものと接触」（前掲書・76頁）することが求められる。しかし、つねに日常生活に没入した状態にあり、経験の根源に立ち返る意志をもたない諸科学者が自ら「現象学的反省」を行うことは期待できない。

形相的な人間にに関する諸科学では、真理や普遍性・原理が探求される。「本質とは、それが現れる個別の「状況」を通じてしか接近できないもの」（前掲書・145頁）である以上、事実や経験に即した経験的な人間の科学の研究成果にもとづかなければ「現在に根をおろすことのない永遠の思考」あるいは「根なし草」（前掲書・47頁）状態となる。むろん現象学的質的研究などでは、哲学の立場で直接事実を受け、現象学的反省をとおしてその本質に言及している事例があり（⁷）（⁸）、経験的な人間の科学の研究成果に依拠する必然性はない。

哲学研究者と諸科学者が事実を引き受けるうえでは、事実に伴つて数多くの人々の心理、社会、歴史との関わりができるため、おのずと両者は他の哲学研究者や諸科学者との「対話の状況」（前掲書・53頁）に置かれる。その結果、形相的な人間にに関する諸科学と経

験的な人間にに関する諸科学の仕事は、社会学と統計学が補完関係にあるように両立する一対の関係となる。ところが哲学による真理や普遍性・原理の研究は、いきなり日常生活の経験を超越した「内観的〔＝そのものに本質的にそなわった〕真理」（前掲書・38頁）の水準で展開されるため、哲学研究者と直接経験に近い立場にある諸科学者は、互いに関係をもつまでもなく隔絶状態に陥る。従来の哲学と諸科学の関係は、どちらかがもう一方の研究成果を利用するか、よき理解者になることがせいぜいの限界であった。

この相反した関係に人間にに関する諸科学と哲学の危機的状態が露呈している。心理学・社会学・歴史学などの人間にに関する諸科学は、研究が進歩するにつれて、永く思考や精神の原理を問い合わせてきた哲学を人間生活の「外的諸条件の複合作用の結果として示そう」とし（前掲書・37頁）、それぞれ固有の科学主義へと向かった。その結果、諸科学は自らの科学の基礎づけを懷疑へと陥ることになった。その一方で精神の内具的真理を保有してきた哲学は、当時、進歩の著しかった人間にに関する諸科学によって、精神とは心理・社会・歴史などの外的な諸条件にもとづいているものであると激しく主張されることにより、「おのれを正当化すべき一切の根拠を失つて」（前掲書・38頁）いた。

人間にに関する諸科学と哲学の危機とは、両者が基礎づけを相殺した結果、それぞれが自ら懷疑に陥った状況といえる。その結果として生じる非合理状態を回避するためには、哲学と科学一般および人間にに関する諸科学が「共存」関係になるよう再考する必要がある。究極的にそれは、晩年のフッサールが問題にしていた「心理学（人間の諸科学）と哲学とのあいだに途を見出そうということ」（前掲書・

139頁)にほかならなかつた。危機の乗り越えの意義を解くのは哲学研究者の仕事であつたとしても、危機の乗り越えは、哲学研究者と諸科学者が歩みをそろえて取り組まなければならない積年の課題である。

(2) 哲学と人間に關する諸科学・自然科学をふたたび結びつける

合理性の再考

科学一般では、各科学が対象とする領域を恣意的に設定し自らが属する科学の枠組み、すなわちトーマス・クーンが指摘したところの専門母型(パラダイム)⁽⁹⁾を科学者集団内で承認することが当然と考えられている。科学研究は専門母型を前提とした態度にもとづいており、その記述は実践的世界からすべての情報を得つつも特定の歴史・土地への内属が自覚されていない。たとえばわれわれは、庭と建物、内装、調度品をひとつの実践的世界の時間の流れのなかで経験するが、諸科学では、直接経験上は一体である住まいを各専門母型に準じて切り刻み、さらに恣意的に再構成して、その概念を科学者集団の内外で了承させるよう画策している。

家屋内に土間が巡らされた農家や町家の建物をみれば明らかによう、庭と建物には物質的な境界はない。それは心的に、つまりは言語によつて分節されている。庭や建物はそれぞれが独立して事実存在しているわけではなく、それぞれ隔たりなくアフォード⁽¹⁰⁾されている。学際的研究の取り組みの多くが失敗するのは、諸科学者が、研究に必要な情報を万人と同じく日常生活における直接経験から取得しながら、研究を取りまとめる段階になるとその事実をなかつたことにして、専門母型ごとに真理を装つた概念を特定の科学者集団のみならず社会一般の人々にまで喧伝するからである。

このようにかぎられた集団の内部で考案された恣意的な科学概念の乱立と、それから距離を置く哲学との相反する関係を回避するためには、諸科学者と哲学者がともに生活「世界に結びつけている鎖を否認することではなく、逆にそうした結びつきを見ること、意識すること」(前掲書・48頁)が必要である。メルロ・ポンティによると、そのような意識の結果、「哲学」と「科学一般」と「人間の科学」とをふたたび可能にし、それら諸学の基礎と合理性の基礎を考えなおすこと」(前掲書・38頁)ができる。つまり危機を乗り越えた後の諸科学者と哲学者は、お互いが外的諸条件と内具的真理への意志から出発しつつも、双方が結びつけられている実践的世界との鎖、すなわち特定の歴史・土地と地続きの関係を保ちながら、「理性と実存との結びつき」のなかで万人の反復を可能とする「実践的妥当性」を導出する研究態度へと導かれることになる。

時間の過ごし方は千差万別であるが、時間への内属は万人に共通する。哲学研究者と諸科学者は、それを自覚し、直接経験の水準から導き出される「人類の思考法則」あるいは「すべての人間「の思考」にとつての規則」(前掲書・51頁)に亘りの共存関係の「根源」となるようなものを見出すことが求められる。その根源のようなものとは、直接経験の水準から出発しているという点で、イデアや超人間的な思考でも社会一般的な常識や先入観にもとづくものでもない。それは「間主観的(intersubjectivité)」な態度(前掲書・35頁)において導き出されるものである。

身体をもつたわたし個人の意識が別の身体をもつた他者の意識と交わる時、双方の意識の交点が互いの中間にあるという出来事は、

われわれが自覚することなく先驗的に成立している。意志の疎通は、わたしの主觀と他者の主觀との間で、つまりは間主觀的に成立するという前提のもとに成り立つていて。それが根源的に「すべての人間〔の思考〕にとつての規則」であり、哲学研究者と諸科学者の別に関わることなく原的に働いている。現象学的反省を経た諸科学者は、科学の専門母型にとらわれる必要がなくなり、哲学をとおして前述の法則との照合を求めることによつて、「永遠の思考」でも「それ自身には何ら固有の価値もない單なる一つの出来事」にもならない研究態度へと導かれる。

第3項 諸科学の記述において構造の三つのタイプを尊重する意味

哲学ならびに人間にに関する諸科学と自然科学の結びつき、それがあらためて問わなければならぬ。哲学ならびに科学一般の立ち位置は、恣意性によつて異なつてゐるのか、自ずと異なつてくるのか。「人間の科学と現象学」には、哲学ならびに人間にに関する科学と自然科学に通底する「人類の思考法則」あるいは「すべての人間〔の思考〕にとつての規則」の展開については示されていない。そこでメルロ・ポンティが現象学的還元を「〔現実世界とのあいだに交わされた〕契約」とい、それが「われわれの思考とわれわれの個性的な物理的・社会的状態とのあいだの、生によつて設定された裂け目（前掲書・63頁）」であると述べた点が注目される。それは、われわれが身体をとおして物理的な領域と社会的（人間的）領域との間に契約のようなものを交わしている状況にあることを示し、生くとして—何らかの働きで結びつけられているということを意味す

る。この古典的二律背反における即自・対自という二元論を回避した考え方は、『行動の構造』において、分離困難な全体という概念を通じた三元性の議論として提示されている。その意味については、メルロ・ポンティの自然研究の一部として加國尚志によつて詳述されている（11）。

自然科学では、動物の行動を物理的世界の結果とみなして物理的場だけの記述が試みられる。世界のあらゆる出来事は物理的な場で生じていると想定され、生命的な秩序や精神的な価値・意味までが一括りにされ、すべて量で推し測つて記述される。ところが、その自然科学の実験の結果においては、あきらかにある活動に特有の意味と価値をもつた生理的な場と心的な場と呼べる構造の働きが報告されていることをメルロ・ポンティは指摘する。自然科学では、この生理的な場と心的な場における構造の働きを不都合とする。諸科学者らは不都合な実験結果の理論操作を行うことによつて、物理的な場で生じた出来事に書き換えようとする。

庭に関する科学における“作庭意図”、建築学における建築の独立性、景観研究における文化的景観を事実存在するものとして捉えた研究では、同様の書き換えが行われている。庭や建築、景観といった人間の行動と関わりをもつた出来事を研究対象とする諸科学者は、心的な場や生理的な場を自然科学の研究態度で記述することが矛盾していることを殆ど自覚していない。

メルロ・ポンティは、諸科学者によるこの書き換えの意志にこそ、諸科学と哲学とのあいだに途を開くための示唆があると述べる。ヤーコプ・フォン・ユクスキュルやコンラート・ローレンツなどの

生物学者は、メルロ・ポンティが言及するところの生理的場の構造を伝統的な自然科学の研究領域に取り入れた。結果的にその取り組みは、自然と精神、心と身体といったヨーロッパの伝統的な二元論に楔を入れることになった。それと同時に「人間の科学の原理そのものである“外面性”と哲学の条件をなす“内面性”」という構図が無効化し、その二面性の中間に第三の秩序として「生命的秩序」が切り開かれる。

こうして哲学研究者と諸科学者は、実質的に自らの立場を“外面性”と“内面性”的どちらか一方に置く必然性が失われる。メルロ・ポンティは、こうした科学の進歩を受容した上で、科学の使命は、物質の秩序・生命の秩序・精神の秩序に統合される「構造の三つのタイプ」をそれぞれ尊重し、「量・秩序・価値ないし意味」（行動の構造・196頁）を整理しつつも統合されたひとつの現象を記述することであることを示す。つまり諸科学者は、自らが志向する科学的関心事が、前述した三つの秩序のどのような影響下にあるかを自覚し、ある事象・経験においてそれら秩序の相互依存関係を解明することが不可欠となる。そのなかで従来の自然科学は主として“物質の秩序”あるいは「生命的秩序」、人間の諸科学は主に“精神の秩序”を意識するといったように、「構造の三つのタイプ」のどちらか一つに意識が傾けられてきた。たとえ諸科学者が研究を行ううえで、他の二つの秩序の影響を受けていたとしても、それは軽視もしくは無視されてきたのである。

われわれは庭に目を向けることにより、実践的世界がいかに前述の「構造の三つのタイプ」の絡みあいによって成立しているかを実感することができる。たとえば庭は、庭石や池水・天候などが属する

る「物質の秩序」、庭の所有者や庭師の身体・庭木・水鳥などが属する「生命の秩序」、社会的要請や職人言葉、文化⁽¹²⁾などが属する「精神の秩序」が分け隔てなく絡みあっている。さらに庭は、特定の歴史と時間に内属しており、維持管理・庭造りなどその継承にかかる制約や条件が多く、そのどれひとつへの配慮を欠いても、庭で生じている現象を厳密に記述したことにはならない。いかなる行為、諸科学もその継承にかかつては、多かれ少なかれ先述のようないくつかの制約や条件を偏重してきた。

結果的に諸科学の記述にあたっては、否応なく「構造の三つのタイプ」の整理とそのすべてへの配慮が必要となる。ただし「精神の秩序」は当然として、時間に内属しているわれわれにとって「物質、生命の秩序」も、間主観的な経験として記述することが求められる。われわれの直接経験を度外視した純粋な「物質、生命の秩序」といったものは記述しようがない。したがって諸科学の記述では、必然的に「構造の三つのタイプ」のすべてに配慮した「すべての人間〔の思考〕にとつての規則」に依拠することが求められる。

第4項 発生的現象学の展開可能性

(1) 「超越論的間主観性」にもとづいた実践的世界を言述・記述する手法の着想

哲学ならびに人間に關する諸科学と自然科学の結びつきへの問い合わせ、結果的に諸科学者と哲学研究者を供に「世界に結びつけている鎖」、つまりは「信憑 (Doxa)」のはたらきを意識することの重要性を際立たせた。さらにこの鎖の結びつきには、われわれの意識に

かかわらず働き続けている「原信憑（Urdoxa）」が潜在している。メルロ＝ポンティが指摘した「構造の三つのタイプ」に対応する根源的に「すべての人間「の思考」にとつての規則」も、「信念確実性・確信に満ちた信念」に通ずる「原信憑」が前提されている。それは、「受動的綜合（passive Synthesis）」や「ゲシュタルト（Gestalt）」などといった原的な規則性である。「信憑」を念頭に置いて直接経験の水準からの記述を行うことは、「理性と実存との結びつきを認め」ることであり、現象学が目指す「現にあるがまでのわれわれの経験の直接的記述の試み（知覚の現象学1..1頁）」に不可欠とされる。

フッサールが『デカルト的省察』で指摘したように、人間にに関する諸科学と自然科学の研究はその別にかかわらず、隠れた志向的な働きである数・述語的な事態・目的・作品にもとづいて成立している⁽¹⁻²⁾。科学一般の研究成果は、どれほど高次になろうと、先驗的にこの「信憑」にもとづくことになる。実践的世界を素朴に「信憑」した状態では、いかなる記述も個人的な見解や意見の延長線上にある。

科学一般が一貫した本質的普遍性をもつた研究成果を蓄積していくためには、現象学的還元を遂行し、志向的水平に依拠することが求められる。科学一般においては、実践的世界の構成が超越論的主観性の「信憑」にもとづくという前提を、研究の根底に置いていない。つまり科学一般が絶対的に基礎づけられるためには、「あらゆる世界内部的な客観性に先行し、それらを担つてはいる、それ 자체で最初の存在は、超越論的な間主観性であり、言い換えれば、さまでまな形式において共同化されるモナドの全体」⁽¹⁻³⁾を研究の最前提

とすることが求められる。

結果的にそれは、実践知の学の可能性を照らし出すことになる。実践知の学の可能性を具現化するためには、哲学の真理と日常生活の実践の出来事との往還関係をいかにして成立させるか、それが鍵となつてくるのである。

世界を普遍的で主題的な領野として所持することは、すなむち自然に世界の内で生きることである。（間主観性の現象学Iその方法..415頁）

日常生活の実践に伴う土地の記述は、あらゆる実践者がひとつの生活世界に内属して生きているということが前提される。それは、科学側から定義し付与できるものではなく、これまで様々な哲学によって解明してきた先經驗的な普遍性あるいは一般性である。経験的な出来事を取り扱う諸科学においては、信憑の領域を外的に基礎づけることはできない。

科学の全領域は生きられた世界のうえに構成されているものであるから、もしもわれわれが科学自体を厳密に考えて、その意味と有効範囲とを正確に評価しようと思うならば、われわれはまず何よりもこの世界経験を呼び覚まさねばならないのであつて、科学とはこの世界経験の二次的な表現でしかないるのである。（知覚の現象学..4頁）

土地に関する諸科学が自らの研究内容に普遍性や一般性を担保す

ることを目指す場合、諸科学の前提である世界経験についての理論は「完全にすべての世界についての学問理論の外部に、つまりすべての実証科学の理論の外部にある」⁽¹⁴⁾ことを自覚する必要がある。諸科学の理論でその前提である実践的世界の経験を基礎づけることは、本末転倒である。前科学的な日常の素朴な世界経験の自覚、言い換えれば〈信憑〉に対する普遍的な反省は、諸科学者に前科学的な世界経験の地盤を自覚させる。

その地盤はもはや、私がそこにおいてすべてのものを見いだし、それとともにいつでも私が前もって所持しているものの世界ではなく、とくに理論的な実証—科学的認識の主題性を前もって所持しているものの世界ではなく、とくに理論的な実証—科学的認識の主題性を前もって所持しているような世界ではない。むしろその地盤とは、私に妥当するものとしての「世界」、「すなわち」私の妥当する生の存在の意味としての世界である。（間主観性の現象学 I その方法・409頁）

ここでは、この地盤をフッサールにおける〈超越論的主観性〉とみなす。土地に関する諸科学者にとってこの理念は、馴染みのない難解なものであるが、実践知の学に実践的妥当性をもとづけるためにはその理解を避けて通ることはできない。

あらゆる諸科学者は、生活世界において日常生活の実践が行われることを〈信憑〉しており、身体をもって経験された生活世界での出来事を言述・記述する。いかに抽象的で非現実な言述・記述であろうと、実践の段階になれば必ず生活世界における身体が関わつて

くる。旧来の諸科学の言述・記述の内容が二次的かつ個別的であるのに対し、日常生活の実践が生活世界における身体との関わりを前提することは、一次的な直接経験にもとづく共同的な普遍性をもつている。日常生活の実践は、つねにこのような前提や普遍性が信憑された「自然的態度」において行われている。この〈信憑〉そのものは実践の経験に潜在しており、日常生活の実践のなかで自覚されることはずまずない。

諸科学者は、この自然的態度において日常生活の実践に没入している場合、かれ自身の主観の向こう側に物事や世界が存在していることを素朴に信じた状態に〈定立〉して言述・記述している。この場合の諸科学者の立ち位置は、日常生活の実践のあり方とは異なっている。なぜなら諸科学者は、かれ自身も物事や実践者と同じ生活世界に内属した状況にあり、さらに研究活動は、物事やなんらかの相手との関わりのなかで実践されているからである。

日常生活の実践は、当事者と第三者の別にかかわらず物事が介在しながら、主観と主観との間で成立している。旧来の土地に関する諸科学が身体や主観と無関係に事実存在すると信じ込んできた客観的空間は、自然的態度による先入見に依拠したものである。そのような自然的態度による先入見と偏見にもとづく言述・記述は、およそ厳密性や明証性、再現可能性が担保されない。

土地に関する日常生活の実践を科学として言述・記述には、われわれの身体や主観の向こう側に客観的空間が事実存在すると素朴に信じる定立の状態を一旦〈括弧に入れる〉必要がある。さらにその定立に関わる先入観と偏見にもとづいた判断を停止（エボケー）することによって、自然的態度に潜在している〈超越論的主観性〉が

働く地盤に立つて言述・記述することが可能となる。この一連の態度変更のあり方すなわち〈現象学的還元〉をすることによって、〈超越論的主觀性〉あるいは〈超越論的間主觀性〉にもとづいて実践的世界を言述・記述する手法の態度を会得することができます。

日常生活の実践は、たとえそれが生命、自然の領域にわたろうと、すべて“理念化”的結果として言述・記述される。直接経験は、仮にそれが同時に行われていたとしても、個々人において内的に経験されている。したがつて直接経験について相手と応答する際には、その経験を一旦理念化したうえで、自らと相手との間にその理念を送りだし、再び個々人で受けいれるという運動が繰り返し行われ続けている。この自らと相手との間における理念の送りだしは、わたしが自らの身体そのものを越えるのではなく、わたしの意識や意志が相手の方に向けて超越されると同時に、相手の対応が受け入れられるという〈信憑〉の図式を示している。

この〈信憑〉は、一般的には対話や意志疎通といわれる行為の本質的な意味構造であり、われわれの日常生活の実践において潜在的に働きつづけている。超越論的とは、わたしの直接経験の理念が物質・身体的に越えるのではなく、理念がわたしの主觀と相手の主觀との間で心的に超越して行き交っている実情をとくに言表している。

してみると日常の生活の実践は、受動的に前提されている理念化を通じたある場面における対人関係の触発にもとづいていることになる。言い換えると実践的世界は、その本質的な意味構造として、ひとつ的生活世界における時間的かつ間主觀的な受動性の働く前提している。それゆえその言述・記述は、世界経験に対して時間的か

つ間主觀的に遡行して行うことが前提される。

(2) 静態的現象学・発生的現象学と原信憑・信憑の相互関係

旧来の哲学では、先驗的な普遍性への関心に偏重し、経験的な出来事と乖離してきた。現象学的質的研究や臨床哲学、古くは現象学的社会学などの取り組みは、哲学による先経験的な普遍性の解明と、科学による経験的な出来事の解明を結びつける試みといえよう。日常生活世界の土地に関する記述とそれらの取り組みの動機は同様であり、関心の向けられる先が異なるだけである。

実践的な科学的研究の根底に据えられる哲学は、何でも良いというわけにはいかない。それは、日常生活と乖離あるいは断絶した真理の探求に偏重した種の哲学ではなく、科学一般との相関関係が念頭に置かれたものでなければならない。それは、科学研究へ還元できない普遍性や一般性は、実践的世界において再現性に欠けるからである。土地に関する実践知の学の確立を目指すうえで、科学の基礎づけの意味とその方法、生活世界のあり方に言及されたフッサール、メルロ・リポンティらによる現象学へ依拠することになるのは、自然の流れであつた⁽¹⁵⁾。ただしフッサールによる提唱いらい多様に展開してきた現象学研究のすべてが、日常生活の実践の科学研究のもとづけに適合しているわけではない。「完全な世界観を構築する組織的方法」であり、「世界を経験する主觀性の本質構造」が追求される⁽¹⁶⁾。〈静態的現象学〉は、現象学に依拠するうえでの基礎理論として念頭に置く必要がある。しかしその形相学的な論理を、経験的事実にかかわる日常生活の実践と結びつけるには不向きである。その点で実践的世界への言及には、相関的で「可能な実践的生」

において「動機という普遍的な「規則」」によって支配される歴史・時間や身体などを発生の見地から問う〈発生的現象学 (genetische Phänomenologie)〉」が適合してくる。

〈発生的現象学〉は、いわば〈静態的現象学〉との対語であり、後期フッサールにおいて提唱された理論である。フッサール自身は、「静態的現象学と発生的現象学」⁽¹⁷⁾と「静態的現象学の方法と発生的現象学の方法」⁽¹⁸⁾において、フインクが「超越論的方法論の理念 第六デカルト的省察」⁽¹⁹⁾で記述している。

〈静態的現象学〉では、すでに充実した状態にある自我の理念化にいたる原的な構成に関心が置かれる。その主旨は、主観の内的な理念化を契機とした志向性を伴う主観の本質分析、さらには前科学的かつ潜在的な局面の解明とその構成の記述である。この研究態度は、あらかじめ完成された先驗的な位相を前提することによって、実践的世界において潜在した構成を、直接経験の裏付けなく後づけで説明するものと誤解される可能性がある。そのような見方は、主観の内的な理念化の解明の端緒とする〈静態的現象学〉で解明されるア・プリオリな位相の構成が、実践的世界における時間の流れのなかで発生していることへの度外視に対しても向かわれる。

静態的現象学においてア・プリオリな位相や構成を解明し記述できるということは、それが先驗的とはいひながら実践的世界の直接経験を通じて理念化されていることを裏付けている。もしア・プリオリな位相や構成が純粹な意味で先驗的であれば、われわれはそれを理念化する機会さえ与えられない。言い換えれば、〈静態的現象学〉におけるア・プリオリな位相や構成についての解明や記述の実績は、ア・プリオリが実践的世界の上部にある身体を超越した静的

な完全体のようなものではなく、直接経験に潜在する先構成的な可能性であることを示唆している。つまりフッサールの本意から離れた実践に引き寄せていえば、ア・プリオリな位相や構成に関心を向ける〈静態的現象学〉とは、〈原信憑〉の解明を主旨とする現象学的哲学であり、〈発生的現象学〉とは〈原信憑〉と表裏一体の関係の〈信憑〉における志向的な習慣性の本質を問う現象学的態度にもとづく科学ともいえる。ここでいうア・プリオリな位相や構成とは、超越論的間主観性に集約される。〈超越論的間主観性〉が直接経験に潜在する先構成的な可能性であるならば、それは時間的な発生としてひとつの実践的世界のなかで反復可能な妥当性が実証できるはずである。

つまり〈静態的現象学〉において解明されたア・プリオリな位相や構成の記述は、〈発生的現象学〉における〈現象学的還元〉を前提した実践的世界の分析や解明を経ることによって、その普遍性・一般性をより確実なものとする。逆に〈発生的現象学〉における実践的世界の記述の実践的妥当性は、〈静態的現象学〉の成果によって根拠付けられる。

メルロ・ポンティは〈発生的現象学〉という表現を用いなかつたが、その学の前提となる〈超越論的主観性〉あるいは〈相互主観性〉については、『知覚の現象学』の段階すでにフッサールの研究に依拠して言及しており⁽²⁰⁾、『人間の科学と現象学』においても繰り返し述べられている⁽²¹⁾。メルロ・ポンティは同著において、フッサールは「反省してみたところで必ずしも永遠の真理に行きつけるわけではなく、どんなに純粹な思考によつても、われわれはたださまざまの理念の生成の明らかな道程を、つまり〈意味の発

生(Singenesis)〉を発見することができるだけだ、と考えるようになつたと述べてゐる（註22）。

〈静態的現象学〉は、「人間の科学と現象学」において言及された「すべての人間〔の思考〕にとつての規則」や「理性と実存との結びつき」が、〈超越論的間主觀性〉の地盤に支持されていることを解明する。〈発生的現象学〉は、その規則と結びつきの本質的意味を実践的世界の位相から記述する。これらふたつの現象学は、実践に引き寄せて考えればそのような関係性にあるとみなされる。

（3）土地に関する実践知の学の研究態度

〈発生的現象学〉は、日常生活の実践をたんに記述するのではなく、自然的態度の定立に関する一般常識的な判断を〈停止（エポケー）〉することによって、その態度において潜在的に働いている〈超越論的間主觀性〉の地盤、つまり「すべての人間〔の思考〕にとつての規則」や「理性と実存との結びつき」の顯在化が目指される。しかしながら、その研究態度は、土地に関する諸科学者にとつて、容易には受け入れがたい難解なものである。

そこで最後に、メルロ＝ポンティによる以下の記述を補助線として、これまでの議論の繰り返しになる箇所もあるが、土地に関する実践知の学の研究態度のあり方を、諸科学者へ向けて提起したい。

人間共同体の本質構造を直観するには、この社会という環境（umwelt）の全体を身に引き受け、それをふたたび生きなおす必要があります。（人間の科学と現象学、137頁）

そもそも諸科学で取り扱われる実践的な出来事の言述・記述は、それが直接経験であれ二次、三次的な経験であれ、発生的な理念である。その理念は、わたしの主觀と相手の主觀との間でつねに発生しておらず、共通の素養あるいは環境などある条件下において意味として現出する。言述・記述が主觀と主觀の間で成立していることは、実践的 세계では気にも留めない当然のこと、つまりはほぼ万人に〈信憑〉されていることである。あらゆる諸科学は、この〈信憑〉を前提としている。

実践的な出来事の言述・記述は、発生的な理念であるからして、歴史や時代背景によつてその意味や価値が変化する。その理念は、発生的なまで歴史に沈殿しており、何らかのきつかけで再び生成する可能性を秘めている。発生的な理念は、それ自体にいたるまでの過程や状況が千差万別であるため、不均質であり一般常識的な先入見や誤解が含まれている可能性さえある。ゆえに理念の一面からだけでは、科学として確固たる一貫性や明証性を明言できない。

自然科学の研究が実験や観察における直観を通じて実証性を確実にしていくのと同様、日常生活の実践における心理あるいは精神を取り扱う科学においても、実践的世界における妥当性が不可欠である。ただし主觀と主觀さらには事物との間で発生している理念は、自然科学が対象とする（たとえば音波や電波のような）物質性と関連はあつても物質そのものではないため、実験や公式などによつてその妥当性を実証することができない。

そこで、発生的な理念化の潜在的な働きとしての〈信憑〉の位相にまで邇行して、実践的な出来事の本質的意味、つまりは特定の時間と土地（環境）における習慣的かつ共同的規則性を導出すること

が有効となる。

実践的世界において、実践と「信憑」は表裏一体の関係にあるため、日常生活の実践に没入しているかぎり、実践的世界に潜在する「信憑」の働きは自覚することができない。その一方で、実践と「信憑」の関係を相対化し架空の外部から説明しようとすれば、科学主義的態度へと退行することになる。したがって諸科学者は、「信憑」がわれわれの日常生活の実践に前もって構成的に与えられていることを、後期フッサールやメルロー・ポンティの現象学⁽²²⁾のように実践を念頭に置いた哲学から習得する必要がある。

その結果、諸科学者は、「信憑」と表裏一体の関係にあり、もはや意識も自覚もできず、ただ説明することだけができる「原信憑」の働きを知ることになる。「原信憑」は日常生活の実践においてつなに潜在して働いている。それは体内の心臓や胃の働きがそうであるように、特別な事態が招かれないかぎり日常生活のなかにひつそりと潜在している。たとえばそれは、数個集めて組まれた石が白ずと一体の石組として見えたり、樹林の明るさと暗さが相対的に感じられるものであつたり、溪流の飛び石を渡る最中は自ずと緊張するなどといった、実践の経験のなかに垣間みられる。

このように日常生活の実践では、ふだん何とも思われない受動的で原的な触発が、いくつかの普遍的な規則として働いている。「現在に根をおろすことのない永遠の思考にもならず、と言つて明日はほかの出来事によつてとつて代わられるべき運命をもつた、したがつてそれ自身には何ら固有の価値もない單なる一つの出来事にもならない」思考とは、実践と表裏一体の原信憑、さらには原信憑と表裏一体の「原信憑」という日常生活の実践をもとづけている働き

の構成をあえて自覚したうえで、たとえば庭仕事のように日常生活の個別的な実践の理念をたどり直すことによつて、結果として導出されてくるものと考えられる。

いわば実践知の学とは、「信憑」と「原信憑」の位相から個別的な日常生活の実践の出来事の本質的意味を解明する取り組みである。そのためには、たとえば庭の所有者であればかれらの境遇そのもの、庭師であればかれらの生業を引き受け（追体験ではなく）生き直すことが求められる。それは、所有者や庭師の人生を第三者として外的に観察や分析、批評、推測するのではない。外的な観察等による記述は、それ自体が第三者の立場からの個人的見解でしかなく、記述者以外の第三者も個人の見解を示すことしかできないため、実践的妥当性を確かめめることが妨げられる。

実践知の学の記述者は、ある時点の直接経験にもとづいた実践者についての記録と関連する同時期の記録をたどつて、かれらの置かれた境遇を引き受け、そのなかへ没入する。所有者や庭師らによる過去の境遇に置かれた記述者の主観は、「超越論的間主観性」を通してかれらの主観へと通じる。双方の主観はもちろん同一ではないが、記録にもとづいて所有者や庭師の境遇を生き直すことによつて再生した主観に対して、第三者はその主観からその実践的妥当性を問うことが可能となる。その結果、自然的態度による間主観的な実践を間主観的に記述するという実践的世界の実態⁽²³⁾に即して、建設的な反復と展開を可能とする記述を行うことができる。この実践的世界における発生的な出来事の記述を「学」にいたらしめるには、科学の基礎づけの意味とその方法に関する哲学研究と照合・検証する必要がある。その結果として導出される特定の共同体における

る実践に通底する条件性あるいは規則性を記述すること、それが実践知の学が目指すものである。

サークル・2012

(9) トーマス・クーン著、中山茂訳・科学革命の構造・みすず書房・1971

第5節 補注

(1) オギュスタン・ベルク著、篠田勝英訳・ちくま学芸文庫 風土の日本・1992

(2) エドワード・レルフ著、高野岳彦・安倍隆・石山美也子訳・ちくま学芸文庫 場所の現象学 没場所性を越えて・1999

(3) エドワード・S・ケイシー著、小手川正一郎訳・境界線と境界地帯環境のうちへ切り込む・現代思想 第36巻第16号・2008

(4) 松葉洋一・西村ユミ・現象学的看護研究 理論と分析の実際・医学書院・2014

(5) 「臨床実践の現象学会 第二回大会資料集」、2016

(6) メルロ・ポンティが晩年に行つた自然研究が社会科学に与える影響については、廣瀬浩司の研究がある。(自然と文化の萌芽 メルロ・ポンティ『自然』講義・日本現象学・社会学会 第二次大会資料・2012)

(7) 村上靖彦・摘便とお花見 看護の語りの現象学・医学書院・2013

村上靖彦・仙人と妄想、デートする看護の現象学と自由の哲学・人文書院・2016

(8) 西村ユミ・時間経験と看護実践の編成 新人看護師の実践に注目して・メルロ・ポンティ研究 第16号・メルロ・ポンティ・

(10) メルロ・ポンティとJ・J・ギブソンの直接知覚論については、河野哲也の研究がある。(ギブソンとメルロ・ポンティ・メルロ・ポンティ研究 第6号・メルロ・ポンティ・サークル・2001)

(11) 加國尚志・自然の現象学 メルロ・ポンティと自然の哲学・晃洋書房・2002

(12) エドムント・フッサール著／浜渦辰一訳・岩波文庫 デカルト的省察、2001、271-72頁

(13) エドムント・フッサール／前掲書・278頁

(14) エドムント・フッサール著／浜渦辰一・山口一郎監訳・ちくま学芸文庫 間主観性の現象学 その方法・2012、406頁

(15) 科学一般の研究対象は、素朴な日常生活の実践的な生活であるの信憑であつても、科学者自身がその出来事を信憑した状態で研究に取り組むかぎり、集団・個人的な見解による誤謬を回避できない。したがつて科学一般、実践的な生活を信憑する状態つまりは自然的態度を括弧入れし、志向的地上へと思考の位相を移行する必要がある。科学者は、素朴な日常生活の実践的な生活での信憑に没入し続けていれば、社会的かつ科学的先入見の作用により志向的地上へと至ることができいため、志向的地上といった原理的なものを伝統的に探求してきた哲学から信憑を相対化する手続きを

学ばなければならない。その結果として科学者一般は、志向的地平として働いている原信憑と原的な規則性の段階から「現にあるがまでのわれわれの経験の直接的記述」を基礎付けられる。

(16) エドムント・フツサール‥前掲書..452頁

(17) エドムント・フツサール‥前掲書..444-471頁.

(18) エドムント・フツサール著..山口一郎、田村京子訳..アウロラ叢書 受動的綜合の分析..国文社..1997、319-331頁

(19) エドムント・フツサール、オイゲン・フィンク著..新田義弘／千田義光訳..超越論的方法論の理念 第六デカルト的省察..岩波書店..1995、58頁

(20) 知覚の現象学、11頁

(21) 人間の科学と現象学..53頁

(22) 人間の科学と現象学..129頁

(23) メルロ・ポンティは「人間の科学と現象学」において、フツサールが『危機書』において指摘した危機の乗り越えを具現化するためには、哲学と人間にに関する諸科学が関係を結ぶうえでの特別な配慮として、哲学と諸科学の側から「人類の思考法則」あるいは「すべての人間「の思考」にとつての規則」を解明することの必要性を指摘した。そのねらいは、いわば絶縁状態にあつた哲学と諸科学の相互作用をふたたび回復させるきっかけを、とくに諸科学者側へ働きかけた」という点でフツサールの取り組みとの大きな違いが認められる。

メルロ・ポンティは、晩年のフツサールが標榜した「哲学の危機」と「人間にに関する諸科学の危機」、「科学一般の危機」とを同時に解決するという仕事が、具体的にいえば「人間を条件付けるものについての研究が全体として進歩するということと両立しうるような、統合的な「積み重ね可能な」哲学を樹立すること」であり、そのためには、「永遠の真理を標榜する古い哲学的独断を単に再確認するという途」（人間の科学と現象学、54頁）ではなく、その実現のためには、「人間の科学の原理そのものである「外面性」と哲学の条件をなす「内面性」、状況というものにつきものの「偶然性」と知識というものに本質的な「合理的確実性」、これらを同時に考えることのできるような方法の発見」（前掲書..54-5頁）が求められることを明示した。それによりはじめて、原信憑から信憑さらには庭仕事など日常生活の実践にいたる過程の解説を試みる諸科学の発生的現象学が可能となる。それがエピステモロジーではなく現象学であるのは、科学者集団の関心にとどまらない日常の生活世界における幅広い実践の記述が目指されているからである。

(24) 旧来の土地に関する諸科学では、日常生活の実践が超越論的間主觀性によつて成立していることが度外視されることによって、主觀と主觀との間で発生している実践の出来事を主觀からではなく、匿名かつ架空の客觀から記述するという矛盾を抱えている。

第二章 歴史への遡行による庭の本質的枠組みの解明

第1節 “ニハ”の語義に見る庭の本性

第1項 “庭”もしくは“ニハ”に関する解釈

土地に関する実践知の学は、発生的現象学を通じて具現化されたところで、具体的な記述に移行する段に至つて、科学主義に逆戻りしてその学の理想や用語の定義を行うわけにはいかない。その一方で、人の数と同じだけある土地に関する日常生活の実践の出来事を一举に取り扱うこともできない。そこで、さしあたり土地に関する語の歴史を補助線として、ある一定の枠組みに則ることが合理的である。本論では、その一定の枠組みとして“庭”に注視し、折に触れて歴史や建物、埋蔵文化財、地理などに言及する。

“庭”もしくは“ニハ”的解釈については、以下ののような事例がある。資料の発行年の順に引用、概説する。

『建築大辞典』では、“庭”は“土間（はにま）”の略転であり、語義を「堂屋階段前の平地」、「陸地に限らず海でも行事を執り行う広い空間」、「屋敷内の空地に建物に付属して樹木・草石・築山・泉池などを配して景を造った場所」、「民家では一般に屋内の土間部分」などとしている⁽¹⁾。

上原敬二は『造園大辞典』において、“庭”は「本来はには、また通波。庭前、堂階、宮中をいうとあり、本来は家の全面の土間をいう。植物には全く関係なく、その空間は別の用途に供される。これが時代とともに庭または園の意味となつた、場（バ）の意味が固

有のもの、これは庭にもバの読みがあるのでわかる」とし、「庭の字源については庭（てい）」としている⁽²⁾。

『国史大辞典』において森蘊は、“庭”を“庭園”、“土間”と同義であるとする⁽³⁾。また“庭園”は、「古来の日本の庭園は、ヨーロッパに起こつた整形式庭園（加工した自然物を多用し、平面は直線・円・曲線などで幾何学模様を演出する）や中世以降始まつた。自然風景式庭園（好ましい風景を枠の中に入れ、見苦しい部分を除去しながら利用上必要なものは加味する）のどちらとも異なるものであつた。自然風景のあり方を尊重しつつ、地形・景石・樹草を象徴的に取りまとめた、独特的芸術精神を含んでいた。（後略）とする⁽⁴⁾。“土間”については「建物の内部で、床を張らず地面のままにしたところ。（後略）」とある⁽⁵⁾。

『時代別国語大辞典 上代編』では、“ニハ”を「①事を行うための場所。仕事を行うための場所」、「②家屋の前後の空地。庭」、「③広い水面。海面」としており、以下の詳しい考察を掲載している。長文になるがすべて引用したい。「奈良時代の貴族の家に庭園が作られていたことは明らかであるが、それにはとよんだかどうか明らかでない（↓その「苑」）。には、本来構築された庭園を指すわけではなく、何かをするための、一定の限定された場所をいう。これは③の例に見られるように、土地に限らない。②の家屋の周囲の土地については、これを囲んで垣が作られたり、食庫の類が建て並

べられていたことが埴輪などから推定される。農業を中心とした当時の人々の住居は、現在の農家の構造と似ていて、戸口を出したところにはがあり、それは作業場であると同時にまた神を祭る場所であったと思われる。のちの場という語にはの転である。なお、万葉二五六の一本「武庫の海野船尔」波有之いざりする海人の釣船浪の上ゆ見ゆの二句をフナにはナラシと訓み、フナにはを出帆するのに適した静かな海面の意とする説がかなり広く行われているが、この部分本文の乱れもあり、フナにはという語の存在を認めよいか否かはつきりしない。むしろフネにはラシと訓み、にはを助詞とみる説に従うべきであろう」とある。⁽⁶⁾

『日本国語大辞典 第二版』では、『ニハ』を「①所・時・対象・比較の基準など、格助詞「に」の意味を強調または取り立てて示す」、「②尊敬の対象となる人物を主語として表わすことを避け、間接的に尊敬の意を表わす。もとはその住む所などを示す語をうけたが、後には人物を閉める語を直ちに受けるようにもなった」、「③（推量の助動詞「む（ん）」「う」を受けて）「…する時には」「…したら」の意の、軽い仮定条件を表わす」、「④（…には…が」などの形で用言を重ねて）「…ことは」「…という点は」の意を表わす」としていいる。その考察では、『語誌』のなかで「家などの生活空間の周辺にあつて、狩猟、農事などをを行う地域を表すのが原義。語源は諸説あるが、「土。丹と同根十八（場）」が考えられる」と記述している。⁽⁷⁾

『風景をつくる』において中村一は、『ニハ』について以下のように解説している。「漢語の庭【てい】は建物の前の平坦な土地を意味するのがふつうである。それに対して日本語のにわの古い発音は

にはであり、古い語法として海のニワというのがある」とし、万葉集の「武庫の海の にはよくあらし 漁する 海比との釣り舟 波の上ゆ見ゆ」という歌を引いて、「重要なことはにはからバ【場】という言葉が生まれていて、ここから海のにはは、魚場【ぎよば】すなわち漁の「なわばり、テリトリー」であると推定される」としている。さらに「縄文時代以前の社会では生活を支えるために、かなり広いなわばりを必要としたにちがいない。このなわばりを古代人はにはと呼んだと思われる」、「にはは感性的世界そのものであり、今日の言葉でいえば、生活環境に近いものであった。この古代の広やかなにはは、今日では庭という言葉に受けつがれている」としている。⁽⁸⁾

小野健吉は『岩波日本庭園辞典』において、「庭」は「庭園を指す用語の一つ」とし、「飛鳥・奈良時代には、神事・狩猟・創作業などを行うおおむね平坦なオープンスペースの意味で用いられ、さらに海面の意味で用いられることもあった」とする。また、平安時代には「現在と同様の庭園の意で用いられるのが普通になり、中世以降も泉石・泉水・林泉といった漢語由来の用語と並行して用いられ、近代以降はもつとも一般的な語となつた」としている。⁽⁹⁾

以上のように、「庭」もしくは「ニハ」の解釈は実に多様であり、それぞれを比較すれば矛盾点もみられる。内容の違いはあつてもその語義は、裸地や土間をふくむ何かを行うための場や空き地、作り庭、水面であるという点でおおむね共通している。引いては、「庭」の意義が場所であるから、その語源のひとつとされる「ニハ」も同様に場所を示す語とみられている。

第2項 “ニハ” は場所を言い表す語であるか

本論は、”庭”の語源を”ニハ”に求める正誤の判断を目的とはしていないため、各解釈を個々に検討することはしないが、前項に挙げた”ニハ”の解釈がおおむね場所であることを前提していることに着目する。

『国語大辞典第二版』における”場”的「語源説」では、「には（庭）」の変化した語「和語私臆鈔・三余叢談・大言海」であるとしている⁽¹⁰⁾。この説にしたがえば、ニハは”庭”と”場”という二語の語源ということになる。また語の使用時期をみれば、”庭”は七世紀にさかのぼるのに対して”ば（場）”は十三世紀である。してみれば、”ニハ”を「土。丹と同根十八（場）」とする解釈は、”ば”に”場”的意義がない以上⁽¹¹⁾、成立しえないことになる。

ここで焦点となるのは、”ニハ”がもとより”場”的意味を示していたかということである。”庭”が”場”を意味するからといって、その語源のひとつとみられる”には”も”場”を言い表しているとはかぎらない。それは、以下の『日本国語大辞典第二版』における”ニハ”的語義において如実に示されている。

「言語としてみれば”には”とは、格助詞の”に”に係助詞の”ば”の付いたものである。A（という時や場）にはBがみられる」や「A様にはご機嫌麗しく…」、「向こうにはAがあるはず」、「AにはBが、CにはDが特徴としてみられる」といったように、文中で「常に自立語、または自立語を含む連語に付属⁽¹²⁾」して機能を得ている。日常的に使用される名詞”ニハ”的語義は抽象、具体的の場所を意味しているが、助詞の組み合わせである”には”、自体には独立した意味が認められない。しかしそれは無意味であるということではなく、

「場所・時・対象・比較の基準など、格助詞「に」の意味を強調または取り立てて示す」⁽¹³⁾というはつきりとした語義がある。

”に”的語義は「動きや状態の成り立つ時」、「動きや状態が成り立つ場所」、しくは「動作や状態の成り立つ時」、「動きや状態が成り立つ環境、情勢」、「動きや状態がその中で成り立つ環境、情勢」、「動きや状態が成り立つ原因、理由、機縁など」である⁽¹⁴⁾。そして”ば”が前述の”に”的語義を強調するはたらきがあるとすれば、固有の意味をもつ自立語、または自立語を含む連語が指向しているのは、動きや状態の成り立つ状況の現れということになる。具体的な事例としては、「私には兄がいる」であれば血縁の状況を、”我が家には自動車がある”であれば財産の所有を、”日本には京都がある”であれば一国の地域を現している。

このようにAにはB…と文を続ける場合、”…である”という理念的な本質存在ではなく、”…がある”という実体的な事実存在を示す述語とつながる。それは言い換えるとAにはB…といつて現われる状況を成りたたせている現象は実体にもとづいているのであり、結果的に”ニハ”は、特定の場所を言いあらわしているというよりも、実体としての動きや状態の成り立つ状況を示している。

前節で挙げたように、従来の庭園学及び造園学では、”庭”もしくは”ニハ”に関する解釈を即物的な庭の実像にむすびつけ、”ニハ”が場所を言い表すことに疑念が抱かれる余地はない。しかし、語の根本的な意義を追求すれば、従来の土地に関する諸科学における”には”が場所だけを言い表しているという解釈は、明らかに短絡的である。

第3項 名詞 “ニハ”と助詞の組み合わせとしての “には”

“庭”の語源が “には”であるという解釈は、双方の語の品詞が異なる点で矛盾している。“庭”が “には”から生じたとすれば、名詞 “庭”は助詞の組み合わせである “ニハ”からの転成語ということになる。言語学においては、動詞や形容詞から転生することはあっても⁽¹⁵⁾、助詞と助詞の結びつきが転成名詞になることはないとされる。したがつて成立時期との誤差という矛盾はあっても、名詞 “にわ”は “土。丹と同根十ハ (場)” や “土間”など同じ名詞を語源とするほうが、語の成り立ちからいえば妥当であろう。

一方、“には”と同じく格助詞に係助詞の付いた語には “どは”があり⁽¹⁶⁾、同じ表音の名詞「形動」として “どわ (常・永久)” がある。“どは”と “には”は、どちらも係助詞の連語として語義をもつており、名詞や動詞等を結びつけ強調する。係助詞の連語は、他の語と組み合わされなければ具体的な意味を持たないが、構文のなかではその意味を強調し増幅する機能を担っている。そして、“には”が介在する構文は、実体としての動きや状態の成りたつ状況を示し、それはいわば存在の現れであり、端的にいえば場である。

構文では、助詞の連語 “ニハ”が介在することにより “場”が強調され、その意味合いが増幅されるが、あくまで場所 자체を意味するのではなく、時制が伴っている。名詞には、生起を表す時間名詞というものがあり、語義に時間を含んでいるが⁽¹⁷⁾、名詞自体は時制を伴わない。

助詞の連語 “ニハ”は、一般的に名詞では言い表すことのできないとされる、発生しつつある事実存在としての場、もしくは発生した場の持続性といった時制をもつて、名詞 “庭”とは峻別される

必要がある。

ただし、それは助詞の連語 “ニハ”と名詞 “庭”が無関係であることの根拠を与えるというよりも、むしろ庭の本性を知る大きな手がかりを示唆している。前述のように、名詞 “庭”には事を行う場所という意義がある。これは漠然とした時制を伴わない場所を示しているが、何らかの行為を待つているないしは準備しているという条件が付されている。

事を行う場所とは、抽象的な空間を意味しているのではなく、行為や振る舞いにともなつて心理物理的に発生し具現する、実践的世界なのである。それは、平安期の貴族住宅における寝殿の大庭が、単なる平坦な空地でありながら、儀式にともつてさまざまな機能や意義を獲得することからも知られることである。また名詞 “庭”が、 “斎庭” や “中庭”、“石庭” と連語になることによつて、はじめて機能や方位、材料や意匠をともなう具体的な場所を示すことも、その語が発生しつつある場を示す証左といえよう。

“ニハ”が「実体としての動きや状態の成り立つ状況をあらわす」という語義は、これは常に人間（現存在）ともにあり、行為や振る舞いによつて具現している状態と、発生しつつあるもしくは発生中の場という関連する二つの意味を示している。つまり、“ニハ”と “庭” は、今日となつては表裏一体の両義的な語となつている。

旧来の土地に関する諸科学においては、そこで行われる行為に着目されつつも、庭の研究とは場所に特化して行われてきた。しかし、そのような研究の態度は、科学としての不都合はないとしても、歴史的な庭の本性、実態からみれば、きわめて特殊であるといえよう。それゆえ “庭” の記述に当たつては、物質的な土地の領域ではなく、

人間の行為や振る舞いを通して時制をその枠組みとして意識し続ける必要がある。

し・さ」と「たのし・み」・長崎国際大学論叢第五巻..
2005、71—81頁

第1節 補注

- (1) 彰国社編..建築大辞典..彰国社..1976、1163頁
(2) 上原敬二編..造園大辞典..加島書店..1978、643頁
(3) 国史大辞典編集委員会編..国史大辞典第11巻..吉川弘文館..
1990、268頁
(4) 国史大辞典第9巻..1988、840頁
(5) 国史大辞典第10巻..1989、412頁
(6) 上代語辞典編集委員会..時代別国語大辞典 上代編..三省堂..
1994、546頁
(7) 日本国語大辞典第二版編集委員会..日本国語大辞典 第二版
第10巻..小学館..2001、486頁
(8) 中村一・尼崎博正『風景をつくる』..昭和堂..2001、7-
12頁
12頁
(9) 小野健吉『岩波日本庭園辞典』..岩波書店..2004、236
-37頁
(10) 『日本国語大辞典 第二版』
(11) 前掲書
(12) 前掲書
(13) 前掲書
(14) 前掲書
(15) 中野はるみ..転成名詞の文中での意味のあり方—「たの

(16)

丹保健一..時間名詞の特性に関する一考察—格助詞「に」との共起に注目して—..三重大学教育学部研究紀要 第
六十一巻 人文科学..2010、39—47頁

第2節 藤原道長『御堂闇白記』にみる時間の展開と庭の相互関係 第1項 文献資料にみる過去の人々における実践の志向

実践知の学の実施に向けて「人間の行為や振る舞いを通して時制をその枠組みとして意識し続ける」とは、具体にはどのようにすればよいのか。先に“庭”的語の歴史に遡行してその本質的意味を考察したように、ここでは“庭”について言及された古典等にもとづいて、その意識の仕方についての検討を行う。

本邦において庭について資料は、主として平安期の貴族によつて遺されるようになつた。平安期の貴族住宅の庭の先行研究には、森蘊による庭園史研究⁽¹⁾、川本重雄による建築と儀式との関係からみた庭の研究⁽²⁾、仲隆裕らによる考古学的調査の成果にもとづいた園池・遺水の研究⁽³⁾、飛田範夫による植栽の研究⁽⁴⁾などがある。それらの研究のなかで、森は平安期の貴族住宅における複数の庭の存在意義を説き、川本はそれら複数の庭の利用形態について指摘した。その一方で、従来の庭園学及び造園学では、平安期の貴族住宅の敷地内でとくに石組や景石、州浜といった園池に關係する事柄に高い関心が持たれてきた。平安京跡における埋蔵文化財の発掘調査では、平安期の貴族住宅の敷地構成を示す大規模な遺構が検出されるなど、膨大な調査成果が蓄積されてきた。

平安期の貴族住宅は、平安京（現在の京都府京都市を）中心に発展をみた。平安期の貴族住宅（寝殿造住宅）は、当然のことながら、平安京とその都市に住まう貴族が存在しなければ、存立し得なかつた。貴族住宅は、都市での生活を前提して成立してきたにも関わらず、従来の庭園学及び造園学では、その園池や鑓水の姿形を主要な研究対象としてきた。本来、平安期の貴族住宅の庭を解明するため

には、その場所と姿形だけではなく、その存立の前提であるかつて平安京に住んだ貴族の生活の歴史にも着目する必要がある。それは競技（sports）において、その場における行為への意識なしに競技場や球技場の意味を理解することができないのと同じ理由である。

本論では、藤原道長の日記『御堂闇白記』⁽⁵⁾の寛弘三年（1006）正月から同十二月における主にはハレの儀式や事件などの記述を抽出し、「年中行事絵巻（国立国会図書館蔵）」⁽⁶⁾等の描写を通じて、平安貴族における庭へ対する意識を分析する。さらに、かれらの意識と発掘調査によって検出された遺跡との照合を通じ、平安期における庭の意味を顕在化する。

第2項 『御堂闇白記』における屋敷内でのハレの儀式

（1）寛弘三年正月一日

（前略）例年通り小朝拝を行つた。終わつて、天皇は紫宸殿（東三条第寝殿）に出御なされた。元日節会は、例年と同じであつた。ただし、侍従の列は、庭中に有るべきである。ところが標を立てなかつたので、中島に下りて座の前に立つた者もいた。これは失儀である。

これは、道長の邸宅であつた東三条第（平安左京三条三坊一・二町）の寝殿を仮の紫宸殿として元日節会が行われた状況を記述している。内裏は、寛弘二年十一月に焼失したため、東三条第が里内裏に当てられていた。

元日節会は、天皇が群臣に宴を賜う儀式であり、紫宸殿とその南庭に数多くの群臣が列席した。その状況において、侍従は“庭中”

に参列する必要があるところ、標識がなかつたため、寝殿と東対の間にある遣水の“中島”上に列する侍従がいた。道長によると、これは天皇の“座”の前に当たるため、儀式上正しくなかつた。

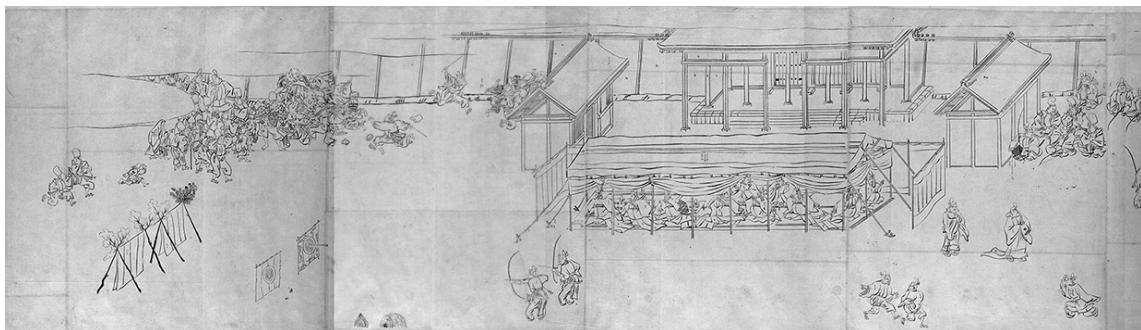
「年中行事絵巻」の巻十四「闘鷄」には、ある貴族住宅の東対と寝殿の間にかかる渡廊の下部に遣水が流れ、橋柱の一本が遣水内に設けられた中島上に立つている様子が描かれている（図1）。本来、内裏には遣水が穿たれていたため、道長が指摘する儀式上の問題点は、里内裏でこそ起こりうる事柄であつた。

（2）正月十八日

（前略）左大弁を射礼の射遺所に遣わした。申剋に、天皇の出御が有つた。私は、召しによつて弓場殿の許に参つた。壇の後ろ、および幔の後ろを経て、参着した。（中略）近衛府の射手は、三度の勝負を行つて、毎回、左方が勝つた。兵衛府は、二回の勝負で停止とした。射遺が終わつて、勝負樂を演奏した。この間、天皇は簾中にいらつしやつた。（後略）



〔図1〕「年中行事絵巻」闘鷄



〔図2〕「年中行事絵巻」朝覲行幸・射礼



〔図3〕「年中行事絵巻」朝覲行幸・射遺

これは、射礼射遺（いのこし）が行われた状況を記述している。

道長は、弓場殿より射礼を観覧していた。近衛府と兵衛府による計五度の勝負が行われた後、勝負樂が演奏された。

射礼が行われた場所は、示されていないが、平安中期は、建礼門（内裏の南面中央に位置する外郭門）南面の大庭で行われたとされる。建礼門については、「年中行事絵巻」の巻一「朝観行幸」にその全景が描写されている（図2）。

同絵巻の巻八「射遺」には、建礼門前で射礼、紫宸殿の南庭で賭弓が行われている様子が描写されている（図3）。建礼門と大庭は、東西に長くコの字状に張られた幔で仕切り、庭上には、七丈の幄舎が一舎と二つの的と流れ矢を防ぐ幕が仮設されている。幄舎の側面に架けられた幕は結び上げられ、その内部には筵が敷かれ、公卿らが並んで半畳に座り、宴会をしている。その前方では、射手二人が的を狙っている様子が描かれている。

一方、賭弓の会場は、紫宸殿の南庭の西端であった。紫宸殿の西前に植えられた右近の橘の西脇には、南北方向に幔幕が張られ、南庭が二分されている。紫宸殿の西寄りには天皇の座として弓場殿が設けられ、その反対方向にある安福殿の東寄りに的が一つ置かれている。弓場の裏手にあたる幔幕で仕切られた南庭の東側は、射手たちの饗宴の場として広い範囲に筵が敷かれ、食事が用意されている状況が描かれている。

寛弘三年正月の時点では、今内裏が東三条殿とされていることから、「年中行事絵巻」で描写されたかたちで賭弓は、行われていない。また、道長が座した弓場殿についても、紫宸殿の西脇に設けられたものではない。

（3）寛弘三年三月三日

（前略）南の第三間から西の第二間に高麗端の畳を敷いて公卿の座とした。南西の高欄の辺りに紫端の畳一帖を敷いて、出居の座とした。高渡殿に座を敷いて、泉の上にもまた、座を敷いた。（後略）

これは、翌日に催される東三条第での花宴（はなのえん）にともなう室礼の準備の様子が記述されている。ここでの泉は、「高渡殿」と「泉の上」の関係から、遣水のことを指している。花宴では、遣水に架かる橋上（高渡殿）に加えて、泉の中島にも座が設けられた。なお後述するように、この花宴と同日に東三条第から一条院への遷御が行われたが、花宴は東三条第で行われたことから、ここで言及されている遣水は、寛弘三年正月一日に言及された遣水と同じものである。

（4）寛弘三年三月四日

（前略）天皇は諸卿を御前に召し、次に仰せによつて、文人たちを召された。（中略）権中納言（藤原）忠輔が題を献上した。「水を渡つて落花が舞う」であつた。奏聞の後、同じく権中納言が、韻字を付した。軽の字であつた。（大江）匡衡朝臣を召して、題を賜い、序を献上すべきことを命じた。（中略）内蔵権頭（橘）為義が、五位の殿上人を率いて、硯を公卿と特に召した人に下した。次に大納言以下が、献物を庭中に献つた。右大臣が、その名を問うたので、物の名を申し上げた。右大臣は、「それらを膳部に賜え」と言われた。（中略）二、三献の宴飲の後、船樂と音樂を発した。竜頭、鶴首が数曲を演奏し、浪上を遊んだ。天皇の御前において船を留め、舞を奏すること、各二曲であつたこの間、上

下の文人たちが、詩を献上した。（後略）

花宴は、現在の花見の起源とされる年中行事であり、藤や菊といった花の名称が付されないかぎり、桜の花を対象とした。ここでは、紫宸殿における花宴について言及されており、紫宸殿（一条院寝殿）に天皇と公卿、文人らが参列して、詩をつくり、饗宴を開いた。その際、公卿が献上した献物が紫宸殿の南庭に置かれ、その献物は右大臣によつて、饗宴の食膳を調えた人々と料理人に与えられた。また飲食が進んだ後、南庭の池に浮かべられた龍頭鷦鷯首の船より数曲が演奏され、天皇の前で舞が奏された。なお同日、天皇は東三条第から一条院へ遷幸した。つまり今内裏は、大宮大路の東側、一条大路の南一町に所在した一条院となり、内裏の修造が終わるまで、宮中の行事は同貴族住宅を中心に行われることになった。

「年中行事絵巻」卷一「朝観行幸」には、法住寺殿における“舞御覽”として寝殿の南庭で舞楽が奉じられ、池中には龍頭鷦鷯首が浮かぶ状況が描かれている（図4）。

（5）寛弘三年三月十六日

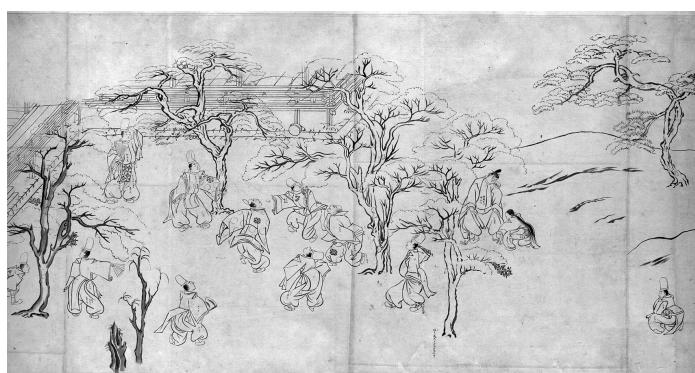
石清水臨時祭は、常と同じであつた。御馬を清涼殿（一条院北対）の東庭に入れて、天皇の御覽に供した。（後略）

ここでは、石清水臨時祭の後、一条院北対の東側に位置する庭で、天皇に馬が披露されたことを記している。これは、寝殿の北東、東対からみればその裏側に位置する坪に馬が引き入れられている状況である。

「年中行事絵巻」卷十四「蹴鞠」には、遣水と築山が配され、桜



〔図4〕「年中行事絵巻」舞御覽



〔図5〕「年中行事絵巻」蹴鞠

松・柳・楓が植えられた寝殿にともなう坪で貴族らが蹴鞠を興じている様子が描かれている（図5）。

(6) 寛弘三年四月十六日

十三日に物忌があつたので、今日、賀茂社に参詣した。時々、小雨が降つた。夜に入つて帰邸した。神宝と東遊が有つた。同行した公卿は十一人であつた。（後略）

(9) 寛弘三年七月三日

（前略）議定の間、清涼殿（一条院北対）の上から、蛇が降りてきて東庭の前にいた。紫宸殿（一条院寝殿）の北の階の上から西方へ向かつた。これは内侍所の方角であつた。皆が驚き恐れたことは極まり無かつた。（後略）

(7) 寛弘三年四月二十三日

（前略）内裏に参つた。女二宮（●「女へんに美」子内親王）と天皇の御対面が有つた。一条院の北一対の東面、公卿と殿上人の饗宴を儲けた。（後略）

ここでは、一条院において内親王と天皇との対面に伴う饗宴が催されたことが記されている。この饗の領域である北対の東面で行われた、天皇と公卿による饗宴では、とくに庭への言及はなされていない。

(8) 寛弘三年六月十八日

先日の事件の状況を一条天皇に奏上した。文行を左衛門府の弓場に遷して拘禁した。（後略）

これは、法住寺において左衛門尉（さえもんのじょう）藤原文行

と平正輔と口論を起こした際、林重親が、検非違使別当の命で拘束しようとしたところ、文行が矢を射ながら逃亡した事件について言及されている。文行は、別当によつて検非違使の政所に拘禁された後、左衛門府の弓場に遷されたことが記されている。この弓場は、左衛門府に併設された庭の一部とみられる。

これは、今内裏である一条院に、諸卿が参会した際の出来事を記述している。天皇は、道長に対して、内裏焼亡の際に内侍所にあつた神鏡が損傷したため、改鑄するべき否かを諸卿に意見させるよう命じた。その参会の場であり清涼殿に位置づけられた北対の東面の庭前に、蛇が降りてきて、寝殿の階段の上から西方へ向かつた。それが議論の背景にあつた場所の方角であつたため、参会者がみな驚いたという状況が記されている。

(10) 寛弘三年七月十九日

内裏に参つた。左杖座（一条院寝殿西北廊）に着した。相撲の召仰が有つた。左近中将（源）頼定と右近中将実成に、一度これを仰せた。（後略）

これは、一条院寝殿の西庭で相撲節会（すまいのせちえ）にともなう召仰があつたことが記されている。召仰とは、天皇の勅を上卿

（しょうけい）が奉じ、相撲節の実施を命じ、その準備をすること。相撲人は、諸国から召集められた。当時の相撲は、土俵は設けられず、相手が倒れるまで取られた。

（11） 寛弘三年七月二十八日

相撲の御前の内取があつた。天皇の御物忌であつたので、相撲人たちちは内裏に籠つていた。（中略）内取が終わつて退出した。（中略）公卿十余名と殿上人二十人ほどが、見物に來た。

寛弘三年七月三十日

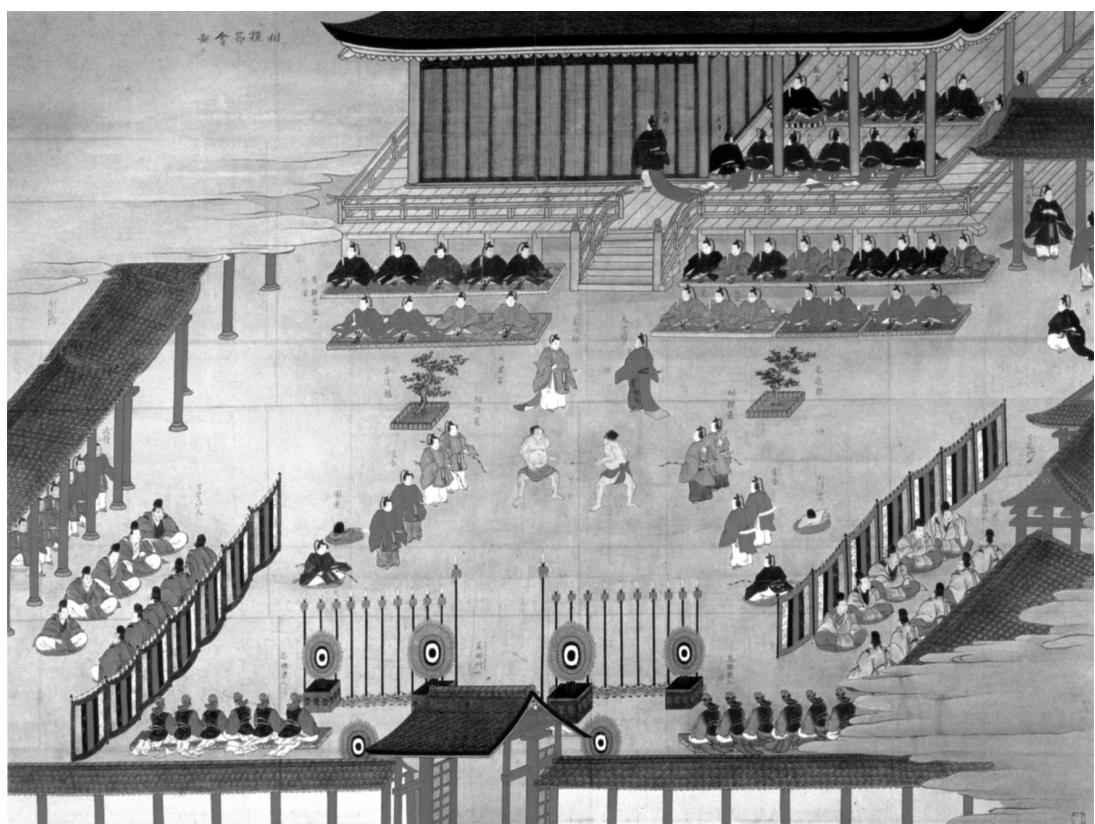
物忌によつて、内裏に候宿した。昨日と一昨日は、天皇の御物忌であつたので、相撲の召合は今日に延期された。午後に、天皇が出御なされた。未一剣に、召合を始めた。左杖座に着した。（中略）酉剣に召合が終わつたことは、常と同じことであつた。張筵を取つた後、公卿は簀子敷に伺候した。

寛弘三年八月一日

内裏（一条院）に候宿した。未剣に、一条天皇の出御があつた。相撲の抜出を御覧になられたことは、常と同じであつた。（中略）三番の取組を召し、酉剣に抜出が終わつた。

ここでは、内取と呼ばれる稽古相撲、その後に行われる節会である召合、そして天皇出御のもと相撲の御覧があつたことが記されている。相撲節会は、内取・召合・御覧の計三日間にわたるとされ、天皇は召合・御覧に出御され御簾の内で相撲をご覧になられるため、相撲場は紫宸殿（一条院寝殿）の南庭に設定された。節会の後、相撲人らは、貴族邸に招かれ宴が催された。

「相撲節会図」には、紫宸殿の南庭で相撲が行われている情景が



〔図6〕「相撲節会図」

描かれている（図6）。公卿たちは、寝殿内あるいはその南階と右近橋・左近桜の中間の庭上に畳を敷き、列座した。相撲場は、南庭の中央に設けられ、東西の回廊脇が幔幕で仕切られ、控えの場とされた。承明門の脇には楽団が控え、勝利した相撲人には、舞楽が演奏された。

（12）寛弘三年八月十七日

一宮の童相撲を行つた。（中略）中宮（藤原彰子）御在所（一条院東北対）の南面において行うことについていた。ところが、女一宮（脩子内親王）女二宮（●「女へんに美」子内親王）が、御覧になるため、急に北面に変更した。主上（一条天皇）は、中宮の御在所にいらっしゃつた。未剣に取り組みを始めた。（中略）相撲人の屋の北屋は、中から分けて、西方を左とし、当方を右とした。屋の上に平張を覆つた。相撲人の屋の前、および東の間の内に幔を立てた。

これは、第一皇子による相撲が行われたことが記されている。当初、童相撲は、中宮が日常暮らしている一条院の東北対の南庭で行われる予定であつたが、第一・二皇女が御覧になるため、相撲場が東北対の北庭に変更された。つまり相撲は、北対に天皇と中宮が座し、相撲場となつた坪を介して、北二対から皇女らが座しての観覧されたことになる。

（13）寛弘三年八月二三日

朝から雨が降つた。未剣以降、雨が止んだ。一日中、小南第で童相撲を行つた。十五番を召した。南・東・西に屏幔を立てて、相撲人の屋とした。（中略）勝負楽は、まず左方が奏した。これは

最手が勝つことによるものである。次に右方が奏した。（中略）来た公卿は十四人であつた。事の感興は極まり無かつた。（後略）にある庭の東・西・南側が屏幔で仕切られ、子供たちの待機場所となされた。その位置関係からみて、道長と公卿らは、北側に位置する小南第から南庭に設けられた相撲場を観覧したことになる。

小南第は、土御門第の敷地南方に位置する小規模な宅地であつたとみられる。

（14）寛弘三年九月二十一日

卯一剣に内裏に参つた。雨氣が有つた。公卿は皆参入した。同二剣に、天皇の乗輿が内裏から出た。（中略）乗輿は土御門第の西門から入り、寝殿に着しなされた。（中略）この後、また雨が降つた。雨が止むのを待つ間、天皇は馬場殿にいらっしゃつた。腰輿にお乗りになられた。この間、船樂があつた。蘇芳菲と駒形を演奏した。舞は庭で行い、樂は船で奏した。天皇は馬場殿に出御なされた。馬は坪の東西から南に下り、皆が馬場殿に着した頃、三的の下に群立した。次に東宮は、西廊、および仏堂の簣子と中島を経て、馬場殿の後廊の御在所に着された。（中略）王卿は馬場殿の南の幄下に着さず、大雨によつて西廊の馬道に立つた。（中略）六番の競馬が終わつて、夜に入った。残りの御馬は馳せなかつた。馬射や出馬も、同じく停止とした。戌剣に、天皇は寝殿にお移りなられた。（中略）天皇の御膳を供した。（中略）この時、天皇は右大臣（藤原顯光）を御座の下に召されて、頼通に一階を賜うと

いう宣下を下された。（藤原）頼通は、中庭に出て拝舞を行つた。私は天皇に贈物を献上した。（後略）

これは、一条天皇が土御門第に行幸し、競馬を御覧になつたことが記されている。天皇は、同邸宅に参入後、馬場殿で腰輿に乗つて雨が上がるのを待ち、その間、船から樂が奏された。舞は馬場殿の前庭上で行われた。天皇と公卿は、雨の影響により馬場殿の南側に設けられた幄舎ではなく寝殿の西廊の馬道で観覧した。その後、天皇と東宮は、寝殿に移動し道長の家族と御膳を供した。

拝舞とは、祝賀、謝意などを表す儀礼の形式のこと。頼通は、右大臣より一階を賜つたことを受けて、中庭に降り、まず再拝の後、立つた状態で上体を前屈して左右を向き、ひざまずいて同じ動作をして、そのまま軽いお辞儀（一揖）をし、最後に立つて再拝した。

なお、「年中行事絵巻」の巻十一「騎射」には、市井における馬を用いる行事として、一条西洞院の左近衛の馬場と一条大路にあつた右近の馬場で行われた騎射の様子が描かれている（図7）。

（15） 寛弘三年十月一日

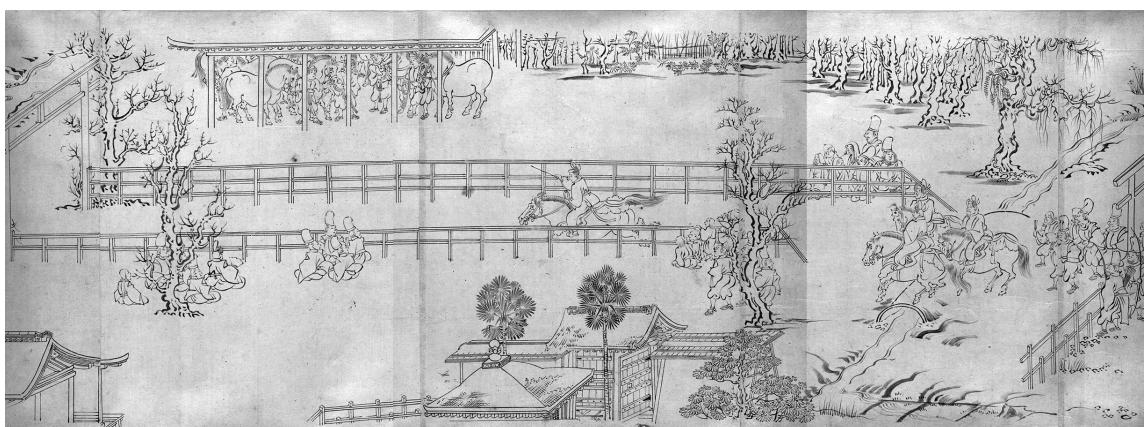
天が晴れた。牛一剋に、内裏（一条院）に参つた。未一剋に、一条天皇は紫宸殿（一条院宸殿）に出御なされた。諸卿は遅参した。そこで孟冬の旬成の開始が遅れたのである。官奏は有つたけれども、庭立奏は無かつた。樂と監物奏は有つた。（後略）

庭立奏とは、鈴印の請進や衣食の賜与などといった小事の上奏に用いられた書式のこと。ここでは、その奏が行われなかつたことが記されている。

（16） 寛弘三年十月十六日

弓場始を行つた。賀茂臨時祭りの雑事を定められた。射儀では、前方が勝つた。権中納言が懸物を射取つた。中宮の許で饗宴があるので、退出した。「夜通し、殿上人は中宮の御在所（一条院東北対）において酒宴を行つた」ということだ。（後略）

ここでは、弓場殿において弓場始が行われたことが記述されている。弓場始は、射場始めともいい、正月に射礼や賭弓を行うにあたつて、天皇や公卿らが、弓術始めとして賭弓を見る儀式。この弓場は、状況から一条院の一画に設けられたとみられる。同儀式後、道長は一条院から退出したが、殿上人は、その東北対



〔図7〕「年中行事絵巻」騎射

において夜通し酒宴を行つた。

(17) 寛弘三年十月二十八日

法興院において万燈会を修した。堂中、および庭の雑事は、例年に勝つた。樂が有つた。丑剣の頃、終わつた。招請した僧は、僧網十三人、凡僧四十人であつた。以上の僧に布施が有つた。絹を用いた。各々差が有つた。池の東の見物人は、垣のように数百人が來た。

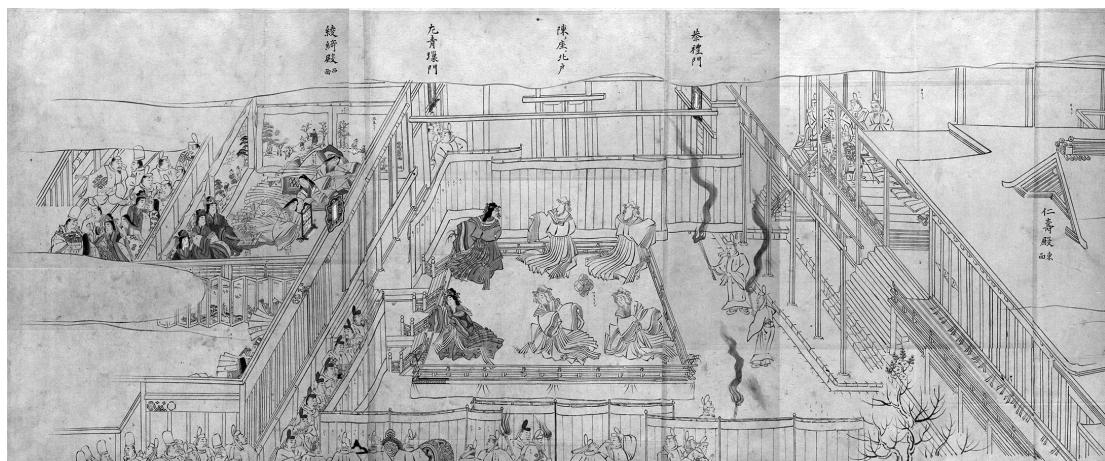
道長が法興院で行われた万灯会に参加し、数多くの僧が参列した状況が記されている。法興院の堂中と庭の状態は、前年よりも優れ、その池の東側に集まつた見物人は、数百人を集めた。

法興院とは、平安京域の外で、東京極大路の東、二条末の北の町を占めた寺院であつた。元は摂関藤原兼家の邸宅・東二条院であつたが、兼家が正歴元年（990）に関白太政大臣を退き出家したことを契機に、寺院に改められた。万灯会とは、仏や菩薩に懺悔滅罪や報恩の意味を込めて万杯の灯明を供養する法会のこと。

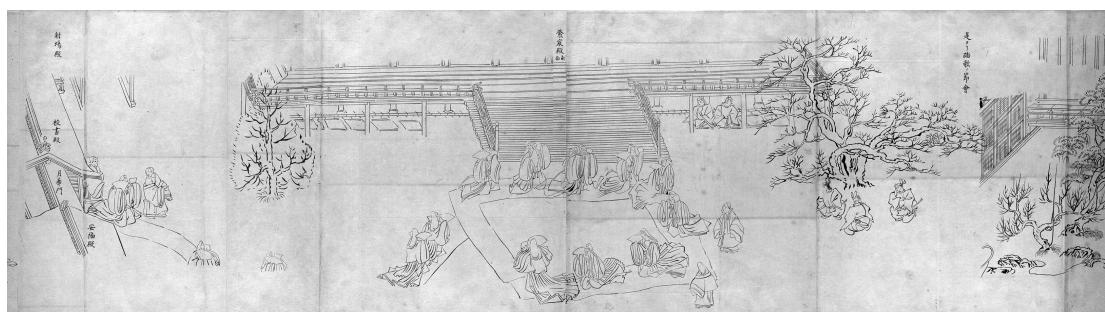
(18) 寛弘三年十一月十四日

五節舞があつた。内裏（一条院）に参つた。東対を舞殿とし、東西の対を五節の宿所とした。（後略）

これは、一条院において五節舞（ごせちのまい）が行われ、その東対を舞殿としたことが記されている。この記述では、東対の屋内を舞台としたのか、東対の庭に舞殿を設けたのかが明確ではない。五節・豊明の節会は、新嘗祭・大嘗祭の翌日に行われた宴会をともなう宮中の儀式であり、五節舞は、その中で行われる五節舞姫（ご



[図8]「年中行事絵巻」踏歌の節会



[図9]「年中行事絵巻」宴

せちのまいひめ）の舞のこと。「年中行事絵巻」には、複数の女性による舞楽として、巻九「内宴」に「妓女の舞御覽」として綾綺殿の西庭に舞台が設けられ、六名の舞妓が舞う姿が描かれている（図8）。また、同絵巻の巻七「踏歌の節会」には、紫宸殿の南庭で十数名妓女によつて女踏花が行われてゐる様子が描かれている（図9）。

（19）寛弘三年十二月十五日

除目の召仰が有つた。そこで内裏に参つた。今日から造宮所において御読経が有る。（中略）御読経は終わつて、内裏に参つた。除目の議を始められた。夜に入つて、常のようすに陣座の饗宴があつた。そして●「竹かんむりに呂」を私の前に置いた。饗宴が終わつて退出した。（後略）

これは、道長が造宮所における御読経を收めた後、一条院における除目の議に参会し、夜には饗宴が開かれた状況を記している。この公卿が列座した公事（くじ）にともなう饗宴においては、庭についての記述がなされていない。

第3項 寛弘三年に生じた出来事にみる平安貴族の庭への意識

平安初期、大内裏は、内裏を内包し数多くの官衙等で構成されていた。そのなかには、国儀大礼と宴会を行う専用の場としてそれぞれ朝堂院と豊樂殿が設けられていた。それらの施設では、国家行事に見合つた相当数の列席者が参列できるよう、広大な庭が設けられていた。天皇の住まいである内裏には、紫宸殿を中心とした建物の周囲に建物と廊・塀に囲まれた庭があつた。これらの庭は、朝政や

年中行事などに利用された。

寛弘三年の時点では、内裏が焼亡し、その再建中であつたため、宮中の儀式は、今内裏として一時的に東三条第、一条院を中心に行われていた。換言すれば、寛弘三年については、本来内裏で行われるはずであつた儀式が、貴族住宅を代用して行われていたことになる。つまり『御堂関白記』における庭の記述は、東三条第と一条院、藤原道長の自邸・土御門第が主体となつてゐる。

『御堂関白記』の寛弘三年の記述にかぎつてみると、庭で行われた行為は、掲出順に上げると、侍従の参列、射的、宴遊の座、献物の献上、舞楽、馬の披露、拘禁、相撲、童相撲、競馬、万燈会であつた。また、それら行為の行われた場所が確定できるのは、同じく掲出順に上げれば、東三条第の寝殿と東対の間に所在した遣水、一条院寝殿の南庭と池、一条院東北対の北庭、小南第の南庭、土御門府の弓場、一条院寝殿の西庭、一条院東北対の北庭、小南第の南庭、土御門殿の馬場と池・寝殿の中庭であつた。

これらの行為と場所との関係から——藤原道長の関心を通して——平安貴族は、概ね四つの形態の庭を意識していたと推察される。以下、行事において重要視された順に概説する。

（1）南庭（だんてい）・大庭（おおば）

一つ目は、紫宸殿（今内裏の寝殿）の前面に位置する公的な儀式を行う庭であり、この庭を言い表す語として「南庭（だんてい）」がある。「清涼殿の南庭を小庭というのに対する称」⁽⁷⁾する語として「大庭（おおば）」がある。この語は、「坪、内庭のようすに奥まで庭でないもの」で、「中門の中、内庭の中、主殿の建物の外の広い庭」についても該当する。紫宸殿の南庭と分別するならば、貴族

住宅の寝殿の前面の庭と中門の中庭は“大庭（おおば）”と言い表すことができる。紫宸殿には、紫宸殿の南階の東西に左近の梅と右

近の橘のみが植栽されていた。現在、左近の梅は桜に変わつており、創立時は両側とも梅が植えられていたと伝わる。

南庭と大庭の適切な規模については、平安期の庭造りについて記された書『作庭記』に、「南庭ををく事は階隠外のはしらより、池の汀にいたるまで六七丈、若内裏儀式なら八九丈にもをよふへし、拝礼事用意あるへきゆへ也、但一町の家の南面にいけをほらんに、池を八九丈をかは池の心いくはくなさらん歟、よくよく用意あるへし」と記された⁽⁸⁾。大庭は一般の住宅で南階と白州の境から約十八一二十一メートル、「内裏儀式」とは後述する里内裏を示しているとみられ少し広めの二十四一二十七メートル必要されていた。

(2) 坪

二つ目は、寝殿や北・東対と渡廊との間などにある中庭である。その庭を形容する語として、“坪”がある。また、寝殿と東対の間に“遣水”が穿たれている庭もあつた。囲繞されていて、一段低くなっているところを、“壺”に見たてて呼ぶともいわれ、動詞“づぼむ”などと関係があるとされる。同語について『国史大辞典』では、「壺」と表記され、「寝殿造の対や廊にかこまれた方形の空間（後略）」⁽⁹⁾と解説されている。

坪では、年中行事を含む私的な儀式や、遊戯が行われ、その内部は、様々な植栽で飾られていた。それら植栽の領域は、南庭（だんてい）・大場（おおば）と同様、催事の障害にならないため建物や廊周辺に限られた。植栽は坪前栽と称され、関連して宮中の部屋の名称にもなつた。平安期の遊戯には、歌会、歌合、詩合、前栽合、草合、菊

合、根合、鳥合、虫合、扇合、貝合、絵合などがあつた。

(3) 屋戸

三つ目は、射遺や競馬、蹴鞠などが行われた明確に囲繞されていない庭である。その「家の戸口あたり。家のまわりの庭。庭さき（前後略）」⁽¹⁰⁾を意味する語としては、“屋戸（やど）”がある。外觀としては、建物周りの土間であり、比較的自由に樹木が植えられ景石や築山が設けられていたと考えられる。四方を建物に囲まれた坪とは性質が異なり、動作の大きな催事のために用いられた。なお、坪や屋戸などの周辺に配された草木や草花の植え込み、もしくはその草木は、“前栽（せんざい）”と総称された。

(4) 島

最後に、宴遊における船樂が行われた池である⁽¹¹⁾。この貴族住宅に穿たれた池は、中島あるいは周囲に築山を配する場合があつたせいか、『伊勢物語』の七十八条では、“島”という語で形容されている⁽¹²⁾。

（前略）三条の大御幸せし時、紀の国の中の千里の浜にありけるいとおもしろき石奉れりき。大御幸の後奉れりしかば、ある人の御曹司の前の溝にすゑたりしを、島このみ給ふ君成、この石奉らむ（後略）

広大な島をもつ貴族の邸宅では、「納涼という生活上の実用を含んで庭園の鑑賞の大半を、泉の存在に重点を置いていた」と推察される。また、庭園の築造には、平安京造営以前の林丘が利用された可能性がある。

第4項 発掘調査の結果と平安貴族の庭の意識との照合

平安京跡における埋蔵文化財の発掘調査では、数多くの平安貴族の邸宅跡が検出されている。発掘調査で遺構を庭として意識するうえで明解であるのは、"池"と"遣水"に関する遺構である。"南庭(だんてい)・大庭(おおば)"や"坪"は、遺構同士の関係性でしか意識できず、"屋戸"にいたつては判断の目標が定まりにくく、はつきりとした区別が困難である。"池"と"遣水"の場合は、洲浜や遣水、景石といったように物体として判別がしやすい。その一方中島や築山は、構成に削平されており、その形態が不明瞭である。本節では、平安京跡の埋蔵文化財の発掘調査により検出された遺構のうち、"南庭(だんてい)・大庭(おおば)"と"坪"、"島"とみられる事例の一端を提示する。

(1) 南庭(だんてい)・大庭(おおば)

平成十七年(2005)に行われた右京五条三坊三町跡の発掘調査では、平安前期(九世紀前半)から中期(十世紀初頭)にかけて成立した堀立柱建物や溝が検出された⁽¹³⁾。この遺跡は四分の一町以上の住宅と考えられ、一部の建物の成立が平安京造営期に遡り十世紀半ばに廃絶したと考えられることで注目される。なかでも庭に関するでは、建物一・七・八はいずれも八尺等間の建物でコの字状に離れて配置されており、コの字内には方形の空地が見受けられる(図10)。建物八は後にいずれも同箇所で三度の建て替えが行われており、その位置の重要性が窺い知れる。調査区が限定されているので推測の域が出ないが、南面して建つ建物八を主殿とすれば東西の建物に取り囲まれた空地は南庭であると推察され、平安前期も早い時期に貴族住宅に南庭が設けられていた可能性がある。

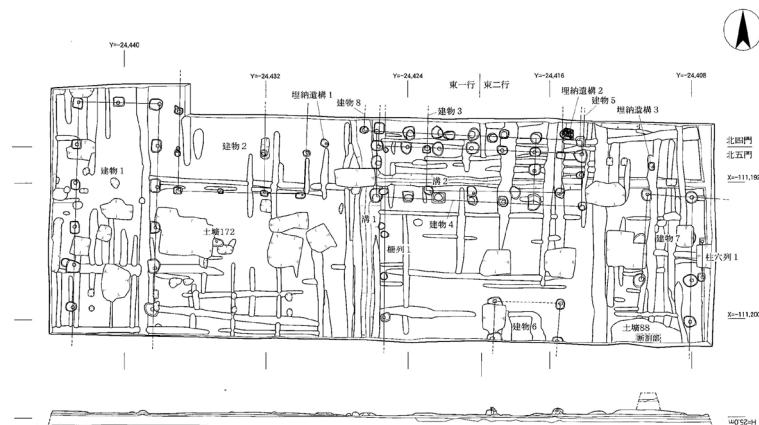
平安前期の貴族住宅跡のさらに顕著な事例としては、昭和六十二年から六十三年にかけて行われた右京六条一坊五町跡の発掘調査がある⁽¹⁴⁾。寝殿とみられる建物と築地との間は南北十メートルに満たず、その間に"島"は存在しない。南庭としての規模として十メートルという距離は比較的小さい。

『源氏物語』の「若紫」

卷には、「庭の砂子も玉を重ねたらむやうに見えて、かかやく心地するに」とあり⁽¹⁵⁾、庭に白砂が敷かれていたことが窺われるが、埋蔵文化財の発掘調査における顕著な事例としては、平安宮の承明門跡がある⁽¹⁶⁾。

(2) 坪

昭和六十二年度に行われた左京四条三坊九町跡の発



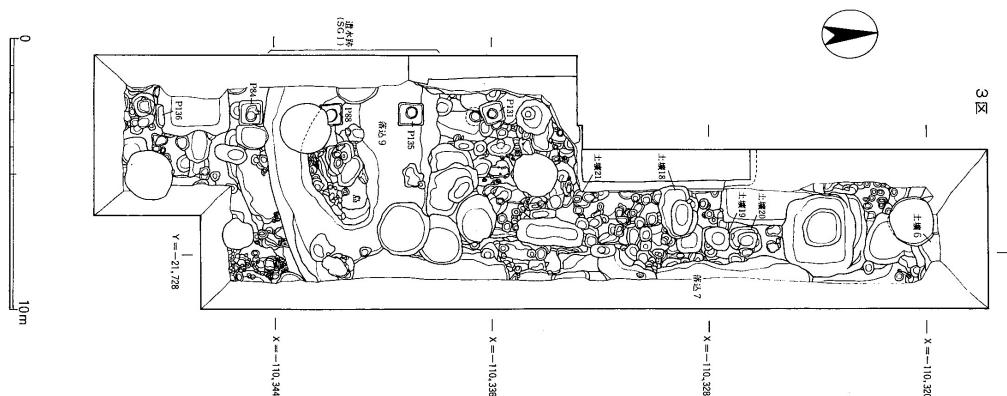
[図10] 左京四条三坊九町 3区遺構実測図

掘調査では、九町の北東部で平安後期の遣水の一部とみられる小さな池状の遺構を検出した（¹⁷）。池には側壁から底部一面に青色を基調とする礫が丁寧に敷かれており、一部白砂が残存していた（図11、12）。遣水の中央には中島が築かれ、比較的規模の大きい景石が二個据えられていたとみられる。

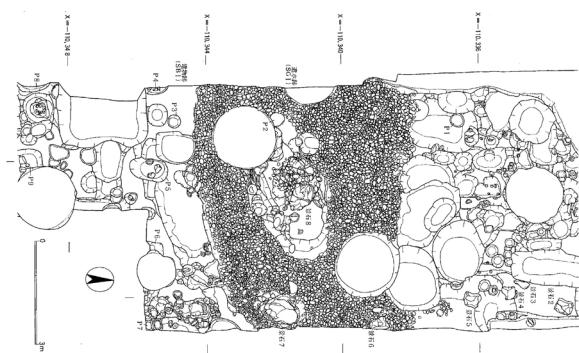
3
島

広大な敷地をもつ貴族住宅の敷地全域を発掘調査するのは現実的に不可能であるが、平成十七年度に行われた京都市立西京高校の建て替えに伴う右京三条二坊十五・十六町跡の発掘調査では、九世紀から十世紀初頭に造られたとみられる園池の遺構をほぼ完全な形で検出した⁽¹⁸⁾。この遺跡では斎王に関係する遺物が検出されており、皇族と関係の深い人物が居したと推察される（図13、14）。

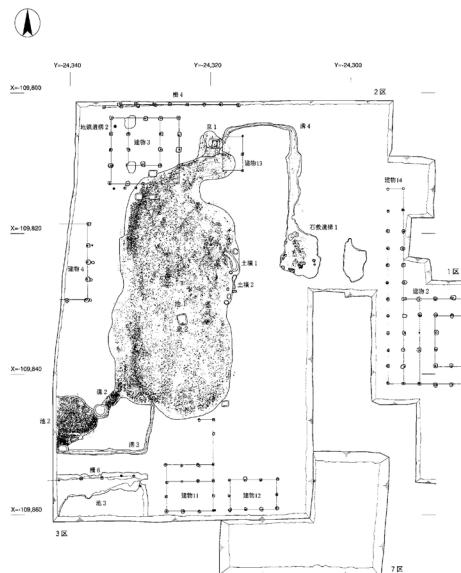
里内裏としては、藤原頼通の邸宅であつた高陽院跡と、藤原基経の邸宅に始まり兼通の時代に里内裏になつた堀河院跡から“島”的遺構が検出されている。ここでは、高陽院跡の遺構の概要を示す。昭和五十六年度の発掘調査（左京五条三坊）では、平安期の池跡及びそれに伴う庭石や柱穴列を検出した（¹⁹）。池跡は四期にわたつ



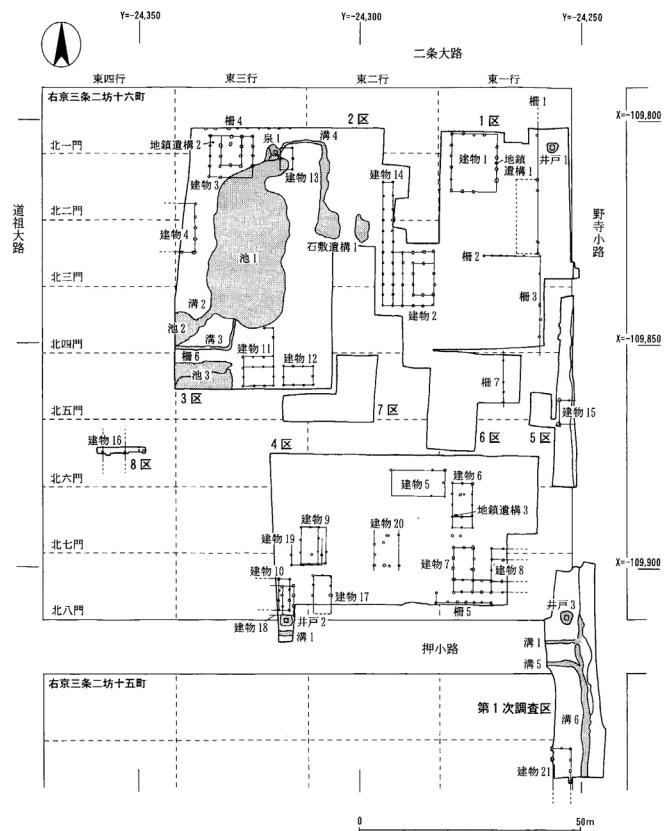
[図11] 左京四条三坊九町 遺構実測図



[図12] 左京四条三坊九町 SG1 実測図



[図13] 左京三条二坊十五
・十六町 平安中期遺構平面実測図



[図14] 左京三条二坊十五・十六町 平安中期遺構配置図

洲浜は一部を除いて崩落が激しかつたが、礫の分布から二一四メートルの幅があつたと考えられる。池が造られた当初に据えられたと考えられる三基の景石からは、当時の石の据え付け工法が明らかとなつた。景石を据えるにあたつては堀方が深くとられ、根堅め

遺物の年代から頼通の邸宅に伴う池跡とみられ、洲浜及び景石を確認した。

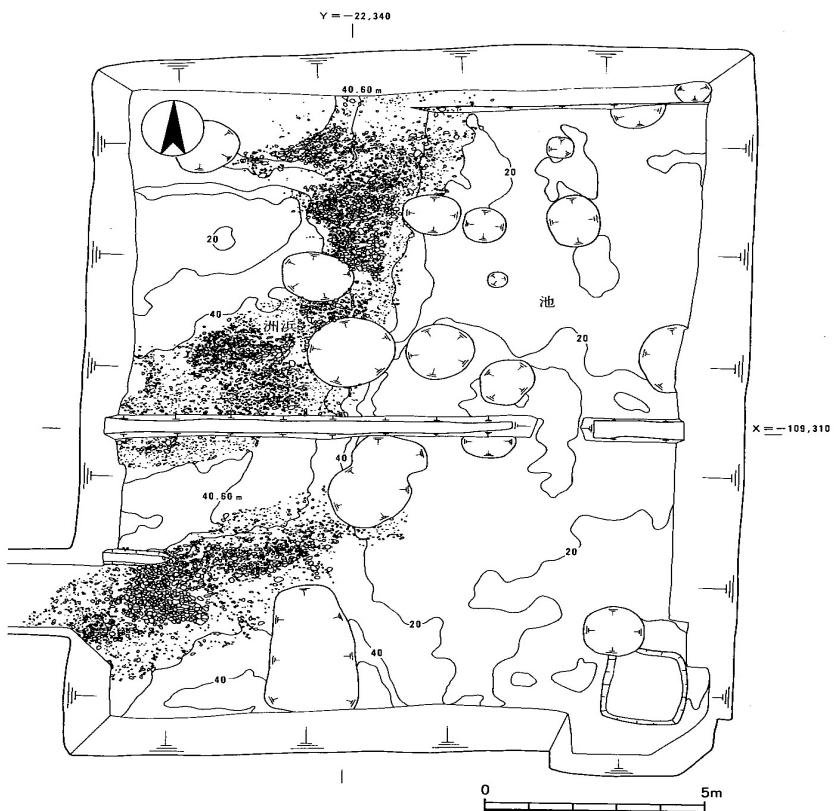
次に第二の調査（左京二条二坊十六町）では⁽²²⁾、これまでの高陽院推定範囲の西半で検出された大規模な園池とは水面の標高が異なる別の池が検出した。

同六十三年度は、二度の発掘調査において池跡を検出した。第一の調査（左京二条二坊）では⁽²¹⁾、六面の調査面のうち三面において池跡が検出した（図15）。最も古い時期の池跡では、穩やかな曲線を描く池の西岸と拳大の玉石で仕上げられた洲浜を確認した。また洲浜上から九世紀前半から中頃の土器が出土したことにより、賀陽親王の邸宅に係わるもの池であると推察される。最も新しい時期の池跡では、拳大から人頭大の川原石を敷き詰めた南北方向の洲浜を検出した。池の汀線辺りは、幅二メートル程度を溝状に掘りくぼめて粘土を詰めた上で玉石を張り、洲浜として仕上げられていた。さらに粘土は池の底部にも張られていた。なお、池底や洲浜からは十世紀の遺物が出土した。

て造り替えられており、洲浜には礫が敷かれていた。また同年に行われた試掘調査では、高陽院跡の池汀と池から延びる溝とみられる遺構を確認した。同五十八年度に行われた発掘調査（左京二条二坊七・十町）では⁽²⁰⁾、池跡及び流路跡を検出し、池底の一部で拳大の川原石を確認した。

石で基礎がしつかりと造られていた。また検出時に天端が水平に保持されている景石もあつた。

平成九年度に行われた発掘調査（左京二条二坊九町）では⁽²³⁾、昭和六十三年度に検出した洲浜の続き等を検出した（図16）。この洲浜は北端で東部に突き出し岬状となり、さらに北部に続くとみられ、出土遺物から十世紀頃の池跡であると推定される。

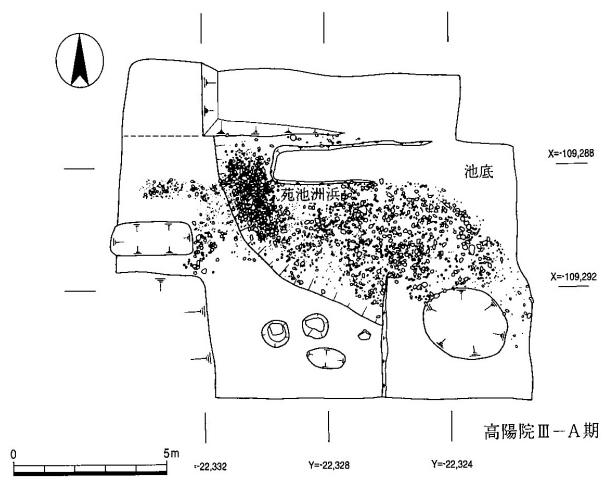


[図15] 左京二条二坊 遺構平面図

第5項 平安期における庭の形態の識別

本節では、平安貴族のうち藤原道長という特定の直接経験に基づく“日記”にみられる庭への意識を抽出し、その意識に向けられた事柄を、現世においても通用する語と照合した。さらにそれらの語と埋蔵文化財の発掘調査で検出された遺跡との照合を行つた。この一連の作業は、平安期の貴族住宅の庭に関する当事者の直接経験と現世の直接経験を通時的な庭の語彙を通じて結びつけるためのものであつた。

実践知の学の研究態度は、過去と現在の直接経験をすり合わせる努力をすることによって、実践的一貫性を得ようとする点が、前章の第3節で言及した“俯瞰的・傍観的思弁”と相違する。実践的世



[図16] 左京二条二坊九町 遺構平面図

界の記述は、過去の出来事を客体化して俯瞰、傍観するのではなく、通時的な語彙と発掘調査によって検出された遺跡を通して過去の人々の生活の痕跡をたどることによって、それら人々によって実践された出来事を現世の人々の方へ引きつけようと試みるものである。

『御堂関白記』にみる庭についての実践的世界の解説は以下の通りである。

平安期の庭は年中行事と密接な関係を持つていた。年中行事とは、年間の生活課程にリズムをつけ、有る段階で特別な営みを行なうこと』で「日本の年中行事は農耕作業が行われると同時に」開始されたものと考えられている。⁽²⁴⁾ 年中行事の宮廷への導入は、律令の制定とほぼ歩調を合わせて大陸の文化を取り入れながら整備されてゆき、さらに渡来の行事と本邦の土着の民間行事とが融合しつつ定着していく。宇多法皇以降、次第に宮廷では「年中行事を美化し、あるいは遊戯化」する傾向が生まれ、記録上も年中行事が後世の発展を予見できるほどの整備が進められていたことが確認できる。

このように年中行事が季節の移り変わり、つまりは時間の経過に応じて成立してきたように、平安貴族の邸宅の庭は、かれらの日常生活の時間の体験に合わせて、用いられてきた。その生活の要請に応えられるよう庭では、年中行事をふくむ様々な催事に併せて、帳舎や幔幕などといった工作物の仮設と撤去が繰り返されていた。

平安貴族住宅の庭は、住人あるいは利用者が目的をもつて行動し、出来事が発生することによって初めて意味を得るという性質をもつていた。逆をいえば、その庭の意味を辿るには、平安貴族の行動の目的あるいは意志や関心を資料より抽出し、時間の推移の中で移り

変わる庭の形態の変化を、想像を通して記述するほかない。そして、その想像に現世の行為への再現可能性を与えるためには、過去の行為の痕跡を直接経験する埋蔵文化財の発掘調査結果との照合が欠かせないのである。そのためにも埋蔵文化財の発掘調査では一調査範囲が限定され搅乱などがあることから、照合作業が困難であることは前提として一『島』だけではなく、『南庭(だんてい)』・『大庭(おば)』や『坪』、『屋戸』といった平安期と今日をつなぐ通時的な語を念頭に置くことが求められる。

第2節 極注

- (1) 森蘊..平安時代庭園の研究..桑名文星堂..1945
- (2) 川本重雄..寝殿造の空間と儀式..中央公論美術出版..2012
- (3) 仲隆裕..京都市文化財ブックス第五集 京都の庭園—遺跡にみる平安時代の庭園..京都市文化観光局文化部文化財保護課..1990
- 家原圭太..平安京の邸宅分布と園池..古代文化 第六十八巻第三号..公益財団法人古代学協会..2016
- (4) 飛田範夫..日本庭園の植栽史..京都大学学術出版会..2002
- (5) 倉本一宏..講談社学術文庫藤原道長「御堂関白記」(上) 前現代語訳..2009
- (6) 年中行事絵巻(国立国会図書館蔵)
- (7) 日本国語大辞典第二版編集委員会編..小学館国語大辞典第二版 第十巻..2001、544頁

(8) 上原敬二編・造園古書叢書 山水並野形図・作庭記・加島書店
1982

(9) 国史大辞典編集委員会編・国史大辞典第九卷..
1988、801頁

(10) 日本国語大辞典第二版編集委員会編・小学館国語大辞典第二版
二版 第十三卷.. 2002、151—52頁

(11) 小学館国語大辞典第二版 第六卷.. 2001、1003—
04頁

(12) 安部敏子・講談社学術文庫 伊勢物語(下) 全訳注..
1979

(13) 財団法人京都市埋蔵文化財研究所編・京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2005-2 平安京右京五条三坊三町

跡.. 2005、5頁

(14) 「邸宅跡は五町の東寄り四分の三を占める。邸宅内は柵で南北に二分し、南に主要な殿舎を、北に雜舎を配する。主要殿舎は、正殿を中心にして、東・西・北の三方に対屋四棟が建つ。北と東の対屋は廊で結ぶ。正殿と北の殿舎は中心を南北に揃えて並ぶ。東西の殿舎は、その中心線に対し、非対称の配置である。正殿と南の六条大路との空間は狭く、そこに池は作っていない。」(財団法人京都市埋蔵文化財研究所編・昭和六十二年度京都市埋蔵文化財調査概要.. 1991、53頁)

(15) 『源氏物語』の「若紫」卷

(16) 「(承明)門の北側は紫宸殿南庭にあたり、ここでは白化粧土(花崗岩・チャート・砂岩の荒砂)が2層確認できた」(財

団法人京都市埋蔵文化財研究所編・京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告書十三冊 平安宮I.. 1995、51頁)

(17) 「3区の平安時代中期後半から後期の遺構面におもて、島を伴う遺水(SG1)およびその建物から北へ延びる渡殿の柱穴列とみられる遺構群を検出した。」(財団法人京都市埋蔵文化財研究所編・昭和62年度京都市埋蔵文化財調査概要.. 1991、23—30頁)

(18) 「今回検出した園池遺構は、古代庭園史におけるこれらの空白時期を埋める唯一の資料として重要な意味をもつている。さらに、園池だけではなく周辺に配置された建物群や植栽の様相も明らかになつており、園池をとりまく空間構成を復元することが可能となつた。園池をとりまく空間には、自然景観を意識した植栽群とともに様々な儀礼空間が配置されており、それらは建物群と一体となつて庭園全体を構成する。この邸宅では園池の西には池と一体となつた主殿クラスの建物群が建てられ、東には広い「庭(おほば)」と南北廊を伴う建物群と対象的に配置されている。これらの建物群の配置は南面を指向せず、園池を挟んで東西に展開する事実も重要な所見といえる。」(財団法人京都市埋蔵文化財研究所編・京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告書二十一冊 右京三条二坊十五・十六町跡—齋宮の邸宅跡—.. 2002、164—65頁)

(19) 「4時期にわたる池跡(SG1-A-D)とそれに伴う庭石・柱穴列など、平安時代の庭園跡と考えられる遺構を検出し

- た。」（財団法人京都市埋蔵文化財研究所編・昭和五十六年度京都市埋蔵文化財調査概要（発掘調査編）・1991、9頁）（20）「池底では拳大の河原石を一部検出したが、全体として敷きつめたものかどうかは不明であった。その他の遺構としては、12m地点から17m地点にかけて、幅5m深さ50cm程の流路を検出した。」（財団法人京都市埋蔵文化財研究所編・昭和五十八年度京都市埋蔵文化財調査概要（発掘調査編）・1985、165-66頁）（21）「今回実施した調査において注目される成果の一つに、賀陽親王の邸宅に関わると考えられる園池を発見したことである。昭和56年度に行つた調査以来、藤原頼通が造営した高陽院の園池やその後の庭園遺構は調査しているが、それ以前の庭園遺構の検出は初めてである。第5面の苑池は賀陽親王の頃と考えている。第3面は、延喜5年（905）の焼亡以降に再建された高陽院の庭園遺構ではないかと思われる。」（財団法人京都市埋蔵文化財研究所編・昭和62年度京都市埋蔵文化財調査概要・1993、13-5頁）（22）「第2遺構面の庭園遺構は、園池、景石などからなる。景石の掘形を直接覆う化粧敷の粗砂層出土の土器型式から、藤原頼道の邸宅で、たびたび里内裏として使用された高陽院庭園の一部である。建物跡は検出していない。」（前掲書、16頁）（23）「平安時代中期の遺構として昭和63年に検出していた園池洲浜の続きを検出している。昭和63年度の園池洲浜は、南北方向で北端部で若干東に曲がっていたが、今回検出し



[参考写真3] 屋戸



[参考写真1] 南庭



[参考写真4] 島



[参考写真2] 坪

第3節 「一遍上人繪伝」にみる建物と庭への意識の相互関係

第 九 級画資料にある過去の人々における実践の意念

歴史資料に基づく実践知の学として、「人間の行為や振る舞いを通して時制をその枠組みとして意識し続ける」ことの意味を、絵図のなかに描かれた建物と庭との相互関係にもどづき、掘り下げて検討してみたい。一見これは、『俯瞰的・傍観的思弁』の記述と同様であるが、この試みは、庭・建物への客体化を避け、過去の人々における庭・建物に関わる意識と現世の人々の意識との照合に努める点で相違する。

土地に関する諸科学では、絵図が参照される事例がある（1）（2）。とくに鎌倉・室町期の庭の研究においては、その現存事例と発掘調査事例が比較的すくないことから、絵図における庭の描写が重要視されてきた。その場合に焦点が置かれるのは、必ずといって造り庭であった。しかし、実際の絵図の描写においては、庭だけが描かれていることが殆どなく、それらの描写の中には、山川や道、建物、工作物などが何の隔たりもなく描かれている。従来の庭の研究では、それらの事柄に對しては積極的に言及されることなく、多くの場合とは庭の姿形などの説明だけが行われ、その結果として内容の乏しい記述に終始してきた。

本来、庭に建物が伴い、建物がある土地に庭があるのは、実践的世界における自明の事実である。さらに建物内にも土間というかたちで庭が認められるように、われわれの実生活の範囲では、庭と建物を区別する必然性はない。少なくとも前科学的には、庭と建物は住まいの一環であつたのであり、近代以前の庭と建物を近代以降の科学の見地や定義で分析することは原理的に矛盾している。言い換

第2項 特定の建物の描写が識別できる土地・建物

89) の遊行に費やされた生涯を描写したものである。便宜上本稿では、現在に伝わる何種かの絵巻のうち、聖戒本を掲載した『日本絵巻二十一遍上人絵伝』⁽³⁾を用いる。最初に、同絵巻における描写から建物を識別できる箇所を抽出し、描画そのものと併記されている文面に依拠して一旦それを文章化し、それらの箇所が指示する土地の所在、立地の意味ごとに整理する。次に、それら描画上の土地で行われている人々の行為の意味の分析を通して、鎌倉期の人々における庭に向けられた意志の一端の解明を試みる。

ノ経伝

陸奥国（現在の福島県）では白河関と関の明神（126—27頁）が描かれている。

えると庭の科学的研究は、住まいの一環である建物を念頭に置いて実施することが不可欠であり、逆に建物を指標に庭の歴史的実態を導き出すことさえ可能ということになる。本節は、絵図における建物の周りの描写に庭の実態を見出すことの試みでもある。

下野国（現在の栃木県）では小野寺（122—23頁）が描かれている。相模国（現在の神奈川県）では片瀬の館の御堂（162—63頁）が描かれている。上総国（現在の千葉県）では生阿弥陀仏の往生院から移った浜の地蔵堂（164—65頁）が描かれている。信濃国（現在の長野県）では善光寺境内（25—5頁）・小田切里の武士の館（112—13頁）・佐久郡の大井太郎の屋敷（116—18頁）が描かれている。

（2）中部・近畿

伊豆国（現在の静岡県）では三島社（149—52頁）が描かれている。尾張国（現在の愛知県）では甚目寺（167—69頁）が描かれている。伊勢国（現在の三重県）では津の九輩九品の道場（79—82頁）が描かれている。

近江国（現在の滋賀県）では関寺（177—80頁）が描かれている。山城国では平等寺（因幡堂）（103—05頁）・釈迦堂（185—87頁）・空也上人の遺跡市屋の道場（194—95頁）・桂の道場（200—01頁）・石清水八満宮（234—35頁）・淀の上野の里の桶屋（238—39頁）・丹波国では穴生寺（204—05）、久美の浜（210、212—13頁）が描かれている（以上、現在の京都府）。摂津国では天王寺（49—52、220—21、245—46頁）、河内国では聖徳太子の廟所（226—27）が描かれている（以上、現在の大坂府）。大和国（現在の奈良県）では当麻寺の曼荼羅堂（230—31頁）が描かれている。摂津国では兵庫の輪田泊（302—03頁）・觀音堂（311—314、317—19、323—24、329—38頁）、但馬国では久美（211頁）、播磨国では印南野の教信寺（248—49頁）

と書写山円教寺（257—58頁）、淡路国では二の宮（294—95頁）と志筑の天神社（297—300頁）が描かれている（現在の兵庫県）。紀伊国（現在の和歌山県）では高野山の堂舎（57—8頁）・高野山の山奥の院（60頁）・熊野新宮（67頁）・那智社（69頁）・熊野本宮（72—3頁）が描かれている。

（3）四国・西日本・九州

備前国では華台上人の僧房（8—9頁）・三輩九品の道場（79—82頁）・備前国藤井の政所の邸（96—7頁）・福岡の市（98—100頁）、美作国では一の宮の殿舎（216—17頁）、備中国では教願の住房（264—65頁）が描かれている（以上、現在の岡山県）。備後国では一ノ宮（266—70頁）、安芸国では嚴島社（271—74頁）が描かれている（以上、現在の広島県）。

伊予国（現在の愛媛県）では、一遍の生家（6—7頁）・某寺の僧房と板葺きの民家（17—9頁）・窪寺の庵室（24—5頁）・菅生寺の岩屋（頁38—9）・窪寺近くの民家（44—5頁）・桜井のある里の庵室（46—7頁）・大山祇神社（282—85頁）が描かれている。

筑前国（現在の福岡県）では太宰府の聖達上人の僧房（12—4頁）・聖達上人禪室の湯屋（83—4頁）・武士の館（87—8頁）が描かれている。大隅国（現在の鹿児島県）では大隅正八幡宮（90—1頁）が描かれている。

第3項 特定の土地における建物周辺の描写の記述

識別の仕方によって件数の誤差は生じると考えられるが、「一遍上人絵伝」では二十五ヶ国における五十二箇所での建物の描写が確

認された。それでは以下、前述の描写のうちその一部を抽出し、住居・神社境内・寺院境内ごとの建物周囲の描写を文章化するとともに、別途、踊り・舞の舞台と池について記述する。

(1) 住居

窟寺の庵室を描写した場面では（図1）、山中の竹やぶと樹林に囲まれた中に谷川が流れる一画に、梁行三間、桁間二間の板屋が建つ。その板屋には敷地が小さく平坦な前庭が備え付いている。

菅生寺の岩屋を描写した場面では（図2）、下手に板屋根の別棟を見下ろす岩山の上に、梁行三間、桁間二間で檜皮葺きの不動堂と、格子の柱によつて架空構造となつている梁行二間、桁間一間で板屋根の仙人堂が建つ。谷間で遮られた双方の建物は、梯子によつて連絡している。不動堂と仙人堂の裏手は断崖絶壁、前面は急勾配の谷地形となつており、比較的平坦な箇所と一部崖面に樹木がみられる。

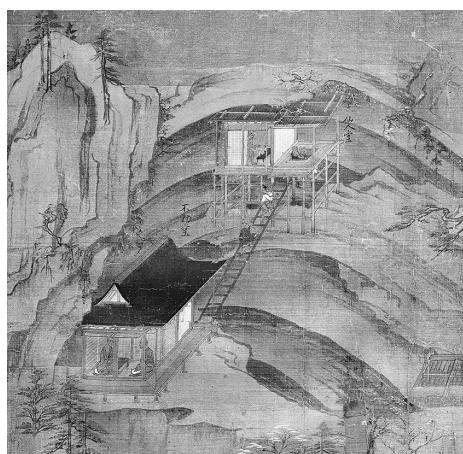
伊予国桜井のある里を描写した場面では（図3）、田園風景の中に一字の庵室が描かれている。梁間三間、桁行二間の草葺の暗室の前方には、敷地が小さく平坦な前庭が備え付いている。

片瀬の館の御堂を描写した場面では（図4）、御堂の三方に仮設の板庇を設け、地面へ直接板を敷いたところに一遍らが着座している。その周囲には一遍を慕う人々が庭上に着座し、またその一画には輿が一丁停留している。

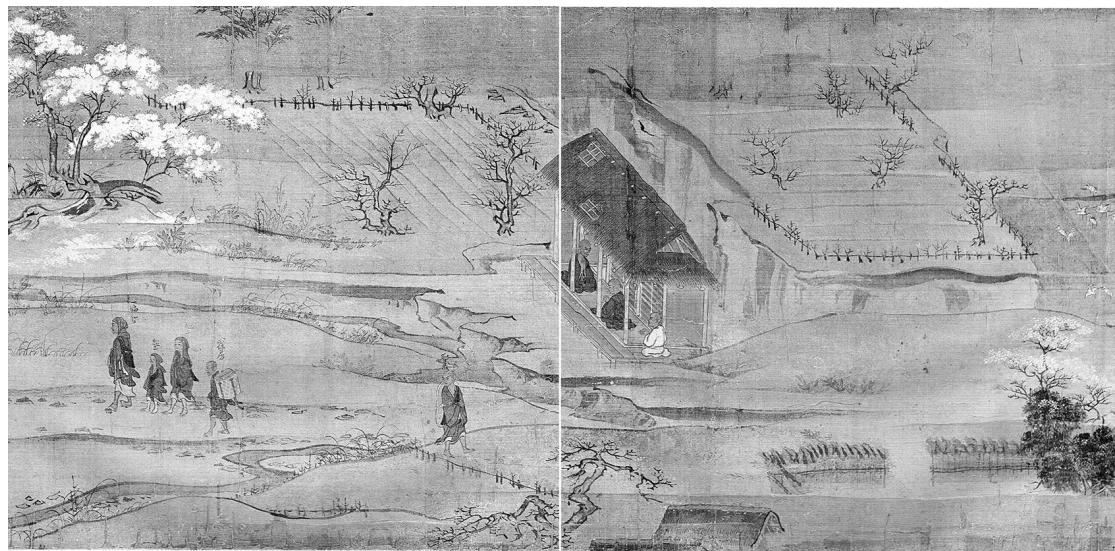
筑前国の武士の館を描写した場面では（図5）、木製の扉に開かれた表門と主屋の前にある庭上に立つて、館の主人が一遍の念仏を聞いている。主屋の縁先の庭上には、三名の武士が庭上に着座し、その直ぐ側に台架を設け、鷹が飼われている情景が描かれている。付属屋の縁先には、二匹の犬が寝そべっている。



[図1] 「一遍上人絵伝」窟寺の庵室



[図2] 「一遍上人絵伝」菅生寺の岩屋



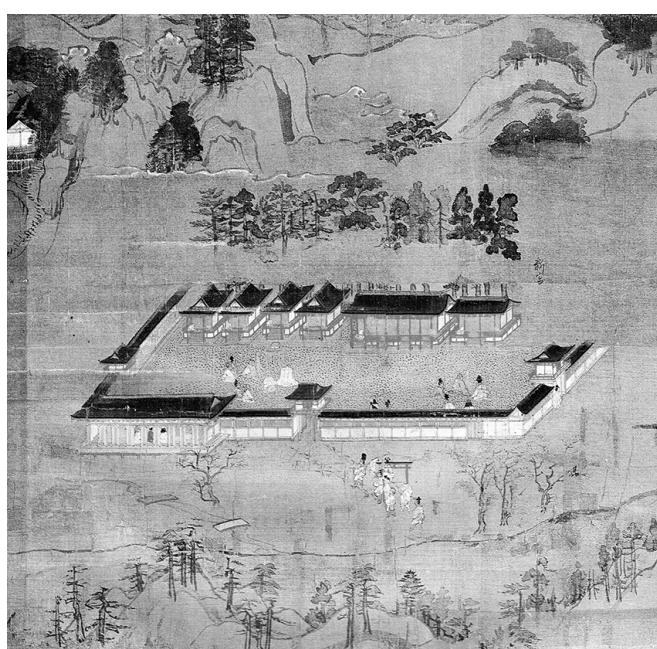
[図3] 「一遍上人絵伝」伊予国桜井のある里



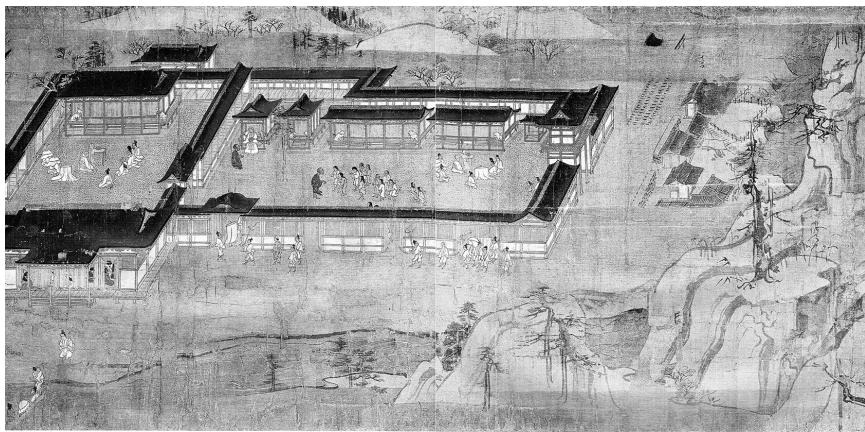
[図5] 「一遍上人絵伝」筑前国の武士の館



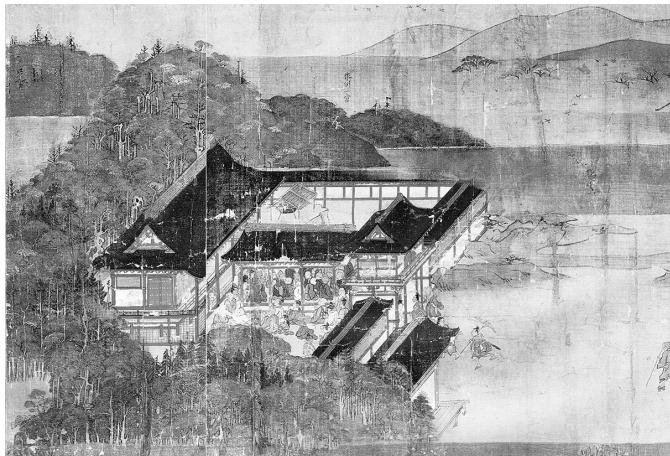
[図4] 「一遍上人絵伝」片瀬の館の御堂



[図6] 「一遍上人絵伝」熊野新宮



[図7] 「一遍上人絵伝」熊野本宮



[図8] 「一遍上人絵伝」
一の宮の殿舎

(2) 神社境内

熊野新宮を描写した場面では（図6）、三方に楼門を開く回廊で囲まれた境内の奥側に桁行十間、梁間四間の礼殿を最大とする社殿が六棟並列し、その前方には玉砂利とみられる描写がなされた庭が設けられている。庭内では、二組の法体の人がそれぞれ四名から六名の取り巻きとともに、社殿に向かつて着座している。

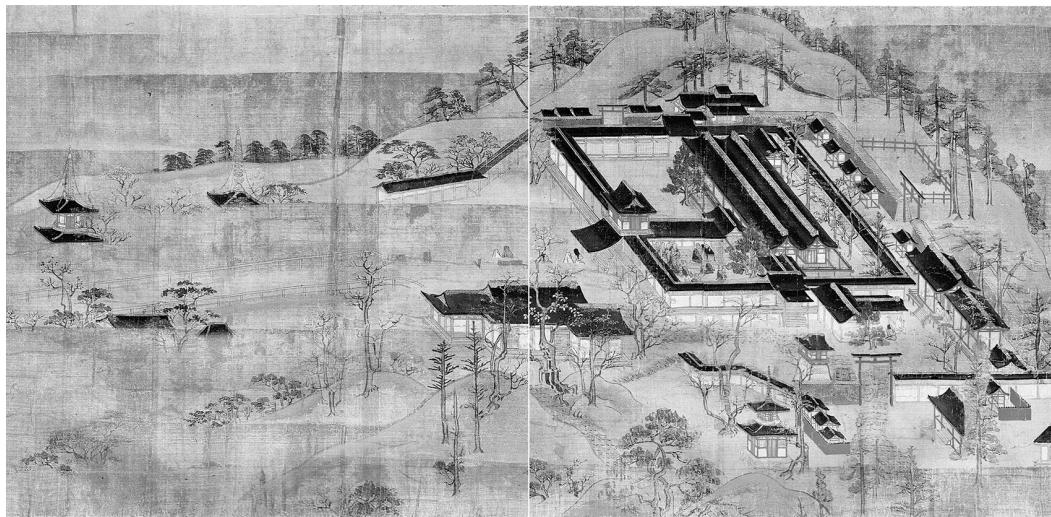
熊野本宮を描写した場面では（図7）、社殿群を内包する回廊が中央で仕切られており、画面左右どちらの社殿の前庭とも玉砂利が敷かれたような描写がある。画面左側の本殿の前庭では、庭上に立てられた案の前で仏僧が弊を持つて拝んでおり、その周囲には参詣の男女が着座している。

一の宮の殿舎を描写した場面では（図8）、四方を回廊で囲まれ前方に二階建ての楼門を開く立派な殿舎が立つ。楼門と本殿の中央には拝殿が設けられ、一遍を含む数多くの寺僧が着座し、拝殿下の画面手前の庭上にも数多くの人々が着座している。また、画面奥の庭上には、釜屋が設けられ、本殿の周囲には犬を防ぐための蔀が立っている。

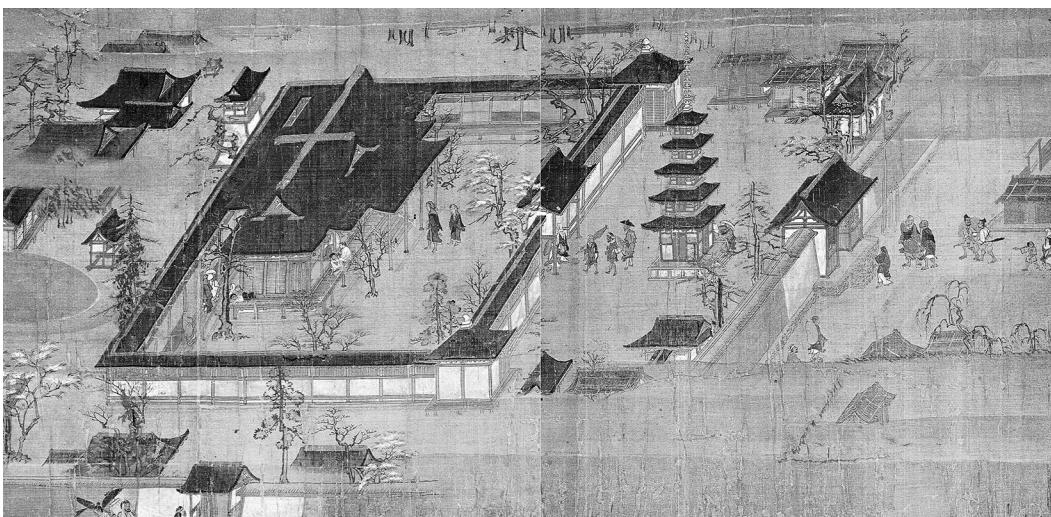
石清水八満宮を描写した場面では（図9）、回廊に囲まれた本社三殿と幣殿・舞殿等によつて庭が分断されており、拝殿内とその脇の庭に着座して寺僧が礼拝している。

(3) 寺院境内

善光寺境内の全景を描写した場面では（図10）、仁王門をもつ土壙による外郭と四足の中門をもつ築地壙による内郭がみられ、双方の門の間に五重塔が位置する。壙建物沿いには針葉・落葉樹が植えられている。内郭には、中門から距離を置いて桁行七間、梁間二



[図9] 「一遍上人絵伝」石清水八満宮



[図10] 「一遍上人絵伝」善光寺境内



[図11] 「一遍上人絵伝」高野山の堂舎

間以上の本堂が建ち、その裏側の郭外に鐘楼や鎮守社が建つ。土塀と築地塀との内側の土地では、参詣の人々がまばらに歩いている情景がみられる。

高野山の堂舎を描写した場面では（図11）、桁行七間、梁間五間の金堂をはじめとする建物が雁行して並び立つ情景が描かれている。そのうち画面右手に位置する桁行五間、梁間三間の建物の傍に柵で囲まれた高木がある以外、建物周辺には樹木は植えられておらず、一定の距離を持つて山裾に樹木が立ち並んでいる。前述の善光寺のように境内域が塀で囲繞されていないため、自然の丘陵や前述の樹木が境内の限界となっている。

（4）踊り・舞の舞台

小田切里の武士の館の描写では（図12）、その主屋の前庭で踊り念仏が行われている。踊り念仏の情景は浜の地蔵堂の描写でも行われているが、その場面では板屋の高舞台の中で念仏踊りが興行されている。

伊予国大山祇神社を描写した場面では（図13）、拝殿の広い前庭の一画に、法楽の舞楽を演奏するための石の舞台が設けられている。

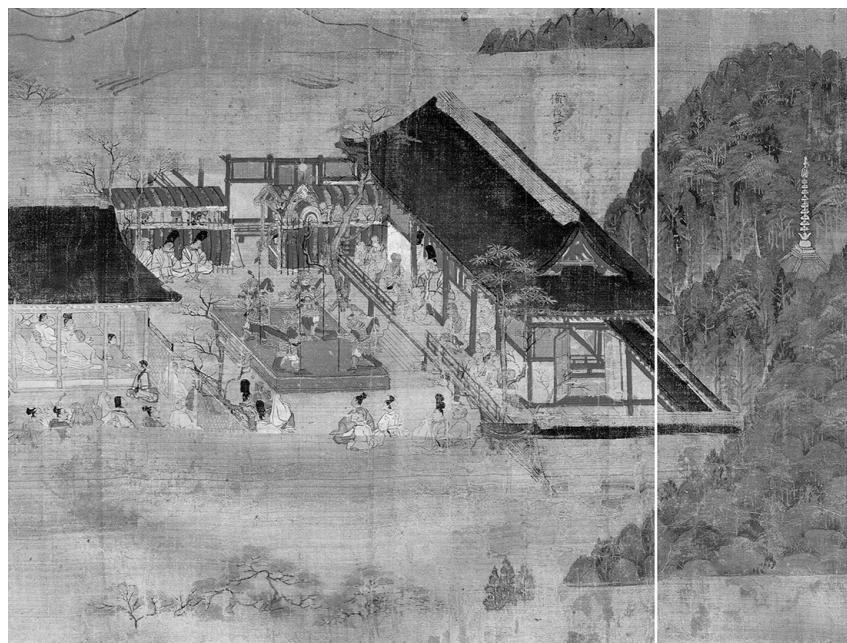
備後国一ノ宮を描写した場面では（図14）、桁行七間、梁間三間で欄干と階をもつ本殿と桁行三間、梁間三間の拝殿に挟まれた前庭に舞台が設けられ、金兜と鎧を身にまとつた樂人による舞楽が催されている。庭内の建物周りにはまばらに樹木が配され、その下に着座している参詣者がいる。庭の一面には、幔幕が張られた帳舎が少し間を開けて二棟建てられ、中には大太鼓と金太鼓が置かれている。



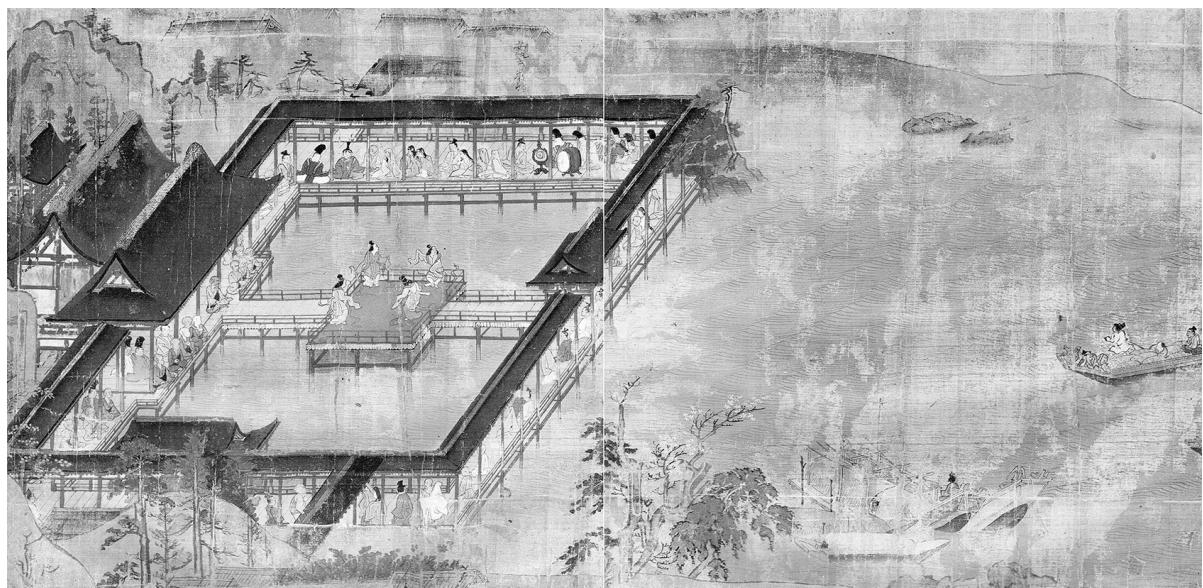
[図12] 「一遍上人絵伝」小田切里の武士の館



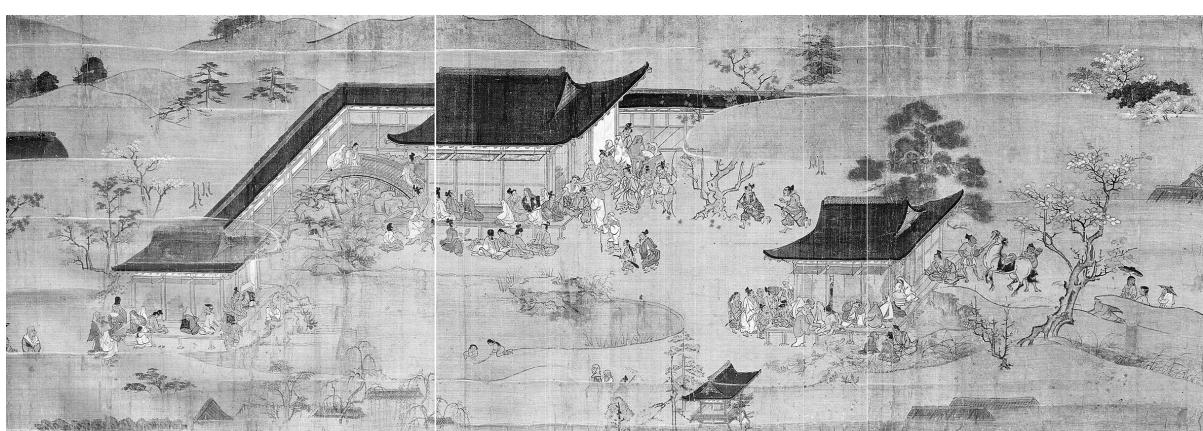
[図13] 「一遍上人絵伝」伊予国大山祇神社



〔図14〕「一遍上人絵伝」備後国一ノ宮



〔図15〕「一遍上人絵伝」嚴島社



〔図16〕「一遍上人絵伝」三輩九品の道場

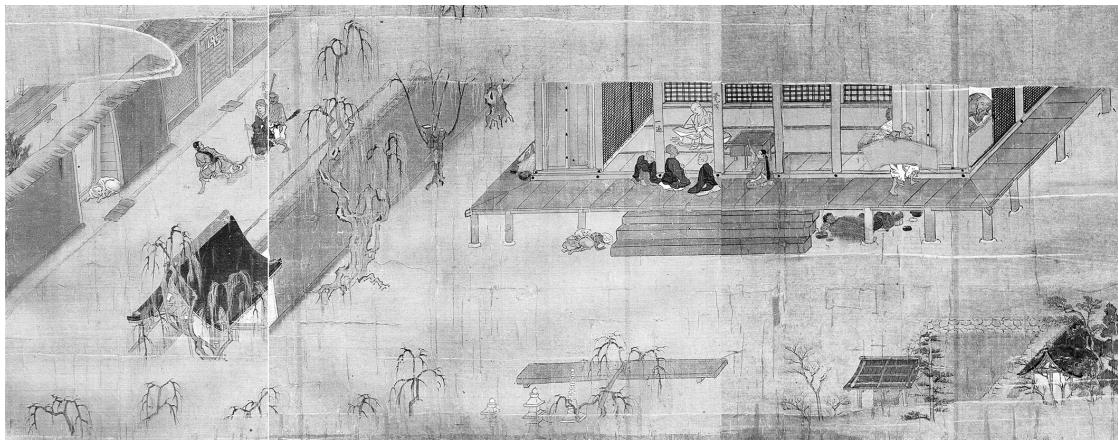
厳島社を描写した場面では（図15）、本社と拝殿の前方で、海上に建つ回廊の中央に設けられた舞台の上で巫女たちによる妓女の舞が行われている。舞台は中央で二本の平橋によつて回廊と接続しており、二つに区切られた前庭は海面となつてゐる。

（5）池

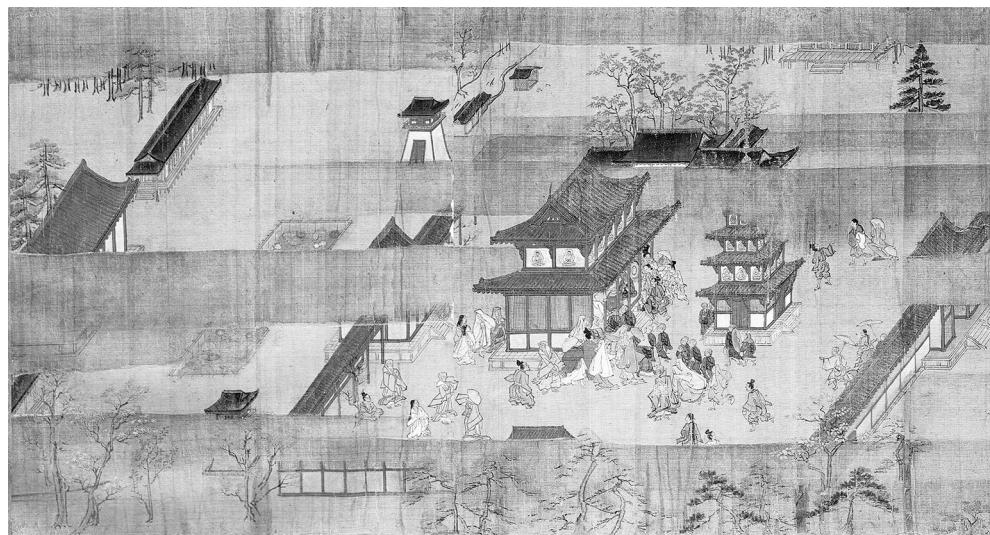
三輩九品の道場を描写した場面では（図16）、桁行三間、梁間二間の本堂のすぐ脇に所々に護岸石が配された池が穿たれてゐる。本堂と廊の間には、木製の反橋が架けられ、その下方は滝流れとなり奇石が数多く据えられる、その周囲には、まばらに樹木が配されている。建物の縁と庭上に腰掛けた一部の人々は、池を眺めている。池の描写は、その他の場面でもみられる。

京都の平等寺（因幡堂）を描写した場面では（図17）、梁間七間の堂の南庇とその前庭が描かれてゐる。前庭は御堂と同程度の広さをもつ平坦地であり、柳などの樹木が配された周縁には鐘楼や層等が建ち、石積護岸による方形の池が設けられている。三島社を描写した場面では、一の鳥居と二の鳥居との間に神池があり、中島を挟んで手前に反橋、奥に平橋が架けられている。数多くの参詣者は、朱塗りで擬宝珠の付いたそれらの橋を渡り、社殿へと向かつてゐる。

天王寺の金堂を描写した場面では（図18）、講堂と六時堂との間に蓮池が穿たれてゐる。



[図17]「一遍上人絵伝」平等寺（因幡堂）



[図18]「一遍上人絵伝」天王寺の金堂

第4項 鎌倉期の人々における庭に向けた意識の解明

「一遍上人絵伝」では、北は陸奥国から南は大隅国の広範囲にわたる十六年間もの一遍による遊行の行程が描かれている。同絵巻の描写は、一遍が見た光景そのものではないが、その没後十年にあたる正安元年（1299）に一遍の弟子の一人である聖戒らによつて作成されたことから、同時代の人々の観点や価値観が反映されている。換言すると現世のわれわれは、同絵巻の描写やその他資料から読み取ることのできる同時代の人々の限られた範囲における観点や価値観を、現在の土地や現世の生活行動と重ねあわせることによつて、約七百年の期間を経て意志疎通を図ることになる。

本論で述べる鎌倉期の人々における庭に向けた意識は、一般性や普遍性をもつものではなく、かつて一遍とその周囲の人々が行動した内容と行動圏に限定されている。以上の条件によつて「一遍上人絵伝」における建物周りの描写からは、演奏・家畜の飼育・休憩・起立・参詣・参集・対話・着座・眺望・念佛・念佛踊り・舞楽・歩行・舞・礼拝といった行為を読み取ることができる。これらの行為は、主として囲繞された建物周りの平坦地で行われており、周辺には工作物や植栽樹木が配され、築山を築き、池が穿たれている場合などがある。

「一遍上人絵伝」における建物周りの描写から読み取ることができる行為とそれら行為が行われた立地条件は、現世のわれわれの体験との一貫性を持つているだけではなく、同絵巻に描かれた土地の中には石清水八幡宮（京都府八幡市）のように現存するものがある。絵団の描写は、その表現の全てに信憑性があるわけではないが、特

定の土地において何らかの意志にもとづいた行為が行われていたことを如実に示している。

それは、今日のわれわれの意志と決して同一ではないが、生業・信仰・芸能・文化・休息などの点において疎通できる。それらの意志の働きが、建物周辺の事を行う場という意味での庭で行われていたことについては、約七百年間の継続性と一貫性が認められる。つまり結果的に、ある条件下における鎌倉期の人々は、庭に対して生業・信仰・芸能・文化・休息などの意志を向けていたのであり、その場の形態は、工作物や植栽樹木を伴う囲繞された建物周りの平坦地、あるいは築山が築かれ池が穿たれた起伏地であった。造り庭（庭園）に主眼を置いては、以上の事柄を導くことは困難である。

第5項 鎌倉期の人々における庭に向けた意識と平安期以来の庭の分節との関係性

最後に、鎌倉期の人々における庭に向けた意志と、平安期以来の庭の分節がどのように関係しているかについて検討したい。平安期の庭は、大きく“大庭”・“坪”・“屋戸”・“島”的四分節に大別される⁽⁴⁾。

「一遍上人絵伝」の描写から識別される行為と前述の対応関係を分析すれば、主要建物の前方に展開する平坦地“大庭”においては、起立・参詣・参集・着座・念佛・念佛踊り・舞楽・歩行・舞・礼拝、建物や廊の間に形成される一画“坪”に関しては、起立・参集・対話・着座・歩行、囲繞されない建物や廊周りの一画“屋戸”においては演奏・家畜の飼育・休憩・起立・参集・対話・着座・念佛・念佛踊り・舞楽・歩行・舞・礼拝、植栽樹木と築山・池などで構成さ

れる一画 „島“ に関しては、休憩・着座・眺望・歩行などがみられる。

なお、京都の四条大路の西のあたりを描写した場面では、貴族あるいは武士の邸宅が描かれているが、一部築地と潜門が明示されている以外は、ほとんど範囲に霧が引かれ、樹木と建物の屋根が断片的に見られる程度である。それは、その他の建物とその周辺が精緻に描写されているのと比較すると顕著な違いがみられる。また同絵巻において „坪“ として識別できる事例は、一の宮の殿舎や石清水八幡宮など僅少である。

以上のように「年中行事絵巻」ほどの記述内容の豊かさには欠けるものの、同書と「一遍上人絵伝」に描写されている行為には一貫性と歴史上の遡行性が認められる。

第3節 補注

- (1) 小泉和子・玉井哲雄・黒田日出男編.. 絵巻物の建築を読む.. 東京大学出版会 1996
- (2) 今江秀史.. 「年中行事絵巻」の描写に基づいた平安時代における庭園の分類に関する試論.. 日本庭園学会誌第十七号.. 2007、87-92頁
- (3) 小松茂美編.. 日本の絵巻二十一遍上人絵伝.. 中央公論社.. 1988
- (4) 倉田実編.. 王朝文学と建築・庭園.. 竹林舎.. 2007、461-83頁

参考文献

時宗の美術と文芸展実行委員会編.. 時宗の美術と文芸 — 遊行聖

の世界.. 東京美術.. 1995

高木豊.. 図説日本仏教の歴史 鎌倉時代.. 佼成出版社.. 1996

高橋修.. 一遍聖人と聖絵.. 岩田書院.. 2001

第4節 日常生活の実践における土地の記述態度の検討

第1項 土地に関する実践知の学における庭の研究の主旨

“には”を格助詞の“に”に係助詞の“は”が結び付けられた連語であるという事実は、土地に関する諸科学において一見無関係の事柄のように思える。日常生活の実践において眼前に実在する庭に對して、一“には”の語義でいうところの一動きや状態の成り立つ状況を強調または取り立てて示すといつても了承しづらい。それは、われわれが壬生寺の造り庭を訪れた時に、その庭が実在しているのは自明だからである。

“二ハ”の古語を辿ると、土地と固有名詞との関係はかならずしも一対ではなく、実践の条件に応じて変転する。たとえば「斎…身を清めて神をまつる。いわう。ものいみする」と“二ハ”が結びつき、「斎庭」という熟語になることで、ある土地のある状態が言表されることになる。「一遍上人絵伝」の石清水八満宮を描写した場面に「斎庭」が識別できるとすれば、それは神社の拝殿内とその脇の庭で寺僧が着座して礼拝している様子が描かれているからである。言い換えればどこで誰が何を実践しているかによつて、ある土地がその他の土地とは異なる固有性を得ることになる。

もちろん神社の拝殿脇にある平坦地が“斎庭”であることは、たとえその土地で礼拝する人が不在であつても推察できるが、絶対的にその土地の固有性を言表するうえでは、どこで誰が何を実践しているかを直観することが不可欠である。科学の記述として厳密性を追求すれば、現地に赴くか写真を見るなど直経験にもとづく資料を通じてその土地を直観しその意味が問われなければ、そこが造り庭であるとはいえない。壬生寺の造り庭を訪れた際に、そこが造り庭で

あることが明証的なのは、造り庭が実在するからではなく、來訪者の実践がそのことを裏付けているからにほかならない。

壬生寺の本堂と客殿に囲まれた一画は、観光客にとつては造り庭であつても、子ども時代の副住職にとつては遊び場であり、本堂を参拝する隣人からすれば本堂と客殿の隙間に見える裏庭である。日常生活の実践では、特定の土地における庭がいかなる姿形であろうと、その庭を“造り庭”などと断定することはできないのである。もちろん日常生活の実践において、便宜上その庭を固定的に造り庭であると呼称される場合はあるが、それは習慣によるものであつて科学的に検証されたものではない。庭はある土地における実践の条件に応じて相対的に変転するため、複数の意義を持つている。

ある境内や邸宅におけるある人の実践では、道具や工作物が介在する。平安貴族の邸宅の“大庭”は、物理的には建物と渡廊に囲まれた平坦地であるが、そこに道具や工作物が仮設されて年中行事を含む催事が行われ、事後にはそれらが撤去されることによつてさまざま庭になつた。その一画は、たとえ庭と呼称されなくとも催事に応じて待機所、食事の場、参列の場となつた。たとえば“弓庭”的の場合は、弓を射るという人の実践に応じて、観客と観覧席、的、帳などの他者や工作物、道具などの用意が前提される。つまり庭の意味は、ある人の実践への意志を契機として、ある境内や邸宅の一画に道具や工作物が設けられることによつて発生するのである。

実践の構図としては、大庭が状況に応じて“斎庭”や弓場になるよう受け取られるが、双方は実践の意志の抽象性と具体性によつて意味が異なるにすぎない。大庭とは建物や廊に囲まれた実践が行われる平坦地であり、その語が言表されるということは漠然とした

実践の可能性が示されている。

われわれは、建物や廊に囲まれた平坦地を大庭として直接経験できるわけではなく、その一画が実践の可能性を含んだ土地であることをたんに理念化している。それに対して、建物や廊に囲まれた平坦地の一画が斎庭や弓場になるということは、礼拝や射的といった直接経験がだれかの実践を通じて理念化されているということである。いわば大庭と斎庭ならびに弓場は、互いに同様の条件下の土地において、前者が具体的な実践を伴わない理念であるのに対し、後者では実践と理念が連動している点で相違する。

庭の意味が直接経験と理念の関係性によって異なるのは、"露地"や"造り庭"のように道具や工作物が備え付けられている場合も同様である。露地は、逍遙や鑑賞が可能であるが、基本的には茶事の実践を念頭に置いて工作物や道具が常設されている。そこでは、ものはや実践と理念が直結した状況にあるため、われわれとて露地は直接経験できるようと思える。露地は、特定の条件下で道具や工作物が備え付けられた土地の一画において、茶事やその稽古が実践されることによって露地の意味が発生している点では斎庭や弓場に近似する。その一方で、実践を伴わない状況では、大庭のように実践を伴わない理念に留まることもある。その点で庭は、直接経験と理念との関係性において、両義性をもつてている。

それゆえ、実践の内容に応じて境内や邸宅の一画の設えが変換しない露地や造り庭は、土地の意味や価値が物理的に備わっていると錯覚されやすい。その結果、壬生寺の本堂と客殿に囲まれた枯滝石組や枯池、築山を有する一画が壬生寺庭園であるという固定観念が生まれ常態化する。旧来の土地に関する諸科学では、その常態性が

懷疑されることなく、そのまま受容されてきた。そして逆説的に、その固定観念から外れる大庭や斎庭、弓場などは、科学的研究の範疇には包含されてこなかつたのである。

土地に関する実践知の学において庭の研究の主旨は、ある境内や邸宅などの一画において誰が何を実践してきたかについての実践的妥当性の解明となる。

第2項 複数の主觀の間で生じた内的な経験における理念の記述の必要性

"庭"は、直接経験と理念、あるいは心理的な面と物理的な面の双方を言表している。その解説と記述には、土地と事物、そして意味や価値の関係性が視野に入れられる必要がある。言い換えれば、庭がある境内や宅地の一画として意味をもつのは何らかの実践と道具や工作物が伴う結果であり、人為と事物が介在しない土地そのものに庭としての意味や価値が発生することはない。その事実は、庭が時間の流れに応じて意味を発生させることであること、つまりは庭の本質が発生的であることを明示している。こうして結果的に日常生活の実践における庭の本質が、"に"と"ば"の連語による"二ハ"が場所を強調するという発生的な意味と符合し、歴史にもとづく語義が現今における日常生活の実践の意味を裏付けている。

庭の発生が境内や宅地などの一画における誰かによる何らかの実践であることは、将棋・囲碁が棋盤を前にして棋士が駒・碁石を指すことによって意味化する構図と近似している。理念である将棋・囲碁は、棋士二人がその間で駒・碁石を指し合うことによって一個人で行われる詰め将棋も相手が想定されることで、実践の意味が発生する。将棋・囲碁の実践は、単に駒・碁石を動かすことではなく、

複数の主観が同じ場所に座し、同じ道具の共有と共通の素養をもつことが前提されており、つまりは直接経験と理念の密接な関係によつて成立している。もちろん棋譜や映像を通じて二者による指し手を多数の第三者が超越論的に追体験することは可能であるが、理念としての将棋・囲碁が発生している現場は、まさに棋士二人の主観と主観の中間である。

仮に将棋・囲碁の実践で生じている出来事を庭に置き換えれば、境内や邸宅が棋盤、工作物や道具が駒・碁石、棋士がその住人や来訪者である。事物としての基盤がそれだけで意味を持たないよう、住人らが道具などを通して利用しないかぎり境内や邸宅は意味をもたない。また、その成立の背景や利便性についての素養がなければ、境内や邸宅は必要とされず破壊されるか廃墟となろう。

境内や宅地は、棋盤を介して棋士によつて駒・碁石が差し合われるよう、住人らが道具などをもつて利用されることによつてその意味が発生する。いわば境内や宅地における庭や建物は、棋盤に描かれた縦横の線のようなものである。たとえ物理的な設えが用意されても、マスの中に駒あるいは線の交差点に碁石が複数置かれなければ意味が発生しないように、住人が道具などを用いて何らかの実践をしなければ、庭や建物は無意味である。従来の土地に関する諸科学では、こうした庭・建物における境内や宅地と道具等、そして何よりも住人らの実践との相互関係を考慮してこなかつたため、棋盤や駒・碁石の材質や形態、棋盤に描かれた縦横の線や駒の意匠や表記などのように外的に観察できる事物のみが言述・記述されてきた。それは、人の行動や意志も同様に事物の延長として取り扱われてきた。

第三者が棋士二人の間で行われている将棋・囲碁の実践を再現する場合、何も棋士の外的な動作や仕草を観察し、真似るわけではない。その第三者は、将棋・囲碁の規則を前提して、二者による指し手の順序を理念として自身で構成することによつてその勝負の行方を辿るのである。将棋・囲碁の勝負の記述である棋譜は、時間の前後関係を忠実に守つて、棋士二人の間で生じた理念を碁石や駒の移動の軌跡として記録されているため、囲碁・将棋の素養さえあれば時代を遡つて勝負を再現することができる。

記述の厳密性と再現可能性という点において棋譜は、科学的でさえある。むろん〈構造の三つのタイプ〉のうち〈精神の秩序〉を主とされる将棋・囲碁の棋譜を〈物質の秩序〉と人間以外の〈生命の秩序〉の強い影響下にある日常の庭の実践とを同一視することはできない。しかしながら将棋・囲碁の棋譜が、複数の主観の間で生じた内的な経験を理念として記述することによつて厳密性と再現可能性を担保していることは、土地に関する実践知の記述方法を考える上で重要な手がかりとなる。

旧来の土地に関する諸科学の研究では、庭や建物の外的な姿形や意匠、構成、または築造の経緯や技術の観察結果が記述されてきた。その庭や建物における日常生活の実践上の出来事の記述は、いわば創造神の視点から対人関係や動線が俯瞰し、第三者の立ち位置から傍観したことによる所見であつた。それらの記述は、われわれが庭や建物を自身の肉体で直接体験し内的に直観している時点で、実践的 세계におけるわれわれと庭や建物との関係性とはかけ離れている。言い換えれば、庭や建物を外的に観察し、それらとわれわれの関係を創造神の視点で俯瞰し第三者の立場で傍観する態度は、実態

に背いているだけではなく日常生活の実践と無関係である。逆説的に日常生活の実践と直結した庭や建物を包含する境内や宅地の記述は、ある土地においてわれわれが肉体で直接経験した出来事を、内的な直観そのままに書き出すことになる⁽¹⁾。そして結局、その記述の根本は、『御堂関白記』を通してみてきたように日常生活の一日のなかや季節の出来事の延長線上にある。

実践的世界は、われわれの経験に先立つて与えられており、その状態から離脱することは不可能であるが、理念を通じて直接体験していない出来事を再現できる可能性が開かれている。先述の棋譜を通じて他者たちによる将棋・囲碁の勝負を再現する際に、われわれに他者たちと同様の立ち位置と素養が前提されるように、境内や宅地の記述に際しては、それらの土地に関わる当事者の置かれている状況と立場、考え方には寄り添う態度が不可欠となる。さらに研究の材料は、ある土地に関する当事者自身の直観そのままに書き出された記述にもとづく必要がある。具体にそれは、過去の資料では前科学的な記述、現今では先述の態度による報告書や記録集、聞き取りの逐次録などとなる。

第3項 特定の場所と人間関係に限定される実践の本質的意味の普遍性と一般性

旧来の土地に関する諸科学の専門母型に馴染んだ諸科学者にとって、「ある土地においてわれわれが肉体で直接経験した出来事を、内的な直観そのままに書き出すこと」は、従来の研究態度とほとんど真逆である。かれらは、前科学的な手法で記された資料や報告書や記録集、聞き取りの逐次録が、当事者の主観にもとづいており、

科学的客観性を欠いていると批判するであろう。しかし土地に関する実践知の学の記述は、そもそも科学的客観性の獲得ではなく、日常生活の実践上において共同する複数主観の間ににおける実践的妥当性の担保を目指している。

ある境内や邸宅などの一画で、ある人物が何かを実践した場合、たとえそれが個人行動であつたとしても、他の主観（他我）へ意識を差し向けられ、自他との間で互いの意志が働いている。日常生活における意識と意志の働きは素朴かつ匿名的である。それは、実践における意識と意志の働きが潜在的に受動されているからにほかならない。諸科学者が、前科学的な日常生活の実践の記述を主観的と批判するのは、この潜在的な意識と意志の働きが度外視されているからである。特殊な環境ならびに身体条件をのぞいて日常生活の実践は、複数主観の相互関係（間主観性）を前提しており、それはひとつの実践的世界を地平とする。つまり複数の主観がある土地に立脚して互いに意識を差し向け、意志を働かせることにより、それら主観の相互が触発されて実践は展開しているのである。

日常生活の実践とは、相互主観性に基づいた持続的な運動であり、潜在的に直接経験と理念化の往還が繰り返され続けている。通常、実践とは能動的な作用であるようと思われるが、潜在的には複数主観の間での先経験的な受動性の働きが前提されている。それぞれ意識と意志の働きが間主観的に信憑（Doxē）されている。それは絶対的で普遍性をもつた実践の前提条件である。それゆえ厳密に信憑の働きに即せば、具体的にはある境内や邸宅などの一画における実践をめぐつて複数主観の意識と意志の働きが、どのように触発され展開し、いかなる帰結を招いたかについて時系列と対人関係をあか

らさまに記述することができる。その結果として、おのずと実践的世界における実践的妥当性が導出される。

それは、特定の土地における特定の人物をめぐる実践が、誰に意識が差し向けられ、実践者とその誰かあるいは誰か達との間でどのような意志が交わされているかを解明することによって、その実践の再現可能性が浮き彫りとなるということである。そこで諸科学者は、その再現可能性は、特定の場所における限られた人間関係のなかだけでしか成立し得ないものであり、普遍性と一般性を持ち得ないと批判するであろう。ところが、実践の再現可能性が特定の場所と人間関係に限定されることは、むしろその妥当性を裏付けている。実践の再現可能性における普遍性と一般性とは、実践的 world における時間への内「属と対人関係が前提条件となる。逆にこの条件にもとづかなければ日常生活の実践への還元可能性は喪失する。

ここで次のことが問われる。実践の再現可能性が特定の場所と人間関係に限定されるならば、別の場所と人間関係では、実践的妥当性が認められないことになる。特定の時期の場所に限定されるのであれば、その再現可能性が普遍的かつ一般的であるとはいえないのではないか。つまりは『御堂関白記』で記述された出来事や「一遍上人絵伝」に描写された先人の行為に伴う意識や意志を、はるか後世を生きるわれわれが行つた分析や解明に実践的妥当性は認められないことになる。実践の再現可能性が条件付きの一過性のものであれば、それは土地に関する諸科学の根拠とはなりえない。

現世のわれわれは、『御堂関白記』と「一遍上人絵伝」において記述、描写された出来事をそのままに生き直すことは不可能である。過去の出来事が直接経験することができない理念である以上は、現

世の人々が資料から絶対といえる記述を行うことは原理的にできない。たしかに過去の出来事が直接経験できないという点で、資料への依拠はすべて追認にしかなり得ない。しかしながら後世の人々による伝承と伝統が、われわれに直接経験の再現可能性の地平を開いている。

そもそも『御堂関白記』と「一遍上人絵伝」が作成された平安から鎌倉期を生きた人々と現世を生きるわれわれの生活は、人類として共通の「信憑（Doxa）」と「原信憑（Urdoxa）」にもとづけられてきた。われわれが、かれらの意識や意志を読み取ることができるには、「信憑」の働きを通じて双方の実践が時間を越えた再現可能性の地平を与えていくからである。しかもその再現可能性の地平は、現行の境内や邸宅を伴うことによつて実践的妥当性が担保される。たとえば、「一遍上人絵伝」に描かれた清水八幡宮の社殿における一遍上人による読経は、現世をいきるわれわれにも同様に実践できる可能性がある。

この実践の可能性は、石清水八幡宮という境内と読経という行為のあれば、その再現可能性が普遍的かつ一般的であるとはいえないのではないか。つまりは『御堂関白記』で記述された出来事や「一遍上人絵伝」に描写された先人の行為に伴う意識や意志を、はるか後世を生きるわれわれが行つた分析や解明に実践的妥当性は認められないことになる。実践の再現可能性が条件付きの一過性のものであれば、それは土地に関する諸科学の根拠とはなりえない。

現世のわれわれは、『御堂関白記』と「一遍上人絵伝」において記述、描写された出来事をそのままに生き直すことは不可能である。あつても一過性ではないのは、その該当範囲が構成の近似した境

内や邸宅における行為の再現性にまで広がっているからである。

こうして土地に関する実践知の学の記述は、以下の行程を経ることが求められることになる。最初に特定の境内や邸宅における特定の人物の実践を外的に観察し、その結果を匿名の客体的な理念に変造する態度を停止する。それは、諸科学の専門母型への依拠を解消し、科学主義を回避することもある。その結果、実践的 세계의実践を直観のままに統握できるようになる。それは、実践において信憑されている出来事が間主観的な状態で露呈するということである。その出来事とは、実践に伴う何らかの意識や意志の働きのことである。

最後に、その働きを運動のままの構成として理念化するために、受動的綜合さらには世界内存在といった原信憑を人類に通底する規則として念頭に置き、その裏付けにもとづいてありのままを書き出す。さらにその記述において導出された日常生活の実践の構成から、その実践において目指されている方向性（志向性）を解明することによって、実践の本質的意味が導出される。

この一連の記述は科学者の能動的な行為には違いないが、その所産は受動的に不可避な導出として浮かび上がってくるものであり、科学者の恣意が働く余地はないのである。

第4項 土地の記述内容と「構造の三つのタイプ」との照合

日常生活の実践に関する土地の記述を行うに当たって「信憑（Doxa）」と「原信憑（Urdoxa）」に配慮することとは、結果的に「構造の三つのタイプ」に対応する根源的な「すべての人間〔の思考〕にとつての規則」に則ることになる。「構造の三つのタイプ」とは、物

質・生命・精神の秩序”であった。そのうち「信憑」とは、いわば精神の秩序そのものであり、これまで土地に関する諸科学は、ある境内や邸宅などの一画において誰が何を実践してきたかを、その前提となる潜在的な「信憑」の位相から、実践に伴う意識と意志の働きを裏付けて記述する必要があると述べてきた。いくら特定の土地におけるある時期の実践をあからさまに記述したところで、それが個人の見解で留まるかぎりは科学の記述とはいえない。それゆえ、哲学において探求されてきた「信憑」とさらにそれをもとづける「原信憑」の位相から実践の記述の実践的妥当性を照合する必要がある、それが土地に関する実践知の記述のねらいであった。

土地に関する実践知の記述を行うにおいては、現象学において探求されてきた超越論的間主観性への配慮に限定するわけにはいかない。それは、土地を記述するうえで昼夜・天変地異・地形・岩石や水といった物質の秩序、動植物の生長や生死などといった生命の秩序の影響下から離脱することは不可能だからである。現代の科学技術は、人工的に雨を降らせ、巨大な土木工作機で地形を劇的に造成し、移植や治療をすることによって延命をはかるなど、精神の位相から物質・生命の移送へ少なからず能動性を及ぼすことを可能としたが、相変わらず「構造の三つのタイプ」は先驗的に与えられている。物質・生命・秩序は、日常生活の実践において相互依存関係にあり、精神が超越論的的理念化によって物質・生命へ大きな能動性を及ぼしていたとしても、肉体があるかぎり物質・生命の秩序への依存は絶対であり続ける。

つまりは、いかなる日常生活の実践も、構造の三つのタイプ”すべての影響下にある。とくに庭に関する実践は、庭木の手入れひと

つをとつても、土壤・植物の生長・施主の要請などといったように、ほぼ均等に物質・生命・精神が関わり合つてくる。日常生活の実践において、〈構造の三つのタイプ〉は、ひとつに織り上げられた布の生地のように切れ目のないひとつのまとまりとして、〈信憑〉されているため、物質・生命・精神の位相がそれぞれ異なる関係にあることが実践者において自覚されにくい。実践において物質・生命・精神は互いに関連性をもつが、それぞれが属する秩序については互いに不可侵であること、土地に関する実践知の学では、それが遵守される必要がある。とくにそれは、人間科学と自然科学という研究の立場の整理をするうえでも重要である。

物質を媒介として間主観的に理念化されている精神的な出来事が、物質自体に宿る——たとえば作庭意図が物質としての庭そのものに込められている——といった誤解が生じるのは、この関連性と秩序を混同によるものであつた。〈構造の三つのタイプ〉が、それぞれが異なる位相にあることの自覚は、科学主義のように物質・生命・秩序を区別するということではない。日常生活の実践において、〈構造の三つのタイプ〉が混在となつて、〈信憑〉されているのであれば、その混在の状態そのままを記述することによって、その記述内容の実践的妥当性は結果的として与えられてくることになる。

どに代表される実践の伝統は、資料にもとづく分析や解明の実践的妥当性の基礎づけを可能とする上で、きわめて重要な意味をもつ。

第4節 補注

- (1) 山口一郎・存在から生成へ・知泉書館・2005、20頁
- (2) 伝統的な境内や邸宅において行われてきた神事や民俗行事な

第二部 庭を主体とした土地に関する実践知の学の試行

第一章 歴史資料にみる庭の築造と継承における実践知の解明

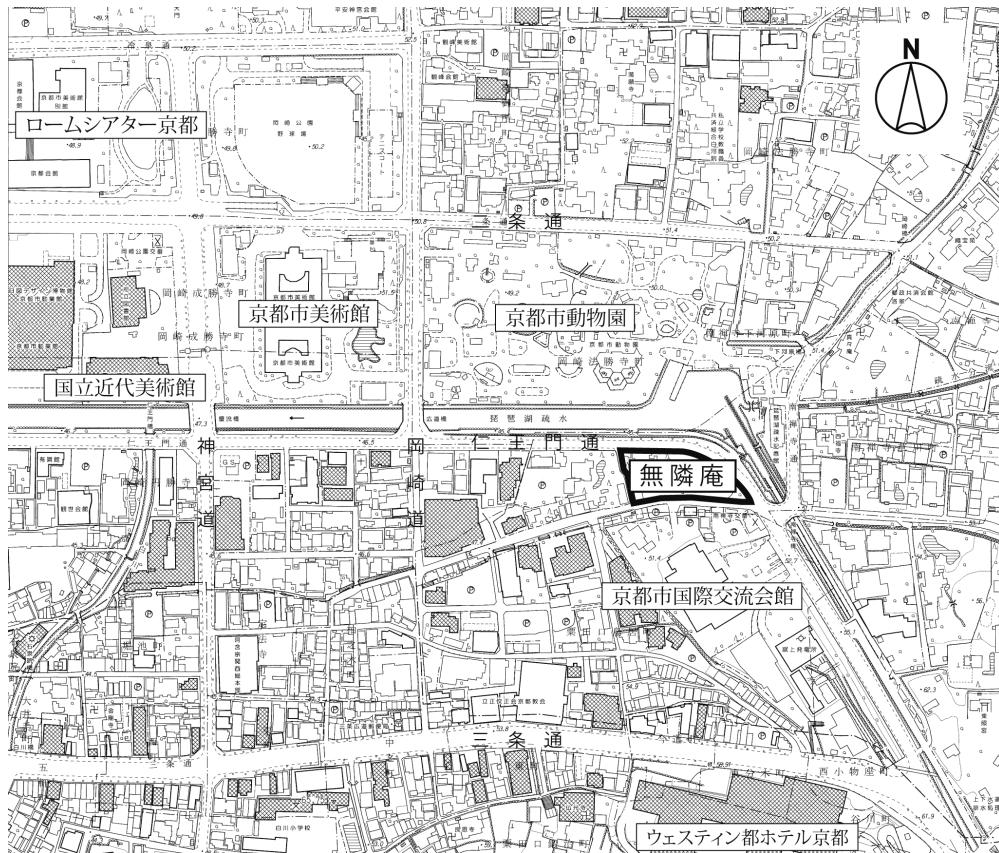
本章では、主に邸宅の所有者の境遇に着目して、庭を築造し継承することの本質的意味の解明を行う。については、近代の京都府京都市左京区の岡崎地域に築造され現存する「無隣庵」と「怡園」を取り上げるものとする。

第1節 無隣庵の築造と継承にみる所有者の意志の解明

第1項 無隣庵の築造時において山県有朋が置かれていた状況

京都市左京区南禅寺草川町に所在する無隣庵の庭は、明治二十七年から二十九年（1894—96）にかけて、明治の元勲・山県有朋（1838—1922）の別荘内に設けられた（図1、写真1）。昭和十六年（1941）には財団法人無鄰庵保存会から京都市へ寄贈され、昭和二十六年には国の名勝に指定された⁽¹⁾。平成二十八年（2016）、その運営と保存管理は、無隣庵と同じく京都市が所管する国の史跡・岩倉具視幽棲旧宅（京都市左京区岩倉上戻町）と共に指定管理者制度⁽²⁾へ移行した。京都市において無鄰庵を所管する京都市文化市民局では、この制度移行を契機として、無鄰庵の適切かつ効果的な保存管理の実現を目指して、平成二十七年三月に“名勝無鄰庵庭園”的保存管理指針を策定した。本節は、同指針の策定に伴う資料・現地調査を敷衍して、無隣庵の創設者・山県有朋と無隣庵保存会における庭の築造と継承の意志の解明を試みる。

研究の展望は以下の通りである。従来の庭の研究では、資料から



[図1] 無隣庵 位置図



[写真1] 無隣庵全景



[写真2] 山県有朋

庭に関する箇所だけを抽出し演繹的にその意味づけを行つてきた。本研究では、庭を包含する邸宅・無隣庵の建築と利用形態を、その創設者である山県有朋の社会活動と対人関係に求め、無隣庵保存会の解散までの経緯に邸宅としての無隣庵の継承の動機を探る。最初に、無隣庵の建築時に山県が置かれていた状況と、要職を歴任しながら利用され続けた無隣庵の利用形態を幅広い資料にもとづいて分析する。次に山県が生前に創立し、その孫・有道らによつて解散された無隣庵保存会の活動と元来の無隣庵の継承の意味を、主として「無隣庵重要書類（昭和十五年）」にもとづいて分析する。それら分析結果に即して、無隣庵が山県によつて建築され、無隣庵保存会を

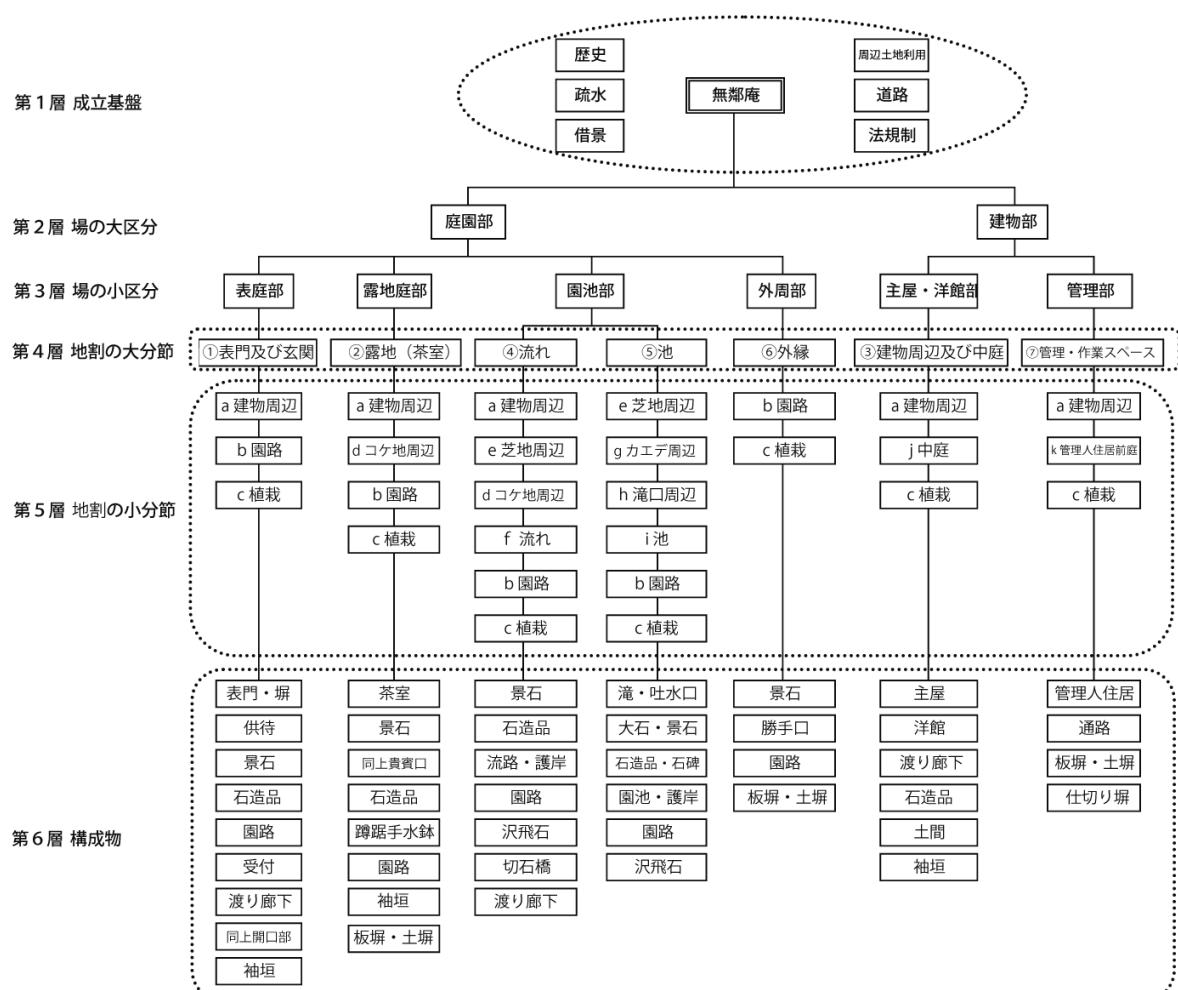
通じて京都市へと継承されてきた意味を解明する。
なお、"むりんあん"の標記は、京都市の条例⁽³⁾にもとづけば、"無隣庵"、文化財名称は、"無隣庵庭園"である。本文中では通称の"無隣庵"の標記を用いる。敷地内の呼称は、原則として形態概念図（図2）と形態ツリー図（図3）にもとづくものとする⁽⁴⁾。

山県有朋は、生涯において無隣庵と呼ばれる邸宅を全三箇所設けた。第一番目は、慶応三年（1867）、山県の故郷である長州（現在の山口県吉田の清水山山麓）に結んだ草庵であった。第二番目は京都市中京区木屋町二条下ル東生洲町に営まれた別荘であった。左京区南禅寺草川町に現存する邸宅は、第三番目の無隣庵に当たり、山県にとつて二番目の京都別荘であった。第二番目の無隣庵の建築から譲渡と第三番目の無隣庵の土地取得について、矢ヶ崎善太郎『近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究』において詳らかにされている⁽⁵⁾。

第二番目の無隣庵は、山県が第一次内閣を辞職した明治二十四年（1891）、木屋町二条の角倉別邸跡に建築された。その普請内容は詳らかではない。その翌年に山県は、同邸宅の管理人であった下村一貫を通じ、隣接地の借入れを京都府に出願するが認可されなかつた。明治二十五年十一月、一年四ヶ月あまりの短期間をもつて木屋町二条の土地は手放された。矢ヶ崎は、同年六月十七日から二週間ほど、山県が第二番目の無隣庵に滞在したことを伝える「日出新聞」の記事を引いて、その滞在中に第五代京都府知事を務めた中井弘や実業家の久原庄三郎と会合した出来事について、以下のよう



[図2] 無隣庵形態概念図



[図3] 無隣庵形態ツリー図

売却直前の第二無隣庵で、山縣と久原や中井との間で何が話し合っていたのか、今それを知る資料はない。しかし、山縣の有力者との同行が報道され、その後に山縣が第二次無隣庵を売却し東山南禅寺の近傍に第三次無隣庵を造営する事実を勘案すると、山縣の第二次無隣庵売却と南禅寺近傍での第三次無隣庵の建設に、久原や中井が何らかの関わりをもつていたとする仮定も成立しよう⁽⁶⁾。

日清戦争が勃発した翌年の明治二十八年、山縣は五十六歳の高齢にもかかわらず、第一軍司令官として朝鮮半島へ渡った。しかし元より身体が弱かつた山縣は、海外の過酷な環境の影響もあって病を患い、勅語により帰国することになった⁽⁷⁾。同二十九年に山縣は、病気の悪化を理由に軍務を退く事態となつた。山縣は、天皇の信頼が厚かつた一方で、伊藤博文ら文官との関係の緊張、若い軍人の台頭などにより、引退を意識せざるを得ない状況に追い込まれていた。この山県にとつて抜き差しならぬ状況で、無隣庵の築造は始まつた。

なお、この時期の日本は産業革命の只中にあつた。明治二十七年の京都では、当時の京都府第二の都市であつた舞鶴と京都をつなぐ京鶴鉄道の議案が通過し、翌年の第四回国勧業博覧会と平安奠都千百年記念祭、平安神宮創建の準備が行われている最中であつた。それらの準備は、戦時下でも予定どおり進められていた⁽⁸⁾。

無隣庵の土地所有の経緯を辿ると、「山縣は一部については明治二十九年まで、大部分は同三十五年まで、久原庄三郎あるいは京都の所有地で別邸を造営、庭園をつくり完成させ、後に譲つてもらつてのことになる」⁽⁹⁾。なお、『京都坊日誌』によると⁽¹⁰⁾、無隣

庵の敷地の前身は、近世には瓢亭と並んで著名であつた旧丹後屋⁽¹¹⁾と推定されている。また『新撰花洛名勝図会』には、現在の位置に移設される前の南禅寺の惣門と丹後屋、瓢亭が東西に並立した情景が描かれている⁽¹²⁾。

無隣庵築造の着手時期は、現在の京都新聞の前身に当たる「日出新聞」の元記者で『江湖快心録』三部作を著した黒田譲（天外）が明治三十三年に山縣に聴取したところによれば、同二十七年である⁽¹³⁾。同書によると山縣は、日清戦争への出征中、実業家・久原庄三郎（1840—1903）に庭の築造を託していたが、翌年の病による召還の閑暇をきっかけとして、無隣庵の敷地拡張を企図することになった。なお佐藤信は、同二十六年に山縣が当時の学習院の院長・田中光顯⁽¹⁴⁾に宛てた書簡（「田中宛山縣書簡」）を引いて、「邸宅について山縣の全幅の信頼を得ていた田中光顯は、地所の選定から第三次無隣庵増築に関わることに」なり、「久原庄三郎とも直接連絡を取りながら、山縣にも図面や計算書を送付するなど、すべての「指揮」を担当した」と指摘する⁽¹⁵⁾。

同二十八年には工事が本格化し、無隣庵への鉄管の敷設と引水の工事が京都市水利事務所によつて行われた。山縣は、同年三月に陸相へ就任し実質的に軍務に復したが、五月には早くも辞任し、戦争の恩賞として功二級金鴎勲章と年金一千円（現在の約二千万円）を授かつた。また山縣は伯爵から侯爵となり、天皇からの特旨で三万円（現在の六億円以上）を与えられた⁽¹⁶⁾。

無隣庵には、琵琶湖疏水の水が引き入れられた。山縣は、首相を務めていた明治二十三年当時、明治天皇のお供としてその竣工式典に出席していた⁽¹⁷⁾。琵琶湖疏水は、天皇東幸後の「京都策」二

期目の中心的な施策として、主に工業の近代化に資する目的で引かれたが、田辺朔郎の発案により水力、運河の開発、さらには上下水道・灌漑用水・電力の利用が付加されることになった⁽¹⁸⁾。元来、庭への引水はそれらの副産物であった。

無隣庵の拡張工事は同二十九年まで続き、翌年一応の完成に至つた。その時期は、同二十八年の日清戦争勝利後、日清通商航海条約に調印された翌年に当たる。その間、京都は博覧会や先勝祝賀会の高揚のなかにあつたが、政府は早くも次の戦争の準備に取り掛かっており、露仏独の三国干渉による対外的緊張状態にあつた。このように無隣庵は、激動の時代の渦中で政府の重責を担つていた人物を施主として成立したことになる。

第2項 山県有朋における無隣庵の利用形態

山県の自宅は、東京都文京区の椿山荘や神奈川県小田原市にあつた古稀庵であり、結果的に無隣庵はこれらの自邸に伴う別荘となつた。実業家で数寄者・高橋義雄（第庵、1861—1937）は、「是れ（無隣庵）が公の大規模なる庭園の処女作である」⁽¹⁹⁾と述べたが、明治十年（1877）の西南戦争後に築造された椿山荘には、本格的な庭が設けられていた⁽²⁰⁾。明治三十六年四月には、無隣庵の洋館において、山県と伊藤博文、桂太郎、小村寿太郎による会議（無隣庵会議）が行われ、日露開戦が決定される場となつた。その出来事について、桂太郎は自叙伝において、以下のように述懐している⁽²¹⁾。

当時、西京の山縣候別邸に、藤候、外相、予と会談の事を藤候

に謀りしに、候之に同意し、二十一日午後、三人相前後して、西京山縣候の邸に至り、前述の主意に於て謀議せしに、事の止む可らざるを認め、此基礎の上に、露国と談判を開始する事を決議せり。

京都市土木局庶務課が編纂した『無隣庵』によると、「畏くも明治三十一年十月二十四日には、皇太子殿下の御立寄を忝うし、また大正十一年十一月十二日には、皇后陛下の御立寄の光榮に浴してゐる」と記述されている⁽²²⁾。さらに大正十年の松風嘉定を発起人として結成された洛陶会が主催した東山大茶会では、無隣庵が煎茶席として用いられた⁽²³⁾。

このように無隣庵は、歴史的な出来事と併せて文献資料に登場する一方で、山県による個人的な利用等についての記録が残つてゐる。本章では、主として黒田譲『続江湖快心録』や無隣庵内に建てられている石碑『御賜稚松の記』の記述などにもとづいて、山県による無隣庵の利用形態を分析する。引用箇所の最後に記載した括弧内の数字は、同書の該当頁数である。

（1）無隣庵における黒田譲の体験

黒田譲は、明治三十三年に無隣庵現地で山県と談話をした時のことを『続江湖快心録』において詳述している。その記述によると、当時山県は以下の順路に従つて無隣庵内を案内したことが知られる。庭内へは、座敷から入場する。園路を通じて東進し、北側から南西に流れる流路内に打たれた沢飛び石を渡り、さらに東側に進路を進めると、園池北側の大石の前方に至る。そのまま道なりに進むと、斑入りの笹がみられ、三段の滝の前方に至る。そこから進路を

南に向け道なりに西進すると、恩賜松の碑、茶室を横切り、座敷へと戻る。

それでは、同書を一部引用し、現状の無隣庵の様子と照合しながら、山県における無隣庵の利用形態の分析を試みたい。

庭下駄を穿ち、●（「シ」+「豸」+「虎」）々と清韵を鳴し去る清流を過れば、左方は樅の木二三十本、針様の葉疎々として流れを挿み林をなし、前には大佛の石垣かとも思はれ而も皴劈面白き巨石は屹然として峙だちぬ。（続江湖快心録・2頁）

主屋の座敷の北側には、二・三十本のモミが林立し、大佛殿の石垣から移設されたと思われるほどの特徴的な皺をもつた巨石が据えられていた。この箇所は、現在の“池一芝地周辺・西側”に該当する。座敷西側のモミの群植は、本数が減つている可能性はあるが現存している。先述の“大佛殿”とは、かつて豊臣秀吉が造立した大仏を安置した方広寺を指しており⁽²⁴⁾、残存する同寺の石壘⁽²⁵⁾のことが語られている。この巨石について山県は、「それで此石は親ら醍醐の山へ行て切出さしたのであるが、豊公が庭を作る時に切出そうとして、遣ひ残りになつた石がそこここに磊々してゐて、中には其刃跡が残つてあるものがある、妙ぢやないか喃。」と言つたという⁽²⁶⁾。なお高橋義雄は、「此の大石は無隣庵庭前の主人公とも見るべきもので、之を此庭前に拉致するに就て一場の物語りがある、初め山縣公の無隣庵を築造せらるゝや、一日豊太閤の経営に係る大佛殿の石垣を見て、其大石は何処から運ばれた物かと問ひ質された処が、是は其当時醍醐の山奥より引かれた者で、山科の谷間に

は今でも其取残しの大石があると言ふ事を聞かれて公は俄に興味を催し、実地検分の上遂に此石に着目せられたが、固より非常の大石なれば牛二十四頭を以て牽き来るに、道路がメリ込で運搬非常に困難を感じしも、今日と違ひ其頃は道路に障害物が少かつたので、首尾克く庭前に引に入る事ができたさうである」と述べているが⁽²⁷⁾、それは山県の言述を誇張している可能性がある。

左方の小徑を繞り、杉樹の蔭を過ぎて巨石の裏手に出れば、こゝは鬼芝を細かく茹こみたるや、平坦の小丘にして、左方は杉樹矗々とし、右方は清流の上にしてや、廣く池の如くひろがれるが、其底はいと淺くして尚ほ川の趣致を失はず、打杭ありて一段をなし水落て淙然たり。（前掲書・2-3頁）

周囲に杉が植わる巨石付近の園路を西奥に進むと、芝生が細かく刈り込まれた平坦な小丘に至る。その北東側には杉がそびえ立ち、南西側にはやや池のよう幅の広がつた流れが広がる。流れ底はとても浅く、打杭によつて落差が一段築かれていたことが述べられている。この箇所は、現在の“⑤池一芝地周辺・東側”であり、現状との大きな違いはみられない。

川に沿ひ斑入り筐の茂れる小徑を横ぎりし時、取次の人は後ろを顧りみ曰く、ア、侯爵が見江ました、左様ならばと、流れを渡り前方に向ひ辭し去る。（前掲書・3頁）

流れに沿つてある園路の傍らには、斑入りの筐が植わつていた。

この箇所は、現在の“⑤池—e芝地周辺・北側”に該当し、現状との大きな違いはみられない。この斑入りの笹は現在でも同箇所に生育している。

再び斑入り笹の茂れる小径を過ぎ、川べりに出で前方を見れば、杉樹楓樹など錯出掩映して稍暗き處、白玉簾の如き大瀑懸り、突然偃蹇せる怪石巨巖に觸れて三段となり、其聲轟々淙々とし、兩岸の樹木小草また氣勢を生ずる如く覺へぬ。（前掲書・三一四頁）

前述の斑入りの笹が植わつた箇所から南進し、沢飛び石の打たれた流れに至り東側を見ると、杉や紅葉が林立する暗がりのなかに、玉簾の白滝のような滝が、突如として高く聳えている。それは、特徴的な巨石によつて三段に組まれており、大きな音を立てて濺みなぐ流れていた。この箇所は、現在の“⑤池—h滝口周辺”に該当する。山県は、この滝に関して「：此前東京から連て来た橐駄師は、あの石の畔にずつと前へ向て枝の垂れ走つてゐる松を栽るとよいといふたが、どうも此地には夫に適當したよい松がないからいかん、それで其橐駄師は、ここに坐つて三日考へておつたか、夫まで瀧壺がなかつたのをこしらへることと、外一二注意して、もう外には何にも申上ることがないと云ふて帰りおつた」という逸話を述べている（28）。この東京の橐駄師とは、山県が好んで使つた「（岩本）勝五郎」という庭師であつたとみられる（29）。

歎賞之を久ふし川を渡りしが、前岸は綠樹葱々とし、其奥に八九輪ほどの石塔を安んず。こゝを過て岸邊は青氷の如き芝艸いと淨

く、楓樹並に岩石の配置また面白し。（前掲書・4頁）

黒田がつくづく感心しながら流れを渡ると、前方南側の岸辺には樹木が生い茂り、八・九重の石塔が据えられていた。その辺りを過ぎて岸辺に至ると、青い毛氈のように清らかな芝地があり、紅葉が並び立つなかに景石が据えられていたことが述べられている。この箇所は、現在の“⑤池—gカエデ周辺”であり、紅葉林と景石との関係性に関心が持たれていたことが言及されている。前述の八・九重の石塔は現存しない。

（2）黒田譲が聞き書きした山県有朋の言述

黒田譲は、自身の体験談に加えて、山県の言述についても記録している。以下、その箇所を抜粋し現状の無隣庵の様子と併せて分析する。

候曰く、この石の据へ方などなかゝ、苦しんだじや。と、眞に然らむ。（前掲書・4頁）

ここでは、（⑤池—gカエデ周辺の）景石の据え方がとても困難であつたことが述べられている。

侯は一の平面石の苔の下低く歿せるを指さし、曰く、之は据ゑた時はよかつたが、苔が上りをつて低くなつたから困つてゐるのだ。と、（前掲書・4頁）

山県は、苔の下が低く沈んだ平坦な石の一つを指さし、苔が盛り

上がり次第に低くなつて困つて困つていたことが述べられている。この記述からだけでは、当該の箇所と現状との照合が困難である。

左手なる小徑を過れば、一棟の茶室あり。侯曰く、これは元岡本某とかいふ國學もあり且つ茶の好な者が建たるもので、以前は彼方にあつたのをこゝへ引かせたのだ。（前掲書・4頁）

敷地南側の園路を進めば一棟の茶室がある。山県いわく、元々これは国学者で茶の湯を好んだ岡本某が建てたものであり、以前は別所にあつたものを無隣庵に移築したという。この箇所は、現在の②露地—a建物周辺に該当する。この岡本某という人物について、具体的な説明はないが、同時代に活躍した国学者として岡本保孝（1797—1878）がいる（³⁰）。

一方、高橋義雄はこの茶室の由来を「珠光の好みで敷内紹智の家に在る燕庵を写されたるもので、是は丹波の古望某氏方にあつた古席を蹲踞石、石燈籠諸共に当初に移されたと云う事である」（³¹）と述べているが、前述の山県の証言とは一致しない。また高橋は、この茶室の利用について「明治二十九年京都南禅寺畔に無隣庵を経営せられたときには庭隅に三畳台目の茶席を造り京都の道具商で松岡嘉兵衛と云つた老人を招いで点茶手前を稽古し、又茶客を招ぐに必要な道具を取揃へ、自ら主人と為つて当地の茶人伊集院兼常望月宗匠などを呼ばれた事があつた」（³²）と述べ、山県が松岡嘉兵衛（³³）という道具商から茶の湯の手前を習つた可能性を示している。

侯は其西手勾欄のつきたる椽端を指さして曰く、こゝは元利休が

祭つてあつたのを取拂つたので、叢山など能く見へ眺望がよいから出て見玉へ。と、余は乃ち出て欄に凭りしが、此日は天氣いと清和なるも、薄き靄立簾めて叢山はよく見へず、前なる東山は藪々として、尚ほ一重の薄絹を隔つるが如く、風趣殊に佳絶なり。侯曰く、ム、今日は靄でよく見へんな。（前掲書・5頁）

山県は、茶室北西の勾欄が付いた縁の端を指さして、その部分には元々利休像が祀つてあつたが取り払つたと述べ。そこからは、比叢山がよく見えて眺望がよかつたという。現状の茶室も、北西角には勾欄が付き外が眺められるようになつていて。また茶室西角に利休像が祀られていたということは、その箇所が祖堂（利休堂）であつたことを意味する。

悉く見終り侯に從つて出しが、余は此茶室は何といふ御名でムいりますかと問へば。侯は答へて、ム、まづ草川廬とでもしようかと思ふので、夫は此前の小川は草川といひ、昔からの名所であるといふのから。と、語られぬ。（前掲書・5頁）

黒田が茶室の名称を訪ねた所、山県は、そもそもこの（敷地の前を流れる）小川は草川と云い、昔から知られる名所なので、茶室の名称は「草川庵」とでもしようかと言つた。『京都坊目誌』によると草川は、「水源駒が瀧に発し。末は白川に合す」（³⁴）とあり、南禅寺境内の東側山奥に現存する駒ヶ瀧を源流とする自然河川であつたが、すでに絶えたものと考えられる（³⁵）。前述の『新撰花洛名勝図会』の挿図では、丹後屋と瓢亭の北側に一筋の流れが東西に流れ

る様子を確認できる⁽³⁶⁾。江戸期は丹後屋と瓢亭は、「古今の名物両店の繁盛ハこれも花洛の一奇といふべし」といわれた⁽³⁷⁾。さらに『都林泉名勝図会』には、「名物南禅寺湯豆腐店」として、丹波屋の店先の様子を描いた挿図があり、店内には水流上に橋が架かつた様子が描かれている。『新撰花洛名勝図会』と『都林泉名勝図会』の挿図を照合すれば、その水流は、暗渠を潜つて瓢亭に通じていた可能性がある⁽³⁸⁾。

また進む數歩、侯は瀑布の下流と草川と合流する畔に佇立し、南手なる西洋造の二層樓を顧りみて曰く、どうもこんな建築は妙でないが、物を藏れる倉庫がないからそれで造つたのだ。ヲヽ、いづれ繁鬱した樹木などで此方は遮蓋すつもりぢやが。と、小石橋を渡り、從ひて書院に歸りぬ。(前掲書・5—6頁)

山県は、琵琶湖疏水から引水した滝から西側の流れと草川が合流する地点に立ち、南方にある二階建ての洋風建築は、収藏する倉庫がないので造つたものであり、いづれ樹木で鬱蒼とさせて遮蔽するつもりと言つた。その後、山県と黒田は小さな石橋を渡つて書院に帰つた。この箇所は、現在の“④流れ—dコケ地周辺”に該当する。

この洋館について、高橋は「西洋館は老公の防寒室とも云うべき者である」と述べている⁽³⁹⁾。

それで此地の橐駝師などは、瀑布の岩石の間に歯朶を栽るといへば不思議に思ふ。樅の樹もここに三十本程栽たが、當時は樅樹といへば橐駝師の畝に僅か一二本よりなかつて一向使はんものと見

へたが、今では何十本でも持てゐる。(前掲書・9頁)
黒田を引き連れて書院に戻つた山県は、滝石組みの間に生えるシダ“⑤池—h滝口周辺”やモミ“⑥外縁・北西端”は自身が意識的に植えたものであり、無隣庵の築造当時そのような植栽の仕方は一般的ではなかつたと述べた。

また此川の畔に、野によく咲てある、アアそれ、ヲヲ木瓜、木瓜を栽さしたが、三年かかつてもどうもつかん、其癖野では踏だり何かしてよく咲てゐるが喃。そうしれ尚ほ川畔には、岩に附着たようく躊躇を作るつもりで、橐駝師(たくだし)(庭師)に刈込を命じてゐるのだ。(前掲書・9—10頁)

“④流れ—dコケ地周辺、e芝地周辺・東側”の園路際に植えられたボケは、山県が意識的に植えたものであつた。“④流れ—dコケ地周辺、e芝地周辺・西側”の景石周りに植えられたサツキ(躊躇)は、山県自身が岩に附着したように低く刈り込むように京都の橐駝師に指示したものであつた。

それから京都の庭には苔の寂を重んじて芝などといふものは殆ど使はんが、この庭園一面に苔をつけるといふことは大変でもあるし、また苔によつては面白くないから、私は断じて芝を栽ることにした。尤も川の此方は先の久原が栽て置いたので、被方は鬼芝を栽てそれで時々刈せる、費用はなかなか多くかかるが此方がよいようじや。夫でこの庭園の樹木は重に杉樹と、楓樹と、そして葉桜

三本とでもたすろいふ自分の心算であるがどうか。また水といふことについて、従来の人は重に池をこしらへたが、自分は夫より川の方が趣致があるやうに思ふ。よく山村などへ行くと、此前のような清川が潺々と繞（めぐ）つて流れてゐるが、あの方が面白いからここでは川にしたので。（前掲書・10頁）

山県は、園内の地被植栽を苔ではなく“芝”とすることを意識していた。しかし一部は既に庭造りを任せていた久原が植栽していたため、その他の範囲はオニシバを植えた⁽⁴⁰⁾。ここで久原が植栽した地被植物の種類と位置については記述されていない。山県は、無隣庵の主な植栽構成を杉と紅葉、ヤマザクラ（葉桜）とすることを意識していた。このヤマザクラ三本は現存しない。また山県は、無隣庵の園池を、従来の庭造りにおいて好まれてきた溜まり池状ではなく、山村を流れる清らかな川のような流水状であることを意識していた。

（3）石碑“御賜稚松の記”にみる山県有朋の無隣庵に対する関心

山県は、明治三十四年（1901）に明治天皇から御所の稚松2株が園内に下賜されたことを記念して、同年十一月に“御賜稚松の記”と題した石碑を建立した。それは“⑤池—dコケ地周辺”に現存している。その文面⁽⁴¹⁾には、山県の無隣庵に向けられた意志を示す記述がある。この出来事について高橋は、「然るに明治天皇陛下此事を聞し召れ、京都宮廷の稚松二株を賜はつたので、公は之を庭前に植ゑ、程経て其松の写真を天覧に供するや、陛下より有り難き御製を賜はつたので、公は恩賜稚松の記の石碑を建て（後略）」たと述べている⁽⁴²⁾。なお、この松は、枯失して現存しない。

自然の風致には富たれとなれのほそきかいささか物たらぬ心地すれば琵琶湖の疏水を松杉深きあたりに引入れしに落る瀑の音のはけしくみやまのおくもかくこそあらめと思ふはかりなり又なかれのゆるやかなるは沙（砂）白く底すみて魚のひれふるさまなど見ゆ

元より無隣庵の立地は自然の風趣に恵まれていたが、山県は、草川の水量に物足りなさを感じていた。そこで無隣庵の敷地東側から琵琶湖疏水を引水し、周囲に松と杉を植えたところ、激しい水音が響く深山の奥といつた様相になつたという。またその後、流れとなつた水流は緩やかで、池底の白砂が魚の動きを通して透けて見えた。ここから、“⑤池—h滝口周辺”的松と杉は、山県が意識して植えたこと、琵琶湖疏水の豊富な水量と清浄さが重要視されていたことが読みとれる。水流は、滝口の流れが激しい一方で、流路になると穏やかであつた。なお、山県は、無隣庵への疏水の引水に当たつて、琵琶湖疏水の設計に携わった田辺朔郎に手紙を送つてゐる（「山県有朋書簡」）⁽⁴³⁾。

又ふたつみつかさなりたるもおかし苔の青みたる中に名もしらぬ草の花咲出たるもめつらし

また、趣のある二・三種類の苔の青味のなかに、名も知らぬ花が咲き出るのも賞美すべきである。ここから、山県が園内の多様な苔に趣を意識し、さらにそのなかに野草が生える様を評価していたこ

とが分かる。

秋は夕日のはなやかにさして紅葉のにほひたる冬は雪をいたたける比叡の嶽の窓におちくるここちして折折のなかめいはむかたなし

春夏秋冬の景観の趣が述べられるなかで、秋は、明るく人目を引きつける夕日に映えて紅葉が美しかった。冬については、比叡山の頂に抱かれる雪が窓に落ちてくる気分がする。四季折々の眺めは何とも言いようがない。ここから、紅葉と主屋内からの比叡山への眺めが意識されていたことが知られる。

晨には文をよみ夕には歌を詠しあるは茶を品し碁を圍み又は酒をくみ時に今古を談論するなどたたに世の塵を洗ふのみかはさるに此草廬の成りたることおもほゑすもかしこき

朝には文章を読み、夕方には歌を詠む。また茶を嗜み、碁を打ち、酒を飲むときに、古今について話し合う。単に世のなかの煩わしい雜事から逃れるだけのやりとりのために、無隣庵は成り立っていると感じる。

山県にとつて無隣庵は、政治的に利用されることはあるても、主として世塵から逃れ、親しい人と交わり、文芸や飲食を楽しむための場所であることが意識されていた。

(4) 山県の周囲の人々における無隣庵への関心

『続江湖快心録』では、黒田譲に対する山県の語りとして、無隣

庵の庭の築造における意志が以下のように記述されている。

そこでいよいよ庭園をやりかけることになつたが、京都に於る庭園は幽邃といふことを重にして、豪壯だとか、雄大だとかいふ趣致が少しもない。いや誰の作だの、小堀遠州じやのといふた處で、多くは規模の小さい、茶人風の庭であつて面白くないから、己は己流儀の庭園を作ることに決した。(『続江湖快心録』・6—7頁)

山県は、旧来の京都で築造されてきた狭小な「茶人風の庭」ではなく、独自の考えにもとづいた庭造りを意識しており、その築造の結果として伊集院兼常(1836—1909)から以下のよう評価を得たと述べ、非常に喜んだ。

なかなか園藝について邃い男じやが、此庭園を見せてどうかと云うたら。實に結構だ。よく出来た。若し私にどうかと仰しやれば、そりや私は私の考へもあるが、そうすれば一々處をどうといふわけにいかず、皆變てからねばならんが、然し之で結構で、實に名作ですと、伊集院から園藝博士の号を贈りおつたじや。アハハハハ、どうか(前掲書・9頁)

そもそも黒田譲が無隣庵を訪れたのは、『続江湖快心録』の前作に当たる『江湖快心録』において、伊集院兼常より「：ハア、山県候の無隣庵の庭ですか、あれは全く伯自身で造られたので、お素人としては感服の外ムいません。」⁽⁴⁾と聞いたことが契機であった。

『続江湖快心録』の冒頭において黒田は、無隣庵訪問の動機を以下

のよう記述している。

同庭園（無隣庵）につきては曾て伊集院兼常氏より、其經營配置一に候の匠心獨運に出で、而も豪壯雄興広にして一種の面目を具へ、小堀遠州以外新に一識を建たるの作にして、實に賞嘆すべきものなりと聞き（後略）（前掲書・1頁）

次に晩年の山県の側近を務めた入江貫一は、大正十一年刊行『山県公のおもかげ』（昭和五年増補再版『山県公のおもかげ附追憶百話』⁴⁵）において、山県の幅広い公私に関する出来事を記載し、そのなかには無隣庵についての言及がある。

山県が質素な生活を送つたことは、同時代の多くの人々が認めるところであつたが、庭造りに関しては例外的に山県が私財をはいたことを、入江は指摘している。後述するように、入江が無鄰庵の朝夕の光景について言及できたのは、彼が枢密院議長秘書官として山県と共に無隣庵で宿泊していたからであつた。

築庭は公の唯一の道楽であつた、平生誠に質素儉約的な公も苑庭の為めには数千円時としては万円を擲つを辞せなかつた。公の築庭法は独特的の妙味を具へ、自然を利用し、自然を模倣し且自然を作出するよう努められた。京都の無隣庵は東山の翠巒を取り入れ、庭の一隅には松杉の類を植えて麓と為し、清泉を穿ち山紅葉と山躑躅とを配して、並に東山の峯より落つる溪流を作つたのである。朝夕の景色は常に東山を回る雲霧の去來に従つて千態万様の変化を興へる。（『山県公のおもかげ』・71—2頁）

晩年の山県は、公務の余暇ができるとその風光にひきつけられて毎年京都を訪れていた。彼にとつて、ゆつたりと落ち着いた時間を過ごすことのできる京都は欠かせないものとなつていた。

宮中顧問官御歌所寄人を務めた井上通泰は、山県の京都における人間関係について記述している。

京都の無隣庵も庭はよいが家屋は誠に手ぜまである。秘書官や副官が隨行して滞留する時は、八畳と四畳の二間続きの二階を占領する外に居場所がない、而して其直下は即公の居室兼寝室である。其外には客間と西洋間とが一づつあるのみで、他は玄関勝手

といふ次第である。がそれが為め私共の京都滞在は昼も夜もずいぶん窮屈なもので、高笑ひをすれば下に聞こえ、うつかり尻もちをつけばすぐ下に響く、誠に始末の悪い次第であつた。（前掲書・90—1頁）

の没後小出（粲）翁の門に入られ小生にも疑を正された人であるが、公が京都の無隣庵に居らるゝ間は終始歌の友とせられた。

公は此人を斯道の先輩として尊敬して居られたから。（前掲書..

244頁）

最後に、大正十一年の山県の危篤時、鳩居堂の主人であつた熊谷直之は、「京都日出新聞」の取材に答えて、山県における無隣庵の築造の動機が、「京都を終焉の地としたい」ことにあつたと話した。⁽⁴⁶⁾ またこの記事からは、山県が『都林泉名勝図会』に「名物南禅寺湯豆腐店」として紹介された丹波屋を買収して無隣庵を築造したことが分かる。

（5）山県有朋の意志と庭の形態の関係

『続江湖快心録』や『御賜稚松の記』などの無隣庵に関する記述と現行の無隣庵の状態を照合すれば、山県の存命中のその形態をよく残していることが明らかとなつた。目立つた変化としては、サクラと恩賜稚松の枯死、八・九重の塔の亡失、比叡山への眺望の遮蔽がある。また黒田が無隣庵に対する感想の中で、「何れも候が心匠のかかる余事にまで明瓈秀絶なるを」⁽⁴⁷⁾ と述べているように、無隣庵の築造は彼自身の強い意志が働いており、活発な利用をしていたことが明確である。

その意志は、漠然とした空想のようなものではなく、詳細にわたつて具体的なものであり、無隣庵は、周囲の人々の意見を受け入れながら幾度かの改修の手を加えて完成に導かれていた。とくに注目されるのは、信頼を置いていた庭師・岩本勝五郎に相談しながらも、庭造りを託さなかつたことにある。そこから、無鄰庵の築造に対す

る山県の強い自意識が読み取れる。

そこで着目に値するのが山県と伊集院兼常との対人関係、そして熊谷直之の言述である。

山県は、無隣庵の庭造りにおいて、伊集院を強く意識していた。それは、山県が伊集院から無隣庵に対する大きな評価を得て、大きく喜んだ様子からも窺い知れる。伊集院は、鹿児島の門閥の出身で、薩摩藩の宮繕関係の仕事を手掛けた後、明治維新政府の官僚や軍人を経て実業家として活躍した。宮家の御殿などの建築に携わったことでも知られる⁽⁴⁸⁾。現在臨済宗の寺院となつている廣誠院（京都市中京区）と對龍山莊（同左京区）の前身は⁽⁴⁹⁾、かつて伊集院自身が手掛けた別荘であった。山県と伊集院の京都における普請活動は、以下のように示される。

明治二十四年（1891）..山県京都別邸東生洲町無隣庵

明治二十五年（1892）..一之船入町伊集院別邸（現・廣誠院）

明治二十九年（1896）..南禅寺福地町伊集院別邸（現・對龍山莊）⁽⁵⁰⁾

明治三十年（1897）..山県京都別邸南禅寺草川町無隣庵

日常生活のなかで手を加えられ続ける個人の庭・建物は、完成時期を定めることが難しいため、上記の竣工時期は前後することが前提であるが、山県と伊集院が隣接地において相次いで普請活動を行つていることは明らかである。元老と呼ばれる地位にあり、庭造りが趣味であることを世間に知られた山県が「園藝について邃い男」と言つたのは、庭造りの専門家である伊集院への意識を示している。

生涯にわたり戦争と政争に関わり続けた山県に対し、伊集院は幼少から庭造りと普請に親しみ、薩摩藩、明治政府、日本土木会社において長年実務に携わり（表1）、さらに「自宅のみで十三ヶ所、妾宅を五ヶ所造つた」⁽⁵⁻¹⁾ いわば達人であった。

その一方、『素人』⁽⁵⁻²⁾の山県には、その専門家に認められる庭を築造することを意識し、その結果として生まれたのが無隣庵であった。普請の実績としては、伊集院に一日の長があるのは当然だが、この時期に両者は競い合つて普請活動を行つていた。山県における無隣庵築造の動機のひとつには、「園藝について遂い男」であり、いわば憧憬の対象であつた伊集院に自身の庭造りを認めさせたいという意識が働いていたと推察される。つまり無隣庵の庭造りは、伊集院との切磋琢磨を通して、山県の強い意志にもとづいて行われたことに根本的な意味がある⁽⁵⁻³⁾。

次に、山県における無隣庵の築造の動機が、京都で人生の最後を終えたいという意志にもとづいていたという指摘は、管見によると熊谷直之だけによるものである。『続江湖快心録』では「鳩居堂の二逸」と題し、黒田が熊谷らに対して行われた、鳩居堂の六代直恭と七代直孝の足跡についての聞き取りが記述されている⁽⁵⁻⁴⁾。それによると七代直孝は勤王の志士の為に尽力した人物であり、その逝去後の明

表1 山県有朋と伊集院兼常の経歴比較

伊集院兼常			山県有朋				
元号	西暦	年齢	出来事	元号	西暦	年齢	出来事
天保7年	1836	—	鹿児島藩の門閥家に生まれる	天保9年	1838	—	閏4月22日長州藩の下級武士の家に生まれる
嘉永6年	1853	17歳	江戸鹿児島藩邸の地震室（西洋建築）の普請を担当	安政5年	1855	17歳	京都へ派遣される
万延元年	1860	24歳	江戸（芝）鹿児島藩本邸の普請を担当、同邸は建築中に焼亡した	文久2年	1862	24歳	藩命で江戸に赴任、翌年帰藩した後、奇兵隊に参加し、軍監を務める
不明			江戸（芝）鹿児島藩本邸の再普請を担当 江戸（芝）鹿児島藩本邸を京都（相国寺畔）への移築を担当 横浜府の判事を務める	慶応2年	1866	28歳	江戸幕府による長州藩再征において、奇兵隊を率い、九州方面で戦闘後、藩命で京都へ赴く、同年に大政奉還が行われる
明治元年	1868	32歳	9月：東海道御道調御用係を務める	明治元年	1868	30歳	江戸城明け渡し後の江戸に入る、4月：北陸道鎮撫總督兼会津征伐総督の参謀に任せられ、越後から会津に転戦する
不明	—	—	宮内省工匠寮へ出仕、「御学問所で、外国人の謁見所に充させらるる御建築を」担当	明治2年	1869	31歳	藩主からの命を受けてヨーロッパを外遊
不明	—	—	海軍省の營繕局長を務める	明治4年	1871	33歳	政府の直轄陸軍を建設し、兵部大輔を務める
明治20年	1886	50歳	東京の御所の地質調査を担当 3月：勝田伝二郎、大倉喜八郎、渋沢栄一、久原庄三郎らと日本土木会社を設立。東京駐在会計役を務める。同社では、有栖川宮邸、北白川宮邸、白川宮三殿下の御殿、上野博物館の全体（明治22年）、議事堂（明治22年）、各師団などの普請を担当	明治6年	1873	35歳	初代の陸軍卿に就任
明治25年	1891	55歳	10月日本土木会社解散	明治11年	1878	40歳	参謀本部長に就任
			一之舟入町の別邸（現・廣誠院）が竣工（後に売却）	明治15年	1882	44歳	参事院議長に就任
明治29年	1896	60歳	南禅寺福地町の別邸（現・對龍山莊）が竣工（後に売却）	明治16年	1883	45歳	華族制度の成立と同時に伯爵となる
明治32年	1899	63歳	南禅寺邸へ黒田譲が訪問	明治21年	1888	50歳	渡欧し視察、翌年帰国
明治42年	1909	74歳	6月20日死去	明治22年	1889	51歳	12月：内閣総理大臣に任せられ、第1次内閣を組織、24年4月に辞職
				明治24年	1819	53歳	東生洲町の無隣庵が竣工（後に売却）
				明治27年	1894	56歳	日清戦争へ第一軍司令官として出征
				明治29年	1896	58歳	ロシア新皇帝の戴冠式へ出席
				明治30年	1897	59歳	南禅寺草川町の無隣庵が竣工
				明治31年	1898	60歳	大命を受け、第2次内閣を組織
				明治33年	1900	62歳	9月：辞職、元老として（政治・軍事に影響を持続しつつ）表舞台から身を引く
				明治37年	1904	66歳	参謀総長として日露戦争を総指揮
				明治38年	1905	67歳	枢密院議長の職を死の年まで務める
				大正11年	1922	85歳	11月1日病没

※『江湖快心録』と日本土木会社の研究（島田裕司：駒沢女子大学研究紀要21：2014：駒沢女子大学・駒沢女子短期大学図書館：201-218）を参照して作成

※『国史大事典』を参照して作成

治三十六年には当時宮内大臣であった田中光顕より従五位を贈られた。熊谷直之は、「鳩居堂薰香筆墨文房具製造業」の九代目主人であり、陸軍において大尉を務めた⁽⁵⁵⁾。後述するように熊谷直之は、無隣保存会の理事を務めており、山県との接点は先代からの出入り業者という関係性においてであった。京都日出新聞が山県の危篤と聞きつけて一番に訪問していることからも、山県との親密な付き合いが窺い知れ、その言述の信憑性は高いと考えられる。

先述のように、無隣庵の築造を計画した時、山県は政界と軍部との双方において困難な立場に置かれており、体調不良でもあった。死の直前まで権力に執着し、掌握し続けた山県の生涯を知る後世のわれわれにとって、にわかに信じがたいが、京都に邸宅を築造し人生の最後を終えたいという意志があつたということは、日清戦争の前において彼が引退を覚悟していた可能性を示している。そうなれば、東京の椿山荘も同時に引き払うことになつたであろう。結果的に引退を免れた山県は無隣庵を別荘として利用し続けるが、その築造の計画段階において無隣庵は終の棲家あるいは隠居所、つまりは本宅が想定されていた可能性がある。

山県にとって無隣庵の利用形態は、複雑な対人関係に巻き込まれた彼自身の状況に応じて変化をしながら、公私にわたり人生を充実させるものであった。それは、山県有朋の娘婿で、有朋の養嗣子（ようしし）である有光の実父・船越光之丞（貴族院議員、男爵）による、山県の日常生活への言及からも窺い知れる。

公の健康に留意されたことは非常なもので、公が築庭に非常な趣味を有たれて居たことは、世間に知られて居ることであるが、或

る日私に向ひ、おれは庭を作るのにこんなに長壽を保つて居るのではないかと話されたことがある。⁽⁵⁶⁾

第3項 無隣庵保存会の設立・解散と京都市への寄付

無隣庵の京都市への寄付を記念して編集された『無隣庵』では、山県の晩年から無隣庵が京都市へ寄付されるまでの経緯を、以下のように記している。

本庵は公の晩年、その百歳の後の保全を慮られ側近の士と諮詢された上、大正九年六月財団法人無隣庵保存会を設立せられ土地建物その他を寄付、その永き保存を図られることとなつた。其の後間もなく大正十一年含雪公には八十五歳の高齢を以つて薨去せられたが、幸ひ本庵は山県家並びに保存会関係者の厚き庇護の下に恩賜の松の緑愈々濃く、一石一草すべて公在世当時の面影を其儘に存して今日に至つた。然るに山県家並に保存会に於ては此の名園を永く世に伝ふるためには地元たる京都市に寄付することを以て最も適當と認められ、右法人を解散の上関係財産一切を京都市に寄付した旨の申し出があつた。市に於ては喜んでその厚意を受けることとなり、諸般の手続をとり、昭和十六年六月正式にその引渡を受けたので、この由緒ある名園を永く保持伝存すると共に適当に公開をなし公の遺風を偲ぶこととなつたものである。⁽⁵⁷⁾

山県の晩年、無隣庵の保全に関する話し合いが持たれ、山県家より土地建物その他が寄付されて、大正九年（1920）六月に保存会が設立された。なお同年三月には、第一次世界大戦（大正三一七

年）後の株式市場の崩壊に始まる“反動恐慌”が生じていた⁽⁵⁸⁾。保存会の設立には行政手続きが必要であるため、その準備は第一次世界大戦の開戦頃から進められていた可能性がある。この保存会設立に当たつての山県の動機について、入江貫一は『山県公のおもかげ』において以下のように記述している。

京都の無隣庵には、先帝御下賜の稚松二本が今は数丈の大木になつてゐる。公は其の歿後万にものれが心なき人の手に渡る事あるを虞れ、財団法人を設立して之を永久に保存する事と定め、先年既に法人設立の手続きをも済ませた。⁽⁵⁹⁾

大正十一年、山県は八十五歳で逝去し、国葬として小石川護国寺へ葬られた⁽⁶⁰⁾。山県家及び保存会では、無隣庵を永く世に伝えるためにはそれが立地する京都市へ寄付することが最も適当と判断された。そして山県が逝去した十九年後の昭和十六年（1941）、京都市へ寄付されることになった。この寄付行為に当たつて取り交わされた書類のマイクロフィルムが、京都市に「無隣庵重要書類（昭和十五年）」として保存されている。表2は、その際の書類のやり取りの時系列を整理したものである。また、財産目録と昭和十四年度の収支決算書は表3、4の通りである。以下、同書類にもとづいて保存会解散の経緯を分析する。

「無隣庵重要書類」における「解散許可申請書」によると、保存会の解散と無隣庵の寄付行為の手続きを行つた昭和十五年当時の理事は、山県有道、三井高広、馬淵鉄太郎、熊谷直之の四名、監事は田中文蔵と入江貫一の二名であつた。山県有道（1888—

1945）は、有朋の養嗣子・伊三郎の長男であり、貴族院議員、侍従兼式部官を歴任した。三井高公（1895—1992）は三井家第十一代当主であり⁽⁶¹⁾、その先代に当たる高棟が明治四十二年に有朋から小淘（こゆるぎ）庵を購入した⁽⁶²⁾。馬淵鉄太郎（1867—1943）は⁽⁶³⁾、山口県知事をはじめ京都府知事や京都市長などを歴任した人物である。田中文蔵は三井物産取締役を務めた人物であり、熊谷直之と入江貫一については、既述の通りである。

それら理事のうち、京都市在住の熊谷以外は東京在住であつたことからみて、京都府庁・京都市役所との書類のやり取りは、保存会の収支決算書の署名人も務めた熊谷の尽力が大きかつたものと推察される。

次に「解散許可申請書」における保存会を「解散セントスル理由並びに顛末」と「現行財団法人無隣庵保存会寄付行為写」の一部を抜粋する。

一、解散セントスル理由並二顛末

当法人ハ寄付行為第三条及第四条ニ示スカ如ク無隣庵ヲ保持シテ其ノ名勝ヲ伝存スルト共ニ適宜之ヲ公開シテ其ノ縦覽ニ供スルヲ以テ目的ト為ス從テ之の力目的ヲ達成センカ為ニハ常ニ適當ナル管

理経営ヲ必要トス
然ルニ近時ノ世態ニ在リテ庭園技術者ノ如キモ其ノ手練家ヲ求ムコトヲ頗ル困難ニシテ為ニ兎角名園モ充分ノ手入ヲ為スコト能ハサル□アリ又其ノ経営取締ニ付テモ本会ノミヲ以テシテハ未タ容易ナラサルモノアリテ為ニ之ヲ市巷ニ埋没セシムルノ虞ナシトセ

即チ茲ニ無隣庵ノ所在地ニシテ且当法人設立者山縣有朋由縁ノ地タル京都市ニ之ヲ寄付スルニ於テハ同市ニ於テ庭園ノ管理ニ付テモ其ノ専門技術者ヲ充分ニ用ヒ得ヘク公開等ニ付テモ極メテ機宜ノ措置ヲ講シ得ヘク即チ之ヲ永ク保持伝存シ得テ当法人設立者の真意を具現スルニ遺憾ナキヨ期シ得ヘキモノト認ムルニ依リ茲ニ当法人ヲ解散セントス

現行財団法人無隣庵保存会寄付行為写

第三条 本会ハ無隣庵ヲ保持シ其ノ名勝ヲ保存スルヲ以テ目的ト為ス

第四条 無隣庵ノ庭園、邸宅及財物ハ別に定ムル所ニ依リ公開シテ其縦覧ヲ許スコトアルヘシ

保存会は無隣庵の名勝的価値の保持を主旨とし、寄付金を運営資金として、庭・建物や所蔵物の公開事業を行っていた。その実情は、大正九年に高橋義雄が植治を伴つて公開された無隣庵へ訪れた記述から窺い知ることができる。

老公は（中略）、遂に当園保存の財団法人を組織して之を永遠に保存すると同時に、或る方法を定めて或る程度まで風流雅客の縦覧を許さるる都合であると聞及んだ、然るに余は十一月十一日午前偶々三條通り白河筋の橐駝師小川治兵衛通称植治方へ赴き、庭石を見聞する序があつたので、植治めを伴ひ久方振にて無隣庵を訪れた處が、当庵築造時より庵守を勤め居る瀧本増蔵と云ふ老人が余等を迎へて、先づ玄関の方より案内して呉れたが（後略）。⁶⁴⁾

表2 無隣庵の京都市寄付に伴う行政手続きの経緯

年月日	出来事
昭和15年 5月 20日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛へ「寄付行為変更認可申請書」を提出され收受
21日	京都市企画部企画庶務課が京都府知事宛に「寄付行為変更認可申請書」を進達
8月 2日	京都府学務部が京都市長宛に「寄付行為変更ノ件」について「御申出相成る候所最近現在ノ財産目録必要ニ付至急御送付御取計相煩度候」と通
10月 9日	京都府学務部が京都市長宛に「寄付行為変更ノ件」について「別記事項整備ノ上改メテ提出方御取計相成度一件書類一応右帰戻候也」と通知
昭和16年 1月 13日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛に「寄付行為変更認可申請書並ニ解散許可申請」を提出
1月 16日	京都市企画部企画庶務課が京都府学務部長宛へ「寄付行為変更認可申請書並ニ解散許可申請」を進達
2月 18日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛に「解散許可申請」へ提出され收受
24日	京都府学務部が京都市長宛に「寄付行為変更認可件」について通知
3月 5日	京都市企画部企画庶務課が昭和16年2月17日付で文部科学大臣より認可された「寄付行為中変更ノ件」を財団法人無隣庵保存会へ通知
7日	京都府学務部が京都市長宛に「解散ニ関スル件」について通知
10日	京都市企画部企画庶務課が昭和16年2月28日付で文部科学大臣より許可された「解散ノ件」を財団法人無隣庵保存会へ通知
12日	山縣有道氏から京都市長宛に礼状が届く
3月 14日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛に「解散届出書」を提出され收受
7月 31日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛に「清算終了届」を提出され收受
7月	山縣有朋公記念会会長 伯爵 清浦奎吾が金一円の下付を申し出
9月	山縣有朋公記念会が京都市長宛に金一円の領収書を提出

表3 無隣庵保存会 財産目録

昭和十五年十二月一日現在						
財産目録						
財団法人 無隣庵保存会						
一 資産 合計金二十二万八千五十七円八十銭也						
内 基本財産合計金二十二万七千四百二十七円八十銭也						
普通財産合計金六百三十円也						
(一) 土地						
資産種別	用途	位置	坪数	取得年月日	記帳価格	備考
基本財産	庭園敷地	京都市左京区南禅寺草川町三 十番地ノ六	六六. 五八	大正九年六月十 六日	円 七、九八九. 二〇	
同	同	同町三十一番地	七二八. 六六	同	八七. 四三九. 二〇	
同	建物敷地	同町四十八番地	一四四. 〇〇	同	一七. 二八〇. 〇〇	
同	庭園敷地	同町四十八番地ノ一	二八. 〇〇	同	三、三六〇. 〇〇	
同	同	同町四十八番地ノ三	二. 〇〇	同	二四〇. 〇〇	
計			九六九. 二四		一一六. 三〇八. 八〇	
(二) 建物						
資産種別	用途	位置	構造	建坪及坪数	建築又ハ取得 年月日	記帳価格
基本財産	住宅	前掲土地上二建設	木造平屋建瓦葺	八〇. 七	大正九年六月 十六日	円 九、二六九. 〇〇
同	同		木造二階建瓦葺	一六. 七	同	四、〇〇八. 〇〇
同	渡廊下		木造平屋建柿板葺	七. 〇	同	五六〇. 〇〇
同	洋室	階段室	木造二階建瓦葺	五. 四	同	二、四三〇. 〇〇
同	土蔵及 洋室		煉瓦造二階建瓦葺	一八. 一	同	一〇. 八六〇. 〇〇
同	茶室		木造平屋建瓦葺	一一. 七	同	一、九八九. 〇〇
同	番人 詰所		木造平屋建瓦葺	一〇. 六	同	一、一六六. 〇〇
同	便所		木造平屋建瓦葺	. 六	同	一六八. 〇〇
同	同		木造平屋建瓦葺	. 五	同	一四〇. 〇〇
同	物置		木造平屋建瓦葺	三. 一	同	二四八. 〇〇
同	門		木造平屋建瓦葺	一. 〇	同	三六〇. 〇〇
同	供待		木造平屋建瓦葺	一. 一	同	七七. 〇〇
同	堀			一五六. 四間	同	三一、二七五. 〇〇
同	練塀			四七間	同	二、八二〇. 〇〇
計						三七、二四五. 〇〇
(三) 水道、瓦斯設備						
資産種別	種類		数量		記帳価格	備考
基本財産	五寸鉄管		二九九. 四		円 五、九八八. 〇〇	
同	瓦斯管		三八. 六		三八六. 〇〇	
同	制水栓		五個		一〇〇. 〇〇	
同	異形管		一八本		二一六. 〇〇	
計					六、六九〇. 〇〇	
(四) 庭園設備						
資産種別	種類		数量		記帳価格	備考
基本財産	松(大)		一六本		円 一、六〇〇. 〇〇	
同	松(小)		一三		一三〇. 〇〇	
同	檜(大)		一五		三〇〇. 〇〇	
同	檜(小)		三		一五. 〇〇	
同	杉(大)		八		一六〇. 〇〇	
同	杉(小)		六〇		三〇〇. 〇〇	
同	櫻		三三		八二五. 〇〇	
同	楠		二		四〇〇. 〇〇	
同	椎		一三		一九五. 〇〇	
同	櫻		五三		四二四. 〇〇	
同	山桃		二		一〇〇. 〇〇	
同	梧桐		六		九〇. 〇〇	
同	楓		一六〇		二、四〇〇. 〇〇	
同	青木		一八〇		一八〇. 〇〇	
同	雜		一、九〇〇		九五〇. 〇〇	
同	庭石(大)		二〇個		五、〇〇〇. 〇〇	
同	庭石(中)		三〇		一、五〇〇. 〇〇	
同	庭石(小)		八二〇		一、六四〇. 〇〇	
同	飛石		一一〇		三三〇. 〇〇	
同	手洗水石		五		七五. 〇〇	
同	石橋		一		二〇. 〇〇	
同	石垣		二		四〇〇. 〇〇	
同	石燈籠		六		一五〇. 〇〇	
計					一七、一八四. 〇〇	
(五) 備品						
資産種別	種類		数量		記帳価格	備考
普通財産	和額		一面		円 一〇〇. 〇〇	題字「無隣庵」
同	鞆物		一本		五〇. 〇〇	石標「恩賜稚松乃記」
同	鏡柵		一個		五〇. 〇〇	三角柵
同	ストーブ		一基		三〇. 〇〇	
同	卓子		二個		一〇. 〇〇	檜製
同	椅子(大)		二脚		七〇. 〇〇	ビロード張
同	椅子(小)		三脚		三〇. 〇〇	同
同	長椅子		一脚		六〇. 〇〇	同
同	読書椅子		一脚		三〇. 〇〇	皮張
同	シュークーン		一枚		四〇. 〇〇	六畳敷
同	鏡張		八枚		一六〇. 〇〇	
同	金庫		一個		六三〇. 〇〇	
計						
(六) 預金						
資産種別	種類	預入先		券面額	利率	備考
基本財産	金銭	東京日本橋区室町二丁目一 番地 三井信託株式会社		円 五〇、〇〇〇. 〇〇	年三分八厘	
計				五〇、〇〇〇. 〇〇		
(七) 現金		ナシ				
二 負債合計金		ナシ				
					以上	

表4 無隣庵保存会 財産目録

昭和十四年度収支決算書

歳入

金二千六百六十八円四十二銭

歳出

金二千六百五十四円二十五銭

歳入歳出差引

残金十四円十七銭 昭和十五年度へ繰越

昭和十四年度収支決算(自昭和十四年一月一日 至同年十二月三十一日)

歳入

科目	予算額	決算額	比較増△減	摘要
一、基金利子	円 一、八二四、〇〇	円 一、八二四、〇〇	円 〇	基本金五〇、〇〇〇円に対 スル利子
二、使用料	二三三、六九	一九〇、〇〇	△四三、六九	無隣庵ノ使用少ナカリシニ依 ル
三、前年度繰越金	一二、三一	一二、三一	〇	
四、寄付金	二五〇、〇〇	六四二、一一	三九二、一一	
歳入合計	二、三二〇、〇〇	二、六六八、四二	三四八、四二	

歳出

科目	予算額	決算額	比較増△減	摘要
一、諸税	円 一、〇〇〇、〇〇	円 九五九、六四	円 △四〇、三六	家屋税五五五円九十銭 地 租及同付加税四〇三円七四 銭
二、諸給与	四七五、〇〇	四七五、〇〇	〇	管理人給料三二五円 同手 当一五〇円
三、庭園費	四五〇、〇〇	七五六、五三	三〇六、五三	水力使用料三四五円 樹木 手入費三一九円三銭 除草 其ノ他掃除人夫費九二円五 〇銭
四、諸修繕費	一、五〇、〇〇	二〇二、〇一	一五二、〇一	茶室修繕二五五円二〇銭 高口修繕二四円二五銭 置 其他修繕一九円二五銭
五、道路工事費 特 別負換金	一七〇、〇〇	一六九、四二	△、五八	第三区分八四円七一銭 第 四区分八四円七一銭
六、雜費	七五、〇〇	九一、六五	一六、六五	電灯使用量四一円六九銭 上下水使用料七円九二銭 町費二一円八〇銭 其ノ他 雜費二〇円二四銭
歳出合計	二、三二〇、〇〇	二、六五四、二五	三三四、二五	

右ノ通相違無之候也

昭和十六年一月十日

京都府京都市左京区南禅寺草川町四十八番地無隣庵内

財団法人無隣庵保存会

京都市中京区寺町通姉小路上ル下本能寺前町五百二十番地

右理事 熊谷直之

以上のように、京都市への寄付というかたちで無隣庵を将来に継承しようとする取り組みは、太平洋戦争の直前、山県家あるいは晩年の有朋と親密にしていた政財界人と行政機関の協力・連携によって成就した。

記録にもとづくかぎり、山県が存命中に保存会を創設し無隣庵を譲渡する上で直接的に意識されていたのは、庭の形態の保持、公開、恩賜稚松の継承であつた。ただし「京都日出新聞」に大正十一年二月三、四日に渡つて掲載された特集記事「無隣庵と含雪公」の副題である「お気に入りの林泉——御下賜の松、お相手は閑人連——南禅寺畔の散歩——清風荘の西候との往来」を前章までの資料を照合とすれば、無隣庵の譲渡は、伊集院兼常に評価を受けた自らの庭造り、公務の余暇における生活、京都の自然の風光に対する愛着、西園寺公望との交流関係などを記念する山県の意志が働いていた可能性がある。

保存会の解散と京都市への寄付は、「この由緒ある名園を永く保持伝存すると共に適当に公開をなし公の遺風を偲ぶこと」、すなわち山県の意志を恒久的に継承することが意識されていた。結果的にそれは、山県個人の意志を引き継ぐことに限定される訳ではなく、無隣庵の庭・建物の継承を通じて、山県と共に激動の時代を生き抜いた数多くの人々の意志を後世へ伝える意義が認められる。そのよううにみれば、無隣庵には近代の史跡としての意味合いを色濃く與えている。

山県有朋による無隣庵の築造の動機は、自身の終焉の地として選んだ京都における邸宅の確保であつたとみられる。その要因は、無隣庵の築造が始まった日清戦争中、山県が軍事・政治の双方において窮地に立たされ、さらに身体の調子を崩していたことにより、進退去就を意識していたことにあると推察される。明治三十年に無隣庵が一応竣工した後、その窮地を脱した山県が本宅を引き続き東京の椿山荘としたことによって、結果的に無隣庵は彼の別荘となつた。

山県は、東京の自邸の庭造りを庭師・岩本勝五郎に託していた一方で、無隣庵の庭の築造は、「己は己流儀の庭園を作ることに決し」周囲の人々の助言を受けながら、自ら指揮して行われた。その結果、素人とはいえ政財界において庭の築造が趣味であることが周知されていた山県が、「園藝について遂い男」と認めていた専門家・伊集院兼常より「園藝博士の号を贈」されることになり、それは当時の山県にとつて大変名誉なことであった。

伊集院は、黒田譲に対し無隣庵を「其經營配置一に候の匠心獨運に出で、而も豪壯雄興広にして一種の面目を具へ、小堀遠州以外新に一識を建てるの作にして、實に賞嘆すべきものなり」と語つてゐるよう、従来の京都の定石を逸した「素人」の庭造りが、専門家を認めさせるほど革新的であったことと、当時の人々へ与えた影響の大きさを物語つてゐる。その無隣庵が、保存会の創設によつて公開され、後に京都市へ寄付され形態を保持し続けていくことによって、近代京都の庭造りのメルクマール (Merkmal／指標) として周知されることになった。

保存会開設以前の無隣庵は、その洋館で日露開戦についての会議がなされるなど公（政治）的利用をしつつ、公務から離れて京都の自

然を体感し、趣味である歌などを楽しみ、親しい知人と会合するなど、山県の心身にわたるセーフティネット (safety net／安全網) として機能した。

無隣庵の建築から継承にかけての経緯を振り返ると、明治維新後の度重なる戦争がその存続にかけての契機となつてゐる可能性が知られる。無隣庵の建築は日清戦争中に始まり、先述のように日露開戦に関する会議が行われ、第一次世界大戦後に保存会に移管され、太平洋戦争の直前に京都市へ寄付された。記録がないため、それぞれの経緯が直接戦争と関係していたとはいえないが、戦争による経済状況の変化が無隣庵の継承のあり方に影響を及ぼしたことは想像に難くない。

こうしてみると無隣庵は、山県の生涯にわたる公私（軍事・政治・趣味）の足跡が象徴されており、彼の存命中の形態を色濃く残すその土地の存在をもつて、彼と同時代の人々の交流とその周囲で生じた数多くの出来事、さらには近代の庭園文化の画期を記念している。

第1節　補注

(1) 名勝無隣庵庭園の指定理由の説明は、以下の通りである。

無隣庵は、明治二十七、八年（1894—95）頃山県有朋の別邸として建築されたものである。東部に三段より成る滝を落し、溪流を作り、沢渡をおき、やがて溪流を広くして池の趣を現わし、再び水流となし、池の流れと合して西に導く。水は常に浅くゆたかに波を打つて美しく流れ、一二三箇所に落水を作つてゐる。

水辺の芝生は広い水面と共に明るい近代的庭景を与えるのに

役立つてゐる。樹林を越えて東山の諸峯は借景となる。

明治時代における優秀な庭園である。

(2)

平成十五年九月二日の地方自治法の改正に伴つて創設された制度。旧来、公の施設管理は、公共団体・公共的団体等に限られていたが、指定管理者制度により、公共的団体に加え民間事業者も公の施設管理を受託できるようになつた。指定管理者は、公の施設の管理の権限を受託し、使用許可等も行なうことができる。（成田頼明監修・指定管理者制度のすべて制度詳解と実務の手引き【改訂版】）・第一法規・2009）

(3) 京都市無鄰庵及び岩倉具視幽棲旧宅条例（昭和16年7月1日条例第十九号、平成27年1月5日施行）

(4) 形態概念図と形態ツリー図とは、元々、文化財庭園の保存管理の実践において考案された図式であり、『京都市指定名勝立本寺庭園 平成期定期修理報告書』（日蓮宗立本寺、平成23年）で実用化された呼称である。形態概念図は、庭内を機能・利用形態にもとづいて分節し呼称を付与した平面図であり、形態ツリー図は、庭の形態構造をツリー図で示したものである。

(5) 矢ヶ崎善太郎・近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究・1998、34—45頁

(6) 矢ヶ崎善太郎・前掲書、15頁

(7) 国史大辞典編集委員会編・国史大辞典 第14巻・吉川弘文館・1993、117—8頁

(8) 京都市・京都の歴史八古都の近代・学芸書林・1975、85

- (9) 矢ヶ崎善太郎・前掲書、42頁
- (10) 新修京都叢書第十九 京都坊目誌三・臨川書店..
1968、543頁
- (11) 京都市・史料京都の歴史第八巻左京区、161頁
- (12) 「南禅寺総門外松林茶店」・新撰花洛名勝図会、第二巻
- (13) 黒田天外・続江湖快心録・黒田譲、1907、6頁
- (14) 田中光顯は、明治期の旧邸政治家として知られ、明治七年に陸軍会計監督に就任して以来、山県の知遇を得た。
(安岡昭男・明治期田中光顯の周辺・法政史学三十七号..
1985、11-17頁)
- (15) 佐藤信・山県有朋とその庭・日本研究第五十一集、国際日本文化研究センター、2015、67-8頁
- (16) 伊藤之雄・文春新書六八四 山縣有朋愚直な権力者の生涯..
2009、285-6頁
- (17) 伊藤之雄・前掲書、291頁
- (18) 京都市・史料京都の歴史第八巻左京区..1985、52頁
- (19) 高橋義雄・山公遺烈・慶文堂書店..1925、277頁
- (20) 古稀庵記録保存調査団編著・山縣有朋旧邸小田原古稀庵調査報告書・千代田火災海上保険株式会社..1982
- (21) 德富猪一郎編・公爵山縣有朋傳 下巻..1933、542-3頁
- (22) 京都市土木局庶務課・無隣庵・京都市役所..1941、3頁
- (23) 矢ヶ崎善太郎・前掲書、117-9頁
- (24) 大仏殿は、文禄二年(1593)に上棟、同四年にほぼ完成した。昭和四十八年(1973)の火事により焼亡した。
- (25) 国の史跡「方広寺石墨および石塔」(京都市東山区茶屋町)
平凡社..1997、608頁
- (26) 黒田譲・前掲書、6頁
- (27) 高橋義雄・前掲書、280頁
- (28) 黒田譲・前掲書、8-9頁
- (29) 高橋義雄・目白椿山荘講評・第あと..秋豊園出版部..
1936
- (30) 江戸後期から明治前期の国学者で、明治政府では大学中博士となつた。明治十一年小石川柳町の家に没す。(国史大辞典編集委員会・国史大辞典第二巻・吉川弘文館、758頁)
- (31) 高橋義雄・前掲書、34頁
- (32) 高橋義雄・前掲書、286-8頁
- (33) 松岡嘉兵衛については、詳らかではないが、『新撰京都叢書第九集』所収の『西京人物誌』(425頁)には、「上京区第二十三組新町夷川北」で道具商を営んでいた松岡嘉右衛門の名がみえる。「春海懷古錄」(『淡交』十七巻八号(十四号..1963)によると、松岡嘉右衛門は、道具商として三井家に出入りしていたことが知られる。
- (34) 新修京都叢書第十九 京都坊目誌三・林泉書店..
1968、542頁
- (35) 駒ヶ滝は、現在も水流が活きており、南禅寺参道の南側を流れる南禅寺川に通じている。
- (36) 新撰花洛名勝図会一巻
- (37) 都林泉名勝図会一之巻

(38) 矢ヶ崎善太郎‥前掲書、42—5頁

(39) 高橋義雄‥前掲書、278頁

(40) 山県が植栽したという鬼芝は、植物学的にいえばオニシバ（学名: *Zoysia macrostachya*）であり、現存するシバ・野芝（Z. *japonica* Steud）とは、別種である。

(41) 湯本文彦編‥京華林泉帖‥京都府庁、1906所収

(42) 高橋義雄‥前掲書、23—4頁

(43) 史料京都の歴史 第八巻 左京区、165頁

(44) 黒田譲‥江湖快心録‥黒田譲、1901、28頁

(45) 入江貫一‥山縣公のおもかげ附追憶百話‥偕行社編纂部..
1930

(46) 京都を終焉の地としたい‥京都日出新聞、1922年1月

31日

「愛荘無隣庵買入の一條 山縣公危篤の報を聞して鳩居堂主人熊谷直之氏を訪へば、事実ですか、今朝先方から手紙が来て安心しろとの事で実は喜んで居た処ですがとて長い大息した後徐に思ひ

出を語つた、私の先代は山縣公が国を出て長州屋敷に入られて以

来の御出入りで、私は父の没後明治四十年から御伺ひして居る次

第ですが厳格を以て聞えた公の事ですから中々人に恐がられたも

のでが唯元気に任せた一時の突発した怒りですか根もない

程アッサリしたものでした。公の生命は軍事よりは政治にあつ

た様ですが其の傍閑日月ありて常に庭園の造作に趣味を持たれ

二十七八年戦役頃木屋町吉富に永らく当時樋口の別荘を故日銀總裁の川田小一郎氏に売つて三萬円を持って居られたので滋賀縣知事中井弘などを同伴者に引き廻し自分は京都を終焉の地に仕度い

から何処か其居地を求めていとて散歩の折南禅寺畔で豆腐屋を見付け小憩の際此の小川が面白いとて例の所持金三萬で買う事を決心して藤田に下相談をした処今は博覧会當時で坪五円位だが、も少し待つたら坪一円位には下落仕様と云つたが公は俺も六十歳だから五園位で考へる歳でもあるまいと断然として求め庭の造作に掛り石などは醸醸から引いたもので植治事小川治兵衛に命令したが石が大きいので甚だ当惑の旨を公に伝へて一鳴を食ひ牛車数両を用意して漸く御意にかなへた、其の後豆腐屋で面白いと云つた名も無い小川は南禅寺草川と云ふのだと聞いて非常に面白がつた、遠景を我物に取り入れるのに妙を得て居て小田原の別荘も頗る見事に其の技巧が出来て居る、小田原と云へば原首相暗殺當時私は公を同地に訪ねて居たが兎変を聞いて公に大変なことがありましたなど云つた所公は唯ウンと云はれたのみで七度八分の熱であつたが机に寄つて居られた此辺でも公の剛腹は伺はれます。八十五歳は歳に於ては惜い事はないが何やかやと感慨無量で何から申して良いか解りませんと涙ぐんだ。」

(47) 黒田譲‥続江湖快心録、13頁

(48) 黒田譲‥南禅寺の松籟‥江湖快心録、18—34頁

(49) 京都市文化観光局文化観光部文化財保護課編集・発行‥第
五集.. 1987、53—54頁

(50) 仲隆裕‥對龍山莊庭園‥尼崎博正編‥植治の庭‥淡交社..
1990、66、71頁

(51) 黒田譲‥江湖快心録、26頁

(52) 伊集院兼常は、庭造りに「精しき」者と「素人」との違いについて言及している。前者は、「庭造りの儀礼作法を」大

成した「相阿弥、能阿弥、それに小堀遠州、金森宗和、細川三齋、この六人等」のやり方を模倣し、「真行草と、主位と客位が大切で、一つの樹、一つの石としてみなそれぞれ約束がある」ことを守り、「ただ石を然るべく置いて、そしてそこに水を落とすばかり」であった。それに対し「……素人のはそうじやない、こゝへ水をこう落そようと種々に作る、そこで天趣といふものをなくするのです」という。(黒田譲・江湖快心録、26—7頁、32頁)

(53) 無隣庵の庭造りに関する見方は、山県の生前とその後で変化している。生前の山県は、無隣庵の庭造りについて議論した人物として伊集院兼常と「東京から連て来た橐駝師」を挙げ、京都市土木局庶務課『無鄰菴』(3頁)では対談相手として「植治」の友次郎老人に言及されているが、庭造りを特定の人物に託したとは一切語っていない。一方、無隣庵に植治が係つたことを示す資料としては、黒田譲『続々江湖快心録』(1913)に掲載された「園藝の名家」がある。大正二年以前に行われた黒田の取材に対し七代目小川治兵衛は、「處が山縣さんが無隣庵をお作りになることとなり、五尺くらゐの樅を五十本栽へろといふ仰せつけでしたが、其頃樅などといふものは庭木につかいませんので一向なく、漸やく方々から集めて調へましたが、只今では何處の庭園でも樅を多く用ひ、またどうだん、柊、南天などを使ひますのも、山縣さんが囁矢でムいます。その後平安神宮の神園を作るにつき、山縣さんへ行て居る植木屋を呼べとのことで私が命ぜられましたが」と、無隣庵に樅

を植えたのが自身であるとした。この時点では、自らが庭の築造を手掛けたとは述べていない。山県逝去の直後、同十一(1922)年二月五日の「日出新聞」の記事において小川は、「無隣庵を造るにも私は常に呼ばれて意見を戦はしながらあれ迄に仕上げた」と述べた。さらに同大正十四年に刊行された『山公遺烈』において高橋義雄は、「山縣老公は、(中略) 南禅寺門前通りの北側に新に無隣庵を経営せられたが、繩張は一切老公自身の指図で、その指図に従つて築庭の事に当つたのは今日余が同伴したる植治である(279頁)」と記述している。この一文が、後に無隣庵の築造を手掛けたのが植治とする有力な根拠となつていて、高橋は梅ノ尾高山寺(京都市右京区)の遺香庵※の庭造りを小川に任せるなど、両者は親密な関係にあつた。高橋が晩年の山県の知遇を得ていたことは、確実視される(内藤一成・もうひとつの山県人脈—山県有朋と高橋篠庵—・伊藤隆編・山県有朋と近代日本・吉川弘文館・2998)。しかし益田孝(鈍翁)は、山県「公は庭の事が最も御自慢で、私の直ぐ下の弟益田克徳には許して居られたが、益田孝だの高橋義雄だのは庭の事は駄目だから、君等は庭の事などはまあ云はぬ方がよからうと云うやうな調子であつた。或時高橋が、目白の椿山荘の庭に、柿の木は取り除いた方がよいと云ふたことがあるが、後で公は、高橋は庭の事はわからぬなあと云ふて居られた」(長井実・自叙益田孝翁傳・1939)と述懐した。なお、黒田が對龍山荘を訪れた際は直接小川が案内したのに対し(『続江湖快心録』)、高橋

が無隣庵を訪れた際は小川を伴っていたものの管理人が案内している（『山公遺烈』）。

※遺香庵は、昭和六年（1931）に明惠上人の七百年遠忌を記念して築造された露地。高橋義雄の指導により、七代目小川治兵衛が庭造り、三代目木村清兵衛が茶室の建築を担当した。京都市指定名勝。

- (54) 黒田譲..前掲書、119—131頁
- (55) 谷元二著..大衆人事録近畿編 第十三版..帝国秘密探偵社..
- (56) 入江貫一..前掲書、240—1頁
- (57) 京都市土木局庶務課..前掲書、3頁
- (58) 国史大辞典編集委員会編..国史大辞典 第四卷..吉川弘文館..1984、295—7頁
- (59) 入江貫一..93—4頁
- (60) 国史大辞典編纂委員会..前載書、118頁
- (61) 財団法人三井文庫編集・発行..三井家文化人名録..2002
- (62) 前山茂編著..歴史の町大磯（第三回修正）..2015
- (63) 歴代知事編纂会会長小川省吾編集・発行..日本の歴代市長 第二巻..1984
- (64) 高橋義雄..前掲書、278頁

第2節 怡園の築造と繼承にみる所有者親子の意志の解明

第1項 怡園の築造の経緯

これまで怡園（いえん）は、もともと細川藤孝（幽斎）を始祖とする細川家の京都別邸として、京都市左京区南禅寺下河原町に築造された邸宅と伝えられてきた⁽¹⁾（⁽²⁾）。怡園を築造したのは、細川家第十六代細川護立（1883—1970）であり、次代の当主護貞が繼承した（写真1）。近代京都の岡崎・南禅寺界隈において大規模な庭を伴う屋敷を構えた人物の多くは、茶の湯に嗜み茶事に勤しんだことが知られるが、護立の孫にあたる細川護熙氏は、護立が茶陶、茶道具とは距離を置いていた⁽³⁾と述べている。実際に護立は、資料上、数寄者の交流関係に足跡を残していないことからみても、かれが岡崎・南禅寺界隈に屋敷を構えるにあたっての動機は、これまでの近代京都の庭の歴史研究において着目してきた数寄者たちとは異質であった。本節では、細川護立・護貞親子が怡園を築造し継承した経緯を所有者の内的経験として記述し、その動機と意味を解明する。

（1）怡園の築造をめぐる細川護立の意識

護立は、明治十六年（1883）、細川家十四代にあたる護久の四男として東京で生まれた⁽⁴⁾。病弱の幼少期を過ごした護立は、学習院高等科に進学し、在学中に武者小路実篤、志賀直哉、児島喜久雄らと交友した。明治三十九年の卒業後、東京帝国大学法学部に入学し、後に中退する。相次ぐ兄弟の早世により、護立は長兄であつた十五代護成の後継として大正三年（1914）に家督を相続した。同年に貴族院議員となり戦前の約二十年間活動したが⁽⁵⁾、政治は性に合わなかつたようで⁽⁶⁾、次第に芸術文化活動へ邁進すること



[写真1] 細川護立と護貞の肖像

（護立：中央下、護貞：中央上）

になる。なお、大正六年には佐藤功一の呼びかけにより今和次郎、柳田國男らとともに白茅会（はくぼうかい）の会員となり⁽⁷⁾、大正十年に財団法人日華学会会長に就任した⁽⁸⁾。

昭和四年の国宝保存法の施行の際には、初代国宝保存会会長となつた。同法は、現在の文化財保護法の前身である。昭和十五年には美術振興調査会の会長となつた。昭和二十一年の日本美術協会顧問への就任からは立て続けに、同二十二年の国立博物館顧問並びに財団法人学習院理事、同二十三年の財団法人日本美術刀剣保存会会長、同二十五年の文化財保護委員会委員、同二十六年の財団法人東洋文庫理事長、京都国立博物館長兼職と国立近代美術館評議員、同三十四年の国立西洋美術館評議員など要職を歴任した。また昭和二十五年には、細川家歴代の美術品コレクションを元に永青文庫を

設立した。

以上の足跡からみる限り、昭和初期における護立と京都との係わりは希薄である。護貞が述懐しているように、護立は、人間関係が煩わしく近親者との気心知れた付き合いを求める側面があった⁽⁹⁾。しかし、既述のとおり社会交流の範囲はきわめて広かつた。岡崎・南禅寺界隈に本邸や別邸を築造した人々の中には茶の湯を媒介として、庭造りに関して一家言をもつ人物はいたが⁽¹⁰⁾、護立はそうした文化交流とは一線を画していた。

その社会交流の中でも彼と岡崎南禅寺界隈を結びつけた鍵が何であつたのかといえば、それは“美術コレクター”としての立場である。護立は、日本美術院の作家らのパトロンとして、後の永青文庫の樹立につながる著名な美術コレクターであり、とくに中国の考古品や石仏を収集したことで知られ⁽¹¹⁾、道具商とも親交があつた。その一人として美術商山中商会⁽¹²⁾の山中定次郎がおり、護立は山中の自伝である『山中定次郎翁伝』の序文を寄稿している⁽¹³⁾。山中自身は、怡園が所在する南禅寺下河原町の南隣に位置する南禅寺草川町に、本邸兼接客施設として“看松居（現・桜鶴苑）”を構えていた⁽¹⁴⁾。また細川家が取得する直前、怡園の敷地の一部を所有していた一人である、春海敏は、山中と同じ京都を商域とした道具商であり、共に初期光悦会の役員を務めていた⁽¹⁵⁾。

美術コレクターとしての社会交流では、作品交換の記録から⁽¹⁶⁾実業家で数寄者としても知られる原富太郎（三溪）との接点が認められる。護立と原は、古美術の収集家として知られ、趣向は異なつたがともに日本美術院の作家らを支援したことで知られる。さらに注目されるのが、原と「怡園の敷地のもう一方の所有者であつた角

星合資会社の」塚本与三次は、大正八年に起きた藤原信実『三十六歌仙絵巻』分断事件に關係しており⁽¹⁷⁾、塚本は不動産業を営みながら美術収集家としての顔を持っていた。この二人が、ともに三渓園、現・流響院／清流亭を築造したことからみても、護立が美術コレクターとして庭・建物へ関心を示す要因の一端がうかがいられる。しかしながら護立は、数寄者とは一線を画しており、数寄者のように自邸を文化交流の場とする意識があつたとは考えにくく、護立が怡園を築造する個人的な動機は、社会交流からみるかぎり希薄であった。

（2）怡園築造前後の細川家における意識

細川家は、護立の生誕以降をみても継続して東京を本拠としており、京都との日常的な結びつきはそう強くなかった。その一方で、怡園築造の近い時期に、京都との結びつきを強めたと窺わせる三つの要因がみられる。

一つ目は、細川家の菩提寺“天授庵”的存在である。今日も護熙氏が年に数度、同寺へ参じているように⁽¹⁸⁾、始祖の幽斎をはじめとする先祖の墓参は、細川家当主としての伝統の務めであつたと推察される。護立が、暦応二年（1339）に南禅寺の開山塔として開かれ、戦国期に衰退後、桃山期に細川家の後援によつて再興された同寺に参じたことは、想像に難くない。昭和七年当時の護立は貴族院議員を辞していたが、先祖ゆかりの地における墓参の頻度から推しはかつても、それが別荘建設の積極的理由にはなるとは考えにくい。

二つ目は、昭和八年の護立の長女敏子と山階宮家の皇籍離脱により侯爵となつた葛城茂麿との結婚である。式場は、東京の葛城公爵

邸（現在の新宿区市谷仲之町）、披露宴会場は帝国ホテルであった（¹⁹）。山階宮家の拠点は東京であったが、明治三十三年まで川端丸太町の東側（現・天理教河原町大教会）に同家の別邸があり、またその家名の由来でもある京都山科の勧修寺との交際も継続していた。敏子が侯爵家に嫁いだことにより、縁戚を通じて細川家としての交際の幅が京都まで広がった可能性はあるが、確証はない。

最後は、昭和八年の護貞の京都帝国大学（以下、京都大学とする）法学部への進学である。学習院高等科の在籍時、進学を案じていた護貞は、父・護立より京大に行くよう強く勧められ、結果的に「京都の南禅寺に前年出来たばかりの別荘があつたので、私はそこから通学することになった」（²⁰）と述懐している。この別荘こそが怡園であつた。護貞は、学部を卒業後、一年間大学院に在籍した後、嘱託として企画院の第一部に勤務、同十五年には総理大臣秘書官となり、翌年に企画院調査官、同二十年の国務大臣秘書官を歴任した（²¹）。昭和十二年から二十年まで設置された企画院は東京にあつたため、護貞が怡園に常住したのは昭和十二年頃までと推定できる。つまり怡園は、昭和八年からの約五年間、護貞の通学用の宿舎であつたことになる。

以上のように、資料の範囲からは、護立による怡園築造の動機を確定することはできず、細川家として京都に拠点を構えるための複合的な意図がその根底にあつたと推定される。

（3）怡園の築造をめぐる護立の関心

昭和六十年前後に構想され同六十三年に発刊された『想出の人々揮塵憶住録』において、護貞は「南禅寺の別荘は昭和七年、御大典の際に造られた」とし（²²）、さらに昭和八年の京都大学法学部に進

学にあたり「前年に完成した南禅寺下河原町の別荘から学校へ通つた」（²³）と述懐している。山根徳太郎編『小川治兵衛』掲載の年表によると、昭和二年着工、同五年竣工とされている（²⁴）。

旧土地台帳並びに登記簿謄本によると、怡園が所在する南禅寺下河原町三十四番一号は、明治三十年以前は島津藤兵衛が所有していたが、服部恒次郎、小林卯三郎、角星合資会社、春海敏（はるみとし）へと所有権移転している。登記簿上は、その後昭和三年二月十六日に井上麟吉へと所有権移転（²⁵）したことになっているが、同三十九年に細川護貞が「真正な登記名義の回復」を行つているということは、事実上、昭和三年に細川護立と春海敏との間で売買契約が締結し、直接所有権を取得したことになる（²⁶）。

護貞は、別荘の築造以前に「私は現地に行つて前の持主が使つて居られたテニスコートを見たことがあつた」と述べ（²⁷）、怡園の前身となる土地について言及しているが、「前の持ち主」とは春海敏ということになる。そうすれば、『小川治兵衛』掲載の年表における昭和二年着工は誤りであり、同五年竣工というのも疑わしくなる。したがつて、護貞の回想を尊重すれば、昭和御大典のあつた昭和三年に着工し、護貞が京都大学に入学する前年の同7年に竣工したとするのが妥当であろう。

議論は前後するが、この京都別邸の成立時期は、前章で述べた事柄とはちがつた怡園築造の動機が示唆される。細川家の東京本邸は、大正十二年九月に発生した関東大震災で半壊したことによつて、昭和七年に再建計画が開始し、同九年より着工、昭和十一年十二月に落成式が行われた（²⁸）。以上の経過をみると、京都別邸である怡園は、東京本邸の再建に先んじて計画され竣工したことになる。当時

の世情は、大正九年の反動恐慌にはじまり、同十二年震災恐慌、昭和二年の金融恐慌、同五年世界恐慌の影響といった大不況の渦中にあり⁽²⁹⁾、通常の感覚ならばとても別邸を築造しようとする機運になるとは考えにくい。しかし、関東大震災の大きな被害を受けた東京・横浜から的人口が流出し、関西への避難もみられたことから⁽³⁰⁾、震災に伴う移住が細川家として京都に拠点を構えるための複合的な要因の一つであった可能性がある。

次に怡園の庭と建物を手掛けた人物は、これまでの資料では前者が七代目小川治兵衛（以下、植治とする）、後者については不明とされている⁽³¹⁾。怡園の庭造りを植治が請け負つたとする根拠で最も古い資料は、大阪毎日新聞京都版の昭和八年十二月四日付の記事である⁽³²⁾。また、護貞が『想出の人々』において、植治との係わりを述懐している⁽³³⁾。護立と植治を結びつけた人物については、澤村延子が第二十三代内閣総理大臣となつた清浦圭吾を挙げており⁽³⁴⁾、前所有者である春海敏を通じての不動産業者・塚本与三、さらには道具の取引を介して親交のあつた山中定次郎⁽³⁵⁾が想定される。

（4）怡園の繼承をめぐる護貞の関心

護立における怡園についての記録が希少であるのにたいして⁽³⁶⁾、護貞は数多くの記録を残している。それは、澤村延子が指摘するように、怡園で過ごした期間の長さが影響しているとみられる⁽³⁷⁾、わずかながら庭についての記述も遺している^{(38) (39)}。

怡園は、学生時代の護貞にとって「読書には無上の場所」であり、京大教授などの客人も訪れたという⁽⁴⁰⁾。護貞は、京都大学にて狩野直喜のもとで漢学を学び、論語への関心を持っていた⁽⁴¹⁾。

また同時期、「翁は私が京都の大学に入った時も一緒に京都の別荘にまでついて来ててくれた。私は翁が山岡流剣道の師範であることを知っていたので、その「真道流棒術」と「天下無双流繩術」とを教えて頂き度いと申し出て庭で稽古をするようになった」という。この翁とは、明治二十七年に細川家の家職となり、麹町邸に同居していた高岡富彌である⁽⁴²⁾。さらに「私はその時十三歳で中学に入つたばかりであつたが、この是界で謡をやめてしまった。尤も大学の時、時折は、京都に桜間氏がみえると謡をやつたこともある（後略）」⁽⁴³⁾と述べている。護貞が就職で東京に戻つた後は、「京都の家の留守を預かる田中常次郎という人」がいたという⁽⁴⁴⁾。

細川家の京都別邸が「怡園」と名付けられた経緯については明確ではない。中国江蘇州の蘇州古城の内に、清代後期、顧文彬（1811—1891）が造営した同名の園林がある⁽⁴⁵⁾。その一方で、護貞の雅号が怡園であることは『怡園隨筆茶・花・史』、京都別邸・怡園への関心がうかがい知れる⁽⁴⁶⁾。

第2項 怡園を構成する庭と建物

次に怡園（図1）の庭と建物の現況を記述する。庭と建物の呼称は、形態概念図に依拠した（図2）。

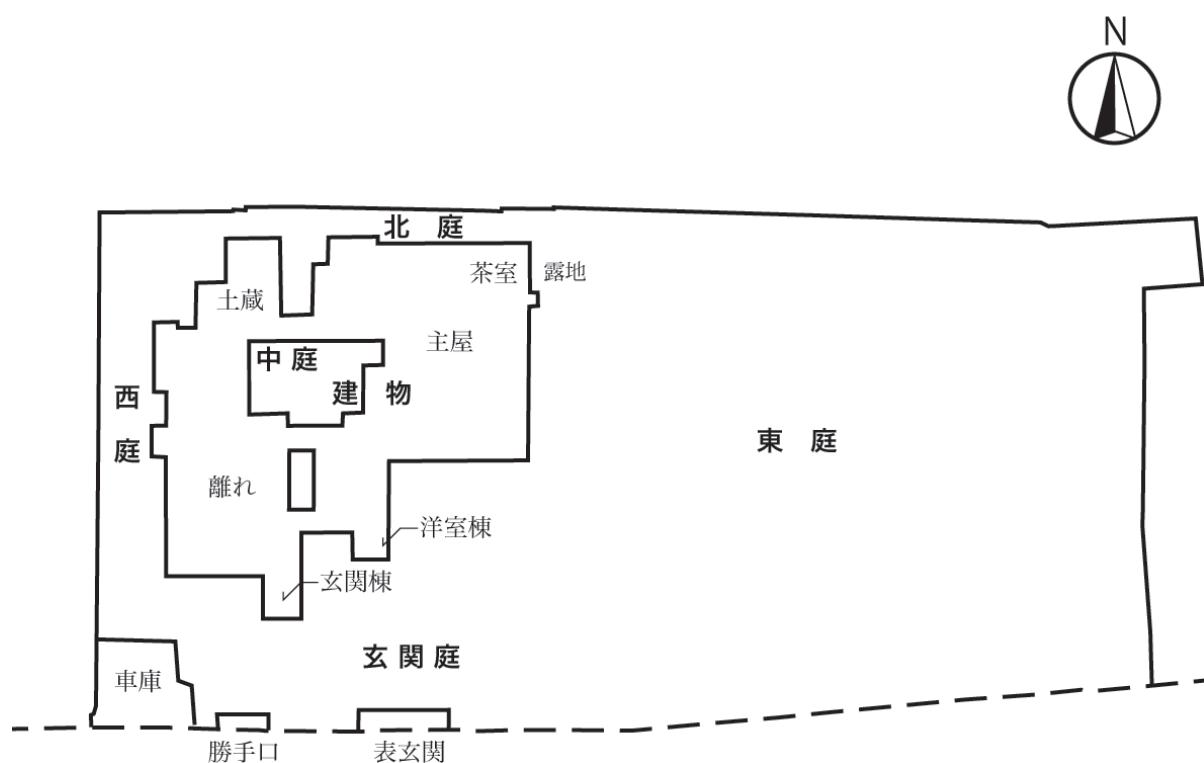
（1）庭

怡園の庭は、主屋を中心として玄関庭、東庭、西庭、北庭、中庭といった五箇所に大別できる（写真2—6）。

玄関庭は、白川通より東側に通ずる公道に北面する表門と主屋の玄関とをつなぐわば前庭であり、そのほぼ中央には、東庭より洋室棟の床下を経由して流れ来る流路と小池が穿たれ、その周囲には



[図1] 怡園 実測平面図



[図2] 怡園 形態概念図

アセビなどの中低木やタケが配され、上空はアカマツの枝葉で覆われている。表門を入ったすぐ西脇には、「不許葷酒入山門」と刻まれた石標が立つ。表門から玄関へは大ぶりな飛石が連なる。それら飛石が流れに架かる石橋を介して玄関棟の土間の内部にまで据え付けられている。また、前面道路と表門ならびに板塀・石垣との間にある土間（犬走り）上には、イロハモミジやマキ、低木が植えられている。

東庭は、怡園における主庭に位置づけられる。敷地南東角付近より琵琶湖疏水の水を取り入れ、直ちに滝流れとし高低差をもつて園池へと落水する。一定の溜まりとなつて北方へと進んだ池水は北東側からの小滝の水を取り入れつつ流路の向きを西方へと変える。横石と沢飛石が織り交ぜて打たれた流路は、S字のカーブを描きながら木立の中を南西側に進む。主屋広縁の東面を横断した流路は、敷地南端の外部との際に配された築山の奥深くから流れ来る別系統の流路と合流し、洋室棟の床下を潜り玄関庭へと至る。

主屋広縁の東側を望めば、近景には流路沿いにサツキやヒサカキ、ハギなどといった低木が植わり、中景には園路が行き交う緩やかな芝生の丘にアカマツの巨樹が林立する。南北ならびに東側の遠景は、クロマツやスギなどの針葉樹、サクラやムクノキといった落葉広葉樹、アラカシやクスノキなどの常緑広葉樹からなる濃密な樹林の様相を呈しており、その内部は園路によつて周回できるようになつている。園路際には石標や石燈籠、築山上には層塔などといった工作物がまばらに配されている。この庭の北西角には、主屋と一体になつた茶室周りに蹲踞を伴う簡素な露地（写真7）が設けられている。

中庭は、主屋をはじめとする建物群を連絡する渡り廊下で囲まれ



[写真3] 北庭



[写真1] 玄関庭



[写真2] 東庭



[写真5] 西 庭



[写真6] 中 庭

た狭隘な方形地であり、南北に二分されている。主な用途としては明り取りであり、植えられた中低木が植えられ添景物が据えられている。

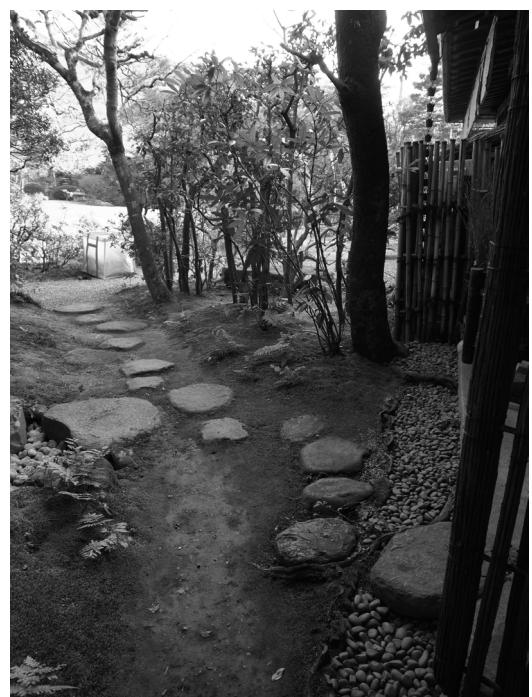
西庭と北庭は、玄関庭ならびに東庭と建物群によつて仕切られた裏庭であり、前面道路と接する勝手口と離れの玄関をつなぐ動線沿いが修景され、周囲に生垣が配されている以外は土間や裸地となつてゐる。西庭の南西角に位置する現在駐車場として使われている建物は、怡園の開設時よりあるとみられ、外観は和風だが内部に洋風の意匠がみられる。

(2) 建物

建物は（写真8）、玄関棟、茶室を伴う二階建の主屋、洋室棟、土蔵、離れに大別され、それらは中庭を中心として口の字状に配された渡り廊下によつて接続している。主屋の屋根は入母屋で桟瓦・銅板腰葺となつており、その内部には広縁を伴う座敷と次の間、茶室と水屋、便所、台所、浴室等が配されている。大きなガラス戸がはめ付



[写真8] 建物と東庭



[写真7] 露 地

けられた広縁からは、東南側に東庭を一望することができる。さらに二階東南の室からは間近に東山連峰を望み、南禅寺山門の大屋根を視野に入れることができる。主屋北東角に位置する茶室は三畳台目であり、露地を伴っている。洋室棟は、外観を和風とし洋館との差別化を図っている点に、無鄰庵や有芳園との違いがみられる。東庭の流水は、洋室棟の南東床下を通じて玄関庭へ流れ出る造りとなつており、かつて建物内から魚釣りが楽しめたと護熙は懷古している⁽⁴⁷⁾。

これらの建築年代は、中庭西側の渡り廊下より東部が庭と同時期の昭和七年竣工と推察され⁽⁴⁸⁾、西部が平成十九年の登記である。棟札の不在から前者の設計・施行者は不明であり、後者の設計施工は、中村外二工務店によるものである。

第3項 細川護立と護貞の境遇における怡園の意味

(1) 庭造りと継承

資料にもとづくかぎり、怡園が護立の積極的な意志によって築造され、護貞の強い意向によって継承されたことを示す根拠はない。その一方で、怡園の成立期前後には、菩提寺の存在や護立による道具商との親交といった、以前より細川家と京都を結びつけてきた事柄に加えて、葛城公爵家との縁戚関係や護貞の京都大学への進学など、京都との結びつきが強める出来事があつた。さらに、関東大震災による東京本邸の半壊は、細川家が東京以外の地に意識を示した可能性を示す。

既にみてきたように怡園は、護立により昭和三年にその土地が取得され、同七年に竣工したと推定される。その同時期、東京の細川

本邸は、大正十二年九月の関東大震災で半壊し、その再建は、同七年に計画が開始し、同九年に起工、同十一年に竣工という経過をたどる。その一方で怡園は、本邸の被災以降、再建計画の以前に竣工している。

第2節「怡園の築造の経緯」で言及したように、細川家の当主護貞にとって、この時期の京都に居宅を構える積極的な理由はなかつた。ましてや、本邸が半壊している状況において、常識的に余剰の産物とみなされる別邸を構えるという心理状態にあつたとは想定しづらい。怡園は、現存する表門に張られたプレート、さらには住宅地図の表記などから、細川家の別邸であるとして周知されてきた。しかし計画段階あるいはより成立当初怡園が別邸であつたことを示す根拠は、現時点では知られていない。

以上の状況からみて、平成七年（1995）の阪神淡路大震災、平成二十三年（2011）の東日本大震災の記憶が新しい現今においては、護立の京都移住の志向を推定することは難しくない。阪神大震災では、数多くの被災者が県外に移住し⁽⁴⁹⁾、東日本大震災では京都市を含む地方公共団体が被災者の移住の支援を行つた⁽⁵⁰⁾。これら近年の事例と関東大震災を直接結びつけることはできないが、震災が落ち着きを見せはじめた昭和七年より本邸の再建計画が開始し、結果的に所有者である護立自身は怡園を積極的に利用しなかつたことからも、同所が移住のために建設された可能性が示される。そうすると、細川家にとって怡園は、成立以来ずっと京都別邸として位置づけられてきたが、計画時には本邸となることが意識されていた可能性がある。

いずれにしても、怡園の築造と継承は、受動的な要因にもとづく

消極的な動機によって行われてきたことが、うかがい知れる。

(2) 庭の形態にみる趣向の現われ

これまでの庭園史における怡園の評価では、その平面構成から國の名勝無鄰庵との類似性が指摘されてきた⁽⁵¹⁾。東奥に滝を置き、S字型の流れの中間に溜まり池を穿ち、ところどころ沢飛石を打つて、それらの内外が周遊できる平面構成にかぎれば、無鄰庵との共通性はある。しかし、立地や住まいとしての機能と築山・園路・池・流路との関係性をみれば、双方の類似点はむしろ少なく⁽⁵²⁾、怡園の成立にかかる無鄰庵との因果関係についての実証性はない。そこで本項では、第4節「怡園を構成する庭と建物」において現状の庭の記述と、第2節で言及した資料にもとづいた庭についての記述の照合を、近隣の庭の事例を踏まえて行いたい。

前述の「不許葦酒入山門」と刻まれた石標は律宗・禪宗の寺院の門脇にある戒壇石であり、「色欲や憤怒の心などが刺激され助長されるとして、酒・肉と共に臭氣がある植物を食することを忌んだ」⁽⁵³⁾ことに因む。石標の設置時期は不明だが⁽⁵⁴⁾、護立は若いころから日本各地の禪刹を周ったことから、禪宗寺院に設置されている石標を自身の別荘に好んで立てた可能性はある。しかし文意をそのまま受け取れば、「喜しむ園」と名付けられた瀟洒な庭・建物をもつ別荘に相応しい内容とはいえない。よつて牧野富太郎が『植物一日一題』で指摘するように⁽⁵⁵⁾、逆の意味として捉えた洒落もしくは暗喩の可能性もある。

東庭の園池の東側をみると、南西角から北角西にかけて、石燈籠ー井戸ー石標ー滝流れー石燈籠ー小滝ー石燈籠といった配置になつてゐる。人為の付与を指標としてそれらをみれば、南回りと北回り

のどちらも、滝流れに向けてその度合いが低くなるよう設定されている。それは山麓ー山奥の暗喩と推定され、その傾向は南側で明確にみられる。石燈籠は庭、花崗岩切り石の井戸は人家の徵表であり、木々の中の石標は山麓もしくは山中、滝流れは山奥の暗喩であるといつたように、主屋から東山に向けて歩みを進めるにつれ、記号としての工作物から人為の付与が読み取れなくなり、主屋に戻るにつれて人為の付与が明確になつていて、

護立と護貞は、不本意あるいは時代に翻弄するかたちで政治家を経験し、その後文化への造詣を深めていった。世俗から身を引いて庭を伴う屋敷にて隠遁生活を送るという構図は、いわゆる隠遁思想に通ずる。中国風の桧垣型の層塔形石燈籠ならびに朝鮮燈籠、築造時もしくは細川家所有時に置かれたものと仮定すれば、護立の美術コレクションにみられる東アジアへの興味と合致する。また戦術の戒壇石からは、護立が禪宗寺院から受けた影響が読み取れる。建物に関しては、母屋二階の北東に位置する部屋に付書院、その他にも円窓が設けられている。それらを総合してみれば、怡園には文人趣味の傾向が知れるが、橋本関雪が手がけた國の名勝白沙村莊庭園⁽⁵⁶⁾にみられるほど顕著ではなかつた。

既述のとおり護立は、「茶陶、茶道具とは距離を置いていた」といたようだが、怡園の建物には、実用に耐える機能を持つ水屋を伴つた茶室がある。護立の趣向からみれば、この茶室の位置付けは、不可解である。ただし園内に複数の独立した茶室が配され、それらが複技巧的な露地を伴つてゐる野村碧雲莊⁽⁵⁷⁾と比較すれば、怡園の茶室は主屋に備え付けであること、露地の敷地が狭隘で簡素であることからみても、護立が茶室を大々的に来客へ披露し、文化交流

に役立てようという意識は、やはり希薄であつたとみられる。

怡園の東庭には、大小合わせて三箇所の滝口がある。一つ目はその東端にある二段の大滝、二つ目は園池北東にある小滝、三つ目は板塀を挟んで玄関庭の東側にある流れを伴う滝である。このように状況を違えて異なる形態の流入口を設ける手法は、植治が繰り返し実施した手法である。例を挙げれば、明治二十七年竣工の京都市指定名勝並河家庭園の園池で三箇所、大正四年の同・中井家の庭の流れと園池に四箇所、大正八年頃の同・白河院庭園の流れに二箇所の流入口が設けられている。このように、園内に複数の流入口を設置するためには、建築前の計画段階で流水経路を設定する必要があり、その実現にはかなりの手間がかかる。このような水利機能の充実度をみれば、護立の庭造りへの投資を惜しまなかつた姿勢が読み取れる。

以上のように怡園は、積極的に建築され継承されてきたと受け取ることはできない。しかし、庭を構成する事物やその仕組みをみれば、護立と護貞の関心・趣向と合致する側面がみられるとともに、庭の造りについても基本構造から熟慮し、細部にわたつて配慮されていることが知られる。

(3) 所有者の充足がもたらす庭の保有意識

庭が存続する過程において、所有者の交代を免れることはできない。どれほど著名な所有者が豊富な蓄財を投入し、腕の良い庭師に依頼して建築した庭であつても、継続して保有されなければ、存続することはできない。学術的に庭へ与えられた評価は、存続しているからこそ持続するのであり、滅失して記憶か記録にしか残らないならば、その価値は半減する。

怡園は、護立による建築から護貞への移譲以降、細川家によって長らく保有された後、新たな所有者へと譲渡された。平成二十七年三月には、京都市の名勝に指定されたことにより、永続的な存続の可能性が広がった。資料上、怡園は、いわば消極的な動機で成立したとみられる一方で、八十年近く存続してきたという歴史からみれば、その間、所有者が充足を感じ続けてきたこと窺わせる。そういう意味では、成立の経緯において、所有者の動機が積極的であるか否かに特別の意味はなく、庭そのものが優れていることを前提とするにしても、まずは、所有者自身が庭によつて充足され続けてきたという経緯に意義が見出される。

所有者が庭を建築し、継承する動機は、能動的な状況だけではなく受動的である場合もあり、彼ら自身が充足する理由についても一樣ではない。所有者は、予想外の出来事によつて庭を建築し、偶然に保有することになつたとしても、結果的に庭へ充足を感じ続けることがあり得る。庭の所有者が充足する要因は、建築することにだけではなく、継承し保有することにもあり、むしろ建築後の期間のことを念頭に置けば、継承と保有によつて感じられる充足こそが、庭の存続を支持しているといえる。言い換えれば、庭の所有者が、庭を保有し継承することは、不斷に充足を感じ続けることが前提となつてゐるのである。どれだけ豊富な資金を投じて建築された庭でも、永遠の存続が約束された経済的後ろ盾をもつ庭は存在しない。文化財保護の制度が目指すところの、永続的な庭の存続には、これまでの庭園史研究において行われてきた創始者や作庭家などの評価だけではなく、建築から現今に至る所有者の保有の意識への共感と賛辞、継承と保有にかかる対価に対する支援の必要性を示している。

第2節 補注

- (1) 澤村延子・怡園にみる近代日本庭園の特質と現代的魅力.. 2009年度京都造形芸術大学修士論文.. 2009
- (2) 小野健吉・怡園と造園プロデューサーとしての植治.. 京都を中心とした近代日本庭園の研究.. 奈良国立文化財研究所.. 2000年.. 57-61頁
- (3) 和楽ムック 閑居に生きる 細川護熙.. 小学館.. 2009
- 「一方で祖父は、同時代の松永耳庵や原三溪などと違い、茶陶、茶道具とは距離をおいていました。それは、これまでの日本美術を見る目、その収集が、ほんんど茶に元を発しているため、世界の美術に対して普遍的な態度を取ることが出来ないから。だから自分は茶から距離をおくのだ、と書いています。」
- (4) 細川護立の履歴については、その追悼書 (石田茂作編.. 老松町の殿様.. 細川護貞.. 1971) を参照した。
- (5) 東京文化財研究所・日本美術年鑑 昭和四十六年版.. 昭和47年
- (6) 「じつも政治は大変嫌いだつたらしいですね。子供のときから坊さんの書だと刀だと、芸術関係のものだけを見てましたからね。芸術方面には安心していつたけれども、政治には臆病だつたのではないでしようか。」(細川護貞・細川護貞座談.. 中公文庫.. 1990.. 177頁)
- (7) 現代美術用語辞典.. アートスケープ : <http://www.artscape.ne.jp/artscape/reference/artwords/index.html> (平成27年

7月11日)

- (8) 劉建輝・日華学会関連高橋君平文書資料解説・日華学会資料 第一巻.. 360頁
- (9) 「人との関係が煩わしい人なんですね、親父は。自分の、悪く言えばとりまきのような人たちと馬鹿話しながら遊んでるこどが好きな人だつたんです。がまんして付き合うとか、義理で付き合うとか一つの目的を持つて人と付き合うことがなかなかできない人なんです。ひと言で言つてみれば殿様だつたのですね。」細川護貞.. 前掲書.. 177頁
- (10) 例えば、現在の廣誠院の庭と建物の最初の施主であつた伊集院兼常は普請に造詣が深く、無隣庵の施主であつた山縣有朋は、明確な庭造の意図を有していたことが資料上確認できる。
- (11) 学習院大学・永青文庫・東洋文庫編・東洋学の歩いた道 (学習院大学・永青文庫・東洋文庫連携展示図録).. 学習院大学.. 2013
- (12) 山中商会は、昭和十一年のハーヴィード大学創立三百年記念式典に合わせて開催されたボストン日本古美術展覧会の出品物の運搬や付添を担うなど、本邦の美術の紹介につとめた。(久保いくこ・特集「近代」と「美術」の外側 矢代幸雄とアメリカ巡回日本古美術展覧会 (一九五三年).. 近代画説、明治美術学会.. 2003) 明治美術学会
- (13) 山中定次郎翁伝編纂会編.. 山中定次郎翁伝.. 1939
- (14) 京都市文化市民局ほか.. 岡崎・南禅寺界隈の庭の調査.. 2012.. 133-5頁
- (15) 齋藤康彦・近代数寄者の大寄せ茶会と社会文化事業.. 山梨

大学教育人間科学部紀要第十巻、30頁

(16) 三上美和・日本近代美術の収集家—原三溪の美術蒐集記録「美術品買入覚え」・豊饒の日本美術取集—小林忠先生古希記念論集・藝草書院、2012、408—13頁

(17) 近代数寄の大寄せ茶会と社会文化事業、306—7頁

(18) NHK・京都天下無双の別荘群 (DVD)・株式会社竹諸、2010

(19) 学習院大学資料館編・写真集近代皇族の記憶山階宮家三代.. 2008、121、125—6頁

(20) 細川護貞・想出の人々 挿塵憶住録・文藝春秋.. 1988、31頁

(21) 細川護貞・中公文庫 細川護貞座談.. 1990、1995、241頁

(22) 細川護貞・想出の人々 挿塵憶住録、268—70頁

(23) 細川護貞・前掲書、75頁

(24) 山根徳太郎編・小川治兵衛・小川金三発行.. 1965、72頁

(25) 前掲書・岡崎南禅寺界隈の庭の調査、26頁に記載された「昭和十二年に井上麟吉へ所有権が移転」は誤記であり、「昭和三年」が正しい。

(26) この場合、「真正な登記名義の回復」とは、以下のような事態を示す。怡園の所有権移転に伴つて、昭和三年二月十六日所転（旧土地台帳のとおり）を事故として春海敏から井上麟吉へ所有権移転登記がなされた。しかし、実際は細川護立と春海敏の間において売買契約が締結され、それにもとづいて前者が後者から本件土地の所有権を取得した。本

来は、井上麟吉への所有権移転登記を抹消して、売主である春海敏から細川護立への所有権移転登記を行うべきところが、何らかの理由で実行されていなかつた。そこで細川護立より怡園を相続した護貞が、真正な登記名義の回復を原因として、春海敏から所有権を移転する登記申請を行い、同三十九年十二月十六日に登記された。（青木登（東京法務局豊島出張所総務登記官）・登記官からみた登記原因証明情報作成のポイント・新日本法規出版株式会社.. 2011年、107頁を参考とした）

(27) 細川護貞・想出の人々 挿塵憶住録、268頁

(28) 奥富利幸・富松幸恵・林真由子・山口明日香・山田裕樹.. 昭和初期の和洋折衷華族住宅に関する考察—細川護立邸を通じて—・小山工業高等専門学校研究紀要第三十六号、2004、177—86頁

(29) 京都市・京都の歴史九 世界の京都.. 学芸書林.. 1976、112頁

(30) 避難民の大半は一時避難であり、その後の復興を見据えて元に戻つた。（北原糸子・関東大震災の避難民・地方の行政資料から.. 研究紀要 災害復興研究 第三号.. 関西学院大学災害復興制度研究所、2011）また、時代と背景は大きく異なるが、平成二十三年の東日本大震災では、関西へ移住し定着する事例もみられた。

(31) 京都府教育委員会・京都府の近代和風建築.. 2009、320—1頁

(32) 以下にその記事が転載されている。山根徳太郎編.. 前掲書、

59頁

(33) 想出の人々 指塵憶住録、268—70頁

(34) 澤村延子・前掲書、3頁

(35) 山中定次郎は、自ら庭の手入れを勤しみ、「植木盆栽類の輸出」や「庭園の築造請負ひ」を行うなど、庭に対する関心が高かつたことが知られる。(山中定次郎翁伝編纂会編・前掲書、54、79—80頁)

(36) 護立による怡園に関する希少な記述として、以下のものが

ある。「(前略) 舞妓の絵を麦僊が南禅寺の庭に行つて描いた事を、偶然この間京都に行つた時、想い出したので、何かあるだろうと思いまして京都の別荘を探しました処是がありました。(後略)」(「土田麦僊の「明粧」に就いて」(昭和16年11月21日 清賞会第16回例会)・季刊永青文庫N.O. 15・1985)

(37) 澤村延子・前掲書、16頁

(38) 「文人という言葉は周の時からあるんですがね、宋の時代に非常に盛んになつて、ツルを飼うとか、イヌ、ネコを飼うとかね、そんなことまで標準を決めてね、非常にものを見、感じる趣味が生まれてきたんです。庭なんか造るときも、いろんなむずかしい規則を決めたりしてね。それが日本に入り、生け花の伝書とか能楽の伝書とかが書かれていつたんです。」(細川護貞・細川護貞座談 文と美と政治と・中公文庫、52頁)

(39) 護貞は、「侘びと寂び」の項目で、『作庭記』に言及している(細川護貞・細川護貞座談、129頁)

(40) 想出の人々 指塵憶住録、95頁

(41) 細川護貞・細川護貞座談 文と美と政治と、69—72頁

(42) 想出の人々 指塵憶住録、275頁

(43) 想出の人々 指塵憶住録、177頁

(44) 細川護貞・想出の人々 指塵憶住録、69頁

(45) 周宏俊・借景の展開と構成—日本・中国造園における比較研究・東京大学博士論文・2012、142頁

(46) 護立の号は、「晴川」であった。

(47) 「(食堂には家族が集まつた。食堂の南側の床に掌で輪をつくつた程の穴があつた。)祖父が、おもしろいというか、悪戯心があつたので、わざと残していたのかもしれない。

私は、ちょうどこの下をせせらぎがいつているものですから、そこに釣糸を垂れて小魚を釣つたりハヤとか何とかそんなものを釣つたりしていました。ここ窓の外がね、ちょうどここ下にせせらぎがこう来ているのですから、ここから釣り位置を垂れてやつぱり小魚を釣つたりしていたんですよ。」(前掲資料・京都天下無双の別荘群(DVD)における細川護熙氏の発言を書き起こした)

(48) 京都府教育委員会・前掲書、320—1頁

(49) 「お元気ですか」県外被災者に電話訪問「八年で五千回」・神戸新聞NEXT・2008年1月16日

(50) たとえば、東京都と十九政令都市は、大都市災害相互応援に関する協定にもとづいて支援を行つた。京都市では、震災後、いち早く入居可能な市営住宅を二百戸確保した。また、平成二十四年十二月二十八日まで市営住宅及び民間か

ら無償で提供された住宅を無償で提供する事業の新規入居受付を行つた。（京都市役所ホームページ.. 京都市情報館.. <http://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000097604.html> (2015年7月11日)

(51) 小野健吉・怡園・尼崎博正編・植治の庭・小川治兵衛の世界.. 淡交社.. 1990

(52) 一例を挙げれば、無鄰庵の場合、主屋・洋館・茶室は別棟となつておりそれが回遊機能に組み入れられていてのに対し、それら建物が群集している怡園では、廻遊は東庭だけで完結しているという面でも双方には大きな相違がみられる。

(53) 森田潤司・食べ物の名数（四）葷菜類の名数.. 同志社女子大学生活科学.. 2013、VOL. 47、52-79頁

(54) 細川護熙は、常々、同石標を眺めながら入場していたと回想している。（NHK.. 前掲資料）

(55) 牧野富太郎.. 植物一日一題.. ちくま学芸文庫.. 2008
(56) 小野健吉.. 橋本関雪の庭園.. 前掲書、101-120頁
(57) 京都市文化市民局ほか.. 前掲書、143-144頁

第3節 庭の建築と継承に関する実践知の解明

諸科学者がある特定の庭の建築について記述する場合、たいていの場合はその庭が所有者や庭師、デザイナーの明確な目標や計画があることを前提している。例えば、現在別荘と見なされている土地に立派な庭があつた場合、その建築は所有者の明確な要望にもとづくものであり、どこか著名な庭がモチーフにされていると想定され、個人的な楽しみの要求がその庭の特別な雰囲気や美しい眺めに反映されていると推定される。

そのようにして造られた庭は、所有者の肯定的な要望や、庭師やデザイナーによるその実現の意図が備わっているため、庭の形状や意匠を分析すればかれらの要望や意図を復元的に記述することができるに違いない。これまで諸科学者による庭の建築についての記述が、そのような根拠に欠けた期待にもとづいてきたのは、所有者や庭師、デザイナーによる庭造りの要望や意図に関する記録が僅少であつたからに他ならない。

記録に根拠を求める以上、諸科学者自身の感覚による庭の形状や意匠の分析が庭造りの要望や意図に置き換えられてもやむを得ない、それが資料への依拠の厳密性を欠いた諸科学者の言い分であつた。諸科学者は、庭が計画にもとづいて建築されているという先入観にとらわれており、たとえ計画があつたとしても、今や蘇らせることのできない所有者らの庭造りに関する要望や意図を“幽体的なもの”として言述する。それが庭園学および造園学で数多く見られる、今は亡き所有者や庭師、デザイナーの“庭園観”や“作庭意図”についての曖昧な記述である。

しかしながら、前節までの二つの事例を通してみてきたように、

庭の建築が明確な要望や意図にもとづいて建築されていることなどを前提できない。“庭園観”や“作庭意図”が資料に記述されるという先入観を除けば、庭造りには偶然性を伴つている場合があり、庭造りの当事者の意識や意志は明確な場合と漠然とした場合があることが分かる。

従来の諸科学者による庭の建築に関する記述は、“庭園観や作庭意図は何か”という問いの立て方の誤りによつて、資料の読解の仕方自体を誤り、さらに資料の記述と実在する庭との照合作業を怠つてきた。さらにいえば大半の諸科学者は、庭の建築にばかり関心を向けて、継承については検討を行つてこなかつた。庭は、建築すれば完結するものではなく、世代を越えて継承されることによつて持続するのが実態である。庭の建築は、改变の経緯を含めて継承とひとまとめりのものと見なさなければ、現状と照らし合わせることができない。そもそも庭の建築だけを単体で言及することは、矛盾しているのである。

本章において無隣庵と山県有朋並びに無隣庵保存会、怡園と細川護定・護立について言及した結果、資料に依拠した所有者における庭の建築と継承についての記述は、歴史学的かつ社会学的になることが明らかとなつた。それは、庭の建築と継承が歴史を背景とし、実社会において成立してきたことからいえば当然のことであり、“庭園学”などといった科学の固有性が意味を成さないことを示している。庭の建築と継承を庭に限定することは不自然であり、実態に即せば所有者と土地という幅広い関係性の一環とする記述を意識する必要がある。その意味でも、庭の建築と継承を“庭園学”的範疇に収めることは適切ではないし、それは建物と“建築学”などの関係

についても同様のことがいえる。建築と繼承の対象を庭や建築に設定したとしても、その記述は歴史学的かつ社会学的になるとすれば、その記述は一体何を示しているのか。次項では、前節までの無隣庵と怡園の建築と繼承の分析にもとづいて、その記述の歴史、社会的な意味の解明を行う。

第1項 庭を伴う邸宅を所有し続ける意志とその背景

山県が無隣庵を建築した時、かれが所属する日本軍で置かれていた状況は望ましいものではなかつた。それゆえに最初、山県は自宅のあつた東京に住み続ける代わりに無隣庵をかれの終の棲家に当てようとした。しかしながら軍における彼の立場は、好転し生涯搖るぎないものとなつた。その結果として、無隣庵は、次第に別荘へと位置づけられていつた。一方、細川護立が怡園を建築した時、かれの東京の自宅は東京大震災によつて半壊していた。その当時、細川家と京都の地縁は、それほど強固ではなかつた。状況的にみて怡園は、最初、震災の避難住宅として建築された可能性がある。結果的に護立は京都に移住することなく、怡園はその子である護貞が大学へ通うための宿舎となり、護立の死後は細川家の別荘となつた。

これらの邸宅の成立の経緯からは、その所有者において建築と繼承に伴う多様な可能性がみて取れる。山県と細川護立が京都に邸宅を建築した時、かれらが置かれていた立場はそれぞれ異なつていてが、精神と身体の両面において避難先を求めていたこと、その後邸宅を用途変更したことにより、様々な機会と新しい対人関係が生じた点で共通する。自宅とは別に邸宅を構えるということは、その建築費用に加えて、継続的に庭・建物の維持管理費や管理人の雇用費、

さらには税金などの出費が伴つてくる。つまり所有者が邸宅を所有し続けるためには、経済力と労働力の両面において持続的な努力が不可欠となる。とくにその邸宅が広大であり無隣庵や怡園のように贅沢なつくりの庭を伴う場合は、所有者によつて経済的負担は大幅に増大する。なかでも庭にかかる費用は、毎年成長する植栽樹木の手入れ、除草や草刈り、落ち葉掃き、さらには日々の園池への引水などに對して恒常に発生してくる。所有者が、これらの邸宅を所有し続けるための経済力を保てなくなつた時点で、結果的にかれらは所有者という資格を喪失することになる。無隣庵と怡園の事例をみれば、山県と細川護立・護貞は、そのように所有の継続に多大な出費を伴う邸宅を保持しようとし続けた。その意志の根底には、邸宅を所有することによる様々な機会と新しい対人関係の発生、そして文化面における社会的地位の発生があつた。

山県と細川護立が京都に邸宅を構えたことは、明確な意志にもとづいていたが、継続して所有し続けたことには偶然性が伴つていた。山県にとつては軍における地位が継続し、細川護立にとつて東京の自宅において再び震災が発生するおそれが解消された時点で、それら邸宅を保持し続ける必然性は失われていた。ここに自宅以外の邸宅が構えられるうえでの、建築と所有の保持との間における動機の相違が浮き彫りとなる。山県と細川護立が自宅以外に邸宅を構えた動機は、第一に隠居所と避難場所を確保するためであつた。しかし結果的に無隣庵と怡園がその用途を満たすことではなく、それぞれ京都別邸と寄宿舎（後に別邸）になつた。結果的に、かれらが保有した自宅とは別の邸宅は、新たな対人関係を創出しつなぎ止める繫留地点となつた。

所有者の邸宅の保有に伴う充実は、邸宅の保有にかかる費用の代価ではなく、所有者個人の主觀でしかない。どれだけの金錢を費やされようと、邸宅の意義とその費用対効果は、市井の不動産価値と同一ではない。毎年の庭の恒常維持管理費用は、高級自動車の金額に比定されることもある。それは所有者の充実は量的に測ることのできないものであることを意味する。ただし、所有者の充実は、その家族は当然ながらかれの邸宅と関わる人々を巻き込む。黒田譲が、無隣庵の山県のもとへ訪れたのも、そもそもは黒田が伊集院有常の邸宅へ訪れた際に得た話題が契機であった。

ここに、伊集院自身の邸宅の保有に伴う充実は山県の充実と運動し、黒田がその特殊な対人関係に巻き込まれたという構図が露見する。いわば黒田は、邸宅の保有に伴う充実の連鎖に導かれて、無隣庵へ取材に赴いた。伊集院の充実が直接経験にもとづいていてのに対して、黒田にとつては、伊集院の言述つまり理念を通じて無隣庵へ訪れたいという意志が働いたことになる。言い換えれば、庭や建物を備える邸宅の言述（理念）は、複数主觀の間で直接経験を伴わざとも、第三者への求心力を働かせている。この直接経験を頼らない理念による求心力の伝播あるいは波及が、無隣庵や怡園のような贅沢なつくりの邸宅が人々を呼び寄せる原動力となっていた。

第2項 所有者における経済力の限界と寿命

邸宅の所有の本質は、築造から保有そして継承あるいは棄却の段階を経ることである。ただし、庭の所有者は、山県や細川護立のように築造の段階を経る際と、細川護貞のようにそうではない場合がある。何度も継承を繰り返してきた庭を記述するうえでは、用途

変更や継承の経緯が前提される必要がある。それは、無隣庵と怡園の事例が示したように、邸宅が現世に引き継がれてきた契機が、用途変更や継承の歴史のなかに包含されている場合があるからにほかならない。日常の実践において、贅沢なつくりの庭と建物を要する邸宅の築造から保有は、かならず所有者の経済力の限界あるいは寿命へと帰結する。言い換えれば所有者に経済力の限界と寿命があるかぎり、邸宅は絶えず継承者を要するのであり、それは法人所有であつても例外ではない。

日常の実践に關わる庭の歴史は、築造から保有そして継承の段階を一連のものとして記述されることが不可欠である。日常の実践において邸宅が継承され続け実在していることは、極めて重要な意味をもつ。邸宅が実在しなければ、実践につながるきつかけは喪失する。むろん築造の経緯は重要であるが、それ以上に継承の経緯こそが日常の実践において注視されなければならないのである。

第二章 庭の所有者と庭師らに対する聞き取りにみる庭仕事の実践知の解明

本章では、庭の所有者と庭師など庭に直接関わる立場の人々に対する四つの聞き取り調査の結果に基づいて、庭が所有され維持されていることの実践的妥当性の解明を行う。

第1節 恒常維持管理に従事する庭師の言語活動にみる庭仕事への意志

第1項 庭師の職人言葉を指標とした恒常維持管理の実態の分析

植栽樹木を主体とした庭の荒廃を防ぐために恒常維持管理を行う必要があることは、日常生活の実践のうえで明証的である。その明証性は、まずもって植栽樹木や草本の生長が庭の所有者らの意志に無関係な働きであることが根底にある。その一方で庭師における恒常維持管理の実践には、庭内の植栽樹木の健康状態に配慮し、管理上目指した状態の実現を目的とするという考え方がある⁽¹⁾。庭の恒常維持管理において、庭師に何らかの配慮と目的意識が働いているということは、その実践がかれらの意志を前提していることを意味する。

これまで旧来の土地に関する諸科学では、庭師による庭仕事の実践において、かれらがいわゆる職人言葉と称される用語を使用していることが指摘されてきた。上原敬二はその用語について二十語⁽²⁾

を挙げたが、かれら庭師の意志そのものが、内的な直接経験と直結した理念として言及されることはなかった。そこで、恒常維持管理における庭師の意志を浮き彫りにすることを目指して、かつて筆者が庭の維持管理作業を共にした三名⁽³⁾と、その他の庭師集団に属した一名⁽⁴⁾に筆者を加えた計五名を対象として聞き取り調査を行った。かれらが恒常維持管理を実践する地域は、主に京都府京都市の住宅地であった。

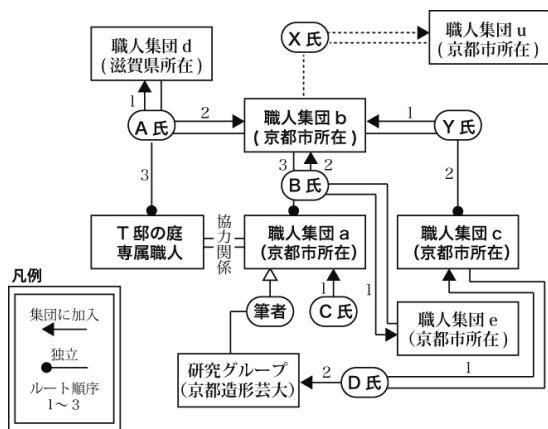
調査対象者の構成及び経歴は表1の通りである。筆者⁽⁵⁾に対する聞き取りはD氏が行った。聞き取りは、各人対面形式とし、研究の方向性を示す補助として質問用紙⁽⁶⁾を用いながら恒常維持管理の状況を想定して会話し、その内容を記録した。なお、ベテランのA氏だけは当人の意志にしたがつて質問用紙を使用しなかつた。聞き取った職人言葉は、カタカナ表記とした。

聞き取りの結果を要約した一覧表（表2）にもどづいて、聞き取り内容の分析を行った。質問用紙を用いた聞き取りに回答した四名は、いずれも十五語以上、最多で十九語の職人言葉を挙げた。かれらが職人言葉の意味を言述する際には、植栽樹木や道具の種類を言い添えた具体的な作業状況を想定する傾向があつた。

庭仕事を共同して行つてきたB氏、C氏、筆者の三名（以下、集

[表1] 聞き取り対象者の経歴等

一	A 氏	B 氏	C 氏	著者	D 氏
年齢(歳)	68	42	31	25	31
性別	男性	男性	男性	男性	女性
出生地	滋賀県	京都府	長野県	京都府	大阪府
維持管理を開始した年齢(歳)	18	21	23	(20) ※	22
経験年数(年)	50(継続中)	21(継続中)	8(継続中)	—	5
中心となる修行地	滋賀県 京都市	京都市	京都市	京都市	京都市
集団における共同作業の履歴	B 氏と約 20 年間	A 氏と約 20 年間, C 氏と約 8 年間, 筆者と約 5 年間	B 氏と約 8 年間, 筆者と約 5 年間	B 氏と約 5 年間	—
活動の主体となる庭	企業が有する大型の町家	町家を中心 に寺社	町家を中心 に寺社	町家を中心 に寺社	寺社を中心 に御所等
備考	B 氏は以前に勤めていた職人集団の後輩に当たる	C 氏にとつての雇用者(親方)に当たる	B 氏にとっての被雇用者(弟子)に当たる	※ 臨時雇いの被雇用者(弟子)に当たる	上記にかぎらず町家の庭仕事の経験もある



[図1] 聞き取り対象者の 対人関係等概念図

団aとする)は、使用する職人言葉の大半(十六語)を共有していた。これは、C氏と筆者が雇用主であるB氏から職人言葉の語彙の多くを受容してきたことを示すが、意思疎通に支障のない程度で各人の語の解釈は異なつていた。そのなかでもオルの解釈には、ばらつきがあつた。このことは、職人言葉の音素は受動的に受容されながら、語の解釈に個人の意志が反映されていることを示す。また職人言葉の解釈には、作業状況や季節の違いが念頭に置かれていた。たとえばB氏によるとナデルの解釈は、基本的に「刈り込みを行う際、樹木を深く刈らないように配慮して形を整える」ことであるが、梅雨期前後では「開花の時期が過ぎ、潤沢な降雨による萌芽力を期待でくるので、少々強めに刈り込み」、冬季では「来春に咲く花芽に配慮して、わずかな浅い刈り込み」とすることが想定されていた。こ

[表2-1] 聞き取り調査要約

語	B 氏	C 氏	筆者	D 氏
オロス	植栽樹木の太い枝を切り落とす。この言葉によって枝葉の切除の程度を判断する。主として鋸が用いられる。樹木密度を緩和する意味がある。	植栽樹木に手を入れ、仕立てること。対象は比較的漠然としたもの。サバクに類似した意味であり、対象は定まらない。	高木の頂上の太い幹や枝を鋸で切り落とすこと。庭園全体の明暗の調節を行い、植栽樹木の健康状態を気遣う。枝葉の切除の程度はトバスより強い。	植栽樹木の太い枝を元から伐る。高木のみを対象とし、主としてガンドウが用いられる。
トバス	比較的太い徒長枝や花芽を採る。枝葉の切除の程度を判断し、樹木密度を緩和する意味がある。	突出している枝葉を抑え、樹木全体の量感を抑える。庭園全体の調和を考え、明暗の調節をする。この言葉によって枝の切除の程度を判断する。	中高木の突出している太い枝を切除する。込み合った木々の明度を大きく調節する。強い枝葉の切除を意味し、ハネルと類似した用い方をする。	とび出している枝を元から切除する。枝は中芽では切除しないように配慮する。強い程度の枝の切除を意味する。植栽樹木全般を対象とし、主として鋸が用いられる。
ハネル	わずかに突出している目立つ枝を切除する。枝葉の切除の程度を判断する。ツマムに類似した用い方をする。	突出している枝を抑え、植栽樹木の元の大きさは維持する。トバスと比べて切除の強度が強い。庭園全体の明暗の調節をし、植物の健康状態を気遣う。	棚仕立てや刈り込みをする植栽樹木の突出している枝を切除する。枝葉の先端の又状の部分で切除する。切除の度合いは中程度であり、柔らかい枝をもつ低木を対象にする。	まったく使用しない。
ハサム	鉄を用いて突出している枝を取る。程度の弱い枝葉の切除を意味する。取り除く枝葉の数はツマムよりも多く、ハサムよりは少ない。	小鉄を用いて突出している枝葉を取る細かい作業。この作業によって枝の切除の程度を判断し、樹木の健康状態を気遣うこともある。庭園全体の明暗を調節する。	ハネルは中低木を対象にするのに対して、ハサムはツツジ額のような低木の突出している枝を取る。弱い程度の枝の切除を意味する。	まったく使用しない。
ヌク	他の枝と交差している長い枝を切除し、風通しや陽当たりを良くする。樹木の健康状態に配慮する。庭全体の明暗の調整を行うこともある。	ヌクは京都の独特的な考え方。受けとなる枝を考慮して切除し、風通しや陽当たりを良くする。庭全体の明暗の調節を行い、樹木の健康状態を気遣う。	植栽樹木全体のなかで他の枝を阻害している長い枝葉を抜き取り、陽当たりを良くする。庭全体の明暗の調節を行い、植栽樹木の健康状態を気遣う。	混み合った枝葉に隙間をあけて風通しや陽当たりを良くする。樹木の健康状態を気遣う。植栽樹木全般を対象として、主として鋸を用いる。
ナデル	刈り込み樹木を深く刈らないように全体に配慮して形を整える。植栽樹木の健康状態を気遣いながら、基本的に元の量感を維持する。	刈り込み樹木の突出している枝を抑えるが、量感は変えない。浅刈りともいえる。植栽樹木の健康状態への配慮よりも姿形を重んじる。	ツツキやヒラドツツジなどの葉が小さい刈り込み樹木の表面を薄くはぎ採る。植栽樹木の健康状態を気遣うこともある。極めて弱い程度の切除。	曲面を含めた面的な樹木の葉を刈り採り、なめらかな面をつくる。主として柘植やツツキを対象とする。弱い程度の枝の切除を示し、両手鉄は用いられない。
ワル	枝のまとまりを整理し、密集した枝の数を減らす。枝葉に隙間を与え風通しや陽当たりを良くし、植栽樹木の健康状態に配慮する。ヌクに類似する。	タナ状に仕立てた植栽樹木の量感を変えずに風通しや陽当たりを良くし、後方への透過を良くする。庭園全体の明暗の調節する配慮はヌクよりも大きい。	枝葉の流れのなかで、他を阻害している枝を切除し、光の透過を良くしてタナ状態に仕立てる。庭全体の明暗調節を行い、植栽樹木の健康状態を気遣う。	枝葉の重なりを無いくし、量感を抑え、風通や陽当たりを良くする。庭全体の明暗の調節を行い、植栽樹木の健康状態に配慮する。弱い程度の枝の切除を示す。
マビク	地被植物や末梢、ひこばえ、竹などを地際から伐り取り、植栽密度を緩和し、風通しや陽当たりを良くする。植栽樹木の健康状態を気遣うこともある。ヌクに類似した用い方をする。	背丈の高い地被植物やササ類を整理し、風通しや陽当たりを良くする。主に小鉄を用い、庭全体の明暗の調節を行い、植栽樹木の健康状態を気遣う。「整理する」ともいう。	地被植物や低木の密度を緩和し、風通し、陽当たりを良くする。庭全体の明暗の調節を行い、植栽樹木の健康状態を気遣う。	下草を少なくし、風通しや陽当たりを良くする。弱い程度の枝の切除を意味し、庭全体の明暗の調節を行うこともある。

[表2-2] 聞き取り調査要約

語	B 氏	C 氏	筆 者	D 氏
ソロエル	生け垣など寄せ植えされた植栽帶の突出した枝を揃え、主に姿形を重要視する。ナデルと類似し、庭園全体の濃度をソロエルともいう。	刈り込みや仕立物のシルエットにおいて、突出した枝を切除する。ナデルと類似した使い方をする。主に小鉄を用いる。	生け垣やタナ状態に仕立てられた松・楓・柘植などの上面を整えて面をつくる。	台状(タナ状)に仕立てられた植栽樹木の天端(上面)を整える。主として常緑樹を対象とし、弱い程度の枝の切除を示す。
ツマム	僅かにとび出ている枝を取る。ハネル・トバスと比べて最も枝の切除の程度が弱い。植栽の姿形に配慮する。ヒバの葉をつまむともいう。	全体に鉄は入れず突出した枝のみを抑え、切除の程度を判断する。ソロエルとは異なる。ナデルの方が植栽の健康状態に配慮される。	わずかにとび出ている枝を切除する。仕上がりの状態に近い、手のかからない植栽に対して用いる。きわめて弱い程度の枝の切除。	面的な樹木からとび出ている枝を切除する。植栽樹木全般を対象とし、弱い程度の枝の切除を示す。
オル	ハサミを使わずに手で枝を切除する。モミジに対して使うことが多い。行為としてはスク・マビクと類似する。手入れの方法を知らない者に説明する時に用いる。	トバス・ヌクと類似した用い方をする。風通しや陽当たりを良くする。具体的に仕立てる意味合いは希薄である。	落葉樹の柔らかい印象に配慮して手で枝を抜き。枯れ枝を探る。風通しや陽当たりを良くする。庭全体の明暗の調節を行う。トバス・ヌクと類似する。	それほど太くない枯れ枝を探る。弱い程度の枝の切除を示す。
ツム	松の若芽やチャノキなどを摘み、樹形・庭園全体の明暗に配慮する。ムシルと類似するが、引き上げる行為と下げる行為という点で異なる。前者をツムという。	松の新芽を摘み取る。ツムという言い方もする。庭園全体の明暗の調節を行う。	松の新芽やその他の植栽樹木全般の実・花を探る。庭全体の明暗の調節を行う。実や花に力を使わせないために、植栽樹木の健康状態を気遣うこともある。	松の新芽を摘む。葉を傷つけないように配慮する。
オサエル	植栽樹木の高さや葉張りを限定する。頭をオサエルという言い方をする。	植栽樹木の後振りを抑えること。チヂメルよりは枝の切除の程度が弱い。	樹木の量感を全体的に小さくする。	台状に仕立てる際、とび出た天端(上面)の枝を面的に取る。
フルウ	手入れ後、生け垣などの植栽樹木をよくふるい、枝葉に掛かった枝葉を落とす	植栽樹木の古葉を落とすこと。仕上がりの良さに影響する。	植栽樹木の古葉や枝葉に掛けた枝葉をとどす。	使用しない。
スク	樹木の密集した枝を抜き、向こう側が透けて見えるようにする。	樹木の枝葉を軽くするこど。	枝葉の密度を落として、風通しや陽当たりを良くする。透かす。	使用しない。
ムシル	樹木の古葉を落とすこと。「葉むしり」という言い方をする。	樹木の古葉を落とすこと。	使用しない。	使用しない。
オトス	枝を落とすこと。樹勢をオトスという言い方をする。	樹木の枝葉に鉄を入れること。	使用しない。	使用しない。
チヂメル	使用しない。	植栽樹木の量感を小さくすること。植栽樹木の密度を緩和する。	植栽樹木の広がりすぎた葉張りを小さくし、抑制する。	下芽を残しつつ、伸び過ぎた枝を探り、風通しや陽当たりを良くする。
サバク	使用しない。	漠然とした指令や依頼に対しワル・ヌクという作業をする。	使用しない。	使用しない。
バラス	使用しない。	使用しない。	切除された大きな枝を廃棄しやすい状態に解体する。	使用しない。
ソクル	使用しない。	使用しない。	切除した樹枝や枝葉を束状にひとまとめにする。	使用しない。
オシコム	使用しない。	使用しない。	使用しない。	中枝が折れて無くなってしまった樹木を面的に縮める。
ツメル	使用しない。	使用しない。	使用しない。	オシコムと同義で、緊迫感が強い。
アゲル	使用しない。	使用しない。	使用しない。	マツの若木の一段下の緩や台を取り、段を上げる。

れは、恒常維持管理に伴う所作が、季節ごとの植栽樹木の生長状況に応じて調整されている実情を示す。

B氏はツマムの用法を「とび出ている枝を取る」とこととしながら、枝葉の切除における強度を示す語としてまとめている。このように語はある程度まとめて差異を示す傾向は、調査対象者のすべてにみられた。

C氏によるサバク、D氏によるオシコム・ツメル・アゲル、筆者のバラス・ソクルは、それぞれ特定の個人にだけみられた語である。C氏によるとサバクの用法は「漠然とした指令や依頼に対して行われる所作」であるという。これは見方を変えれば「この区域については君の判断で適切な作業をしておくように」というB氏の指示が念頭に置かれていることであり、共同作業において些細な指示が無くとも、C氏自身の判断で作業が遂行できる状況が示されている。

筆者にとつてのバラス・ソクルは、「樹木を手入れした後にできる

枝葉を解体し（バラス）、場合によつては束状にまとめる（ソクル）」という一連の行為であつた。これは、切除された樹枝の後処理の作業が、臨時雇いの立場にあつた筆者へ課せられていたこと状況を示す。これらの語の枝葉が示す状況には、集団内における役割分担の構図が表れている。

かつてD氏が所属していた職人集団bは、集団aと職人言葉の枝葉の系譜（図1）が近似していたことが影響してか、共有される語が少なくなかった。その一方でD氏は、集団aにおいて用いられるハサム・ハネルを使用されず、集団aでは用いられないオシコム・ツメル・アゲルを挙げた。

D氏によると、それら三語は集団aにおける庭仕事の内容と関連

性があるという。D氏の年間の従事先は、個人住宅の庭を主体として寺社の庭で年間二週間弱、それらに加えて修学院離宮や桂離宮の庭などであつた。個人の住宅の庭は、寺社や離宮の庭と比較すると敷地規模が狭小であるため、住人と植栽樹木の距離が近まるという。それを受けて植栽樹木への関心は細部にまで向けられ、連動して樹木の手入れには纖細な配慮がなされていた。

それに対して寺社や離宮の庭のように敷地が広大な庭では、その規模に比例して樹木の数が増加することから、個々の植栽樹木の細部よりも樹木全体の姿に関心が向けられる傾向があつた。引いては、オシコム・ツメル・アゲルが形容する、枝を面的に縮め、幹回りの下枝を一段すべて切り上げるといった個人住宅と比べれば大胆な手入れが行われるという。

最初、本調査は、庭師が日常的に職人言葉を用いることを想定し、質問用紙を用いて各庭師の語彙とそれらの語義との比較を主旨としていた。ところが実際に聞き取り調査を行つた結果、恒常維持管理におけるかれらの意識は、職人言葉が形容する個々の作業ではなく、むしろ通風・射光・樹木の健康状態、庭全体の植栽濃度（密度）や明暗（日当たり）、印象の堅さ・柔らかさという事象に向けられていることが浮き彫りとなつた。その庭師における意識は、主に対語として言表されていた。

そもそも庭では、枝葉の伸張や落葉などにより絶え間なく様態が変移している。庭師は、こうした植栽密度の高まりや落葉の堆積する状況を、濃度の違いとして受け止めていた。たとえば紅葉の時期に絶え間なく堆積する落葉はそのすべてを取り除こうとすれば作業に限りがないので、落ち葉掃きは庭に堆積した落葉の濃度を全体的に

に減少させるという着想で行われていた。それは、作業後に再び生じた落葉の際立ちを緩和することへの配慮であつた。

A氏によると庭仕事では、制限時間内つまりはかぎられた予算のなかで終えることを前提して、庭全体を斑のない整然とした仕上がりにすることが求められるという。これは、恒常維持管理における仕上がりの程度が、あらかじめ予算から割り出された制限時間を指標として計算されていることを示している。かれらは、こうした植栽密度の高まりや落葉の堆積に伴う濃度を、濃い／薄いと言表していた。この表現は庭全体に限らず、樹木単体の枝葉の密度などに対しても適用されていた。また庭全体において特定の樹木の枝葉だけが極端に薄い状態については、寂しいと言表される場合があつた。

植栽樹木の枝葉を伸張のままに任せていると庭は、庭内に差し込む光量が減少して陰鬱となり、枝葉が枯れてしまうことがある。そのため適度な手入れをして明暗を調整する必要がある。庭のなかでは、特定の箇所や植栽樹木に対しても価値や機能が意味づけられており、その意味付けが持続するように、庭内における明暗の調節が行われるという。たとえば生垣のように、視線を遮る機能を意味づけられた植栽樹木は、目隠しの程度に応じて枝葉の数を減少させ光が透過しやすい状態と枝葉を過密状態にして光の透過を防ぐ状態の手入れがなされていった。このように庭内の特定の箇所や樹木に対する明暗の調整において、かれらは明るい／暗いと言表していた。関連して、樹木単体の量感の調整については重い／軽い、庭全体や単体の樹木の印象については堅い／柔らかいと言表されていた。

聞き取り調査の結果によれば、同じ職人集団に属していれば、職人言葉の語彙は近似してくるが、その解釈は経験や立場によって相違することが明らかとなつた。また職人集団が異なるれば庭仕事の拠点が違うとともに、それぞれの箇所ごとに要求される仕上がりは異なつてくる。つまり職人言葉の語彙の相違とは、庭の所在や内容に多様性を反映している。なお、語彙やその解釈には表われてこないが、庭仕事の内容や仕上がりについての判断は、経験を積み重ねた熟練者ほど的確になされ選択肢が多くなるという。それは、庭師の間の言語表現だけでは把握することのできない、庭師個人の主観に実践の特能があることを示唆する。

庭内における植栽樹木の濃度密度と明暗の調整は、生命の秩序に属する植物の生理現象と、精神の秩序に属する所有者の要請や庭師の実践的工夫などとが相まつた行為である。その一方で印象の堅さ・柔らかさの調節は、所有者の要請や庭師の配慮に偏向している。そもそも印象の堅さ・柔らかさとは、人為が加えられていない自然な枝葉と幹における伸長の状態と、枝や幹が人為によって切除された状態との違いによるものであるという。樹木は生理的に外圧の痕跡を忠実に残す⁽⁷⁾。樹枝と樹幹の切除といった人為については、樹皮の再生・巻き込みの結果として樹枝と樹幹の表面上に痕跡が残る。庭師は、樹枝の切除にあたつて「細い枝、太い枝にかかわらず、切り口が目立たないようにおこな」つており「視線より高いところは切り口が上に向くように、視線より低いところは切り口が下に向くように」配慮していた。その結果として枝や幹の一大概の場合は白く見える一切断面は、庭の所有者や来訪者の視線に対して目立たなくなるという。

人為が加えられていない状態の樹枝の伸長は、幹側から枝の先端にかけて徐々に細くなるという生理上の規則性がある。これに配慮せずに樹枝の切除を行うと、枝の伸長の流れが寸断し太い樹枝から急に細い枝葉になるという歪な状態を呈する。それゆえ庭師は、自然な樹枝の伸長を尊重した切除を目指す⁽⁸⁾。言い換えるとそれは、樹枝の切断面が目立ち幹側から枝の先端にかけての伸長が寸断した植栽樹木の姿かたちは、所有者や来訪者へ堅い印象を与えるので、その状態を回避する配慮が庭師において行われていることを示している。つまり庭師は、恒常維持管理の様々な局面において、植物の生命的秩序と庭の所有者や来訪者による要請等の両立をはかつている。

そもそも庭師が職人言葉を用いるのは、新規に境内や邸宅の仕事を始めた時や庭師集団に新しい人員が加わった時のように、一旦対人関係の恒常性が崩れることによって、庭師の間で意志疎通が円滑にできなくなつた場合であるという。むしろA氏とB氏のようにひとつつの庭で共同して恒常維持管理を行い続けている場合は、実施する庭仕事が共に習慣化しているため、A氏による「これやつといてや」の一言でB氏は、庭の所有者の要請に即した庭の仕上がりが実現できるという。庭師集団のなかに筆者のような臨時雇いの者が属していた場合には、一定期間共同して仕事を行つていれば、濃い／薄いや堅い／柔らかいといった庭の状況や印象を言表する—実践的世界で汎用的に使用されている—対語によつて庭仕事の仕上がりを調整することが可能となる。こうして結果的に、当初「本調査は、庭師が日常的に職人言葉を用いることを想定し」たことが先入観であつたことが判明した。

恒常維持管理は、恒常的な共同作業であり、概ねの作業内容が事前に把握されている場合が多いため、職人言葉が使われる機会は少なくて済む。職人言葉で形容される庭仕事の作業は、それぞれを庭師の間で確認し合わなくとも、一日の流れのなかの習慣として実行できる。

庭師による恒常維持管理の実践的妥当性とは、主として植物の生理現象や健康状態といった生命の秩序と所有者や来訪者の要請などの精神の秩序の両立である。庭師は、実践において生じ続ける多様な出来事に対して細やかな配慮をし、経済的背景から換算される時間と境内や邸宅の構成の制限のなかで、多種の所作の駆使と工夫によつて柔軟に対応していた。

一連の恒常維持管理の実践は、庭師集団の人員構成が長期間継続されることによつて、植栽樹木の季節による生長状況や健康状態、庭全体の明るさや風通しの把握が深まると共に、庭師同士の意志疎通が円滑となる。その結果、恒常維持管理の作業は的確になると同時にその効率的が高まる。つまり恒常維持管理は、その体制と諸条件が持続し安定することによつて庭師による配慮が綿密となり、邸宅や境内の所有者や来訪者との信頼関係を深めていけば、結果的にかれらの充実感を高めることにつながり、植栽樹木も健康な状態を保ちやすい状況を用意することが可能となる。

第3項 庭師の職人言葉と印象を形容する対語による恒常維持管理の分析

恒常維持管理における庭師の意志は、植栽樹木の健康状態と、庭全体の光や雰囲気の調子を整えることに差し向けていた。恒常

維持管理を共同によつて行ううえで、庭師らは互いの意志を表す語を通じて確認し合つていた。それらは庭師らが固有に用いるいわゆる職人言葉ではなく日常生活の実践の水準において、特に庭仕事に限定されず用いられる語であつた。この事実は、庭仕事の意味内容が庭師のような特定の職人集団のみならず程度差はあれ、庭に関わる幅広い人々への展開可能性をもつことを意味する。

いわゆる職人言葉が個別の振る舞いを言表しているのに対しても、恒常維持管理の実践では、主に心象の程度を表す語が用いられている。ここに恒常維持管理が、対人関係と植栽樹木や草本、地被植物など双方の状態が意識されていることが知られる。心象とその程度は、植栽樹木などの固体数、個々の枝葉の数と相互関係にあり、事象として心理物理的に体験される。この心理物理的な関係は、絶対的に結びつけられたいわば恒常維持管理の最前提であり、それが恒常維持管理の実践が自然科学による観察や数値化によつて記述できない証左でもあつた。

庭師にとって恒常維持管理は、植栽樹木や草本、地被の生長への単純な反応ではなく、その行為は程度の差こそあれ特定個人の意志によつて動機づけられている。植物の物理的な延長や速度は、知覚されいても、それ自体を直接経験することはできない。それゆえ知覚された庭仕事の経験と意味としての庭仕事の体験は、区別する必要がある。

植物などを視界に入れ接触するという直接経験は、すべての庭仕事の源泉であるが、それ自体は前意味的である。但しその経験の初動と同時に、特定個人の意志が働いており、体験としての意味が生じている。知覚と最初の特定個人の意志にもとづく直接経験は、同

時に起きている。直接経験は知覚なしには実現せず、一方で純粹な直接経験というのも想定上は成立するが、具体的な事象としては意味化しない。また直接経験は知覚と直結するものと、副次的なものとに区別され、後者の経験は、さらに副次的に展開する可能性がある。副次化を繰り返すほど、副次的な経験は知覚とかけ離れたものになり匿名的な思弁へと転換される。つまり繰り返される副次的な経験は、直接経験された当時の新鮮さを失つてはいるのであり、もはやその意味は実践との関わりが希薄となつてはいる。

明暗や密度、印象といった経験は、われわれの意志にかかわらず、受動的に構成されてくる。たとえばわれわれが庭に足を踏み入れたまさにその時間中、われわれはその土地と環境、時候にもとづけられたその知覚が受動的に綜合され、明暗、密度、印象などを直接経験している。それは経験する者固有のものではなく、複数個人における相互の主観（間主観）に起きる交流の可能性の契機となつてはいる。

日常生活の実践では、直接経験の後に言語的体験が実行されるのではない。いわば庭に足を踏み入れるといった直接経験と同時に、明暗・密度などの主観が各個人の体験として立ち現れてくるといえ。これは複数個人の主観の間には幅があるということである。この主観とは、各個人の心的なものであつて、表現を伴わないかぎり相手に伝わることはない。明暗、密度、印象の体験そのものは、個人の心的働きに留まるものであつて、何ら妥当性をもつものではない。別の見方をすれば、それらの体験には程度の差があるということを意味している。明暗の比較や調整を意識すれば、言表などの表現によつてわたしと相手との間で程度の違つてゐるとは同意について

確かめあう必要がある。このような個人の体験における明暗の経度を確認することが、植栽に関する庭仕事における実践的妥当性の出发である。

次に、なぜ庭仕事では体験の程度を確認されるのかが問われてくる。庭仕事が相手とのかかわりなく個人の主観内で完結するものであれば、程度を確認する必然性はない。職人が明暗などの程度についての言葉を用いていることは、人々が庭を利用するうえで体験の程度の調整が必要とされていること、つまりは相手への配慮が前提されていることを意味している。この配慮される相手とは、人間のみならず事物や自然の事象についても含まれていることに留意しなければならない。そのことは、後述するように、庭の利用上における経験の程度の調整が人間への配慮だけで成立し得ないことを意味している。

明暗などの程度は、われわれが一旦庭に足を踏み入れば、自ずと知覚される受動的な“経験”である。それに対して、植栽樹木の手入れなどを通じた明暗などの調整は、庭師らの意志にもとづく能動的な“行為”である。これら受動的な経験と能動的な行為は、共に直接経験にもとづいており、互いに連動しているが、経験の水準は異なっている。それゆえその記述は書き分けられなければならない。庭のなかでの経験される単純な明暗、さらには薄暗さや木漏れ日などのは、何事もなかつたかのように、時間の連绵たる流れのなかで受容される。明暗などの程度や分布は、庭を訪れ、歩行したり立ち止まつたりすれば、人々の意志に関わることなく自然と構成されてくる。この明暗の程度や分布などといった“先駆的構成”と、土地としての庭における園池や築山、景石、園路などの“配置構成”は、

受動的か能動的かという点において経験の水準が異なっている。從来の土地に関する科学では、“先駆的構成”と“配置構成”という構成の水準の相違が分別されてこなかった。

明暗などの程度は、意志や意識、経験に関わらず直接知覚されている。さらにいえば知覚された原初の程度は、まだ明暗のような二元化すらも生じていない。端的かつ漠然とした印象の知覚は、経験の水準に先んじている。われわれが気づいたその時には、既にそのような印象がわれわれにとつて当然のものとして直接経験される。知覚から直接経験の過程はまさしく直観的であり、その過程において意志や意識、経験が介在することはない。

知覚された原初の程度には、あらかじめ明暗などの二元化と分布という端的な構成の働きが含まれている。言い換えると、われわれが一旦庭に足を踏み入ると、われわれの意志や意識、経験にあんじて、知覚によって直接経験がもたらされている—現象学的にいえば贈与される—のである。庭を訪れたわれわれは、あたかも庭内における行動を通じて明暗などの程度を発見したように感じるが、厳密にいえば庭に訪れたその時点から発見に先んじてある直接経験をしている。発見とは、程度の有無あるいは差異の自覚であって、程度に差異があること自体は、何か事象が知覚された時点で既に織り込まれている。明暗など程度の直接経験は、個人の身体に伴う知覚によつて個々人にもたらされている。その意味では完全なる主観である。

その一方で、明暗などの程度の差異や質量の発見と自覚といった経験は、完全なる主観によるものではない。それは、相手への配慮を前提した間主観なものである。個人の身体に伴つて知覚された明

暗などの程度の直接経験そのものは、個人の内的な印象として自己完結している。わたしと個人の内的な経験である程度が差異や質量となるには、わたしにおいてその印象が意識され、その意志が相手へと差し向けられることが前提とされる。わたしと個人の経験が意志として相手に伝わることによつて、わたしと相手という原初の差異が両者に発見され、実践的世界のなかで明るさと暗さ、硬さと柔らかさ、濃さと薄さなどの差異とその質量が共同化される。つまり明暗などの程度とは、"先駆的構成"を基層とする"直接経験にもとづけられた構成"である、それは、概念のうえで直接経験よりも表層に位置づけられる。

"配置構成"については、十分に記述するだけの材料がないため、直接経験にもとづけられた表層的な構成との相違点の概略を述べるならば、以下のとおりである。上空飛行的な視点で作為される"配置構成"は、直接経験とかけ離れた観念であり、日常生活の実践における直接経験にもとづけられた構成と比定することも還元するこどもできない。"直接経験にもとづけられた構成"と"配置構成"は、"先駆的構成"からみれば共に表層的な経験であるが、"配置構成"は直接経験とのもとづけが断絶しているという意味で遊離的といったほうが分かりやすい。

庭における明暗の調整とは、手入れによる枝葉の量や数の加減の結果によるものである。庭全体、あるいは庭の一部分を明るくしたり暗くしたりということは、現状の植栽樹木や草本の状態を踏まえたうえで枝葉の量が庭師の手によつて調整されなければならないのであり、理念で完結されることではない。植栽樹木や草本は、自然の秩序にもとづいて形成されているのであり、その姿かたちあるいは

構造は人智やあるいは人為とは無関係に成立している。それゆえいくらわれわれが観念のうえで明るさや暗さの程度を望んだとしても、自然の秩序に従わないかぎりそれは実現しようがないのである。

庭仕事において寒さや暑さといった時期に植栽樹木を刈り込んでほしいという依頼が職人にあつたとしてそれを実行してしまえば、寒さに弱いアラカシなどといった植栽樹木は枯れてしまう可能性がある。植栽樹木の特性を念頭に置いていないかぎり、恒常維持管理というものは成り立ちようがない。所有者や庭師にとつての植栽樹木に関する庭仕事の能動性というものは、自然の秩序に対する人間の受動性の限界の範囲においてのみ成立し得るものである。庭の明暗などの程度の調整は、照明の照度をダイヤルで調節するよう直接経験と理念が完全に一致することはない。明度や密度は、植物や草本の個体の本数を減らす／枝を切るあるいは折る／葉をむしるといった行為、柔らかさは幹・枝葉の自然に伸長に沿つた、あるいは尊重した手入れの結果、間主観的に発生するものである。

第1節 補注

(1) 佐野藤右衛門・花のいのち庭のこころ・草思社・1998

(2) 上原敬二・樹木の興定と整枝・加島書店・1976、2-3頁

(3) 筆者は平成七年五月より調査時期である平成十二年十一月までの五年四ヶ月、実質作業月數十ヶ月、研究を目的に庭の維持管理作業に参加した。

(4) D氏は当時、庭師から退いており筆者と共に京都造形芸術大

学の仲隆裕助教授のゼミへ参加していた。

(5) 質問用紙には表3の上段から十二語をあらかじめ記載した。

これらは筆者があらかじめ使用頻度が高いとみなした用語であつた。

(6) 藤井英二郎・宮越りか共訳..樹木からのメッセージ..誠文堂
新光社..1998、20、61頁

(7) 西垣吉章..植物の維持管理(造園樹木を中心に)庭造りの心
と実践..角川書店..1999

第2節 特定の庭において恒常維持管理に従事する庭師の庭仕事への意志

常日頃より陽光と風雨に晒されている庭では、草木が伸長し、池水や流水そして滝水が流動している。一定の状態を保ちながら動き続けている庭は、移ろい易く壊れやすい。それは、枯山水や石庭も同様である。庭が動き生成し続けているゆえに、その所有者は継続的に維持管理を行う必要性がある。庭の維持管理は、所有者自身が従事する場合とその行為を庭師など相手に委託する場合がある。庭の維持管理は現前の庭が整然とするという潔さをもつて結実するため、その経過や過程を記録する意味は社会一般的に希薄である。

これまで庭の維持管理の手法に関する解説書は刊行されてきたが⁽¹⁾、その実態を記述した記録や分析は稀有であり⁽²⁾⁽³⁾、結果的に科学としての基礎付けの検討が行われてこなかった。維持管理の実態が記録されてこなかつた要因は、庭そのものの流動性とその行為の恒常的かつ流動的で捉えどころのない性質を、自然科学の手法で説明しようとしてきたからであった。本邦の学術体系では庭の研究を自然科学分野（造園学、園芸学等）の範疇とし、庭園学や芸術学はその影響下にあるが、自然科学の客観的かつ俯瞰的な態度や計画性をもつ演繹的な手法は、自然・生命の水準と人為の関係の記述には適応しない。そこで本節では、現象学的質的研究の態度にもとづいて、庭の維持管理の実態の記述を試みる。

庭師の職域は、おおむね庭の日常的な維持管理（恒常維持管理）と修理（緊急修理・定期修理）そして築造である。本節では、そのうち庭の維持管理に着目して、京都市内に拠点を置く三つの職人集団へ文化財指定を受けた特定の庭の維持管理について聞き取り調査

を行い、維持管理の実態と本質の解明を目指すものである。なお、この聞き取り調査は、大阪大学大学院人間科学研究科社会系倫理審査委員会の審査を受け、承認されたものである。

本研究の協力者は、a庭園で従事する樋口造園の職人五名と、b寺のc庭園で従事する花豊造園の職人ら三名、d庭園で従事する植彌加藤造園の職人ら三名である。聞き取り調査内容は、庭の維持管理に関する体制（人間関係）、年間の作業の流れ、他の庭園における作業との比較、作業分担、植栽・工作物等に対する配慮の五項目とした。聞き取り事項は職人集団ごとに概要にまとめた上で、共通事項と部分的共通事項を分析し、行為の本質の解明を行う。

第1項 個別の庭における複数の庭師集団による恒常維持管理の実態

以下、聞き取り内容の概要をおおむね聞き取った順番に取りまとめる。なお、年間の維持管理の作業内容は各庭で近似するところがあるため、c・d庭園については割愛する。

（1）a庭園における樋口造園の仕事

調査年月日：平成二十六年十月十八日

調査場所：a庭園に隣接

する作業小屋内

調査対象者：A氏／四十五歳・十九年在籍（生え抜き）、B氏／四十二歳・十五年在籍（生え抜き）、C氏／三十八歳・十年弱在籍（以前は別会社に所属）、D氏／四十九歳・三年在籍（以前は別会社に所属）、E氏／二十八歳・十一ヶ月在籍

a庭園の維持管理は、樋口造園の職人と寺院が清掃や軽作業と

いつた庭仕事のために雇用した“庭園係さん”によつて行われている。維持管理の用務は何十年と同社が請け負つてきたため、特別な事柄など以外は寺院からの指示がない。寺院からの要望には、法事への対応、墓参道の清掃、樹木の健康状態の管理、危険木の伐採や景観に支障がある樹木の剪定、参拝者の安全確保に伴う舗装の修繕等がある。

一年間における維持管理の開始は、四月末から五月上旬にかけての連休前の四月下旬を起点とする。具体的な作業は、アカマツとゴヨウマツの芽摘みの作業から行われ、五月の開山忌（寺院を開いた僧の祥月命日に當む法会）を挟んで、同月末から翌月当初には終えられる。サツキの手入れは、来客が一時的に増加する七月中旬の祇園祭（前祭山鉢巡行）以前を区切りとして終えられる。七月中旬以降は、"葉モノ"と呼ばれる常緑広葉樹の枝割剪定が八月末まで行われる。同月中旬のお盆の時期が特別意識されることはない。九月からはアカマツ、十一月にはゴヨウマツの葉むしりの作業が始まる。九月から十一月にかけては、境内の竹やぶから伐り出した竹を用いて、柵などの"竹力工"が行われる。これは竹やぶの管理も兼ねている。

年末の作業としてはお正月飾りの取り付けがあり、その材料のうちユズリハとウラジロについては現地調達される。一月中旬に松の葉むしりと鉄透カシが終えられると、植物の生長が著しい時期には行うことができない、土壌改良による松の治療、背景林の山木の枝打ち、危険木の伐採などの冬仕事が行われる。

松の葉むしりの時期は、特別拝観の時期を見越して「よく本堂から見える工作物の周りのマツ」を先行して終わらせるという配慮が

なされている。また、数多くの来客が訪れる土曜日、日曜日には、来客から見えにくい場所で作業を行うという配慮がなされている。これは、寺院からの直接的な指示というよりは、職人らが自ら寺院の都合・行事などの状況を汲み取つて行われている。特に園路沿いなど、来客の通行に関わる箇所にある大木に対する作業については、来客の多い連休に掛からないよう配慮されている。

次に庭の手入れの統一の考え方が語られた。B氏によると、主任であり寺側の要望を聴取しているA氏の意向がその他の職人へいわば「トップダウン」的に伝えられている。A氏以外の職人は、「A氏が目指しているものをみんなでやつている感覚」になり、結果的に「一応調和がとれている」ことになる。この体制は、A氏の前任者の頃から引き継がれている。

その上で、A氏は「あのびっくりした、僕ら当たり前と思つていた」とこととして、かつて番頭を務めていた故S氏の存在を語り始めた。A氏が驚いたこととは、かつて樋口造園と異なる職人集団に所属していたF氏が、二条城（京都市中京区）において同社と合同で城域の維持管理の作業を行つた時の出来事であった。東京出身のF氏は、京都へ修行に來ていたが、その時は京都の技能水準に幻滅しており、東京へ戻ろうと考えていた。そんな時、同社の仕事をみて「みんな手が一緒」であることに気づき、それをきっかけとして同社に勤めることになつたという。その経緯を知つたA氏は、「特に絶対こうしてね、つていうことを言わなくともだいたい思つた通りにやつてもらえる」ことが、当たり前ではなかつたことに驚きを覺えた。

B氏は、その「みんな手が一緒」であるということは、既に逝去

された故S氏が「厳しかったので、そういうその人の手入れを目指してみんなやつていたんでおんなじことが」できたのではないかと述べる。

このS氏の人柄について、A氏は、無口であつたことを繰り返して述べ、よくため息を吐いていたことを強調する。A氏は、故S氏の「大きな声を出して怒るというんではない」が行動で違いを示すその振る舞いをつぶさに観察していたという。A氏は、故S氏と同じ木へ一緒に登ることが嫌ではあつたが、それは避けて通れない行為であつた。A氏が「パツ」と感覚的に不要と判断した芽を摘んだ際、S氏は同じ箇所へわざわざ戻つて修正した。その故S氏の振る舞いを通じて、A氏は自身の判断のまづさを自覚し、無口な故S氏の手入れを「必死にどういう風にしてんやろ、つて見ながら」学んでいた。しかし、故S氏の手入れを学ぶことは「見ながら見ながらずつと見ながら」と三回繰り返し強調するほど観察しても、「同じ木でも場所によつて違いますし、その木のね、成立もありますしね、難し」かつたという。

B氏は、そのような故S氏の振る舞いについて、「結局理屈が通つて、それを飲み込まざるを得な」かつたという。故S氏が「ため息」によつて示している事柄、その後の振る舞いの結果として工作物にしても手入れ後の樹木の姿にしても、とてもきれいな仕上がりであつたことが、他の職人を納得させる根拠となつていた。

(2) c 庭園における花豊造園の仕事

調査年月日..平成二十六年十月二十六日 調査場所..b寺近隣の

花豊造園本社の会議室
調査対象者..F氏／四十五歳・七年在籍（財団職員から造園施工会

社を経て現職）、G氏／六十三歳・二十五年在籍、H氏／三十五歳・一ヶ月在籍（備考：ファミリー会社から独立を経て現職、職人経験は十七年目）

G氏は、毎回c庭園の維持管理へ入るにあたつては、引き連れた庭師約三人に対して、場所ごとの手入れの仕方を説明する。G氏によると職人のメンバーは、交代すれば除草や掃除の仕方さえも違つてくるためほぼ固定しているという。F氏によると職人の選抜理由は、G氏が培つてきた方法を「素直に聞いてやつてくれる人」であるという。しかし時間が経つにつれて各職人の「我」が出てくるので、その都度、調整することが求められる。c庭園は、b寺の広大な境内の一部であり、同社は境外の維持管理も担当している。そのように広大な寺域の維持管理においては、一度に多くの人員の投入が必要となる場合があるため、元社員からなるファミリー会社と連携されている。c庭園の維持管理に関しては三社が参加している。

G氏によるc庭園の仕事は、花豊造園に就職してしばらくの間、J氏の下で松の葉むしりの手伝いや単発で危険木の撤去をする程度であった。その後、J氏が多忙になつて、「じゃあGさん行つてくれるか？」ということになつたという。G氏にとつてそれまでのc庭園における仕事は限定していたが、J氏と「いつも一緒にいたんでね。一緒にいて教えをこうて、いつもいろんな事を教えてもらつて。Gさんやつたらもう行けるやろということで」、c庭園の維持管理の主任となり、現在では十五、六年目になつたという。

G氏は、「庭園は生き物だ」と述べる。人間が作った庭は、「一年、二年放つておいたら荒廃しますよね？荒廃したらまた自然に戻るん

ですけども、ですからそれをいかに荒廃しないようにやつていくと、いうのが楽しい」のであり、絵図や現状の地割りを頼りに「いかにその自然に、荒廃した自然ではなく、最初に作られた人の意向に沿うようにやつていくというのが難しいけど面白い」という。G氏は、「庭園というのは生き物だから」、維持管理は「おんなんじやり方で行つても毎年違う」ことを指摘し、「あの季節のその年の気候とか温度によつて変わるんで、おんなんじような指示は出さない」という。特に「この五年ぐらい。気候がやつぱりおかしいですね。水の欲しい時に水が無かつたり、水がいらん時に雨が降つたりとか、それによりだいぶ変わつて」いるという。G氏は、長年c庭園の維持管理に従事することによつて年ごとの環境の変化を「肌で」感じ取り、その変化を引き連れた庭師へ事前に説明した上で作業に当たつている。

(3) d庭園における植彌加藤造園の仕事

調査年月日..平成二十六年十一月八日 調査場所..d庭園内の四阿 調査対象者..L氏／四十八歳・二十四年在籍（家業を手伝いながら非常勤の会社員を経て、家業を継ぐ）、M氏／三十八歳・五年在籍（以前は別の会社に所属、職人経験は十九年目）、N氏／二十六歳・三年在籍（主は事務職）

M氏は現場代理人を務め、N氏が映像や画像あるいは活字による記録を作成している。L氏は、会社の経営者である。M氏によると、d庭園では「やはり現場毎にあの約束事つてあると思うんですけども、そちらが少し多いので、あのたとえば、水の取水の管理ですとかやはり入つている者じやないと分からぬことがたくさんあります

すので、はい、そういう部分がある程度理解した者として三名」と、除草や清掃を行う軽作業員を含んだ最大五名がd庭園の維持管理に従事しているという。

M氏は、「一般的に庭師の仕事つていうのは、あのお盆、祇園祭、お正月つていう節目つていうのがあると思うんですけども、こちら、お盆前にお盆中に所有者さんがいらつしやるかといえば、そういう訳でもなく（中略）、そのタイミングに綺麗にするというよりは、日々こういう状態を維持することが出来てますつていうことを実際にそういう作業の施工をしてですね、記録に残してですね、定期的に所有者さんのほうに報告書のようなかたちで写真付きで送らせてもらつている状態」であるという。

また、「年間管理の庭師の主たる作業以外に平行してなんですけども、お客様がたとえば二十名とか団体がいらつしやつた場合は基本的には、お客様案内は、管理人さんがされるんですけども、人数が多すぎて人数を分けてですね、建物と庭園つていうかたちで分けられた場合に、庭園のご案内をわれわれがさせていただくというような体制になつており」、その時はM氏らが現場作業から離れ、その案内のほうに回ることになる。L氏によると、この体制は「やっぱり別荘特有のものですかね。そこで所有者さんがおられて、所有者さんがゲストを迎えるという時に、まあこれは決して新しいことじやなくて本当に伝統的にな、そういうこう昔ながらの旦那さんの思いと、その思いに応えようとする庭師の心意気みたいなのの現代版」であるという。M氏は、それが「明らかに他の現場とは異なる内容ですね。これが一番大きい」と考えている。

第2項 共通事項と部分的共通事項

これまで記述してきた聞き取り調査の要約と分析の結果にもとづいて、前述した三つの職人集団の聞き取り内容における共通事項を提示する。まず共通事項は、以下の四点である。

所有者の要求への対応として、各庭師集団は、時節ごとの植栽樹木や地被植物の生理現象を見据えながら、施主の要求に応えていた。施主の要求は、庭師集団が同一の庭でくり返し作業を行うことによつてある程度は事前に把握できているため、逐次指示されていくわけではなかつた。それは、各庭における年中行事あるいは恒例行事についても同様であつた。所有者から庭師集団への行事や来客の伝達の仕方は、それぞれの所有者の体制に即しており、庭師らが所有者の来客対応の補助をする場合もあつた。

時節の認識は、各庭師集団において一年間の作業は三、四月には

じまり、冬期にひと段落するというサイクルであつた。これはc庭園についてG氏が述べたように「庭は生きている」ことの証左であり、作業体制は松・芝生といった植栽樹木や地被植物の活動が活発化する時期と同調していた。時節の認識は、植物全般の芽吹き、花が咲いて散る時期、枝葉や芝生などの伸長の時期、さらには害虫が発生し薬剤散布が必要となる時期などと、寺院であれば“開山忌”といった宗教行事、別荘であれば来客の都合が指標とされていた。

維持管理作業の実施にあたつては、三名から五名程度の庭師の小集団が形成されていた。この小集団の人数は、作業内容や繁忙時期、人員が余剰する時期などに応じて加減されていた。この小集団内には、主任といえる特定の人物がおり、特定の庭全体の仕事内容を把握し、統括していた。所有者の要望は、主任あるいはそれに準ずる

立場の者が取り次いでいた。また各庭における軽作業は、庭師以外の人々が担う場合もあつた。そして職人集団が各庭に費やす労務量と仕事の質は、各所の事情に応じて異なつていた。

現場ごとの約束事としては、たとえばa庭園における維持管理の基本的事項として、c氏は、樹木の健康状態の管理と来訪者の安全確保をあげた。またa庭園は、回遊ができるようになつてるので、場所ごとで手入れに強弱がつけられていた。これは、中庭・山裾など場所によつて手入れの仕方に変化をつける必要性があることを意味した。またd庭園のM氏が述べたように、庭内には「たとえば、水の取水の管理ですとかやはり入つている者じやないと分からぬことがたくさん」ある。これは、給排水の経路や止水栓、池の水抜き栓など、庭内に分散配置された数多くの機能を把握しておく必要性を伝えていた。

次に、二つの職人集団にみられた共通事項を二点提示したい。

庭の維持管理は、特定の庭の区画に限定されない作業範囲がある。たとえば花豊造園は、c庭園が包含されるb寺の境内全域、さらには境外の植栽の維持管理までも請け負つてゐるため、c庭園は寺院全体の一部として意識されていた。また樋口造園は、a庭園における柵などの“竹力工”に用いる竹や寺院の建物の「お正月飾り」に用いる植物を、境内から調達していた。この「竹替え」の作業は、竹やぶの管理作業も兼ねていた。

c庭園におけるG氏は、職人が変わると庭の様相が変わり、時が経過するについて各職人の“我”が出てくることがあると述べ、庭だけではなく対人関係における調整の必要性を指摘した。それは、a庭園におけるA氏が述べた「みんな手が一緒」であることとも関

連している。a 庭園におけるA氏がF氏を通して述べたように「みんな手が一緒」であることは、あらゆる庭師集団で実現されているとは限らない。それは、聞き取り調査の協力者の構成をみて、その経験が多様であることからも示唆される。

A氏が「みんな手が一緒」であることを「当たり前と思っていた」のは、集団内で「みんな手が一緒」であることが習慣化し、意志が統一されていたからであつた。庭の維持管理において目指されることは、所有者側の要請を実現することと調和のとれた庭の実現の両立であつた。庭師集団において「主任」は所有者との連絡の窓口や進行管理を行つており、庭を「みんな手が一緒」であるような仕上げに導くのは元来「番頭」の役割であつた。庭師集団における維持管理の実施体制は、ほぼ「経営者」と「主任、従業員」の関係に移行しつつあるが、かつては「親方」と「番頭、職人」の関係であり、経営と庭仕事は峻別されていなかつた。

庭師集団は、維持管理を合理的に行うための集団形態を構築している。毎年繰り返される庭の維持管理は習慣化しており、年間の時季に応じて作業の山場と谷間の時期が把握されている。庭師集団は、所有者の幅広い所有地における植栽の維持管理を担つていている場合があり、数多くの人員が同時期に必要となる場合がある一方で、植物の成長が休止する冬期から春期初頭にかけては人員余剰が生じる。それゆえ庭師集団は、仕事を進める上で小回りの効く小集団あるいはその総合体（会社・店）という形態をとる。

普段の作業は、特定の庭の維持管理を熟知した小集団で行われ、繁忙期には他の小集団と協力して増員がなされる。つまり庭師集団の形態は、時候と所有者からの要請に合わせて濃淡、強弱をつけられるよう可変性をもつており、それは急場しのぎではなく恒常的な合理性を有している。

庭師集団の庭に対する配慮とその集団内で手が揃えられることによつて、庭に「調和」が生まれる。複数人数で行われる「みんな手が一緒」であることは、現象学的にいふと「間主観的 (intersubjectivité)」な行為といえる。庭師の保存管理における手や身体の動きは個々人によつて異なつており、個々の庭師がそれぞれの主観によつて作業をすれば、庭はひどく「調和」に欠けたものになる。換言すると庭は、「みんな手が一緒」であることによつて「調和」がもたらされ、庭に他の場所とは違う特質を与える。「みんな手が一緒」であることは、庭の維持管理の本質的な意味を示している。最初は個々の庭師の動作がバラバラであつても、主任あるいは番頭の態度や振る舞いを通じて庭師集団の意志が統合され、さらには集団内の「間身体性 (intercorporeité)」が成熟するにつれて、あつた。

維持管理に一貫性がもたらされる。その立場が重要であるからこそ、番頭の交代は、信託をもつて行われる。

庭を維持管理する上では、樹木の健康状態の管理や参拝者の安全確保、場所による手入れの仕方の違い、各庭における機能の把握などの約束事がある。これらの約束事は、目に見えるものではなく、庭師集団内におけるそれぞれの振る舞いや対話によって継承される。約束事が継承されなければ庭が機能不全に陥るという意味では、所有者が庭師集団に維持管理を委託しているかぎりにおいて、庭師集団と庭は分かち難い一体の関係にあるといえる。

庭師集団は、庭の維持管理を通して、植物と人間との環境世界による絡み合いの辻褄合わせをしている。C庭園のG氏がいう「先人の意向」と「荒廃—自然」の構図には、庭師における意識の二面性が現れている。「先人の意向」とは、庭に関わった先人の要望や関心であり、現世に生きるわれわれにとって、それは文化的な歴史である。C庭園においてG氏は、絵図や現状の地割をたよりにその意向がいかなるものであつたかを想像し、その「先人の意向」に沿つた維持管理を目指していた。「荒廃—自然」は、先人によって築造された庭が、植物の生長等によつて、自然に戻る（帰る）という現象に言及しており、その進行を抑制するためには、人為の関与すなわち恒常的な維持管理が必要とされる。われわれと植物は、同一の地平に生きる関係でありながら、それぞれが過ごす環境世界⁽⁴⁾は相違している。われわれと植物は共存しながらも、それぞれが過ごす時間は互いに干渉することのできない別次元にある。われわれが庭の世界といった場合の世界は、人間の環境世界と植物の環境世界による重層的な世界である。いわば庭師集団は、前節で述べたよう

に生命と精神の秩序の両立を目指しているだけではなく、絡み合っている一つの環境世界の“相互作用 (interaction) ”の中間点に立ち脚し、庭の恒常維持管理を通して双方を仲裁している。

第2節 極注

(1) 斎藤勝雄・斎藤勝雄作庭技法集成 第5巻 日本庭園の手入れ方・河出書房新社・1977

(2) 第2章第1項参照

(3) 第2章第3項参照

(4) ヤーコプ・フォン・ユクスキュル、ゲオルク・クリサー
ト・日高敏隆、野田保之訳・生物から見た世界・思索社・

第3節 庭仕事の呼称の相違と実態にみる庭師の庭仕事への意志

第1項 技官と庭師における“スカシ”という呼称に対する意識

京都市を中心とする地域では、庭仕事に関して“御所スカシ、寺スカシ、町家スカシ”（以下、総称して“スカシ”とする）という呼称が用いられてきた⁽¹⁾。この“スカシ”についての呼称の相違は、土地の違いによって庭仕事の差異を示唆するが、その内情は検証されてこなかった。そこで、京都御所等⁽²⁾、寺院、町家で庭仕事に従事する技官・庭師⁽³⁾と対面し、“スカシ”という呼称に対する各自の考え方について聞き取り調査を行った（表1）。本節では、その結果にもとづき、宮内庁の技官と庭師におけるその呼称に対する意識についての解説を試みる。まずは聞き取り結果の概要を示すと以下の通りである。

庭師らは、日常的に多種多様な庭の庭仕事に従事していた。京都御所等、寺院、町家で行われる庭仕事は、すべて共通の考え方にもとづいていた。“スカシ”に対する庭師らの意識は、各自が従事する庭が基準となるため、ばらつきがみられた。

庭師の多くは、主に町家での庭仕事を行つており、現場各所の要請に応えることを主旨にしていた。庭仕事は、それぞれの庭における敷地規模、予算、時期、所有者の動機、しきたりなどに応じて異なつていた。毎年庭仕事が実施される所でも、気候や所有者の要請によつて作業内容は毎年変化するという。つまり庭仕事は、状況に応じて臨機応変に行われるが、それは各庭師の恣意性にもとづいているのではなかつた。庭仕事において柔軟な姿勢をとる庭師にとつて、その仕事内容は、御所用や寺用、町家用などと区別されているわけではなく、各土地における要講の違いが反映されていた。

京都の市街地に広大な敷地を構える京都御苑（京都市上京区）の認知度に対し、その区画内に所在する京都御所と大宮・仙洞御所は、一般の通行人の目に触れる機会は少ないという⁽⁴⁾。それは、桂離宮と修学院離宮についても同様であった。京都御所等の庭仕事に従事しない職人にとっては、京都御苑の周囲に植栽されたウバメガシの生垣や、外周道路から視界に入るマツの高木の庭仕事が“御所スカシ”と受け止められていた。

技官は、伝統ある御所・離宮の庭に常駐し、その状態を持続させる職務にあつた。庭仕事に対してかれらは、自ら作業に従事する直接的な姿勢と庭仕事を委託する庭師集団に対して作業内容を指示するといった間接的な姿勢があつた。多くの一般参観者の目に触れる京都御所等の庭では、急な状態変化は避けられる必要があるため、広大な敷地における庭仕事は各所で重点の置き所が変えられた。また庭仕事の実践に当たつては、多かれ少なかれ各技官の意志が反映されるため、方法等についての共通の理解が必要とされており、技官の間では、伝統にもとづいた庭仕事の仕方や考え方を共有するための努力が払はれていた。たとえば機会があるごとにそれが受けもつて庭を互いに訪ねて、意見交換などが行われる場合があつた。

第2項 庭師と技官における植栽樹木への意識

庭師と技官の立場は異なるが、庭仕事に対する考え方ほぼ共通していた。その共通点は、季節、場所の特性、周辺との関係、樹種、樹木ごとの個性や健康状態など様々な要因を踏まえることであつた。

[表1] 聞き取り対象者の概要

職種	元技官	宮内庁京都事務所に勤務する内閣府技官			庭 師
(調査当時)	(調査当時)				
調査対象者略名	ア氏	イ氏	ウ氏	エ氏	A氏
調査年月日	2001.9.14	2001.10.12	2001.10.10	2001.10.26	2001.11.2
年齢(歳)	60代	55			53
性別	男性	男性	男性	男性	男性
出身地	京都市左京区	京都市右京区	京都市	熊本県	京都市左京区
恒常維持管理を始めた年齢(歳)	—	18	19	18	28
経験年数(年)	—	37	29	16	25
手入れを行う主な場所	京都市内	京都市内	京都市内	京都市内	京都市内
これまで恒常維持管理を行った主な場所	御所・離宮	御所・離宮	御所・離宮	御所・離宮	御所・離宮, 町家, 御苑等
職種	庭 師				
(調査当時)	(調査当時)			町家・京都御苑	町家・寺院
調査対象者略名	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏
調査年月日	2001.10.5	2001.10.12	2001.10.20	2001.10.23	2001.11.2
年齢(歳)	47	39	33	23	63
性別	男性	男性	男性	男性	男性
出身地	東京都	大阪府高槻市	京都市左京区	京都府亀岡市	京都市伏見区
恒常維持管理を始めた年齢(歳)	21	20	20	18	17
経験年数(年)	26	19	23	5	46
手入れを行う主な場所	京都市内	京都市内	京都市内	京都市内	京都市伏見区
これまで恒常維持管理を行った主な場所	御所・離宮, 町家等	御所・離宮, 寺院, 町家等	御所・離宮, 寺院, 公共地等	御所・離宮, 寺院, 公共地等	町家, 寺社等
職種	庭 師				
(調査当時)	(調査当時)			町家・露地	町家・別荘
調査対象者略名	G氏	H氏	I氏	J氏	K氏
調査年月日	2001.10.30	2001.11.3	2001.11.3	2001.11.3	2001.10.6
年齢(歳)	60	27	24	49	43
性別	男性	女性	男性	男性	男性
出身地	京都府長岡京市	兵庫県	兵庫県	鹿児島県	京都市中京区
恒常維持管理を始めた年齢(歳)	18	22	18	23	21
経験年数(年)	42	5	6	26	22
手入れを行う主な場所	京都府長岡京市	京都市内	京都市内	京都市内	京都市(左京・中京区ほか)
これまで恒常維持管理を行った主な場所	町家, 寺社等	町家・寺院・街路樹	町家・寺院・公共地等	町家, 露地, 公共地等	町家, 別荘等
職種	庭 師				
(調査当時)	町家・別荘	町家			
調査対象者略名	L氏	M氏	N氏	O氏	P氏
調査年月日	2001.10.4	2001.10.31	2001.10.13	2001.10.9	2001.10.2
年齢(歳)	38	64	50代	33	31
性別	男性	男性	男性	男性	男性
出身地	宮城県	京都市西京区	—	京都市中京区	京都市北区
恒常維持管理を始めた年齢(歳)	25	18	—	20	22
経験年数(年)	13	46	—	13	9
手入れを行う主な場所	京都市内(左京区ほか)	京都市内(西京区・北区ほか)	京都市内	京都市内	京都市内(北区・左京区ほか)
これまで恒常維持管理を行った主な場所	町家, 別荘等	御所・離宮, 町家等	町家等	町家, 企業の外構等	町家, 企業や学校の外構等

植栽樹木に対する仕事には、樹冠内の陽当たりを良くし、風通しを良くすることで枝葉の健康な伸張を促すとともに、植栽樹木を病害虫の被害から守る意志がみられた。植栽樹木は、樹頂ほど枝葉の伸長が著しく枝葉が密生する傾向があり、頂部の枝葉が密生すると内部に陽光が射し込まなくなる。その結果として植栽樹木の枝葉は、樹幹に近傍する枝（フトコロ枝）が枯死し先端だけが残るという不健全な状態となる。そこで庭師と技官らは、樹幹に近傍する枝葉の生長促進を意識して、樹頂の枝葉の濃度を薄くして樹冠の内側への射光を促すという。

かれらは、相対的に陽当たりが悪い植栽樹木の下方の枝葉（下枝）

の濃度を濃く仕立てるのを意識していた。その仕立て作業は、結果的に庭の来訪者が植栽樹木を見上げた際、樹頂の枝葉の濃度が濃くて重い印象を与えることを緩和させることも意識されていた。庭の来訪者への配慮としては、樹冠が見た目に柔らかい印象になるよう、枝先の枝葉の濃度が薄く、樹幹に近傍する枝葉を濃く仕立てられるという。

全般的に植栽樹木の手入れに当たっては、枝葉の伸張状態が自然な状態にあることが目標されていた。そのためには、自然に伸張した枝葉を鋏で切ることが極力避けられる必要がある。かぎられた敷地に数多くの樹木が植栽された庭では、その規模にかかわらず樹木同士が接触しないよう樹冠を一定の範囲に収める必要があり、樹冠の外側から枝葉を切り詰めるほかない。つまり枝葉の伸張状態が自然な状態を保つことと、樹冠を一定の範囲に収めることは、そもそも両立し難い出来事であつた。そこで、一部の庭師と技官らは、「樹枝ノサシカエ」という考え方によつて、その矛盾した要請の解消を

図つていた。

この樹枝の差し替えが最も効果を發揮するのは、松を対象とする場合であるという。通常、松の樹枝はその性質として切り口、枝の中間から萌芽しない。アラカシやウバメガシのように、樹勢が旺盛であれば枝や幹からいくらでも萌芽する樹種であれば、大胆に枝を切り縮めることも可能であるが、枝先しか萌芽しない松の枝葉の切り縮めは慎重にならざるを得ない。それゆえに、新芽を摘むこと（芽ツミ、ミドリツミ）によって枝の伸張距離を縮め、古葉をむしること（葉ムシリ、モミアゲ）により新しい葉芽の生育が促すことによつて、樹冠の拡幅に一定の抑制が図られていた。

それらの作業によつても、経年によつて枝葉が設定された領域の限界はいざれ越え出ることになる。そこで、樹幹に近傍する枝の節をあらかじめ複数育てておいたうえで、設定された領域を越え出た樹枝が節ごと切除されることによつて、自然な伸びをした後継の節に入れ替わり、結果的に樹冠の拡幅を抑制できるという。何年後かに行われる樹枝の差し替えを念頭に置いて、樹幹に近傍する枝（ふところ枝）の節を複数育てておくためには、毎年枝葉の生長状況を配慮する必要があつた。

植栽樹木の手入れにおいて庭師らは、樹齢に意識を示していた。たとえば樹齢の若い樹木ほど、枝葉を強く切除すればその後に反動で強く伸張し、容姿が崩れる傾向があるため、極力大きな負荷は避けたほうが良いという。関連して植栽樹木の伸長具合（枝振り）は、手入れが継続されているほど自然（素直）になり、枝先から逆向きに伸びる枝（戻り枝）や枝の交差（絡み枝）が生じにくいう。また毎年のように庭仕事をする人が入れ替われば、植栽樹木の生長

状況の把握や枝葉の差し替えの準備、樹齢の把握などにその都度時間が費やされるため、維持管理の効率が落ちるという。

庭師らのなかでは、樹枝の切除に当たっては、樹幹に近い側の枝の節の分岐点か葉芽が生じていて箇所で切除することが意識されている場合があった。言い換えるとそれは、樹枝の中途で切除しないという意味である。樹枝が中途で切断されると、次に新芽が吹かなければ枝先が枯れるだけではなく、切り口が樹皮で完全に巻き込まれることで瘤や突起が形成されることになる。その結果、植栽樹木の見姿が損なわれるだけではなく、庭師や技官の作業者において怪我や事故の原因となる可能性があるため、できるだけ樹枝を中途で切斷しないよう配慮されていた。

最後に植栽樹木の手入れは、庭の所有者や来訪者にとつての意識や遠近関係に応じて変化をつけよう意識されていた。庭の所有者や来訪者の目に触れやすい近傍ほど細かい作業が行われ、遠方は全体の調子を整えることに重点が置かれることが意識されていた。こうした庭の所有者らの視座の遠近に対する配慮は、植栽樹木の庭内における主役・脇役の区別とも連動していた。

第3項 技官と庭師における庭への意識

庭師と技官は、植栽樹木だけではなく、庭ごとの立地条件の違いに対しても意識を向けていた。一言に京都御所等、寺院、町家の庭といったところで、各所で歴史や敷地規模、経済事業などの条件が異なつており、手入れの傾向が画然と三つに区分できるわけではなかつた。以下、その概要を示す。

(1) 京都御所等の庭における庭仕事での配慮

敷地規模の広い京都御所等の庭では、間に余裕をもつて樹木が植栽されている。その結果として植栽樹木の枝葉同士は、接触しにくい状況にある。その敷地規模の広さに応じて、来訪者の目線は至近の植栽樹木などの対象よりも庭全体の眺望に置かれることになるという。植栽樹木の手入れに当たっては、その立地条件により枝葉を四方へ長く伸張することができ、町家と比べれば枝葉の差し替えの頻度は少なくなるという。植栽樹木の枝振りは、枝先が切り縮められないことにより、来訪者に対してゆつたりとした印象を与えることになるという。

一部の庭師によると、松などの樹枝は、複数の節からなる上下左右の階層を構成していると述べられた。また節の単位を、タナ（棚）やサラ（皿）と呼ぶ庭師らがいた。これは、植栽樹木の樹冠は、複数の枝葉によるタナやサラと呼ばれる枝葉のまとまり（以下、タナとする）が、樹頂から下枝、樹冠まわりにかけて、幾重もの階層で構成されていることを伝えている。

京都御所等の庭仕事を受託する庭師らによると、京都御所等と町家の庭における松の立面を比較すれば、前者のタナ同士の間隔が狭く枝葉の濃度は高く、後者のタナ同士の間隔が広くタナの数自体が少ないことにより、枝葉の濃度は薄いという。このタナの間隔や数は、個々の植栽樹木の相関関係と立地条件によって受動的に定まつてくるものらしく、さらに建物や園路周りなど、植栽樹木が密集して植えられている箇所では、樹冠の量感や枝葉の濃度を抑制するために、松に限らず多様な植栽樹木にたいして——繊細な手入れとして一葉むしりが行われる場合があつた。

このように同一の御所・離宮の敷地内でも、中心部分と外周など

立地条件によつて、手間のかけ方、仕立て方に違いをつけられていた。たとえば、京都御所等には、植栽距離が長く大面積の生け垣や、枝先までの距離が遠く手鋏では手が届かない巨樹が植栽されている。それらの植栽樹木に対しても、具体事例を挙げると、京都御所の外周の築地塀と塀際に並ぶ松の高木の手入において「長柄の鋸」、修学院離宮の上の茶屋の大刈り込みにおいて「打ち鎌・長柄の鎌」が用いられていた。

最後に京都御所等と、寺院・町家における庭仕事との相違点は、樹種ごとの生理上の特性に合つた季節や手法が実施できることと共に、庭全体の状態確認を綿密に図られることにあるという。

（2）寺院の庭における庭仕事での配慮

庭師らによると、寺院の庭は、その歴史的な成立の経緯によつて様々な形態があり、庭仕事の傾向としてひと括りにはしづらいといふ。そこで強いて分類すれば、一般公開された天龍寺や（京都市右京区）や龍安寺（同北区）のように数多くの来訪者がある庭と、公開されていない塔頭などの庭に分けられるという。手入れの対象は境内の全体が包含されていた。

一般公開されている庭や寺院本山の境内は、多くの場合職人によつて庭仕事がなされるが、塔頭・庫裡の庭の庭仕事は雲水や奉仕の人々で行われている場合があるという。また、敷地の広い一般公開された庭は、御所・離宮等の庭に近似して枝葉の濃度が濃く、敷地の狭い塔頭の庭は町家同様、薄目に仕立てられよう配慮されている。寺院のなかでも、塔頭における庭仕事は、町家の庭の庭仕事と近似しているという。

庭仕事への配慮として離宮等と一般公開された寺院の庭が近似す

る点は、庭の状態変化を抑制することであつた。一般公開された庭は、非公開の庭と比べれば来訪者の目に晒される機会が相対的に多くなるため、たとえば寺院の主要な建物である本堂の周辺では、庭などの状態の変化に注意が払われる。逆に境内の主要部以外では時勢に応じて改修などが行われる場合があるという。また、山林に隣接している寺院などでは、庭の背景となる樹林の密度に合わせて、庭内の植栽樹木の枝葉を濃く仕立てるよう配慮されていた。

概して庭仕事の時期は、寺院の公的行事や盆や彼岸、正月などに伴う墓参時など、来訪者が多い時期に合わせて行われるという。また、仏事を主旨とする寺院での庭仕事は、質素であるように心掛けられていた。

（3）町家の庭における庭仕事での配慮

町家の庭の共通点は、京都御所等や寺院に較べると敷地が限られていることが挙げられていた。そこで限定された敷地であつても、住人あるいは来訪者にとって枝葉が混み合つて鬱陶しく感じられないよう配慮がなされていた。庭の敷地が狭隘であつて、できるかぎり奥行きや厚みが感じられるように枝葉の濃度、陰影の調節が行なわれていた。また町家の限定された敷地では、住人・来訪者が植栽樹木を至近距離で見る機会が多いことから、庭仕事に当たつては細部にまで気が使われていた。具体には、葉にかかつた切り枝（かかり枝・葉）の一つまで取り除かれ、庭内を掃く場合にも落ち葉一つ遮蔽などに配慮されていた。

仕事内容は、住人が関心を向けている事柄に重点が置かれ、それ

以外の事柄への手間は抑制される場合があるという。また住人・来訪者が眺める方向が限定されている植栽樹木については、立地条件に即して樹冠の枝葉が片側だけに残される場合があるという。

敷地が限定された条件下における庭仕事では、庭の奥行きや厚みが最大限に感じられるよう配慮されていた。庭師らは、町家の庭においても自然に伸長する枝ぶりを目指すが、限定された敷地では、樹冠の幅と高さを抑制する必要性が高く、結果的に枝葉の切り詰めや差し替えの頻度は多くなるという。樹冠の限界領域の余幅が少なく、京都御所等などと比べればタナの数は少なくなる傾向があるため、枝先を立ち上げ、それぞれのタナを互い違いに配するなどして量感を強調し、樹冠が厚みと量感をもつよう務められていた。また葉と枝元に減り張りをつけるために、その中間の葉をむしりて高さを揃えるといった工夫がなされていた。

町家ではその敷地の外郭と内郭が近接しているため、どちらかの領域の植栽樹木だけを濃く仕立てるだけで、住人・来訪者にとつては全体が暗く感じられるという。そこで単体の植栽樹木と生け垣の別に関わらず、樹枝をタナ状に割り仕立てることによつて、樹冠内へ射光を促し、内郭と外郭のどちらの両面で適度な明るさになるよう意識されていた。

樹枝をタナ状に割つて仕立てるということは相対的に樹枝の数量が減じることを意味する。枝葉密度の細かい調節は、葉ムシリによつて行われるという。さらに、茶家の露地のようにかぎられた敷地に数多くの樹木が植栽されている場合は、松など特定の樹種にだけではなく、あらゆる植栽樹木に対して葉ムシリが行われると同時に、至近距離にある植栽樹木ほど細かくタナ状に仕立て、射光の促進に

配慮されていた。

町家の庭仕事では、植栽樹木の生育特性における適期ではなくても、手入れをしなければならない場合があるという。また庭仕事が集中する時期は、八月中旬の盆と十二月末の暮れまであり、かつて京都の中心部では、祇園祭の前に集中していたという。

(4) 京都御苑における庭仕事での配慮

約六十五ヘクタールの面積をもつ京都御苑は、京都御所と大宮、仙洞御所を含む面積約二十ヘクタールと比べれば、三倍以上の敷地規模をもつ。京都御苑の北側に位置する臨済宗相国派の本山・相国寺（京都市上京区）の境内面積が約十三・二ヘクタール（約四万坪）であり、国の指定名勝で大型町家と形容される杉本家住宅（京都市下京区）の宅地が約〇・一ヘクタール（一、〇四九・八九平方メートル）であることをみれば、京都御苑の敷地規模は抜きん出て広大である。

庭師らによると京都御苑の松の高木は、御所等の敷地内に植栽されたものよりも粗密であり、樹冠の高さと幅を抑制するために枝葉を切り縮める割合が少ないと。つまり植栽樹木の枝葉が接触しないかぎり、枝葉の伸張のままに任せても支障が出にくいため、自然に生長した松と同様に、樹頂ほど幅が狭く下枝ほど幅が広い状態に仕立てることができるという。樹冠の芯となる幹枝は、基本的に切除されずに済むが、樹高を抑制するためにその幹枝が断ち切られる場合は、替りに幹吹きの立ち枝を育成するよう配慮される。なお、御所等の敷地内に植栽されている松の高木であつても、その外周部に植えられているものについては、京都御苑の敷地のものと姿が近似していくという。

第4項 庭仕事と“スカシ”の相互関係とその実践的妥当性

“御所・寺・町家スカシ”といった呼称は、庭師と技官の言述にもとづけば、御所等と寺院、町家ごとに独特な庭仕事の手法が編み出されていることではなく、各所における立地条件や対人関係、歴史背景に応じて庭仕事のあり方に変化が付けられてきたことを示している。植栽樹木の姿形（写真1—4）や構成が外観上相違して見えるのは、庭師と技官が各所ごとに相違する要請や動機を反映して、道具を使い分けるなど各土地に合わせた柔軟な対応の結果であった。つまり御所等、寺院、町家などの土地は、典型的な形態が規定されているわけではなく、それぞれの設えは多種多様であるため、庭師と技官においては、あらゆる土地の形態に適応できるよう貫した姿勢がとられている。そのうえで、個別の庭の前提条件に相応しい庭仕事が実践され、時として特殊な枝法が用いられることがある。

植栽樹木の枝葉濃度は、敷地規模が広く植栽樹木の枝葉が伸長する余幅があり、手入れに十分な時間が費やしができる場合において、相対的に高くなる。その一方で、町家の庭は限定された敷地規模に応じて、全体が透けた減り張りのある状態が目指されることによって、植栽樹木の枝葉濃度は相対的に低くなる。敷地規模の大邸宅などでは、枝葉濃度は高まり、いわゆる「鰐の寝床」と呼ばれる側面まで隣家が建て込んだ町家の庭と比較すれば、来訪者にとつておおらかな印象が得られる仕上がりになるという。また、庭仕事の内容は各施主の意向と要請が強く範囲され、結果的に庭の形態や仕上がりが変化する場合があるという。



[写真1] 京都御所内のマツ



[写真2] 寺院境内のマツ

そもそも御所等、寺院、町家における庭仕事が比較されなければ、“スカシ”という庭仕事の内容の違いを区別することはできない。御所等、寺院、町家における庭仕事を網羅している庭師と技官は限定されており、“御所・寺・町家スカシ”の差異を識別できるのはきわめてかぎられた人々である。したがつて“御所・寺・町家スカシ”の呼称は、一般的な技術や手法の区別を言表しておらず、土地の種別の違いと“スカシ”的関係性を示している。言い換えれば、“御所・寺・町家スカシ”を御所等と寺院、町家の手入れの違いと考えるのは庭仕事を外的に俯瞰した先入見であり、庭仕事を内的に直接経験する庭師と技官からすると、その呼称は、一貫した姿勢による庭仕事の実践のなかで、土地の種別などの個別的事項にたいして柔軟な対応がなされている実情を言表している。それは、場当たり的に土地の違いによつて手法が変えられているのではなく、庭仕事が行われている土地の固有性と継承の経緯が念頭に置かれていることを意味している。

いわば“御所・寺・町家スカシ”という呼称は三語からなる慣用句であり、その本質的意味は多種多様な土地で行われる庭仕事の一貫性と柔軟性である。たとえ御所等、寺院、町家における植栽樹木の形態が外観上異なつて見えたとしても、その仕立て方や手入れの仕方は、それぞれの敷地内における立地条件によつて柔軟に対応され、結果的に植栽樹木の形態も多様化することから、“御所・寺・町家スカシ”的呼称を分離して、個別の場所や植栽樹木に言い当たることはできない。

本来、庭師と技官は、庭だけにかぎらず多種多様な土地で仕事をしている。それゆえ、これまで言及してきた庭仕事とは、庭以外の



[写真 3] 町家敷地内のマツ

[写真 4] 京都御苑内のマツ

土地での汎用性を包含している。そのような意味での庭仕事は、単純に樹木を選定し落ち葉を掃くといった単純作業ではなく、その土地の住人や来訪者の志向に応じた繊細かつ多様な配慮の具現であり、庭師と技官による意識対象の幅広さと姿勢の柔軟さが如実に表されている。

第3節 補注

- (1) 中村一・尼崎博正・風景をつくる・昭和堂・2000、340頁
(2) ここでは、宮内庁が所管する京都御所、大宮仙洞御所（以上、京都市上京区）、桂離宮（同西京区）、修学院離宮（同左京区）を総称する。

- (3) 聞き取り対象の庭師は、京都市域内を中心に庭の庭仕事を行い、五年を経過した人々に限定し、技官は、当時の現役職員三名にO.B.職員一名を加えた。庭師は、御所・離宮、寺院、町家の庭仕事を行っている職人を人伝いの紹介により選出した。

- (4) 京都御所、大宮仙洞御所は、石垣や植栽、門で囲繞された京都御苑の区画内部に所在する。調査当時、京都御所は一般公開の対象ではなかつた。なお京都御苑は、明治二年の天皇の東京行幸以来、荒廃の一途を辿つていた禁裏御所（現在の京都御所）周りの旧觀を失わないよう「大内保存事業」により整備された区域である。明治維新まで京都御所と大宮・仙洞御所の周囲に群立していた公家邸は、ほぼ全てが失われた。現在は、旧閑院宮邸、旧近衛邸、旧桂宮邸、旧九條邸の庭などを遺すのみである。

第4節 庭の所有者、庭師、行政職員の鼎談にみる庭仕事への意志

第1項 聞き取り調査対象者と調査・分析者の立場の解消

前節までは、庭師とその集団に対する聞き取り調査から庭仕事の実態の分析と解明を行ってきた。それらの聞き取りを行つた本文の筆者は、行政職員として日々、庭仕事に携わっている。その業務内容は、前節で述べた宮内庁の技官とは異なり、実際に庭仕事を行つたり、庭師に直接作業を指示することはない。庭に関する行政指導や助言、助成などは、基本的に所有者を通じる。なお、第2節においていえば⁽¹⁾、筆者は聞き取りを行つた庭師と共に庭仕事へ関わってきた経緯があつた。

庭仕事の実態の分析と解明を行つうえでは、筆者のような行政職員もその対象であり、日常生活の実践の水準でいえば、分析・解明を行つているからといって庭の所有者や庭師らと異なる位置づけに置くことはできない。むしろ日常生活の実践の水準における庭仕事では、分析の対象者と分析者という二元化は成立しないため、庭の所有者や庭師らと庭仕事に携わる一員として聞き取りの対象となることが妥当である。そこで本節では—従来の土地に関する諸科学において承認されようがなかつた—庭の所有者と庭師と筆者への聞き取り調査を第三者に委託し、その調査結果を筆者が分析することによって、文化財庭園の修理の実態について解明を試みるものである。

聞き取り調査⁽²⁾は、現象学的な質的研究に対する一定の理解をもつ協力者（O氏）をインタビュアー⁽³⁾として一時間程度（一時間七分二十八秒）の鼎談として行われた。調査の対象者は、京都市によつて文化財に指定されたM寺の庭の修理事業に従事する所有者・庭師それぞれの代表と行政担当者である筆者の三名である。実

施日は平成二十八年七月九日、調査会場はその庭に南面するM寺の客殿であつた。鼎談の音声は、全て録音して逐語録を作成した。分析は、先述の逐語録にもとづいて修理事業の参加者の意志の向けらめ方に着目し、分析内容の解明に当たつては、M寺の庭の所有者（P氏）・同出入りの庭師（Q氏）・市役所の行政担当者（R）が具体的な場所と時間を共有して行う庭の修理という行為の構造の顕在化を目指すものである。

なお筆者がO氏にインタビューを依頼するに当たつては、聞き取り調査が無味乾燥な言葉のやり取りになることを避けるために、事前に調査の目的を説明した上でO氏へ任意の意志をもつよう伝えた。インタビューの後、O氏へその意志が何であつたかを訪ねたところ、「庭の所有者と庭師が筆者をどのように受け入れているか」と「それぞれの人々による庭という存在の見方」を意識したという回答があつた。

第2項 文化財庭園の修理にあたつての対人関係

聞き取り調査は、M寺の庭に北面する本堂の座敷において、O氏の「ほんとにざつくりなんんですけど、お庭の、あそこのお庭ですよね、修理について教えてください」という一言から切り出された。インタビューの前段を要約すると以下の通りである。

市役所の修理助成を受ける庭の修理は、行政の制度上、年度周期で実施される。修理助成の予算枠は各年度の単位で決められている。そのため、市内の指定・登録された約三十五件の名勝（庭・庭園）の所有者らと連絡を取り合うことで、事前に中長期的な修理計画を把握し、庭師を交えた打ち合わせを重ねることで、

事業計画が具體化されている。事業計画から修理の実施に至る市役所の職員との打ち合わせでは、概ね所有者と庭師が同席することになる。市役所の文化財行政における名勝の専門技師であるRは、経験の蓄積等にもとづいて、所有者の修理に対する要望への具体策を講じる。しかし彼は、樹木の植栽や剪定などの実作業を行うわけではないので、予算面を含めた実践の水準における意見を庭師であるQ氏に求め、事業計画の詳細を詰める。そのようにして諸条件を乗り越えて取りまとめられた計画を所有者が了承すれば、事業は開始される。

以下では、Q氏とRが初めて共に仕事をした情況が語られている。

【1—1】

Q氏：でー、一番最初は、Rさんと知り合つたときにさせてもらつた仕事が、えーこの南側の、いやちやう、この西側の木のあのう補植作業といつて、マンションを隠すための植木を植えるつていう作業やつたんですけど、その次のときかな。その石組みのところに生えてた、勝手に生えたぼさぼさの木があるんやけどね、こら。こんなんを全部、Rさんが「根元から切っちゃいましょう」つていうことを言われたんで、「いーんかいな？」とか思いながらも、まあまあやつたら、今の形になつていつたといふことなんやけどね。こんなんの繰り返しでここまで来たんですけど。

O氏：何か、あのう庭つて、なんか勝手に見に行く方（側）としては、もう既にできている感じがするんですけど、でも作業中だつたりするんですかね、そしたらまだ。

R：どうか、その完成つてないので。あのう目指すところはあっても、あのうそれが終わつたら、次またやりたく、こういうこと

しようとかつていうふうになつていつて、常に木は生えて、またコケはこう枯れたりとか、いろいろ動いてるでしょ、ずっと。だから基本、終わりはないので、ずっと過程なんですよ。

O氏：うーん。

（中 略）

R：（前略）Qさんからしたら、もうその木とか切つたらあかんと思わるんですね。あの文化財やから、そんな触つたらあかんつていうふうに、最初のほうは思つてらつしやつて。「いや、そんなことないですよ」と。「こういうふうに毀損とかしたりとか、あるいはその石、せつかく見せないといけない、見栄えのいい石とか隠れてたら、切らなあきませんでしょ？」とかつて言つて。（中略）いや「ですけどもお寺さんにもちゃんとご理解いただいて、切りましょよ」って言つて、そのやりとりを三一四年ぐらいやるようになつてようやく、逆に、まあ今度はQさんのほうから「こうしましょ」というふうな、そういうような関係になつていつたと思います。（14分40秒—18分40秒）

Q氏は、過去に行われたM寺における作業を通してRとの関係を述べる。Rが関わる以前のM寺の庭の園池石組には、「勝手に生えたぼさぼさの木（実生木）」が伸長していた。Rがそれらの実生木を伐採するように提案し、Q氏は、半信半疑にその作業を行つてきたという。その提案の動機についてRは、庭で生じる現象と行為の流動性を基いていると述べる。聞き手のO氏が、一般の目からみて庭は「もう既にできている感じがする」ものであると述べたのに対して、Rは、庭が「長い時間のなかで」整然とした状態と停滞時期

が「繰り返し」ていることを指摘する。Q氏とRにとつてM寺の庭の各所にいくつかの実生木が伸長していること自体は、共通の見解であつたが、双方の意識は大きく乖離していた。Q氏にとつて、M寺の庭の実生木を伐採することは、「いーんかな?」という否定的な見解であつたのに対し、Rにとつては単純に「庭が毀損しないようにする」措置という肯定的な意見であつた。

【1-2】

Q氏..あのう、ねえ、私らはずつと丁稚奉公といつて、最初は掃除ばっかりさせられるんですよ、こういう仕事つて。

O氏..はー。

Q氏..木、切らせてもらえるんて、2年目3年目ぐらいから、やつと鋏つて握らせてもらえるような世界なんでー、そこでずつと積み上げてきて、こういう縁あつてM寺さんにお世話になつたんですけど。(中略)で、ずっと維持をしていくつていう役目なんですよね、庭師つて。今の形のまま現状維持つていうのを、あのう木を切つていつて大きくなり過ぎないよう剪定(せんてい)をしたりとか、風通しを良くして虫とか病気とかならないように剪定したりとか、掃除したりとか草引きとかしたりするんですけど。で、それをする目的で私らは来て仕事をしてるときに、まあ「これを、じやあ、根元で切りましょか」って言われると、まあ「いーのかあ?」っていう、「何じや、こいつは!」ってなるよね、普通。(22分24秒—23分32秒)

Q氏は、庭師の仕事に就いたばかりの頃は雑用が主であり、鋏を使つて樹木を手入れできるまでは、一定の時間を要したと述べた。

庭師の世界とは、そのような“積み上げ”に支持されており、庭を現状維持するために、防虫や通風を良くするために、剪定、掃除、草引きなどをするのが、庭師の役目であると考えられている。そこに突然、第三者が自らの領域へいわば土足で侵入し、作業内容について関与をされると、「何じや、こいつは!」と否定的に受け取らざるをえなかつたという。

【1-3】

P氏..そやけど、まあ、はつきり言いまして、私らからしてみると、これ切つたから——たとえば、全然、私ですがねーばつと行つてその木切つてしまつたら、それは怒られますけど、京都市指定の庭を、京都市から来られた方がこうせえと言わはつて切つて、指定取り消されることもないやろうし。怒られることもないやろうし。

O氏..ハハハ。

P氏..かえつて、逆に報告書(指定文書)を頂いてるんやから、それはもうじやんじやん、あのう、そういう文書に従つていつて。逆に、われわれは毎日見てるので分からへんけれども、よそから第三者から見た目つていうのは、やつぱりだいぶ違う。冷静に見ていただけるところがあるので。だから、もう、それは住職とも話して、全てもうこれは、仰せのとおりのご指導に従ごうて、今やつていこうというふうな、最初からそういうことで。もう言葉悪いんですけど、はつきり言つてね、丸投げやつたんですよ。

O氏..ああー。

P氏..うん。丸投げやつたんですけど、だんだんできてくるとー、だんだんそこからこう「こんなん、ええんちやうかな」っていう

ような希望というのが、最近遠慮なく言うようになつてしまつたんで、ちょっと初心に返らないかんかな?と思つてゐんすけどね。

(37分34秒—39分01秒)

Q氏とRの対話を通じて、P氏は役所に対して「もう言葉悪いですけど、はつきり言つてね、丸投げやつたんですよ」と以前の自らの立場について言及する。社会一般の意識と同様、文化財に指定された庭は、「第三者」である行政職員の「冷静に見ていただけるところ」を期待して、行政職員の「指導」に従おうしていた。それは、行政を尊重している一方で、庭の維持管理のあり方を行政に「丸投げ」していたのであつたが、行政職員から「庭が壊れないように」するための変化を促されることによつて、「「こんなん、ええんちゃうかな」というような希望」が直言できるようになつたという。

第3項 見られることの意識づけからのスパイラルと循環の形成

【2—1】

P氏：私も、これ公開するようになつてから、よその庭が気になつるようになりましたよね。

O氏：やっぱりそうなんですね。(笑)

P氏：あのう、だんだん分かるようになつてくると、ねえ。手水鉢も、「あれ、何か反対ちやうの?」つていうよくな、何かこう分かるようになつたりとか(笑)。

(25分25秒—25分39秒)

P氏は、自らの寺院の庭を「公開するようになつてから、よその庭が気になるようになつたと、自らの意識の変化を述べる。その意識の変化は、自らが所有する庭だけではなく訪れた場所の庭にまで影響し、大多数の人々が無関心とみられる手水鉢の石の産地や大きさにまで配慮が及ぶようになつたという。

【2—2】

P氏：..まあ、でも、やっぱり見られるから恥ずかしくないようにしようとか、そういうところはありますよね。あのう、まあ、こっち側はあのう良く見せるように、見栄えっていうものをね、良くするようになりますよね?けど、してるほうにとつてみたら、それは見栄であつたり、うん。だから、あのう、どつちもやっぱり、こうして、どう言つたらいいんですかね、こつちは映えるように、美しくきれいに映るようにするし、あのう、やっぱりそれを越して、どう言つたらいいんですかね。あのう、うん、もつと高いところに行こうというその自分の気持ちがあつて、うん、やっぱり良く見せたいっていうふうに思うのが、その自分のその欲つて言つたらいいんですかね?うーん、だつたりしますけど。(中略)常に人に見せるから、次どういうふうに見せようとか、あのー、そういう、まあ見栄を張るー言うたら、ちょっと言葉(の)使い方悪いかもしませんけど、次のステップ考えようと思つたら。やはり、あのー、次はどの位置に持つてきて、どういうふうに考えますかっていうふうに、また次のステップにつながるので、多分ずつとこれの繰り返しやと思ひますよ。

O氏：..ずつと?

P氏：うん。(29分04秒—30分48秒)

P氏にとつて庭が「見られるから恥ずかしくないようにしてよう」とする「それは見栄」である一方で、「もつと高いところ行こう」という自分の気持ち」といった「自分の欲」のようなものであるという。その欲は、庭の修理が数年にまたがって継続的に実施されるからこそ湧き上がってくるようなものである。毎年庭を公開し、修理のために来観者との対話などを通じて絶えず所有者としての意識が触発されることによって初めて、所有者に「庭をよく見せたい」という欲望が生まれる。そしてその欲望の「ステップ」が順次高まり、ずっと継続されているのが現状である。

【2-3】

R..あのー、これはほんと僕の経験で、何かね、スパイラルができると、もう勝手に庭が良くなっていくみたいのがあって。その最初は、だから、その見せるのが今ご住職さんが言わはつた「ちよつと恥ずかしいな」と、いうの、「こんな状況では」みたいなことを、僕言われるんですよ、来たら。そやけども、「そんなことはないですよ」っていうのは、一種、私たちは確信があるんですよ。なんでかいつたら京都指定になつてているということは、もう今がどういう状況でも良いものであるという確信を持つてるんですよ。

O氏..あー。

(3分10秒-3分44秒)

Rは、所有者における「庭をよく見せたい」という意志に継続性が生まれることを「スパイラルができる」と形容し、それによって庭が良くなつていく体験を重ねてきたという。当初庭の所有者には、

【2-4】

O氏..何かその、そういうスパイラルっていうのは、たとえば、Rさんは今、スパイラルみたいな感じで言つてたんですけど、職

人さんは、そういう何か循環みたいな感じですか。

Q氏..あー、もう目に見えて分かります。だって、私のほうから提案させてもらつたことも、ありますし、「ここ、こうしましょうよ」って、ましてや最近は、あの私のほうから提案させてもらうことが多いですね。

O氏..へー。

Q氏..一番最初はものすごく抵抗してたんですけどもね、逆やなーって、思うようになりましたよ。

O氏..何かそのきっかけっていうか、何か、ここだ!みたいなのがあつたんですかね。

Q氏..やっぱりね、一番最初、伐採つていつて実生木つていう勝手に生えた木を、あの根元から切つていく作業をして、さつきRさんが言つてたみたいに庭全体が明るくなるじゃあないですか。じゃあ、やっぱ目に見えて、ここおかしいなあとか、コケがちよつ

自らの庭を公開することについて「こんな状態では」、「ちよつと恥ずかしいな」という意識があつた。行政職員の立場としては、文化財指定を受けている以上、「今がどういう状況でも良いものであるという確信をもつてている」という。文化財の指定・登録には、案件となる庭を学識経験者によつて構成される文化財審議会に諮問し、答申を受けるという過程を経る必要がある。その実務に携わるRとつて、文化財庭園は、現状の維持管理がいかなるの状況であつても、"恥ずかしい"存在であるはずがないという意志が働いていた。

とないよなあとが、土がへつこんでるなあとかいうのが、よく分かるようになつてくるんですよ。そんなんを直していくうちに、一番最初、その築山つていうところの土が盛り上がりつて、コケで盛り上がつてあるところがあるんですけどね、そこを一力所直すとこから始まつたんですけど、それがもう、あのうこここの住職さんも、私を含めて絶賛しまして。

○氏・へー。

Q氏・土がこんなに高くなつて元の形に戻つて、コケもまあ全部復旧できつていうのが、こんなに変わるんやなつていうので、まず一番最初に感動して。で、その次に「じゃあ、滝組みの周り、石組みの周りもやりましよう」つていう話になつていつて。でもうちょっととこの東側の奥の築山のところも、去年かな、一昨年かな。

R・一昨年。

Q氏・一昨年に直していつて、ま、徐々に順番に直つていつてるというか、綺麗になつていつてるんですよねー。

(33分31秒—35分・21秒)

行政側から変化を促されたことに対するQ氏は「最初はものすごく抵抗」していたが、Rが形容するところの“スパイラル”、聞き手の○氏が解釈するところの“循環”が「目に見えて分か」るきっかけがあつた。Q氏が当初半信半疑ながら実生木を伐採していくと、それまで樹枝で遮られていた陽光が庭の地面にまで入り込むようになり、Q氏の眼に築山表面の光と影の変化が意識できるようになつた。その結果、従来Q氏が目指していた「今の形のまま現状維持つ

ていう」指標以外に、築山上の苔の衰退や凹みなどの修理の必要性が認識されるようになつた。続いて築山を部分的に修理した結果、「こここの住職さんも、私を含めて絶賛しまして」、連鎖的に「滝組みの周り」、「石組みの周り」、「東側の奥の築山」の修理が行われてきた。

【2—5】

R・あの、その、スパイラルが良くなつたらもう本当にどんどんお寺さんからご要望が出て、んで、職人さんからどんどんアイデアが出てくるんで、もう僕は「ああ、分かりました」と。「じゃあ補助金こういう形で」みたいな、もうそういうどんどん事務的になつてきますけど。(後略)

Q氏・はい。ここまで私たち「こうしましようよ」つて言つてみたものの、やっぱり先立つものがお寺さんとかに無ければいけませんし、ここのお寺さんのご協力というか庭に対する思いとかは、私もそれはひしひしと感じてますんで、やっぱりしつかり仕事しようつて思いますからね。

○氏・その作業中とかつていうのは、これは、えーとP氏にお聞きしたいんですけど、ほとんどちょっと変わつていくわけですよね、ちょっととずつ。どんな気持ちで眺めるんですか。

P氏・わくわくですよ。ひとことで言うと。

(35分07秒—37分15秒)

“スパイラル”、所有者の“要望”と庭師の“アイデア”そして修理費用による裏付けをいわば燃料として自主的に運動しつづけるようになる。そのように一旦、「スパイラルができる」と、修理においてRが意見をすることは殆どなくなり、行政職員としての事務

的な対応で事が足りるようになる。その結果として、Q氏は庭師として「やっぱりしつかり仕事しよう」という意志がますます高まり、P氏は所有者として作業の経過をわくわく“した気持ちで眺める”という構図が成立する。

第4項 庭の保存管理におけるスパイ럴の成立と継続

庭の恒常維持管理に関しては、「自然的側面に支持された社会・文化面の条件のもと、来訪者の迎接などを念頭に置きつつ」、所有者と庭師ら並びに庭が相互触発した結果、作業の内容が具現化することが既に解説されている⁽⁴⁾。言い換えれば庭の恒常維持管理は、所有者と庭師が現前の庭にそれぞれ働きかけ、互いに対話をすることにより方向性が定まり、実践に移されている。

その一方で文化財庭園の修理の場合は、庭が法律や条例と言った制度下に置かれ、一定の規制を受けることになる。いわばその規制を体現するのが行政担当者である。本設では、以上の聞き取り調査の中では見出された「スパイ럴ができる」という言述について着目し、分析を行う。

(1) 制度下にあることによる保存管理に対する主体性の消極化

最初、所有者と庭師は、文化財に指定等された庭を一般の庭以上に現状の維持に務めなければならないものと意識されていた。庭師は、庭を今の形のまま現状維持を主旨として、病虫害などが来ないよう風通しをうながすために剪定し、さらに掃除・草引きなどをすることによって、庭を正常な状態に保つことなどが自身の役割と考えていた。元来、所有者と庭師の間で行われてきた庭の維持管理が、第三者である行政職員に指導を委ねるということは、結果的に保存

管理のあり方が“丸投げ”されることと同じであった。Rが行政職員としてM寺の庭に関わるようになつて以降、庭の毀損の進行を防ぎ、庭の仕組みを考慮すれば露出させる必要がある石に植栽樹木が抵触している場合は、その樹木を伐採することを提案した。所有者と庭師にとつてみると、それは従来の“丸投げ”をしていた維持管理のあり方を能動的な態度に転換するよう仕向けられたということであり、大きく戸惑うことになった。

そこで所有者は、文化財を指定する側の行政の担当者が伐採を提案するのであれば、指定が取り消されることも、誰かに非を咎められる訳でもないという意識で、その提案に応じた。庭師は、その提案に躊躇したが所有者の意向に従つた。そして支障木が伐採された結果、庭全体が明るく感じられるようになつたと同時に築山の毀損が識別されやすい状況が招かれた。そこで所有者は、連動してその修理を行うこととした。その結果、所有者と施工を実施した庭師は、経年変化より萎んで壅みを生じていた築山が膨らみを取り戻し、さらに苔が補植されたことによつて庭が変化したことに感動を覚えし、分析を行う。

ル”と呼称した。

元来、庭は所有者に帰属するものであり、庭の保存管理は所有者から庭師へ委託されている場合がある。庭は、文化財に指定されると、法律や条例といった制度による規制下に置かれる。それにより所有者と庭師らは、制度の遵守を意識することになるが、制度にもとづいた保存管理のあり方を熟知しているわけではないため、自ず

と保存管理をその筋の専門家に依存するようになる。制度下に置かれその保護が義務化された庭は、所有者と庭師にとつて改変などといったあからさまな希望や欲求を満たすことができなくなる。庭の保存管理を第三者に丸投げすることにより、主体性が希薄となつた所有者と庭師は無関心、無感動となつていく可能性がある。

所有者らの直接的な関心が薄れることによつて、匿名的な存在となつた庭は、程度の差こそあれ当たり障りのない保存管理がなされるか、その筋の専門家らの道具になり兼ねない。制度の性質上、文化財の指定等を受けた庭は現状の変更に制限がかけられ、所有者にとつての庭に対する全面的な自由は剥奪される。しかしながら現状の変更自体は制度上認められているため⁽⁵⁾、所有者らの主体性の継続は保証されている。手続きや保存管理の手法に関する専門家の助言を受けることは望ましいとしても、主体性まで第三者に委ねる必然性は制度上も道義上もない。つまり保存管理のあり方の「丸投げ」は、庭が制度下に置かれることによる所有者らの諦めや他力本願の意志にもとづいていると推察される。

別の見方をすれば、所有者らにそのような“丸投げ”的意志を生じさせているのは制度であり、その制度を司つてゐるのが行政である。所有者にとつて行政職員は、制度を司る担当者として自らの庭に対する自由に制約をかける存在である。その一方で所有者は、制度による規制の見返りとして一たえそれが充分なものではないとしても一助成や助言などを受ける機会を得る。それら手続きなどの窓口となるのが行政職員である。所有者は制度上、自らが所有する庭の保護の責任を担つてゐる。その社会的責任は、所有者にとつて負担となる可能性がある。そこで文化財の制度に精通した行政職

員に保存管理のあり方を“丸投げ”することは、責任の軽減という意味で有効と考えられる。また助成にもとづいて保存管理を行う点においても行政職員に依存することに有効性はある。しかし、所有者がそのような態度を取り続けていれば、庭の保存管理の主体性は形骸化し、管理は当たり障りのないものに成り得る。誤解をおそれずにいえば、文化財の保護の制度を司る行政職員は、所有者らの主体性を消極化させる存在となる可能性がある。

(2) 主体性の復活へのスパイラル

所有者における庭の保存管理に関する主体性が希薄となり、第三者への依存度が高まつたからといって、第三者が所有者の代理をすることは権限と責務の上で不可能である。所有者の主体性が希薄になることは、保存管理に関わる人々が互いに遠慮し、当たり障りのない保存管理の実施に繋がる。行政担当者としてRは、そのような経緯による保存管理の消極化によつて庭の毀損を招くことが本末転倒であるとみなし、まずは所有者に支障木の伐採を所有者に提案した。所有者らにとつてそれは、制度下において継続されてきた予定調和を崩すことにほかならなかつたが、一方で制度下における保存管理に対する主体性の再開の契機であつた。

行政職員は、その立場上、文化財指定等をされた数多くの庭の保存管理のあり方に接する多くの機会をもつ。さらに、文化財指定等に伴つて作成された指定文章や保存管理に関する記録を通して、各庭に相応しい保存管理のあり方を検討する機会を得てゐる。個人差はあるが、それは行政担当者が、庭の保存管理について幅広いパースペクティブを持つてゐると同時に、積極的な保存管理の進め方を中心長期的に検討できる含蓄と経験を持つてゐることを意味してい

る。行政職員の存在は、先述のように所有者らの主体性を消極的にさせる場合もあるが、庭の保存管理を個人の感情や経験ではなく、庭の建築と継承の歴史であることを具現化できる可能性を示す存在となりうる。行政担当者が後者の立場で制度運用の方向性を示すことができていれば、所有者と庭師らは、たとえ庭に規制がかけられていようと、記録にもとづく歴史への邇行により自らが庭の継承の歴史の一員であることを自覚し、行政職員を含む第三者との対話の窓口を開いているかぎり、庭の保存管理における自由を享受できる可能性、すなわち主体化の復活の途が開かれる。

所有者と庭師における主体化の復活は、条件付きの保存管理の自由における欲望の充足を契機としている。ここでの欲望とは、庭の変化に対する感動と、誰かによく見られる、多くの人々に見られるということにほかならない。所有者は、自らが主体的に庭の保存管理へ取り組んだ結果、庭の来訪者から評価を受けることによって充足感を得る。それに触発された所有者は、さらに主体性をもつて庭の保存管理に携わることによって新たな評価を受ける。その評価は実際に保存管理を行う庭師の評価でもあるため、両者はさらに新しい触発を受けて、主体的に保存管理を継続することになる。つまり保存管理を継続していることが、所有者と庭師にとつて自らの行為の節目による評価を受ける時間を与えている。この時間の節目は、来訪者から所有者らへの触発、行政担当から所有者らへの触発と連動しており、修理が断続的に行われているからこそ触発を実感する時間を得ることができ、それら触発への対応を用意する猶予が与えられる。

ここでは、多重触発という事態が生じている。社会一般における

保存管理では、所有者と庭師、庭の間で相互触発が確認できる。保存管理の行為内容は、個人の意志だけではなく、それに関わる人々と庭が触発し合うことによって定まる。それがM寺の庭のように、文化財の指定等を受け、それ以降一般公開が行われることになった場合では、社会一般の庭の保存における相互触発に対しても、庭の来訪者と行政担当者の干渉が加わることになる。それにより所有者らは、社会一般の庭の保存管理では生じ得ない評価と助言を得る機会を得る。それは必ずしも所有者らにとつて望ましい事柄ばかりではないが、第三者からの視点を通して、自らが庭を客観視できる機会を得ている。その助言や評価へ主体的に耳を傾け対応すればさらなる新しい評価と助言が繰り返し得られることになる。

つまり、"スパイラル"の本質は、所有者らによる庭の保存管理における主体的な態度にもとづいた、多重触発の繰り返しという時間の過ごし方にある。"スパイラル"の成立と継続とは、行為の当事者である所有者と庭師が主体的に庭と関わり合うなかで生じる感動を原動力として、来訪者や行政担当者など第三者による干渉がかれらの欲望を増幅させ、保存管理の新たな取り組みを実践し、その結果として庭が自他共に認める評価を得るといった一連の流れの反復である。そして行政職員は、その意識次第でこの"スパイラル"を有効にも無効にもする立場にある。

第5項 庭の保存管理に伴う制度化されたものと社会制度

これまで論及してきたことを省みると、行政担当者が関わる庭仕事の実践的妥当性には、その仕事に伴つて制度が大きく作用している。以下、メルロ・ポンティのコレージュ・ドゥ・フランス講義要

録から「個人の歴史及び公共の歴史における「制度化」」(1954-55)⁽⁶⁾を参照し、庭の保存管理の実態について解説を行う。

所有者と庭師らによる保存管理の実践の過程において“制度化されたもの”と、文化財保護に関する法律や条例といった“社会制度”であつた。前者は、所有者と庭師が一定の期間をかけて共に庭仕事を時間費することによって制度化されるという意味で、複数の特定個人からなる主観の関係（間主観性）にある。後者は、国や地方自治体の議会などにおいて決議後、公示された上で特定の地域にて適用されるという意味で、匿名の多人数からなる公共の関係にある。両者は、庭の保存管理における同じ時間の過ごし方と土地で経験されているが、対人関係の具体性と抽象性によって大別される。

保存管理の実践の過程において“制度化されたもの”は、保存管理という同じ行為を目指すことによって生成する持続的な時間そのものである。それは実体を伴うものではなく、所有者と庭師という行為者の対人関係において生み出される“間”である⁽⁷⁾。同じ意識をもつ行為は、継続されることによって、その当事者間における歴史がかたちづくられ、将来あるいは後世に引き継がれる出来事として意味をもつ。その出来事は時間経過に伴つて、たとえそれが口伝や領収書やメモ書きのよう記録でしかなくとも、当事者間に出来事の意味として沈殿され、取り上げなおしや反復が可能となる。言い換えればこの“制度化されたもの”は、特定個人の共同による実践の反復の“歴史”に根拠づけられており、閉じた狭い対人関係において成立するという一般性をもつている。

一方、法律や条例といった社会制度は、国や地方自治体における政治あるいは行政の出来事として規定される。仮にその規定に従わ

なかつた場合は、罰則や罰金を課せられる場合がある。ある特定の年月日をもつて公示される社会制度は、その規定の内容が決議されるまでと改定の“歴史”をもつが、その効力はある日をもつていつきなり発揮されることになる。社会制度は、一般社会への精度の浸透に一定の時間が必要とされても、制度化において個人の共同による実践の反復は要求されていない。

こうしてみると、保存管理の実践の過程において“制度化されたもの”は、“習慣”⁽⁸⁾の延長線上にあるように思われる。毎年、伸長する樹木の枝葉を剪定することをみれば、庭の恒常維持管理は、習慣のように継続的に実践されている。しかし保存管理の実践は、歯磨きや洗髪のような個人的な生活習慣とは違つて、自然現象と複数の人々の意志に伴う偶然性がその背景にある。来年行われる保存管理の内容は、過去に遡れば一定予示されるが、自然災害や所有者の経済事情、気まぐれなどによっていくらでも変容し得る。保存管理は、過去に行われた歯磨きが現在そして将来へ単純に反復されるようではなく、過去に裏付けられながらも常に不確定であり、現在から将来へかけて過去以上の豊かな意味が育まれている。ここでいう“制度化されたもの”とは、ある特定の対人関係と局地的な状況に結び付けられた〈前客観的領域〉⁽⁹⁾に位置づけられる。

庭の保存管理の制度化は、偶然的ながら特定の所有者と庭師らの主体性にもとづいているのに対し、社会制度は不特定多数の人々を対象とする義務として成り立つている。程度の差はあるが、保存管理の実践の過程において成立した“制度化されたもの”は、濃密な親しみのある対人関係に紐付けられているのに対し、法律や条例は行政団体が個人を規定するものであり、制度の成立に伴う“質”

が大きく異なっている。元来〈前客観的領域〉にあつた“制度化されたもの”は、客観的領域にある社会制度が適用されることによつて、公共的意味を背負うことが余儀なくされる。その結果、文化財に指定等された庭では、それまでの“制度化されたもの”的歴史に社会制度の規定を取り入れ、保存管理に關わる人々の対人関係を再創設することが求められる。それは、物理的な土地に法の網がかけられるといった単純な手続きのことではなく、庭の所有者と庭師の歴史と将来の人生に深く関わる出来事なのである。

濃密な親しみのある対人関係に紐付けられた“制度化されたもの”と、庭の保存管理の当事者の関心とはかけ離れた領域で成立した社会制度の間には、大きな溝がある。そしてそれは、そのまま所有者ならびに庭師らと行政職員との意識差、気持ちの温度差に反映される。誤解をおそれずにいうと、所有者らにとつて行政職員は、文化財の指定等を根拠として自らが育んできた濃密な親しみのある対人関係に割つて入り、規制や書類手続きを一方的に説く異邦人のような存在である。したがつて行政職員の介入は所有者らにとつて興醒めとなり、結果的に“丸投げ”といった主体性の放棄につながる可能性が生じるのである。つまり行政が庭を文化財に指定等することは、その庭に公共的な価値が与えられ、保護の義務が発生すると同時に、従前の制度化された庭の保存管理を大きく転換させることを意味している。それゆえに行政職員には、保存管理の実践の過程において“制度化されたもの”と社会制度との“架け橋”として、対人関係の再創設に寄与することが求められる。庭の保存管理におけるスペイナルの成立と継続とは、その再創設の実践過程を形容するものといえる。

第4節 準注

(1) 第1節と3節の調査の時点では、まだ行政職に就業していないかつた。

(2) 調査・分析は、第2節と同様、現象学的質的研究の手法を踏襲した。なお本聞き取り調査は、大阪大学大学院人間科学研究科社会系倫理委員会の審査を受け、承認されたものである。

(3) インタビュアーであるO氏は、庭に関する全くの専門外であった。

(4) 第2部第3章第2節を参照

(5) 文化財保護法第百二十五条参照

(6) M. メルロ・ポンティ著、滝浦靜雄・木田元訳・言語と自然.. みすず書房、1979

(7) メルロ・ポンティは、この“間”について「ちょうど丁番のように他所と私のあいだ、私と私自身のあいだにあるのであります。われわれが同じ一つの世界に所属していることの帰結でもあれば保証でもある」(前掲載書、44頁)と述べている。

(8) 「最初大雑把にみたところでは、感情とは一つの錯覚であり、制度化とは一つの習慣でしないようと思われる。」(前掲書、44頁)

(9) 前掲載書、46頁

第5節 庭の所有者と庭師らの意志にみる庭仕事の実践知の解明

第1項 既に構成されたものとして、あらかじめわれわれに与えられている庭

庭仕事とは、その語義からすると、事を行う土地（庭）において

事に仕える（仕事）ことである。それは、境内や宅地といった何らかの土地において奉じられる行為、その働きである。庭仕事の従事者は多様であるがその代表格が所有者、庭師そして特殊な事例では行政職員がそのなかに含まれる。前節までに言及してきた事柄は、庭仕事の従事者の対人関係と彼らによる庭への関わり方、配慮の分析し浮き彫りとすることであった。本章では、植栽樹木の恒常維持管理、特定の庭における特定の庭師集団の庭仕事の行為に関する呼称の違い、特定の文化財庭園における所有者、庭師、行政職員による定期修理という四つの切り口で、庭仕事のあり方を解明してきた。

本節は、それらの個別的意味にもとづいて実践的妥当性の顕在化を試みたい。

庭師は、庭を個別の事物の総和あるいは構成要素の集合体ではなく、ひとつの形態として把握している。庭師にとって庭は、漠然としたままとりとして受動的に直観されており、物質・生命・精神に関わる多様な状況や条件に触発されるかたちで、職人言葉などに形容される多種の所作が繰り返し行われている。庭仕事は、ある境内や宅地において繰り返される所作の運動のなかで、その意味内容が定まることになる。つまり庭仕事の意味内容は、何年も同じ境内や宅地で継続的に庭仕事が行われている場合は、習慣として事前に予測できるが、気候の変動や毎年の経済状況に応じて、完全には固定されることなく結果的に決まることになる。それは、恒常維

持管理にみられる庭仕事の内容が受動性と能動性の交点に当たることを意味しており、特定の境内や土地において一定の期間従事した庭師ではないかぎり、その内容を把握することはできないことを意味する。

庭仕事とは、全世界のおびただしい車種に適用される自動車の運転のような“技術”ではなく、特定の場所と条件に限定された“技能”なのであり、諸科学においてその真理を説くことなどは原理的に不可能である。旧来の土地に関する諸科学では恒常維持管理を技術として説明されてきたが、それは実態を踏まえるかぎり矛盾している。旧来の土地に関する諸科学における職人言葉と“御所・寺・町家スカシ”という呼称に対する先入観から露見したように、庭仕事の実態は、その行為の結果である庭の姿かたちを外的に観察することでは導出することはできないのである。

伝統的に庭仕事は、所有者と庭師の集団における複数の主観の間、さらには物質・生命現象との触発によって成立してきた。この“構造の三つのタイプ”に依存する触発は、当事者らの内的な直接経験の相互関係として理念化されている。したがって、庭仕事の実体を言表・記述するためには、記述者が庭仕事への従事者の言表や記録等にしたがうか、自らがその仕事に従事することでしか根拠に当たることができない。それにも関わらず、特定の境内や宅地での従事経験が無いながら、科学による真理を会得していることを装つて、諸科学者が“庭仕事”的技術を指導しようとする場合がある。それは、個人的な意見あるいは見解の範囲を出ない。なぜ社会的に“庭仕事”的技術指導が可能であると信じられてきたかといえば、それは庭がある時期にある人によって造られたことを論拠としている。

そもそも庭は、すでに構成されたものとして、あらかじめわれわれに与えられている。庭仕事は、その既に与えられた心理物理的な構成に即して実践されている。それがかつてある人によつて造られたことは、恒常維持管理の方針や庭の継承を考えるうえで意味をもつが、庭仕事の実践に直結する事柄ではない。これまで諸科学では、既に構成されてわれわれの眼前にある庭を思弁のうえで構成要素に分離し、あらためて構成し直すことによつて、庭造りを行つた所有者や庭師といつた当事者の経験と自らの科学者としての見解を重ね合わすことができると考えられてきた。これは、自動車のように入れ間が組み立てたものであれば、理念の上でも再び組み立て直すことができるといった発想にもとづいている。しかしながら物質・生命の秩序へ依存し、受動的かつ能動的に成立する庭は、機械のごとく設計図どおりに組み立てらるわけではないため、事前にその組立方法を把握することができない。それゆえ庭仕事さらには庭の形態は、科学が恣意的に構築した真理からトップダウン的にその実態を把握することが原理的に不可能である。このような先入観や誤解を回避するためには、庭仕事がすでに構成された実践的世界への内属を前提していることを自覚する必要がある。

第2項 庭仕事への配慮から浮かび上がる庭仕事の本質的意味
これまで庭仕事に関わる人々の言述から庭仕事の意味を聞き取りしてきたなかで、その行為には、—ハイデガーの『存在と時間』を参照すれば—物質・生命・精神の秩序のすべてに「配慮しながら付き合う」⁽¹⁾態度がみられた。

要するに、ひとが身近な仕事場の世界にそのつど配慮しながら没頭しているとき、そこでの作業や作られる製品には、あるいはその作業や製品を構成するさまざまな指示の脈略には、世界の内部に存在するものが漠然とながらもともに引き入れられている。
(存在と時間..102頁)

庭師の恒常維持管理の実践は、立地条件・事物の構成、植栽樹木・草本・地被植物、所有者からの要請などへの配慮が契機となつていた。庭師にかぎらず庭仕事に関わる人々は、その実践において、物理・生命・精神の位相が絡み合つた実践的世界の出来事のなかに没入している。庭仕事の実践中にそのことが意識されないのは、庭仕事に関わる人々の存在が、かれらにとつて庭が既に構成されたものとして与えられている経験に先立つて、実践的世界に投げ入れられているからである。

庭仕事に関わる人々にとつては、庭が既に構成されたものであることが「信憑 (Doxa)」され、かれらの存在がその「信憑」に先立つて実践的世界に内属していることが「原信憑 (Urdoxa)」されている。言い換えれば庭が既に構成されたものであること自体は、庭仕事に関わるすべての人々に該当する出来事であるが、その庭の構成の把握は、各個人の主観ごとに実践されている。庭の構成のあり方は、個人ごとに千差万別であるため、その記述が科学として的一般性や普遍性を有することはない。それゆえ庭仕事の記述に当たつては、その仕事の結果である庭の物質と理念上の構成ではなく、日常生活において持続されている配慮への注視が不可欠となる。

現存在が手許に在る道具のもとに配慮しながら没頭している範囲の中でさえ、配慮される世界の内部に在る存在するものとともに、そういうた存在するものが備える世界性がなんらかのかたちでほの見えてくる、そのようなひとつの存在の可能性を現存在自身が持つてゐるのではないか。（存在と時間..104頁）

庭仕事に關わる人々による配慮を当事者の言述から注意深く読み解けば、かれらの配慮がいわば灯火となつて、実践的世のありさまが、庭仕事全般の実践的妥当性として浮かび上がる。本節では、概ね以下の庭仕事に関する妥当性を解明した。

- ① 庭師が恒常維持管理において職人言葉を用いるのは、対人関係の恒常性が崩れたことを契機として、庭師の間で意志疎通が円滑にできなくなつた場合である。一定期間共同して仕事を行つていれば庭仕事の仕上がりの意志疎通は、濃い／薄いや堅い／柔らかいといつた日常の実践的世の世界で汎用的に使用されている対語によつて可能であること。
- ② 庭師は、恒常維持管理を通して、主として植物の生理現象や健康状態といった生命の秩序と所有者や来訪者の要請などの精神の秩序の両立を目指しており、経済的背景から換算される時間と境内や邸宅の構成の制限のなかで、多種の所作の駆使と工夫によつて柔軟に対応していること。結果的にそれが、互いに絡み合う人間と植物の環境世界の相互作用の中間点に立脚し、庭の恒常維持管理を通して双方を仲裁していること。
- ③ 庭師集団は、植物の生長の周期に合わせ、庭仕事を進める上で小回りの効く小集団あるいは総合体である会社・店という形態をと

り、時候と所有者からの要請に合わせて濃淡、強弱をつけられるよう可変性をもつということ。

④ 庭師集団の庭に対する配慮と集団内において長い期間をかけて手が揃えられることにより、庭に“調和”が生まれること。

⑤ 庭の恒常維持管理では、樹木の健康状態の管理や参拝者の安全確保、場所による手入れの仕方の違い、各庭における機能の把握などの約束事がある。いわばその“制度化されたもの”は、特定個人の共同による実践の反復の“歴史”に根拠づけられており、庭の恒常維持管理に關わる人々のなかで成立していること。

⑥ 恒常維持管理において庭師は、庭に關わった先人の要望や関心である“先人の意向”を、文化的な歴史として引き継いでいること。

⑦ 多種多様な土地で恒常維持管理を行う庭師は、一貫した庭仕事の仕方によつて、それぞれの敷地内における立地条件によつて柔軟に対応していること。またその庭仕事とは、その土地の所有者や住人、さらには来訪者の志向に応じた纖細かつ多様な配慮の具現として、庭以外の土地での汎用性を包含していること。

これらの実践的妥当性は、庭に關わる人々にとつて当然の事柄であるが、それぞれの立場において〈信憑〉されており、それでかつ恒常的な合理性が潜在されているため、あえて問われないかぎり意識されることはない。逆をいえば、それであるからこそ本質的であり、庭のように境内や宅地の一画で実践されている事柄の記述は、その当事者の置かれてゐる状況と立場による、様々な配慮への注視によつて妥当性をもつのである。

第5節 補注

(1) マルティン・ハイデガー著・高田珠樹訳「存在と時間」作品社
2013、105頁

第三章 文化財の保存管理の報告書等の記述にみる

庭仕事の実践知の解明

第1節 庭の脆弱性の顕在化とその傾向の解明

第1項 庭の脆弱性

本節では、京都市内に位置する文化財指定等を受けた庭を事例としたその脆弱性の顕在化とその傾向の解明を試みる。

平成二十二年四月現在で京都市内における行政が指定・登録する文化財庭園は、国指定が四十四件、府指定が一件、市の指定が二十九件、市の登録が三件である⁽¹⁾。これまで文化財庭園の脆弱性（壊れやすさ）に関する研究は、保存管理を中心として検討されてきた。それは偏に庭の保存管理が単なる現状の維持ではなく、庭の存立に欠かせない重要な事項であることによる。「庭は、作つただけでは作つたことにならない」⁽²⁾のであって、保存管理は永続的な創作活動の一環といわれることもある。そのような特殊な事情が結果として、庭の脆弱性に関する体系的な検証の必然性を希薄にしてきた。

庭の保存管理に関する先行研究には、「庭園入門講座4 剪定・生垣・庭樹各論」⁽³⁾、「図解 庭木・花木の整姿・剪定」⁽⁴⁾、「庭園学講座IV 庭園の管理と病害虫」⁽⁵⁾などがある。また文化財庭園の保護について言及した先行事例としては、「月刊文化財（五一一号）」⁽⁶⁾や『庭園学講座X 文化財庭園の保存管理技術』⁽⁷⁾、「特集 東京

都の文化財庭園における取り組み」⁽⁸⁾、「文部科学省補助金「研究成果公開促進費」研究成果公開発表（B）『文化財の保存と修復－伝統ってなに?』」⁽⁹⁾、「平成十九年度日本庭園学会関西大会シンポジウム「文化財庭園の整備・維持管理の表現」」⁽¹⁰⁾等がある。

研究の方法は以下の通りである。まず最初に、文化財庭園において脆弱であるとみなされる具体的な事例を列記し、実態把握を行う。次に、従来庭園学および造園学において考察が深められてきた庭の保存管理と庭の脆弱性の関連性について考察を行う。最後に、京都市内における文化財保護の実態に即して庭の脆弱性についての分析を行う。なお、本研究は庭の脆弱性に関する指標の提示を目的とするものではない。

庭の保存管理については、「庭園は作庭が四分で、維持管理が六分である」⁽¹¹⁾という格言がある。それは、維持管理を含む保存管理が、庭の存続を可能とする前提事項といつてもよい。見方を変えると維持管理の必要性は、そもそも庭が脆弱性を抱えていることの裏返しであることを示唆している。それはつまり、庭の存続に係る維持管理と庭の脆弱性は表裏の一体の関係であり、庭に携わる人にとってはあえて口に出さなくとも、脆弱性が常に念頭に置かれているものと考えられる。

そこで、本研究の方法は以下の通りとする。維持管理で想定されている範囲の庭の脆弱性に関して、京都市内の文化財庭園における保存管理の実例を紙面の許す限り枚挙し、その傾向と特性を分析する。なお、脆弱性の枚挙にあたっては、便宜上、項目を環境と人為に二分し、庭の毀損や荒廃の具体例を推挙する。

第2項 庭に関する脆弱性の枚挙

(1) 環境

自然環境内にある庭は、その秩序の影響のもと人の手によつて庭としての秩序が保たれている。それは、「自然の樹木では好条件の下にある強い木が弱者を淘汰する一方で、常に新しい生命が生まれ育ちつつある。つまり新陳代謝によつて、樹林全体として動的なバランスが保たれている」のに対して「庭園のなかではすべての樹林が共存してもらわなくては困る」^(1,2)のである。つまり庭の毀損・荒廃は、双方の秩序の均衡が崩れたときに生じるとみられ、その頻度が高い現象こそ、庭が壊れやすいという特性を示してゐる。但し、その事例は数に限りがないため、本項では庭に携わる人々においてよく知られている事例を取り上げる。

(a) 雨

水圧は、工業製品の加工に使われることがあるほど強力であり、場合によつては雨水にも強力な力が生まれる。京都市外の事例としては、平成二十一年七月の山口県豪雨災害において、名勝毛利氏庭園（山口県防府市）の地下水路が壊れ地表の一部が陥没した^(1,3)。時に雨水は、園内の築山の地被植物を洗い流して地山を穿鑿したり池や流れの水を溢れさせたりする。一旦、築山が穿鑿されると水

道（みずみち）や窪みができる、そこから築山の毀損が進行する。庭では、園路が排水路を兼ねている場合があり、正常時は、まず築山で受けた雨水が園路に流れ込み、園池や雨水樹などに排水される。もし雨水によつて築山が穿鑿されると、地被植物と泥土が削り取られ園路や池に堆積するため、その除去を怠ると、果てには園路の輪郭が不明瞭になり池は埋没してしまう。

豪雨の際、池の排水能力の限界を越え、池の水位が高まると、雨水は護岸石組の裏側へ溢れてしまいその基盤を痛めてしまう。また、急激な雨水の増加により流水がはやまると、時として護岸石組の石と石との間に詰められた粘土やモルタルが剥がれ、池の水が護岸内部に浸透し、護岸石組の崩壊を誘発することがある。

以上のように降雨は、多いと庭の毀損を招き、逆に少ないと地被植物や植栽植物が弱らせ、場合によつては枯死に至ることさえある。どれほど散水をしたとしても、庭は渴水に対する極めて脆弱である。

(b) 風

風力は、時として自動車を巻き上げ家屋をなぎ倒すことがあるほど強力である。庭の風による被害は、建造物・工作物・点景物の倒壊並びに樹木の枝折れや転倒の誘発などが想定される。

具体的な事例としては、特別史跡及び特別名勝醍醐寺三宝院庭園において、平成十九年九月に敷地南側の築山中腹に植わっていたシイノキが園池内に転倒した。この時、倒木したシイノキが池中に設けられた岩島に直撃し、その一部が損傷した。関連する事例としては、平成十年九月、奈良県の室生寺五重塔が台風九号の影響で倒れたスギの大木によって損傷した後、国宝・重要文化財周辺の樹木伐採が促進された。京都市指定名勝正伝寺庭園など文化財庭園の一部

でも、関連して植栽樹木が伐採されることになった。

クスノキなど枝葉の湾曲に対して粘りがない樹木や古木の場合、強風により生の枝葉が段階なくいきなり折れ落下する場合や、ひどい時には生木（なまき）でも倒木することもある。また、どのようない種類の植栽樹木でも、植栽密度が高く枝葉が密生し、樹冠⁽¹⁴⁾内部に十分射光が及ばない場合は、中枝が枯れる可能性があるので、それらの枯枝が他の枝葉に引っ掛かりながら段階的に落下するおそれがある。したがって、保存管理では日常的な見廻りで危険個所を確認し、状況を見計らって枝葉の剪定・除去が行われている。

(c) 雪・霜

冬季の降雪時、まずもつて脆弱性を呈するのが植栽樹木の樹枝である。積雪の重みは、時として植栽樹木を幹ごと折つたり転倒させたりする。京都市内ではみられないが、石川県金沢市の特別名勝兼六園など豪雪地帯にある庭では、積雪による枝折れや樹形の乱れを防ぐために、雪囲いや雪吊り⁽¹⁵⁾などを行うことがある。

また同じく冬の風物詩と知られ、特別史跡及び特別名勝二条城二

之丸庭園などでみられるソテツの防寒養生⁽¹⁶⁾は、樹種の環境特性に応じた保護の措置である。また、京都市指定名勝官休庵（武者小路千家）庭園などの露地では、寒冷期にコケ類が霜によつて痛んだり地山から剥離したりしないよう敷松葉⁽¹⁷⁾が施されることがある。近年は冬季が温暖であることが多かつたため、霜による被害は顯著ではないが、平成二十二年二月から三月の京都市内は霜が降りる日が数度あつた。京都市指定名勝白河院庭園では、園池護岸沿いの築山の表面が霜柱によるひび割れている状態が確認された。

上記の保存管理の内容から勘案すると、主として文化財庭園の雪・

霜による脆弱性は、植栽樹木や地被植栽の冷氣による被害、積雪による植栽樹木の枝葉や幹の毀損、霜による築山表面の毀損などがある。

(d) 植栽樹木の生長

一部の事例を除いて、植栽樹木は庭になくてはならない構成物である。来訪者が季節感や自然の息吹を感じることができる植栽樹木のまとまりは、自然林とは異なる風趣を醸し出す庭の特徴ともいえる。その植栽樹木の枝葉は、毎年の維持管理において一定剪定により抑制されるが、根茎の生育は意外と見落とされがちである。植栽樹木の根茎を放置しておくと、根上りによつて築山の表面が荒らされ、根の力で石積みが孕むなど、いつの間にか庭は崩壊に導かれる。また、ササやコケなどの地被植物も細やかに手入れをしておかなければ、築山と園路との縁を不明瞭とし、景石や護岸を被覆するなど、庭の地割を著しく変貌させてしまう可能性がある。こうした毀損は、どのような文化財庭園でも起こり得る。

(e) 動物・昆虫

自然環境と隔りのない庭には、多種多様な動物や昆虫が訪れる。その中には、庭に悪影響を及ぼすものがいる。コイなど園池で飼育されている魚や、河川等を伝つて流入したアメリカザリガニは、護岸石組みの目地を穿鑿し、崩壊を助長することがある。また、山沿いに位置する庭では、イノシシやシカが園内に侵入し、築山や園路を掘り返したり、植物の新芽に食害をもたらせることがある。また、近年のマツ枯れやナラ枯れは昆虫に起因する被害である。植栽樹木の病虫害による被害自体は恒常的であるため、たいていの場合、多様な対処方法によって迅速に処置される。

(f) 地震

庭の地震による被害は、建築物・工作物の倒壊、護岸石組みや景石の緩み、燈籠など点景物の転倒などが想定される。地震による護岸石組みや景石の緩みは、実際どの程度生じているのかの判別が難しい。醍醐寺三宝院庭園の護岸石組は、平成九年に大きく転倒したという。それは平成七年（1995）一月に起きた阪神大震災の一周年後であり、直接の因果関係は不明であるが、転倒を誘発した可能性は否定できない。後述するように、護岸石組の応急処置が頻繁に行われていれば、地震によつて大きな被害が出ることは考えにくい。よつて地震は、すでに荒廃・毀損した状態の庭に大きな被害を与える契機となる災害として位置づけられる。

(g) 環境に関する脆弱性の傾向

保存管理の事例を通して、環境面から庭の脆弱性をみると、自然の秩序と人の手による秩序のせめぎ合いを顕著に読み取ることができる。自然と人為を対立関係とした場合、維持管理は自然の秩序への対抗策と解釈され、ともすれば受動的なお決まりの作業とみなされてしまうが、冒頭で述べたように保存管理は、能動的に行われる永続的な創作活動でもある。庭に携わる人々にとつて自然の秩序との兼ね合いは、前提として受容されている。すなわち想像を絶する規模の自然災害が生じない限り、庭の脆弱性は保存管理において予め想定されており、常日頃からことあるごとに対処がなされている（18）。

(2) 人為

学術的な議論の俎上に上がる機会は希であるが、故意であるなしに係らず人災が庭の保存に深刻な影響を及ぼすことは多い。それら

は、庭を運用する上で直接支障を被ることから、常日頃より庭に携わる人々の関心のなかにあるとみられる。しかし、容易には対処できない大事であるがゆえ、未解決のまま放置されていることも少なくない。本項では、文化財庭園で生じる可能性がある人災の一部を枚挙する。

(a) 維持管理の停滞

京都市内の気候風土における植栽樹木の生長は極めて早い。それは、「明治維新後の百年あまりの間に京都御苑で現在みられるような大樹林が形成された事実」⁽¹⁹⁾が証明している。これは逆説的に毎年の維持管理を怠ると樹木や雑草がうつそうと生い茂り、足の踏み場もなくなってしまうだけではなく、庭の地割⁽²⁰⁾や建物と植栽樹木との間に「スケールギャップ」⁽²¹⁾が生じる。そうなると来訪者に違和感を与え、さらには庭としての調和・統合が損なわれることなる。

仮に長期間、文化財庭園の掃除や除草を怠ると、地割は落葉や砂埃などによつてまんべんなく埋没し、元来の形状が失われる。京都市指定名勝立本寺庭園では、長年の蓄積により広い範囲で五、六セントメートルの堆積土が確認された⁽²²⁾。また、実生の樹木や地被植物が生長し我が物顔で居座るようになると、庭は自律した秩序から自然の秩序に大きく偏り、維持管理を再開しても、本来の庭と異なる状態から逃れることはできない。

(b) 造り替え

岡本太郎は、庭について「すべての古典の中で、おそらく庭ほど時代に堪える、と同時にまたその流れにしたがつて貌を変えているものはないでしよう」⁽²³⁾と述べている。庭の形状の移り変わりは、

自然の秩序による経年変化に加え人為的な造り替えによるものもある。事実、京都市指定名勝知恩院方丈庭園は、少なくとも過去3度の作り替えを経ていることが、考古学的調査で明らかになつている⁽²⁴⁾。後世の造り替えを「時代の感性や個人の美意識の挿入」⁽²⁵⁾と考えれば、庭には、時代の趣向にしたがつて形状を変えることにより、存続を可能にしてきたという強かさがあると解釈することもできよう。

その一方で文化財庭園の場合、造り替えは現状変更⁽²⁶⁾としてみなされる。すなわち文化財に指定・登録される以前の造り替えは、一定の範囲なら歴史の蓄積として許容されようが、指定・登録以降は認められざる行為である。それにも関わらず、文化財庭園を一般の庭と同一視し、新たに手が加えられてしまうことが現実としてある。それは表面化されていないだけで、文化財価値が著しく損なわれている可能性がある。

(c) 過度な恒常維持管理

毎年の維持管理は、綿密に行うほど良好に庭が保護できるというように思われそうだが、過度な維持管理は大きな毀損を招くことがある。その代表的な事例が、浚渫による池底の穿掘である。平成二十一年度実施の京都市指定名勝光雲寺庭園の園池護岸修理では、考古学的調査と現地観察を元に考察したところ、池底がほぼ全域にわたつておよそ二十一・二十五センチメートル削平されていることが明らかになつた。その理由は、後世コイを飼育するために水深を確保する必要が生じたとも推測できるが、過剰な浚渫による可能性は十分考えられる。

その他、過度な散水や清掃によって地割りや築山が削平されるこ

ともよくあり、そのような毀損は、特に露地など頻繁に利用される庭でみられる傾向がある。

(d) 庭の仕組みの未理解

庭の成立事情もしくはその来歴を知らないまま、調査もせずに修理に取りかかれ、結果として思いがけない毀損を招くことがある。平成十七年度実施の京都市指定名勝並河家庭園の修理では、マツの根上りに伴つて傾斜した飛石の調整が行われた。その際、施工を担当していた庭師が飛石を大きく取り上げ⁽²⁷⁾、さらにその下部を掘削した上で飛石が据え直された。工事の数日後、所有者より当該の飛石付近から水が滲み出したとの通報を受け、立会調査を行つた。すると、飛石の直下に埋設されていた、小滝に導水するためのモルタルと加工石で包まれた銅板製の水道管が衝撃によって破壊されていることが判明した。その後、水道管の構造を調査した上で復原修理を行い事なきを得たが、恒常維持管理の断絶などの理由で庭の仕組みが理解されていないと、思わぬ毀損が生じかねないのである。

(e) 火事

庭の火事による被害は、主に建築物・工作物・植栽などの消失が想定される。火事は自然災害と人為災害の両面の可能性があるが、ここでは人為的な事項として取り上げるものとする。文化財庭園における火事の被害は、よく知られる所では、特別史跡及び特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園における金閣の焼失がある。近年の例では平成二十一年三月三十一日に、名勝白沙村莊庭園において茶室（倚翠亭・憩寂庵）がほぼ全焼した⁽²⁸⁾。建造物自体に高い文化財価値が認められる場合は、建造物として保護の措置が図られるが、そうでない建物や工作物については防災の措置が不十分なことがある。

木造建造物の場合、火事に遭遇すればその大きさによつては姿形が完全に失われる。それに対し庭は、火事に遭遇しても築山や護岸石組・飛石といった地割が焼け残つたおかげで、一定姿形を保持したまま存続している事例がある。史跡及び特別名勝天龍寺庭園の場合、方丈が数度にわたり罹災しているが、庭園は焼け残り、一部改修されたのが現状の庭といわれている。京都市指定名勝壬生寺庭園は、享保二十年（1735）に刊行された『築山庭造伝』に鳥瞰図が描かれ、安永九年（1780）刊行の『都名所図会』に当時の境内の様子が描かれている。壬生寺の堂塔伽藍は、天明八年（1788）のいわゆる天明の大火により全焼しており、庭も何らかの影響を受けたとみられるが、『築山庭造伝』の描写をみる限り、地割りが残されたまま文化期の本堂再建時に整備されたものと考えられる⁽²⁹⁾。名勝敷内燕庵を擁する千家五家のひとつ敷内家は、元治元年（1864）に蛤御門の兵火で、当時の建物は焼失した。しかししながら露地の地割だけは焼け残つたため、その後の再興時に、復原修理されて現在に至る⁽³⁰⁾。

以上みてきたように、庭は火災に遭遇してもそのままの地割で復原が可能な場合がある。これは、防災という観点では、美術工芸品や建造物と比べて大きく異なる性質である。それは、庭の火事に対する耐性とみることもできるが、建築物・構築物の消失により、庭に変質がもたらされる場合がある。一例をあげると、壬生寺庭園の場合、現在は、書院の真南側に位置し、自ずと主景も北から南という軸に設定されているが、景石や護岸石組の表情をみる限り、本来の主景は北東から南西側に軸線があつたと推察される。また、『都名所図絵』の描写などにもとづけば、壬生寺庭園は元来中心伽藍の

内部に設けられたものではなかつたが、後世、庭の周囲に堂塔伽藍が巡らされたことで、庭の性質が激変したとみられる。罹災した庭と建物の関係や見方は、歴史的経緯を知らなければ、誤解を招くという弊害がある。

（f）公開

京都市内には一般に公開されている多くの文化財庭園がある。庭の公開は来訪者の心情としては望ましいことであるが、公開が毀損・荒廃を誘引することも珍しくない。まず庭を一般公開するにあたつては、人止め柵や結界が附加され、場合によつては動線が変更されるなど一定の改変が伴う。作庭時に想定されていていない数と服装の人々が庭に訪れると、園路は踏圧によつて締め固められ、革靴やハイヒールなどで敷砂利は蹴り飛ばされ、人止め柵を越える撮影者や横並びをする人々の歩みによつて築山と園路の際は踏み削られる。その結果、敷砂利が繰り返し追加されて園路の嵩は高くなり⁽³¹⁾、じわりじわりと園路幅は拡幅して、最終的に旧来の地割りが失われていく。こうした毀損・荒廃は、時間をかけて進行するため表面化しにくい。

（g）建造物の防災施設の付加

特別史跡及び特別名勝慈照寺（銀閣寺）庭園と觀音堂（銀閣）の関係のように、国宝・重要文化財などに指定された建造物が文化財庭園内に位置することは少なくない。そのような場合、建造物の防災設備の設置に伴う掘削によつて庭が改変されることがある。平成二十年度、西本願寺の名勝滴翠園内にある国宝飛雲閣の防災設備の設置にあたつて、園路に自立式の放水銃と格納庫が埋設された⁽³²⁾。その際、格納庫の蓋の表面は砂利で覆われたが、足下の感触として

格納庫の空洞が気になり、やはり見た目にも違和感が感じられるようになつた。国宝を罹災から守る為には、庭の一部が改変されることはやむを得ないという意見もあるかもしれないが、防災設備の設置により、庭の調和が乱されているのも事実である。よつて文化財庭園と建造物の価値の双方を尊重し、両立していく仕組みづくりが求められる。

(h) 都市開発

庭は環境に依存している。平安京以来、主として都市の中に築かれてきた京都市内の文化財庭園は、都市開発の多大な影響を受けてきた。環境と庭との分ち難い関係性を示す代表的な例として、湧水の枯渇と景観の阻害がある。京都市指定名勝鴨脚家庭園は、唯一現存する下鴨神社の社家の遺構であり、高低差のあるすり鉢状の池への給水は湧水であった。旧来その湧水量は、水深約五メートルの池を満杯にするほど豊富であつたが、今では池底に僅か水面が顔をのぞかせているだけである。もともと鴨脚家庭園の池は、近接する鴨川の河床の上下によって水面が変化していたという。そのことを勘案すると、昭和九年の室戸台風の被害を受けた近接する鴨川の河床の切り下げに起因し、湧水の水位も低下したのではないかと考えられる⁽³³⁾。

東本願寺の所管する名勝涉成園は、その東側に通る河原町通という幹線道路に近接している。かつて周辺の都市計画における用途地区規制は厳しくなかつたため、現状ではホテルなどの中層の建物が林立しており、庭からの眺めに支障を来している。同様の例は、今出川通と丸太町通という幹線道路に隣接する名勝清風荘庭園などでもみられる。

都市開発という大きな枠組みに関する脆弱性は、個々の文化財庭園の保護という範疇では解決しようがなく、それでいて庭の仕組みや価値に直接関係するため、かなり深刻な問題といえる。

(i) 人為に関する脆弱性の傾向

人災は、加害者側の法令遵守を含めた文化財の取り扱いに対する理解不足を理由に起こることが多い。また景観の阻害や湧水の枯渇などは、庭単体の保護の範疇を越えた都市全体を巻き込む問題である。先述の環境面における庭の脆弱性は、保存管理において予め想定されているが、人災は社会・経済的な事項であるため予測と対処が極めて困難である。つまり有り体にいえば、文化財庭園は人災に對して極めて脆弱といえる。

第3項 脆弱性の傾向の解明

(1) 文化財庭園における脆弱性の特徴

大多数の庭は風雨に晒される露天に展開している。日々生長する樹木や経年により風化する石や砂・土、そして変幻自在な水などから成立している庭は、一旦の完成をみてもその後放置していれば、植栽樹木は不揃いとなり地割の輪郭が曖昧になつて、次第に庭の形状は見失われるであろう。庭は高度に調和・統合された場所であるため、毀損も調和した状態で進行する。それゆえ、被害が顕在化しにくいという側面がある。

もし文化財の脆弱性が形状を安定して保持できないことであれば、文化財庭園は先天的に脆弱性を抱えていることになる。しかも庭の脆弱性は形状だけではなく、来訪者の庭に対する認識においても見出すことができる。たとえばどのような立派な庭でも、長期間

放置して背丈ほどの雑草が生い茂って、さらに落ち葉が堆積し、庭木が何の制約もなく枝葉を伸長させてしまえば、一部の専門家を除けば、その場が庭であることを判別できなくなるという事態もあり得よう。

そうなると見た目として庭はもはや庭ではなくなるのであり、それを防ぐためには手厚い保護が必要となる。すなわち、弛みない除草や清掃・剪定が来訪者の庭に対する判別を根底で支えている。庭は、絶えず人の手を借りなければ、それとして呈をなさないのであり、さらに自然災害と人災が累積すれば、最終的には庭の原型が失われ復原が不可能になりかねない。それらのことを念頭において、庭の著しく脆弱な性質が改めて鮮明になつてくる。

ただし脆弱性は、一方で庭の持続的な創作活動の素地というべき特性でもある。時代の変化や要望と歩調を合わせて存続できれば、一部の形状は変化しても、少なくとも破壊からは逃れることができ、復元の余地も残される。そのような見方をすれば、庭にとつての脆弱性は必ずしも負の要因だけではない。つまるところ、庭の脆弱性と建造物や美術工芸品などのそれとは、性質が異なるのである。はかなくて纖細、それでいて強い耐性をもつ、それが文化財庭園の本性といえるのではないか。

(2) 文化財庭園の保存管理と脆弱性の折り合い

これまで、保存管理の視点から庭の脆弱性を項目ごとに枚挙してきた。それによつて庭の脆弱性が多種多様であることが明らかになつてきたが、実際の荒廃や毀損に至る過程は多層的かつ複雑である。仮に突発的な自然災害により護岸石組が崩落した場合、直接の原因是地震と診断されても、根茎の肥大や維持管理の停滞など毀損

を誘発する潜在的な要因⁽³⁴⁾は複数あることが多い。つまり庭の脆弱性は、毀損・荒廃と関連する複数の事項を関連づけて検討する必要がある。

庭は、過保護で人の手を煩わせるものと受け取られがちである。しかしその一方で視点を変えれば周辺の貯水・防火・防風の機能を担い、目立たぬ所で生活環境を守つてているという側面がある。いわば持ちつ持たれつの関係が人と庭との間柄であり、その繋がりを持続させているのが他ならぬ保存管理なのである。

文化財庭園の保存管理は、大きく恒常維持管理・緊急修理・定期修理の三つに分類することができる⁽³⁵⁾。恒常維持管理とは毎年決まって行われる行為のことであり、緊急修理とは恒常維持管理では補うことができない小規模な毀損・荒廃箇所に対する修理をいう。定期修理とは、緊急修理では補うことができない長期間蓄積した大規模な毀損・荒廃を解消するための抜本的な修理のことである。行政が指定・登録する文化財庭園の保存管理は、半永続的な保護が前提とされるため、長期的な対応と計画が可能となる。おおよそ保存管理の周期は、恒常維持管理を基本として、不定期で断続的な緊急修理と、周期が極めて長い定期修理の三種が、同時進行で交互に行われるものと考えることができる。以上のような保存管理の体制を前提にすれば、庭の脆弱性は一定の範囲では織り込み済みの事項であつて、庭の脆弱な点は、庭師によつて常日頃から想定され処されている。

たしかに特性としての庭の脆弱性に対応する方途は、保存管理の範囲で許容されている。たいていの毀損や荒廃については、恒常維持管理や緊急修理の範疇で対処することが可能な場合が多い。しか

しながら、恒常維持管理や通常の緊急修理で想定される以上の毀損や荒廃は、期間が長く資金も多く投入できる定期修理で解消されることになる。その中には、前章で述べたような自然災害や人災に起因した毀損や荒廃も含まれている。そのように想定はできても時期や規模を事前に想定することのできない毀損や荒廃は、あらかじめ織り込み済みの保存管理の範囲とは一線を画している。それこそが防災の危機管理の対象となるべき事項であると考えられる。なお、先述の織り込み済みの保存管理は、保存管理計画報告書という形で可視化され、実際の保存管理の補助や支援の手段として用いられている⁽³⁶⁾。

第4項 文化財庭園の脆弱性の実践的妥当性

文化財庭園の脆弱性は多岐にわたり、その内容は複雑かつ多様である。常日頃から露天に晒され環境による影響をもろに受け続けている庭は、いわば先天的に脆弱性を抱えている。そのような性質を持つがゆえ、日々生じる小規模の毀損に対しては、多くの場合、個々の庭にて伝統的に作り上げられてきた保存管理体制のなかで対処することが可能となっている。保存管理の範囲で対処できる庭の脆弱性は、主として環境面であり、毀損・荒廃の状態と規模に応じて、適宜、恒常維持管理・緊急修理・定期修理といった三つの周期に整理された上で実施される。つまり文化財庭園は、脆弱性に呼応して日常的に保存管理をする体制が確立しているという点で、他の文化財分野と比しても綿密で弛まぬ保護の元にあると考えられる。

一方、保存管理の範囲外の脆弱性として人災があり、一部は緊急修理や定期修理で対応できるものの、給水の断絶や借景の阻害など

庭単体の保護の範疇を越えた事項に関しては、事実上対処が不可能である場合もある。人災による毀損は、小規模なものでも累積して複合すれば、地震や台風などの自然災害を引き金に甚大な被害を及ぼす可能性もある。このように人災に対して滅法に脆弱な庭だが、建造物や美術工芸品等では最も恐れられる火事に対しては一部において耐性があるなど、強さとしなやかさも備わっている。文化財庭園の脆弱性は、保存管理の範囲で対処できる環境に起因する事項と人災に係る事項に大別でき、それらが絡まり合うことで複雑かつ多様な毀損や荒廃が日々生じている。

第1節 補注

- (1) 京都府教育委員会編・京都府文化財総合目録・財団法人京都文化財団・2009を参照。
- (2) 中村一・尼崎博正・風景をつくる—現代の造園と伝統的日本庭園・昭和堂・2001、337頁
- (3) 上原敬二・庭園入門講座 剪定・生垣・庭樹各論・加島書店・2000
- (4) 石川格・図解 庭木・花木の整姿・剪定・誠文堂新光社・1965
- (5) 京都芸術短期大学／京都造形芸術大学 日本庭園研究センター編・庭園学講座IV 庭園の管理と病害虫・1994
- (6) 文化庁文化財部監修「月刊文化財(五一号)」・第一法規株式会社・2006
- (7) 京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター編・庭園

学講座X 文化財庭園の保存管理技術 .. 2003

(8) 東京都教育庁生涯学習スポーツ部計画課 .. 特集 東京都の文化財庭園における取り組み .. 文化財の保護 第三十八号 .. 2006

面計画、あるいはその計画にもとづいて施工された各部の平面的な配置。」小野健吉..岩波日本庭園辞典..岩波書店..

2003、152頁

(21) 中村一・尼崎博正..前掲書、338—9頁

(22) 読売新聞 .. 2009年4月27日

(23) 岡本太郎 .. 日本の伝統 .. 光文社文庫 .. 2005、152頁

(24) 京都新聞 .. 2007年1月22日

(25) 中村一・尼崎博正..前掲書..269頁

(26) 「史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。(後略)」文化財保護法第二二五条第一項

(14) 樹形を形成する主要部分であり、枝の分枝と分布によつて形づくられる外郭線に囲まれた部分。樹冠の大きさ、形は枝の分岐角と枝の長さによつて定まる。(東京農業大学造園学科編..造園用語辞典..彰国社..1985、246頁)

(27) 文化財庭園において地割りは、極めて重要な位置づけにあらため、容易に取り上げたり動かすことは厳禁である。

(28) 読売新聞 .. 2009年3月31日 (夕刊)

(29) 今江秀史 .. 京都市指定名勝壬生寺庭園鑑賞の手引き (パンフレット) .. 京都市文化観光資源保護財団 .. 2008

(30) 薮内紹智監修、財団法人薮内燕庵 .. 薮内家の茶道 .. 古儀茶道薮内流竹風会 .. 2008、90—1頁

(31) 宗教法人本願寺 .. 本願寺防災施設工事・発掘調査報告書 .. 2009、14—17頁

(32) 宗教法人本願寺 .. 名勝滴翠園記念物保存修理事業報告書 .. 2009、192頁

(33) 今江秀史 .. 京都市指定名勝鴨脚家庭園鑑賞の手引き (パンフレット) .. 京都市文化観光資源保護財団 .. 2007

(17) 井口海仙・末宗廣・永島福太郎監修 .. 新版茶道大辞典 .. 淡文社 .. 2010、519頁

(18) そのため、環境面における毀損・荒廃についての記録・報告が表面化することは少ない。

(19) 中村一・尼崎博正..前掲書、338頁

(20) 「庭園の敷地」の各部分の用途やデザインを決める図上での平

- (34) 学校法人瓜生山学園京都造形芸術大学 日本庭園歴史遺産研究センター..前掲書..2010、13頁
- (35) 日本庭園学会関西支部..平成二十一年度日本庭園学会関西支部関西研究会 第二回文化財庭園部会資料集「文化財庭園保存管理ハンドブックの作成」..2009
- (36) 日本庭園学会関西支部..平成二十年度日本庭園学会関西支部関西研究会 第一回文化財庭園部会資料集「文化財庭園の保護に関する諸問題」..2009、14-17頁

第2節 無隣庵の庭にみる恒常維持管理への意志

第1項 恒常維持管理の記述手法の未確立

従来、庭の保存管理を対象とした論考は希少であり、とくに恒常維持管理の実態については、実質的に研究の俎上に挙げられてこなかつた。そのなかで京都造形芸術大学日本庭園研究センターは、『庭園学講座IV 庭園の管理と病害虫』⁽¹⁾ と『庭園学講座X 文化財庭園の保存管理技術』⁽²⁾ で、庭の保存管理の概論を取りまとめている。

これら実際の庭を念頭においた研究は、一見保存管理の実態を確実に反映しているようにみえる。庭の保存管理は、人目につかないよう行われる裏方仕事である。その実状は一般社会に知られにくいため、数少ない論考の信憑性はおのずと高くなる。ところが、従来の研究態度は、庭やそれを取り巻く人々を俯瞰かつ客体視してきたため、保存管理にかんする記述は、庭内の樹木にかかわる管理の範囲にとどまつており、恒常維持管理にかかわる当事者たちの動機や意図の把握は行われてこなかつた。

恒常維持管理とは、つねに具体的な目的をもつて行なわれる行為である。その体制は、庭の広さや所有者の経済背景など条件によつてまちまちだが、庭の所有者が自ら行わないかぎり、委託者と受託者の二者が中軸となつて実施される。このような対人関係は、庭の個別性に左右されることのない、恒常維持管理における前提事項の一端である。従来の研究態度では、その前提から目をそむけて庭の物質的側面だけが抽出されてきた結果、恒常維持管理の目的や文化的背景への関心が欠落してきた。恒常維持管理の実態が研究の俎上に挙げられてこなかつたのは、その証左にほかならない。

庭がその形態を保つためには、恒常維持管理が不可欠である。その実態の一般性が把握できていないことは、ひとつ学として致命的な不備を抱えていることを意味する。遅きに失したとはいへ、これから恒常維持管理の実態研究を始めるにあたつては、範例となる記録も論考もない白紙の状態で、その行為の記録から着手する必要がある。

恒常維持管理とは、毎年くり返して行われる行為であるため、その研究の題材は、複数年間にわたる実践の記録であることが求められる。しかし、そのような雑然とした情報では、学術研究上としての客觀性に欠けるといった批判に晒されることになろう。委託者と受託者の実践の体験にもとづいた記録などというものは、個々の主観でしかなく信頼に値しない。庭園学は、庭を対象とすべきであり、あやふやな人間の心理などを取り扱うことはできないと。しかし、このような主觀性・客觀性の二元論に固執するかぎり、恒常維持管理の実態研究はいつまで経つても開始の糸口を見つけることができない。

恒常維持管理は、個々人による実際の行為である。その内実は、複数個人の心理と振る舞いが庭へ反映され集積されたものである。たとえば第三者が恒常維持管理の実践者の行動を観察した記録には、客觀性があるといつても、実践者に内容を照合しないかぎりその妥当性は証明できないし、そもそも実践者を客体視したその行動の記録と、実践者の心理と振る舞いを念頭において特定の場所における恒常維持管理の目的に即した行為の記録とは、同一ではない。実際の恒常維持管理において複数個人の意志が働いているからには、実践者が直接記述するか第三者が実践者にその内実を聞き取ら

ないかぎり、実証的な情報を得ることは不可能であり、記述者の別を問わず実践者の実体験に依拠することが絶対条件となる。

先述のように恒常維持管理の体制は、委託者と受託者との二者が中軸となつてゐる。その行為は、主観的であり客観的でもあるため、もとより主客の二元論は成立し得ないし、実践者たちの主觀性を除外すれば、研究において有用な情報のほとんど全てが抜け落ちることになる。つまり、本来実態研究において避けられなければならなければ、主觀ではなく、私見や先入観、論理の飛躍のほうであつた。その点については、十分に配慮される必要があり、実践者の恣意的な体験の記述を避けるためには、論考の透明性からしても、研究の題材は、法律や規約などの公的な制度にのつとり、一個人ではなく組織もしくは共同体を対象とすることが求められる。さしあたつては、恒常維持管理の体制の一般性を尊重して、委託者と受託者の双方の実践内容を記述し、報告書をふくむ公式資料にとりまとめることが研究の土台となる。

本節では、筆者らが委託者と受託者の一員として実務に携わった、国の指定名勝・無隣庵庭園（以下、無隣庵とする）における恒常維持管理の取り組みを主題とする。無隣庵（京都市左京区）は、地方公共団体・京都市が所管し、恒常維持管理が行われ続けている。平成二十一—十五年度（2009年4月—2014年3月）にかけては、その業務委託の業者選定において、『技術提案書』⁽³⁾が用いられた。表1—4は、六箇年にわたる同書における設問の一覧であり、その内容は委託業務にかかり筆頭執筆者自身が記述したものである。この無隣庵の恒常維持管理にかかる公式資料である技術提案書の設問にもとづいて、委託者と受託候補者との関係性を解明する。

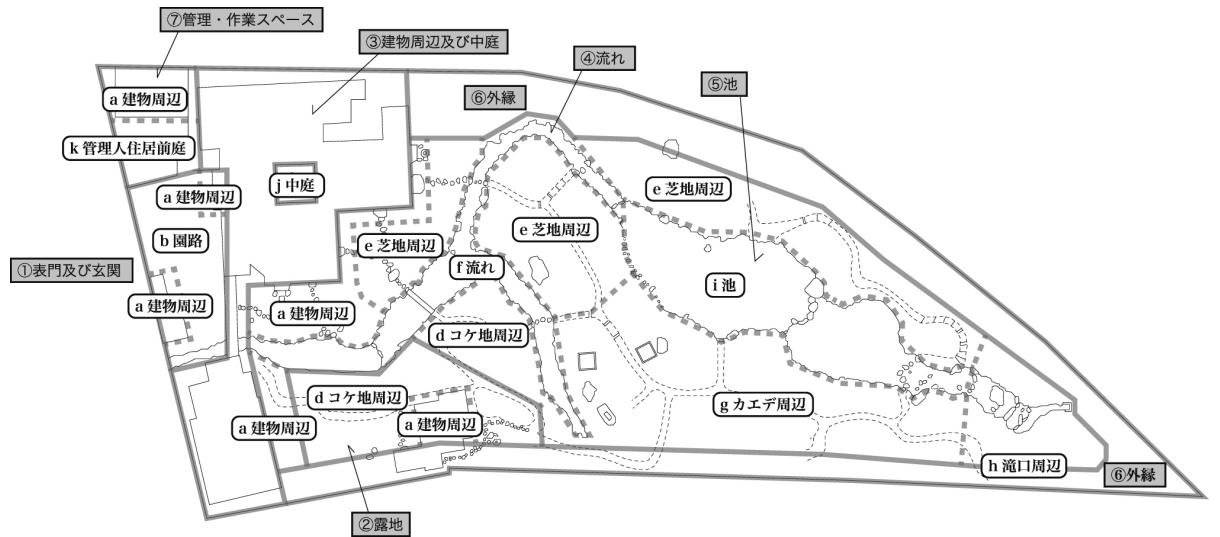
技術提案書とその他の資料から読み取ることができない補足的事項について、「」内に表記した。設問における庭内各所の呼称は、『形態概念図』⁽⁴⁾において統一が図られている（図1）。つづいて、委託者側（著者）と実際に業務を受託した業者のひとつ（受託者側）との双方の立場から、恒常維持管理の実現に向かう心や意識と希求の達成状況の両面について概説する。その上で、恒常維持管理の実態と委託者側と受託者側双方の志向といった、個別事項の記述を系団とし、その実務的な行為を貫いている一般性を明らかにしたい。

第2項 無隣庵の歴史と恒常維持管理の変遷

庭の恒常維持管理は、社会要請にもとづく歴史の積み重ねを前提としている。たとえ委託者（施主）と受託者（庭師）が代ろうと、戦乱や経済的困窮による中断があろうと、庭が消滅しないかぎり恒常維持管理は継続される。長い時間をへた庭ほど、その歴史の厚みが所有者ならびに来訪者の関心事となる。それが国の指定名勝ともなればなおさら、管理体制については、庭の変遷をふくんだ歴史を尊重し、今日の実践内容と整合性をもたせる努力が求められる。それらは、無隣庵の恒常維持管理における業者選定の取り組みについても例外ではない。恒常維持管理の具体的な事項に言及する事前準備として、まずは無隣庵の歴史とその体制の変遷について概説する。

（1）無隣庵の歴史

無隣庵は、明治の元勲・山県有朋（1838—1922）の別荘の庭として明治二十七年（1894）から同二十九年にかけて築造された⁽⁵⁾。昭和十六年（1941）に、無隣庵は京都市に寄贈され、それ以降同市が所管している。昭和二十六年には国の名勝に指定さ



[図1] 無隣庵 形態概念図

れた。

山県は、無隣庵の施主としてその印象について、庭園内の石碑の碑文「恩賜稚松の記」や『続江湖快心録』⁽⁶⁾における黒田天外との談話の中に残している。以下、山県有朋の無隣庵に関する考え方について、庭の分節ごとに列記する。文中の丸数字と小文字アルファベットは、図1の表記と対応している。

(a) 無隣庵全体

マツと草川のある自然の風致に富んだ、趣のある場所だった。名も知らぬ草の花が咲くのも趣がある。

他にスギやカエデ、ハザクラを植え、マツはあまり植えなかつた。

「恩賜稚松の記」
『続江湖快心録』

(b) ④流れ

a (建物周辺)

洋館は倉庫がないので造つたがやや不釣り合いなので、植栽で遮蔽するつもりである。

『続江湖快心録』

e (芝地周辺)、g (カエデ周辺)

明治天皇より御所の稚松2株の下賜があつたので、庭に植えた。
「恩賜稚松の記」

h (滝口周辺)

滝の近辺にはシダを植え、またモミも30本ほど植えた。

『続江湖快心録』

(c) ⑥外縁 (北西部)

清流を渡れば、左方はモミの木二三千本流れを挟み林をなし、前には大仏の石垣かとも思われる面白き巨石は屹然としてそばだつ。左方の小路を廻り、杉樹の蔭を過ぎて巨石の裏手に出れば、ここは鬼芝を細かく刈込んだやや平坦の小丘にして、左方はスギとした。

『続江湖快心録』

(d) まとめ
庭内のスギ・カエデ・マツ・モミ・スギ・ハザクラは、明確な意図をもつて植えられたものとみられる。そのうち “⑤—g (池／カエデ周辺)” に位置したマツ二本（現在は枯死）は明治天皇より下賜されたものであつた。なお、ハザクラは現存しない。洋館の周辺は、その遮蔽するため植栽が施されたという。 “⑥—a (外縁／建物周辺)” の樹木は、モミであつたと考えられる。滝の近辺のシダは意図的に植えられたものであろう。『続江湖快心録』において、山県が黒田天外を案内した状況をみると、かつて “④—e (流れ／芝地周辺)” から “⑤—e (池／芝地周辺)” を経て、 “⑤—h (池／滝)” に至る動線が機能していたことがうかがい知れる。

(2) 恒常維持管理の体制の変遷

無隣庵の恒常維持管理は、京都市の所管になつてしばらくの間、一定の業者に委託されていた⁽⁷⁾。その後、指名競争入札に移行し、受託業者は毎年変更することとなつた。

平成十四年度の保存管理の在り方については、当時の担当者によつて記録が残つている⁽⁸⁾。それによると、平成十三年度まで、⑥外縁の植栽三百七十六本のうち恒常に手入れが行われていたのは八十五本であり、残りの樹木を含めて全ての手入れを終えるのに

八年を要すると目算されていた。その時点では、東山の借景を多少犠牲にしてでも、周辺の建物や工作物を遮蔽することが優先するという考え方についた。そのため、園内における重要な展望地点は主屋2階の南部屋と茶室の東縁に限定され、それらの眺望に建物や工作物が入らないことが求められた。この時、樹冠の一部にできた空隙については、採光・通風を促すことができたと一定の評価がなされながら、中期計画をもつて塞ぐことが考えられている。低木については、サツキの切り戻しをしながら樹高を下げるのこと、“⑤—e (池／芝地周辺)” に位置する巨石の周辺などの植栽を切り下げることが求められている。

平成十九年度より無隣庵の所管課による直接執行へ転換し、翌年度から技術提案書を用いる委託業者選定を行うことになった⁽⁹⁾。

第3項 技術提案書の設問の解説

本節では、六年間にわたり実施された業者選定の取り組みにおける技術提案書の設問を解説する。技術提案書の設問は、実施の内容の傾向からみて三期に大分される。以下、取り組みの大きな流れと顕著な出来事を中心に概要をとりまとめる。

(1) 一期 制度運用の摸索

平成二十—二十一年度の時点で（表1）委託者は、主として各所での作業の考え方と投入される作業員の人数（人工数）に注視している。作業内容は、委託者においてあらかじめ “植栽管理” と “その他管理” が想定され、前者では七箇所に分節された庭ごとの、後者では各庭にて必要とされる十三項目の作業についての回答を求めている。年間工程表では、各庭で費やされる作業日数の記述を求め、

[表1] 技術提案書概要 平成20—21年度

平成 20 年度実施 (2008—2009)	
第 1 号様式 方針	
項目	各所での作業方針：庭園全体及び周辺環境等, ①表門及び玄関, ②露地（茶室）, ③建物周辺及び中庭, ④流れ, ⑤園池, ⑥外縁, ⑦管理・作業スペース
第 2 号様式 人工数一覧表 No.1,2	
項目	1. 植栽管理 各所で必要とされる人工数: ①表門及び玄関, ②露地（茶室）③建物周辺及び中庭, ④流れ, ⑤園池, ⑥外縁, ⑦管理・作業スペース 2. その他管理 各所で必要とされる人工数：除草, 林内清掃, 芝生の施肥・エアレーション, 清掃, 池泉の浚渫・藻の除去, 不要な根の整理, 薬剤散布, 豆砂利補充・調整, 木柵修理, 木柵ロープ張替, 灌水, 樹木の生育状況確認
第 3 号様式 年間工程表	
項目	各所における作業に費やされる日数：①常緑中高木, 落葉中高木, 低木・地被, ②アカマツ, 常緑中高木, 落葉中高木, 低木・地被, ③常緑中高木, シホウチク, ④常緑中高木, 落葉中高木, サツキ・クサボケ, 芝生, ⑤アカマツ, 常緑中高木, 落葉中高木, サツキ・クサボケ, 芝生, ⑥常緑中高木, 落葉中高木, 低木・地被, ⑦植栽管理, その他除草, 薬剤散布, 灌水
第 4 号様式 実施及び緊急対応の体制	
項目	1. 実施体制 2. 緊急時の連絡体制
平成 21 年度実施 (2009—2010)	
第 1 号様式 調書	
項目	平成 19 年度以降変化が見える事項・今後手入れにおいて配慮することが望ましい項目・各所で必要とされる人工数：庭園全体及び周辺環境等, ①表門及び玄関, ②露地（茶室）, ③建物周辺及び中庭, ④流れ, ⑤園池, ⑥外縁, ⑦管理・作業スペース
第 2, 3 号様式 年間工程表	
(前年 19 年度のものを流用)	

それぞれ八種の植栽の種類が併記されている。〔表1では省略されているが、第二号様式では、アオギリ・アラカシ・クロマツといった各庭に植わっている“具体的な樹種”にたいする、単植・列植といった“配植状況”、葉むしり・挿すかし・鋸すかしといった“具体的な手入れの方法”の選択が求められている。〕

〔技術提案書における人工数にたいする問い合わせ、限られた予算内での作業における人員配分への関心の現れであり、作業項目と植栽の種類についての記述が詳細にわたっているのは、委託者側に専門の技術職員が所属していることから、恒常維持管理の内容を具体

はかつてゐるものとみることができる。つまり、この時期の技術提案書に込められた業者選定の評価の意図は、費用対効果の高さと受託候補者の誠実かつ細やかな対応ということになる。

(2) 二期 技術提案書の内容の不備に対する対応

〔受託候補者は、平成二十二年度より技術提案書の提出に加えて現地での説明が科せられることになった。それは、従来の書面だけによる審査では、作業の具体性を問うことができなかつたことの反省によるものであつた。〕同年度以降の技術提案書では、設問に対する回答を文章と写真とを併せて提示することが求められている。

的に分析できる用意があるという内部事情を表している。受託者側としては、受託候補者にたいして最大限の費用対効果を求め、技術提案と作業内容の相互を確認する準備があるという意志がうかがい知れる。」その一方で所有者の関心は、すべて個別事項のほうに向いており庭全体にたいする考え方が示されていない、平成二十一年度の時点では、技術提案書を用いた業者選定の制度運用は手探り状態で行われており、委託者は恒常維持管理に関する具体的な方針を提示できておらず、受託候補者の業務にたいする基本姿勢を探ることが主目的となつてている。技術提案書の設問に、恒常維持管理に関する細かい事項が記載されているのは、受託候補者が誠実かつ細やかな対応をできるか推し

的に分析できる用意があるという内部事情を表している。受託者側としては、受託候補者にたいして最大限の費用対効果を求め、技術提案と作業内容の相互を確認する準備があるという意志がうかがい知れる。」その一方で所有者の関心は、すべて個別事項のほうに向いており庭全体にたいする考え方が示されていない、平成二十一年度の時点では、技術提案書を用いた業者選定の制度運用は手探り状態で行われており、委託者は恒常維持管理に関する具体的な方針を提示できておらず、受託候補者の業務にたいする基本姿勢を探ることが主目的となつてている。技術提案書の設問に、恒常維持管理に関する細かい事項が記載されているのは、受託候補者が誠実かつ細やかな対応をできるか推し

210

[表2] 技術提案書概要 平成22—23年度

平成22年度実施(2010—2011)	
第1号様式 方針	
項目	<p>設問1 ①表門及び玄関における地割の特徴と植栽構成を想定して人工数を記述して下さい。</p> <p>設問2 ②露地と③建物周辺及び中庭の関連性を踏まえ、地割と植栽に関する現状の問題点を、写真(1枚)を交えて記述して下さい。</p> <p>設問3 設問2に基づき、望ましいと考えられる実現可能な手入れの方向性を、無鄰庵庭園もしくはそれ以外の庭園での実施例をもとに、写真(1枚)を添えて提案して下さい。</p> <p>設問4 ②露地(茶室)について、設問3の提案と植栽構成を想定して人工数を記入して下さい。</p> <p>設問5 ③建物周辺及び中庭について、設問3の提案と植栽構成を想定して人工数を記入して下さい。</p> <p>設問6 ④流れと⑤園池の関連性を踏まえ、望ましいと考えられる実現可能な手入れの方向性を、無鄰庵庭園もしくはそれ以外の庭園での実施例をもとに、写真(1枚)を添えて提案して下さい。</p> <p>設問7 ④流れについて、設問3の提案と下記の植栽構成を想定して人工数を記入して下さい。</p> <p>設問8 ⑤園池について、設問3の提案と下記の植栽構成を想定して人工数を記入して下さい。</p> <p>設問9 ⑥外縁の特性を踏まえ、無鄰庵庭園もしくはそれ以外の庭園での実施例をもとに、写真(1枚)を添えて提案して下さい。</p> <p>設問10 ⑥外縁について設問9の提案と植栽構成を想定して人工数を記入して下さい。</p> <p>設問11 ⑦管理・作業スペースについて地割の特徴と植栽構成を想定して人工数を記入して下さい。</p>
第2, 3号様式 年間工程表	
(前年19年度のものを流用)	
平成23年度実施(2011—2012)	
第1号様式 調書	
項目	今後手入れにおいて配慮することが望ましい事項・各所で必要とされる人工数:①表門及び玄関, ②露地(茶室), ③建物周辺及び中庭, ④流れ, ⑤園池, ⑥外縁, ⑦管理・作業スペース
第2, 3号様式 年間工程表	
(前年19年度のものを流用)	
第4号様式 ヒアリング調書	
項目	<p>設問1 無鄰庵庭園では、平成19～22年度にかけて地割の大分節「⑥外縁」を4箇所に区分し、<別紙>に記載された考え方方に基づいて、継続的に植栽修理を行ってきました。平成22年度をもって、「⑥外縁」の植栽修理は一周したことになりますが、まだ十分な状態とは考えられません。そこで、これまでの経過と植栽修理の考え方方に基づいて、平成23年度に実施することが望ましいと考えられる箇所とその理由について写真(1枚)を交えて記述して下さい。</p> <p>設問2 設問1に記述した「⑥外縁」のうち平成23年度に実施することが望ましいと考えられる箇所において、どのような植栽修理を実施するか、無鄰庵庭園以外の庭園での実施事例をもとに、具体的な考え方と内容について写真(1枚)を交えて記述して下さい。</p> <p>設問3 平成21年度から、地割の小分節「⑤池—gカエデ周辺」の低く抑えられた築山(コケ地)では、撒きゴケによるスギゴケへの転換が図られています。平成23年度に実施することが望ましいと考えられる箇所とその理由について写真(1枚)を交えて記述して下さい。</p> <p>設問4 現在の無鄰庵庭園にて、設問1～3以外で平成23年度に実施することが望ましいと考えられる箇所とその理由について写真(1枚)を交えて記述して下さい。但し、実行できる可能な事項に限ります。</p>

(表2)。設問の内容は、費用対効果の高さと各庭における作業の具体性が引き続き重視されながら、庭の各所で実施される作業をどのように行うか、従来の実施例を通して提案するよう要求している。これは、技術提案の内容にたいする実現の可能性を説うとともに、提案された人工数と作業実態との符合を確認しようとしている。

従来の技術提案書では、人工数の提示が求められながら、人工構成については問かれていなかった。作業にあたる人員は、通常経験や立場によって区別されなければならないはずが、その点についての考慮が完全に欠落していた。「そこで、表3では省略されている第1号様式の人工を記入する欄には、A・B・Cの項目が立てら

れ、「過去に文化財庭園（無隣庵庭園を含む）の維持管理に携わった経験があり、庭園業者に十年以上継続して勤務した者が従事する場合は、Aに人工数を記入して下さい。Aに該当しない庭園業者に勤務する者が従事する場合は、Bに人工数を記入して下さい。庭園業を専業としない嘱託職員などが従事する場合は、Cに人工数を記入して下さい」という注意事項が追記されることになった。

それに加えて、「記述に当たっては、庭園業に携わらない人にも伝わりやすい表現を心がけて下さい」という事項が追記された。これは、「業者選定の審査を行うのは庭の保存管理に専門知識をもつての作成者をのぞいた管理職であり、かれらの大半が庭園の実務

に精通していないため】恒常維持管理の課題には、専門性に加え実証性や分かりやすさが求められたからである。

平成二十二—二十三年度の技術提案書の設問では、以前に求められたいた受託候補者の誠実かつ細やかな対応は一定評価できるとみなされ、現地における受託候補者との直接的対話、費用対効果の厳密性、現状の課題の分かりやすさ、外縁を主体とした庭全体への配慮等に注視されている。これは、「恒常維持管理の実施課程で、設問の不備と回答の実現性に対する困難に直面したことについての対応であるとともに、受託候補者への一定の信頼によつて庭全体に目を向けてより具体的に恒常維持管理の内容の充実を検討できるようになつたからである。また、手入れの成果が出はじめたことによつて恒常維持管理の課題がより具体化し、所有者側でも審査にあたつて設問の内容が理解しやすくなるよう工夫がなされている。

(3) 三期 緊急修理をかねた恒常維持管理への展開

〔平成二十三年度以降（表3）、技術提案書を用いた審査は、「調書」を用いる書類選考と「ビアリング調書」を用いる現地説明の二段階制となつた。それにより現地説明へ参加する受託候補者は、書類選考によつてあらかじめ数社に絞り込まれることになつた⁽¹⁰⁾。併せて平成二十三年度には、「名勝無隣庵庭園保存管理計画」⁽¹¹⁾の一部が参考資料として添付された。それは、従来委託者として庭全体の恒常維持管理の指向性を提示できていなかつたことの反省によるものであり、同計画における恒常維持管理の方針と直結する箇所を抜粋したものが表4である。平成二十三年度以降の技術提案書の設問は、平成十九—二十年度の恒常維持管理の実績を踏まえ、外縁部を四箇所に区分し、四年周期で外縁全体の植栽環境を整えるこ

とが前提されることになる。その方針は、平成十四年度に記録された無隣庵庭園の保存管理の考え方と関連する。年間に予算の範囲内で実施できる作業量を想定すると、園内の植栽量の大半を占める外縁の手入れは、複数年を費やす必要があることが明示されたことになる。」

恒常維持管理を受託した業者は、実際の作業を通じて、将来的な保存管理の傾向が予測しやすくなり、受託を継続するほど技術提案書の回答を作成する上で有利となる。制度上、競争性に欠けることは望ましくないため、設問の中に前年度までに実施した作業内容や今後の課題を記載し、委託候補業者間において競争が活性化するよう配慮された。また書類選考での評価が僅差となつてきたことから、平成二十四年度より、各月の作業を場所ごとに記載する従来の簡素な年間工程表から、作業項目・人工数・場所・対象となる植栽樹木とその手入れ時期が一度に把握することができる書式へと改められている（図2）。

「ビアリング調書」の設問内容は、恒常維持管理に対する理解が一定の水準で満たされていることを前提とし、前年度の流れをみて実効性が高いとみられるスギゴケの取り扱いなど具体的な事項に言及されることになる。また当初、外縁の植栽樹木は四年周期で全体を繰り返し手入れする計画であつたが、実際には、枝葉の濃度が薄くなつた箇所の枝葉の伸張を一定期間待つ必要が生じた。それにより、外縁の植栽樹木の取り扱いは、庭全体の枝葉の伸張を見定めながら、局所的に植栽樹木の樹高や葉張りを抑制することが求められている。全体作業の中で人工数を割く割合が高かつた外縁の作業が安定傾向に転じたことにより、枯損したもしくは衰退傾向にある植

[表3] 技術提案書概要 平成24—25年度

平成24年度実施(2012—13)	
第1号様式 調書	／ 第2, 3号様式 年間工程表
(平成23年度のものを流用)／(前年19年度のものを流用)	
第4号様式 ヒアリング調書	
<p>項目</p> <p>設問1 名勝無鄰庵庭園では、平成19年度より段階的に⑥外縁の手入れをしてきました。その経過と、簡単な今後の指針を描写・記述したものが別紙に掲載した図表の緑色に塗られた箇所です。平成23年度は、平成19年度に実施した範囲の仁王門通りに越境箇所並びに滝石組み南側のシノギの手入れが行われました。以上の経緯に基づいて、平成24年度に実施することが望まれる範囲について、写真(1枚)を交えて提案して下さい。</p> <p>設問2 平成21年度から、地割の小分節「⑤園池—gカエデ周辺」の低く抑えられた築山(コケ地)では、撒きゴケによるスギゴケへの転換が図られています。平成23年度までの間に、大分スギゴケが復元してきましたが、まだ十分とはいえません。良好に復元する方法を写真(1枚)を交えて提案して下さい。</p> <p>設問3 設問2で提案された手法を用いて、平成24年度に実施可能なスギゴケ拡大作業範囲を下欄の図表に記載し、範囲設定の理由と手法の妥当性について写真(1枚)を交えて記述して下さい。</p> <p>設問4 名勝無鄰庵庭園維持管理委託業務が提案型になって、平成24年度で6年目を迎えます。平成22年度からは、恒常維持管理の範囲において緊急修理が行われています。平成22年度は、地割の小分節「⑤園池—gカエデ周辺」におけるイロハモミジの補植と④「流れ—a建物周辺」におけるヒノキの補植、平成23年度は「④流れ—e芝地周辺」における一部の護岸修理と芝生の植え替えが行われました。以上の経緯を踏まえて、平成24年度に実施可能な恒常維持管理の範囲における緊急修理の内容を、写真(1枚)を交えて提案して下さい。なお、提案が無ければ記載は不要です。</p>	
平成25年度実施(2013—14)	
第1号様式 調書	
(平成23年度のものを流用)	
第2号様式 年間工程表	
1. 作業内容、作業期間(年月)、2. 作業人工数	
第3号様式 実施及び緊急対応の体制	
(平成19年度と同じ)	
第4号様式 ヒアリング調書	
項目	<p>設問1 無鄰庵庭園では、平成19年度より段階的に⑥外縁の手入れをしてきました。平成25年度は7年目に当たり、スギなど一部の高木を除いてほぼ全ての樹木の枝透かしや枝葉の切り縮めを行うことができました。それにより、樹木一本ずつの枝ぶりが整理され、群植が際立つようになるとともに、通風通行が良好にうながされるようになりました。しかしその反面、植栽の濃度が薄くなうことにより、庭園内から外部の建物や標識、通行する自動車がよく見えるようになりました。今後数年をかけて植栽の濃度を濃くする必要がありますが、差し当たって平成25年度にどの辺りをどのように手入れすれば、次年度以降に植栽の濃度を濃くしていくことができるか、具体的に提案して下さい。</p> <p>設問2 無鄰庵庭園では、⑤園池—gカエデ周辺の植栽帯(築山)全体に限って、苔をスギゴケに転換するという方針を取っております。しかし、現在はスギゴケへの転換がうまく進んでおりません。植栽帯のコケをスギゴケへ転換するためには、能動的な手入れが不可欠ですが、どのようにすれば確実に転換できるか御提案下さい。なお、苔の自生に任せせる、または苔の自生する範囲を住み分けるといった提案は、設問の意図とは異なりますのでご注意下さい。</p> <p>設問3 これまでの提案型の維持管理業務の成果により、庭園全体の風趣が改善されたことにより、地割の毀損が目立つようになりました。つきましては、維持管理業務内において実施可能な緊急修理をご提案下さい。なお平成25年度には、④流れ—f流れの南西側の橋周りと護岸の単費による修理を実施しました。</p>

栽樹木や、園池護岸など地割のき損箇所などにたいする緊急修理(12)に関心が向けられるようになる。

平成二十四—二十五年度の技術提案書の設問は、恒常維持管理にたいする一定の理解が認められる受託候補者が選抜されたことにより、「ヒアリング調書」を通じて、より内実まで踏み込んだ内容となっている。外縁や苔の手入れにかんしては、計画と実際との間で齟齬が生じたことから、植栽樹木や地被植物の生理的な生育状況をふまえて、作業上の時系列の誤差や手入れの濃淡が考慮されることになった。さらに、作業内容が緻密化し、恒常維持管理における一定の成果が上がることによつて、所有者側に、植栽樹木の手入れだけではなく、地割のき損や補植の必要性を検討できる余地ができた

ことかうかがい知れる。

(4) 恒常維持管理の継続からみられる気づかい

以上の六箇年にわたる設問の変遷は、年度の進行につれて委託者の関心が変化していることを示している。その関心は、つねに費用対効果の高さに向きつつ、①受託候補業者の誠実かつ細やかな対応の確認、②現地での受託候補者との直接対話、費用対効果の実効性の確認、恒常維持管理の課題の分かりやすさ、外縁を中心とした庭全体への配慮等、③緊急修理を見据えた恒常維持管理への発展などに移行してきた。このように変化の振り幅が大きいのは、本件が新

規の取り組みであつたこと、年度ごとに設問の内容が更新されたことが要因とみられる。

平成二十三年度以降の設問によれば、委託者と受託者は、前者の要求を後者がそのまま受け入れるという一方的な関係ではなく、作業の継続過程でお互いが触発される関係であることがわかる。とくに平成二十年度と同二十五年度の設問のうち、外縁の植栽樹木や苔、緊急修理にかんする内容を比較すると、設問に対する受託候補者の対応が如実に反映されており、委託者側の関心が、当初の費用対効果や作業内容から、庭そのものへの気づかいに移行していることが読みとれる。また受託候補者の主目的は、恒常維持管理業務の受託であるため、独自の提案が抑制されて説明にたいし無難な対応にな

りつつも、委託者にとつて魅力がある技術提案に努められている。恒常維持管理の内容は、委託者側の考え方だけが反映されているわけではなく、相互の意図のいわば中間で成立しているのであって、さらには環境面や歴史背景をまじえた現前の庭への気づかいが考慮されている。

恒常維持管理の作業を実行する受託者は、実践の過程で庭へはたらきかけを行い、それに呼応して変化した庭に触発されて、さらに庭へはたらきかけを行う。恒常維持管理とは、そのようなやり取りの連鎖そのものであり、繰り返される庭との交感のなかで生じる変化が、受託者と委託者にとつての将来への気づきとなる。このように、庭と真っ向から立ちむかう受託者の直接経験と委託者の間接経

表4 名勝無鄰庵庭園保存管理計画（抜粋）

恒常維持管理の中で進める修復剪定等

無隣庵庭園では、通常の恒常維持管理による選定では補えない、より大きな植栽環境の修復を行うために、平成19年度から、年度毎に地区を区切って、恒常維持管理の中で、少しづつ修復剪定等を実施している。現在までの実施状況を踏まえ、今後の方針及び方法、行程について提案を行う。
1) 平成19年度から平成21年度までの実施状況
【平成19年度以前の問題点】
平成19年度以前の状況は、外縁部の樹木が繁茂し、上部に枝葉が集中し、林床に光が入らないことで、中程から下部にかけて枝が生育せず、庭園内部から見ると堀や周辺の建物が見通せる部分などがあり、目隠しのために、外縁部より内側のエリアに植栽された低木を大きく管理するような状況となっていた。
【実施概要】
・外縁部を4つの地区に区分し、林床に光を入れ、中枝の生育を促すために、毎年1つの修復剪定を実施している。現在3つ目の地区の修復剪定を行っている。
・平成19、20年度以前に、修復剪定を行った地区では、中枝の生育が見られてきた。一方で、実生樹木の生育の活発化も見られる。
【評価】
・年度ごとに手入れの状況を調整するために、4つの地区の修復剪定が完了した後に、全体の調整を行う必要がある。
・樹木の下枝が生育してきたことにより、ある程度堀を遮断することができるようになったため、それまで堀を遮断するために芝地側の低木を大きく管理する必要性がなくなった。
2) 方針
平成19年度以前の状況は、外縁部の樹木が繁茂し、上部に枝葉が集中し、林床に光が入らないことで、中程から下部にかけて枝が生育せず、庭園内部から見ると周辺の建物・構造物・車両・堀などが見通せる状況となっていた。
外縁部の修復剪定の方針は、東山への眺望及び連続性を確保しながら、周辺に建物や構造物など景観に支障がある部分に関しては、段階的に外縁樹木の中枝の生育を促し、その枝葉により遮蔽されるような庭園景観に修復する方針とする。また、外縁樹木の枝葉が複層的に重なり合い、庭園に奥行き感ある景観を生み出すことを目指す。
3) 方針
【植栽構造の修復方法】
外縁部の修復剪定の方法は、まず、繁茂している樹木の枝抜きを行い、林床に光を取り入れ、中枝の生育を促す。次に、中枝が一定程度生育してきた段階で、均等に射光させ、樹形を安定化するように、中枝の枝葉の整理を行う。その後、目隠しとして大きく管理していた低木などの樹木の切り下げを行う。その後も、樹木の透かし剪定を定期的に行い、林床に光を取り入れ、枝葉が適正に生育するような環境を維持する必要がある。また、林床に光が入ることにより実生木の生育も活発化するため、実生木の整理も定期的に行う必要がある。

験とが、一定の期間を経てひとつの集団的意味として共有されることが、恒常維持管理の方向性に具体化している。

第4項 委託者と受託者の志向とその充実の関係性

これまで、恒常維持管理に伴う受託者を選定する取り組みについて言及してきた。それは、記録を通じた委託者と複数の受託候補者との相互関係への言及であったが、委託者の見方に偏向しており、委託者と受託者の実践上の立場については触れられていなかつた。ここでいう立場とは、漠然とした思念などではなく、恒常維持管理の実現に向かうあるがままの心や意識（志向）と希求の達成（充実）の現れのことである。本節では、委託者側（筆著）と受託者側の双方の立場から、それぞれの志向と充実の関係について概説する。

（1）委託者

地方公共団体である委託側は、公共性にもとづいて恒常維持管理を実施する必要がある。無隣庵は、国の名勝に指定されており、一般に公開されている。名勝としての景観を保存しつつ、多岐にわたる来訪者が納得できるような恒常維持管理の実現が目指されている。恒常維持管理の費用は、美術館や動物園といった同市が所管する複数の文化施設のひとつとして配分されている。かぎられた文化事業の予算内では、隅々にまでいきわたる恒常維持管理の作業を一年間で行うことは困難な状態であるが、極力来訪者の充足に努められなければならない。

一方、山県有朋の遺産を継承したという点では、庭作りにたずさわった久原庄三郎と七代目小川治兵衛との関係を含めて、歴史的背景にたいする配慮が必要となる。具体的には、恒常維持管理をとお

して無隣庵の来歴がどのように継続されているか、たとえそれに具体性がなくても、来訪者への説明責任がある。最後に、同庭園が公共施設であり、入場料が課されているとはいえ税金が投入されている以上、恒常維持管理の委託業務にかかる業者選定には、公平性が保たれている必要がある。

委託者の恒常維持管理の意識は、無隣庵庭園が公共施設であるという特殊な事例であることを踏まえても、総じて来訪者の納得感や満足感に向いている。委託者にとって恒常維持管理の動機は、文化財庭園としての適切な保護であると同時に、サービスとして来訪者の納得感や満足感に貢献するということにほかならない。これを一般性に置き換えれば、委託者側の志向の根底には庭園を訪れた来訪者へ納得感や満足感をもたらすことであり、その達成が委託者側にとっての充実となる。

（2）受託者

恒常維持管理を受託者の立場は、以下のとおりである。

提案形式による業者選定制度では、毎年入札が行われることから、受託候補者の第一目標は、当然のことながら恒常維持管理業務の受託となる。受託候補者にとって技術提案は、委託者より提示された設問や資料に対して、翌年度に行う作業を提示するものであるため、設問や資料に対しても、翌年度に行う作業を優先するため、中長期を見越した提案は効果的とは捉えず、その年度内に執行可能な作業の提案を優先することになる。むろん継続して恒常維持管理を受託し続けるか、年度末に綿密な引継ぎをすれば、提案内容の持続は可能であるが、以後の受託者の考え方次第では、過去の提案内容は解消されることになる。また、設問が毎年変化することは、目前の問い合わせへの回答が優先されることであるため、注目度の低

い継続的におこなう必要がある作業には関心が向けられにくい傾向がある。

この制度では、委託候補業者が思い思いの様々な提案をすることになる。提案内容は、業務の受託が決定した後に初めて具体化し、

委託者側と協議するなかでしだいに確定していく。たとえば茶室と洋館の間の日隠しのヒノキの補植、茶室東側のスギ林の剪定、流れの護岸を覆うコケの除去などの提案内容は、過去に実施した作業をつうじて導き出されてきた着想によるものである。

当初、委託者の恒常維持管理にかんする考え方が記述された「保存管理計画書」の方針に沿って、植栽樹木の枝葉の切り縮めを重視していた。しかし、実践の過程で庭の様相は変化し、その都度、庭にたいする理解も深まるため、「保存管理計画書」の方針が妥当とはいえない事態が発生することがある。

植栽樹木の剪定にあたっては、一貫性に欠いた思いつきの提案にならないよう配慮している。たとえば、園内から東山への眺望は、単に外周の植栽樹木を伐り広げればよいのではなく、それら植栽樹木の頂上線と東山の稜線との位置関係、樹種ごとの樹形（アラカシとシイの区別）や、樹木同士の絡み（住み分け・被圧）など、実情を踏まえて手入れにたいする考え方を再確認する必要がある。この再確認の過程を踏まなければ、恒常維持管理の作業は、一貫性がなくなり迷走しかねない。現状では、「継続して受託することで」ある程度の技術提案が実現し、恒常維持管理のあり方が具現化してきた。それにより当初は認識できていなかつたより細やかな事項に関心が移行している。より望ましい恒常維持管理の実施のためには、柔軟かつ細やかな方針の提示と中長期的目標の設定が望まれる。

以上のように、受託者としては、継続的に業務を受託し、技術提案はもちろん継続的に行う必要がある作業が実情に応じて達成できることが充実といえる。

（3）恒常維持管理の実践を目的とした共同体

委託者と受託者の立場の記述をおこなった結果、当初の考え方をあらためる必要性が生じた。委託者と受託者は、それぞれ個別の立場において恒常維持管理の作業にあたっているが、恒常維持管理と同様の行為を遂行している以上は、一貫性が求められる。委託者と受託者は別々の組織にあり、それぞれの立場や個々の考え方は相違するのが当然であるが、恒常維持管理の実践にあたっては、一現状の無隣庵庭園にかんしては期間限定の一共同体となることが不可欠である。

もし、委託者と受託者においてそれぞれの志向があり、その結合が恒常維持管理の具体的な方針になるのだとすれば、同床異夢という状況が起こりえる。双方の立場ごとに実益は異なつても、来訪者へ納得感や満足感をもたらすという志向を共有しなければ、恒常維持管理は、委託者と受託者どちらかの私見や思い込み、または責任の押し付け合いに陥る。そこで、実践に先立つて双方の立場のすり合わせを行い、実践過程で志向性に一貫性をあたえる行として“合議”が必要となるのである。

恒常維持管理のあり方を複雑にしているのは、一無隣庵の場合は学識経験者をふくめた不特定多数の一第三者すなわち庭園を訪れた来訪者の目を想定する必要があることにほかならない。かつて山県有朋が無隣庵に黒田天外を招いて案内をしたように、特定の所有者が来訪者を招き入れることが一般的である。それは、個人、企業、

公共団体といった所有形態にかかわらず、庭が持続するまでの最前提事項である。この第三者の存在こそが、恒常維持管理の志向の原点であつて、委託者は来訪者の関心の置き所と自己の経済事情に注意を払い、受託者は来訪者が納得し満足できる恒常維持管理の実施に努めている。

従来の研究態度によると、恒常維持管理は植栽樹木の管理作業とみられてきたが、それは実態を矮小化した認識にすぎない。そもそも委託者と受託者という体制の構図でさえ、恒常維持管理の前提の一部でしかなかつた。行為としての恒常維持管理とは、現前の庭に訪れる来訪者を念頭において委託者と受託者の継続的な対応のことである。

第5項 庭の恒常維持管理における本質的意味の顕在化

(1) 相互触発

恒常維持管理が複雑で豊かな構造をもつことは、個別事例の記録を通してだけでも、確証を得ることができる。恒常維持管理の体制は、個々の人のつながりとその複数の集まりによる厚みをもつた網状構造をもち、本論の筆頭著者と連名著者でいうならば、かれらはその構造の一部に位置づけられる。来訪者と委託者、受託者の協同は、あらゆる庭で通用するといった性質のものではなく、個別の庭でのみ成立する。別の言い方をすると、個別の庭は、日常的にはそれぞれ別社会に生きる不特定多数の来訪者ならびに委託者（所有者）、受託者（庭師集団）を結びつけ、恒常維持管理を動機づける媒体となつてている。

行為全体としてみれば、来訪者をふくむ網状構造が恒常維持管理

の基盤となつてゐるが、具体的なその作業は委託者と受託者が担つてゐる。恒常維持管理の作業は、客観的にみると委託者が受託者へ指示した事項が実行されるという一方通行の関係のように思える。無隣庵においても、あらかじめ委託者が用意した「保存管理計画書」と技術提案書の設問を通じて、受託候補者を審査した結果受託者を選定するよう、委託者は能動的で受託者が受動的という構図があるようみえる。たしかに委託者が受託者に業務を与えてはいるという条件だけを注視すれば、双方の能動・受動の関係は固定している。しかし、一定の秩序にしたがつて日々移り変わる自然的側面⁽¹³⁾と人間の社会・文化的側面の両義性を併せもつ庭では、そのように単純な対人関係は成立しえない。

委託者と受託者は、風土、天候、植物の生理などといった自然的側面と、人間関係や地域性、歴史といった社会・文化的側面の双方に配慮することが求められている。どちらかといえば、委託者は社会・文化的側面、受託者は自然的側面への配慮がつよい傾向がある。委託者と受託者は、自然的側面と社会・文化的側面の両立をめぐつて志向性を共有する。ところが、この二つの側面の秩序は、それぞれ異なる次元の上にあることから、その両立にはあらゆる工夫と不斷の努力を行うほかない。社会・文化的側面は、自然的側面の先驗性を地盤としているため根源は共通しているが、前者には人間の思惑がつうじる余地があつても後者にはないという決定的な違いがある。つまり恒常維持管理とは、委託者と受託者のどちらにとつても恣意的に対処できない行為であるため、自然的側面と社会・文化的側面の両立には、どうしても協同の必要性が生じる。技術提案書の設問と関係資料は、こうした協同作業の過程を示してゐるといえる。

けつきよく委託者と受託者が何をしていたかといえば、それは日々変化する庭への対応である。委託者は、受託者に社会・文化的側面における要求をつたえ、それにもとづいて受託者は作業を開始する。受託者は、作業の過程で自然的側面による不都合に直面する、と、委託者に要求の修正もしくは調整を協議する必要性が生じる。

たとえば委託者は、過去の経緯により無隣庵の“⑤—g（池／カエデ周辺）”の築山上にスギゴケを生育させることを望んでいるが、現状の生育環境ではその他のコケ類が優勢であるため、受託者は自然的側面に即して苔の住み分けが望ましいとする。かぎられた予算内では、苔の全面的張り替えが困難であつたため、撒き苔や部分的な補植といった対処になつたが、それでは、どうしても環境に適した種類の苔の繁茂が競り勝つてしまう。こうした現象に自然的側面による社会・文化的側面からの要請の不都合が露見している。

そこで受託者は、日当たりのよくない“⑤—g（池／カエデ周辺）”において活着しやすいオオスギゴケを予算の範囲で継続的に補植するという提案に至つた。しかしこのオオスギゴケはほとんど市場に流通していないため、庭園内の来園者から見えない場所に生育するオオスギゴケを目立つ場所に移植するという方策がとられた。オオスギゴケを剥いだ場所は、もともとその種が優先していたため、自然とオオスギゴケは再生することになる。つまりは、庭園内においてオオスギゴケの現地生産が試みられることになつたわけである。“時間の推移”であり、委託者と受託者は時の経過において相互に触発されながら、恒常維持管理という行為を具現化している。

受託者は、委託者に触発（要求）されて、植栽樹木を剪定、捕植

するなどといった影響を庭に与え、庭内における移り変わりを見守る。ある程度の時間が経過することで、はじめて委託者の社会・文化的側面における要求の実現性が判別できるようになる。委託者の要請が実現した場合は、受託者が自然的側面と社会・文化的側面の折り合いをつけることに成功したということであり、その逆の場合は、委託者の要求が空想的であつたことになる。恒常維持管理の将来の課題は、受託者が庭に触発（関与）した後、時間の経過を経て、庭から受託者が触発（誘発）されることによって具現し、委託者がその課題の報告を受けるというかたちで受託者に触発（誘導）されることで、はじめて将来の対策を検討できるようになる。このように恒常維持管理という行為には、庭を通じた時間の推移の中で、受託者と委託者が相互に触発されることにより、具現化している。

（2）間主觀性

相互触発は、来訪者との間ではかなならずしも成立しえないという点で、恒常維持管理を包括する一般性としては不十分である。その妥当性を確固たるものにするためには、相互触発を導入の糸口として、さらに恒常維持管理の実状における来訪者・委託者・受託者の諸関係を掘り下げる必要がある。

たとえば前項で述べた苔の生育の事例では、委託者がスギゴケに着目した動機の説明が欠落していた。ある年度の受託者によると、かつて無隣庵の恒常維持管理がその業者に限定して委託されていた頃は、“⑤—g（池／カエデ周辺）”の築山全体にスギゴケが被覆していたという。また委託者側の筆頭著者は、無隣庵と同地域で同時期に築造された名勝対龍山荘庭園（京都市左京区）の築山がスギゴケで覆われていたことを把握していた。実際に同箇所を詳しく観察

すると、まばらにスギゴケの生育が確認できた。以上の総合的な見解より動機づけられたのが、植生復元的なスギゴケの育成であった。しかしその時点では、環境に適したホソバオキナゴケやスナゴケが優勢で、築山上はスギゴケによる深緑色、明るい黄緑色の苔の光景となっていた。数十年来、無隣庵ではスギゴケの育成に取り組まれてこなかつたため、来訪者にとつては、後者の光景が見慣れたものであつた。よつてスギゴケの育成は、委託者と受託者にとつて合意にもとづいていた作業であるが、無隣庵に何度も来訪している来訪者にとつてはなれ親しんだ光景の変貌でしかない。

このような出来事をとおして、恒常維持管理における二者以上の主觀のはたらきが明らかになる。委託者は近似した文化財庭園を模範として、受託者は旧来の状態に近づけることを意図して、苔の生育状況の復元を望んでいる。それにたいして、来訪者にとつて光景の変化は、違和感にうつる可能性がある。複数の主觀には、前もつて正解があるわけではなく、多数決や最大公約数といった判断が通用するはずもない。なぜなら先述の苔の育成にみられるように、恒常維持管理は経済事情、歴史背景に条件づけられたうえで導きだされた行為であり、さらにその出来事の大半が自然的側面に支持されている。複数の主觀とは、個々人の私見や欲求を意味しているのではなく、あらかじめ条件付けられた恒常維持管理にかんする漠然とした志向の断片である。恒常維持管理にかんする全ての主觀にはなんらかの妥当性があるため、それらの優劣は、前もつて判断できるのではなく、社会・文化的側面の条件内で、最終的にそうならざるを得ないという結果に導かれていくことになる。

この“複数主觀”は、恒常維持管理の志向が共有されているとい

う点であやまつた表記であり、むしろ現象学的に「間主觀性」と言い換え、ひとまとまりの厚みをもつた網状構造として把握しなければならない。間主觀は、社会・文化的な側面と自然的な側面を背景とした行為の漠然とした可能性である。復元的な苔の植生復元や、外周の植栽を遮蔽的あるいは開放的にすることなどといった行為の可能性は、前提条件によつて限界づけられており、それが結果的に恒常維持管理の一貫性となり創造性⁽¹⁻⁴⁾の余地となつてゐる。

第6項 恒常維持管理の本質的意味

恒常維持管理とは、常識的にいふと毎年受託者が委託者の依頼に応じて植栽樹木の管理を行うことである。ながらく学術研究もそのような認識の延長線上にあつたが、今やそれについて掘り下げる余地が相当あることが明らかとなつた。

恒常維持管理は、自然的側面に支持された社会・文化的側面の条件のもと、来訪者の迎接などを念頭に置きつつ、委託者と受託者のやり取りの中で具現化される行為である。無隣庵という個別の庭の実務記録から出発した本論の冒頭では、そのうち委託者と受託者のやり取りだけを前提していいたことになる。

恒常維持管理は、植物の生理や生長といった自然的側面と社会・文化的側面におけるそれぞれの秩序が絡みあいながら成り立つており、換言するとそれは、庭の恒常維持管理を志向する間主觀の網状構造にもとづいて、毎年繰り返される交渉や作業といった持続しつづける運動なのである。いわば共同体ともいえるこの網状構造とは、数多くの前提条件と行為の可能性が介在した主觀と主觀の間そのもの、いわば個別の庭において同じ志向をもつた来訪者・委託者・受

託者の交流関係であり、その時々によつて編み目が伸びたり縮んだりする魚網のような自由度をもつてゐる。社会的枠組みや経済事情が激変しようと、しなやかに時代の流れに沿つて継承され続けてゐる庭があるのは、その網状構造の柔軟性と各時代における限定的な創造性が作用しているからにほかならない。

〈間主観性〉とは、恒常維持管理の一般性の土台であり、その上部で“相互触発”が繰り返されている。この二つのキーワードの関係性が恒常維持管理の一般性の枠組みを言い表してゐる。恒常維持管理の内容自体は、個別の出来事からなつてゐるが—所有者みずから自邸の庭の手入れを行つていても、他者とのかかわりが欠かせない点において—あらゆる庭の恒常維持管理が間主観性にもとづき相互触発をともなうことは、普遍的で一般性をもつてゐる。つまり科学としての恒常維持管理の記述は、それぞれの庭における網状構造の内実とその繰りかえす時間の動向（運動）から導きだされる必要があり、その結果として再現可能な客観性が獲得されるのである。

しかし本論の記述だけでは、やはり恒常維持管理の一般性に迫つたことにはならず、さらにこれから数多くの事例を検証して、論の真実性を分析していく必要がある。これまで述べてきたように恒常維持管理が間主観性にもとづいた相互触発によつて導きだされているのであれば、俯瞰的な客観を肯定して、個別の主観や経験を批判するには矛盾が生じる。なぜなら恒常維持管理が委託者と受託者、受託者と庭における相互触発の結果であるとすれば、従来の研究態度で関心の中心であった庭の外郭をいかに分析しようと、従事者の交流関係に言及しないかぎり、その一般性を導きだすことは不可能だからである。恒常維持管理を単純なもの、感覚的なものとする見

方は、実情への関与を避けているか、最初からそれを単純で感覚的と決めつけているかのどちらかなのである。

庭を舞台とする人々の個別経験や複数の主観は、恒常維持管理の根源であつて、それを考慮しない俯瞰的かつ客観的な見方や記述には、そもそも根拠というものが欠落してゐる。俯瞰的かつ客観的な記述は、その内容がたとえ実際の出来事に依拠していだとしても、恒常維持管理の網状構造を把握していなゝ以上は、外郭やその周縁から引き出される数少ない情報によつて追体験が不可能な客観的世界を構築し、それを個々人によつて偶像化してゐるにすぎない。従来の恒常維持管理の記述は、科学者ごとに構築した客観世界のなかで完結されたため、実践上はおろか論理上も再現、伝承ができるなかつたのである。これまで行政が指定・登録する文化財庭園について恒常維持管理の報告書が公刊されていなゝこともおなじ理由によるものである。とはいへ、従来の恒常維持管理の研究のすべてに再現性がなかつたわけではない。ただ、庭の外郭を俯瞰して行われる客観的世界の構築作業を放棄し、眼前にある庭における網状構造の実態とその繰りかえす時間の動向をつぶさに記述することが求められるだけである。

第2節 補注

(1) 京都芸術短期大学ほか 日本庭園研究センター・1997

(2) 京都造形芸術大学 日本庭園研究センター・2003

(3) 無隣庵は、かつて同一の業者との間で随意契約されていたが、指名競争入札に移行し、委託業者が毎年変更する期間が続い

た。平成十九年度より技術提案を通じた業者選定制度を導入、翌年度から技術提案書を指名業者に提示し、各業者からの設問の回答が審査に用いられることになった。なお業者選定は、恒常維持管理の実施の前年度に行われるため、技術提案書の設問は平成二十年度から同二十五年度に作成されたものである。審査は補職者が行い、設問の作成を担当した本稿の筆頭著者は審査に直接関与していない。

(4) 同図は、「名勝無隣庵庭園保存管理指針」(京都市文化市民局、未公刊)の策定に際して作成されたものである。

(5) 尼崎博正編・植治の庭－小川治兵衛の世界・淡交社・1990、53-61頁

(6) 黒田譲(天外)・続江湖快心録・山田芸草堂・1907

(7) 小川治兵衛の直系ではない。

(8) 京都造形芸術大学 日本庭園研究センター・2003..112-7頁

(9) 平成十九年度の技術提案では、比較的自由な書式が採用されたが、翌年より技術提案書により書式が統一されたということ。

(10) 平成十九－二十三年度までの審査の積み重ねにより、書類選考にかかる上位の受託候補業者が数社に固定されてきたことによる措置。

(11) 京都市文化市民局・名勝無隣庵庭園保存管理指針..2016

(12) 第2部第3章第3節参照

(13) ここでいう自然的側面については、従来、取り立てて言及

されてこなかつたが、ウイーベ・カウテルトは、それを自然の不思議な働き」と形容している。(庭園の管理と病害虫、14頁)

(14) 庭園の管理と病害、1頁

第3節 無隣庵の庭にみる緊急修理への意志

第1項緊急修理の履歴の記述

庭の保存管理のうち緊急修理とは、恒常維持管理と定期修理の間に実施される修理とみなされている。定期修理をおよそ30年周期の抜本的な対応とみなせば、それは短期もしくは中期の応急的な修理ということができる。そもそも緊急修理という枠組み自体が矛盾しており、恒常維持管理が十分におこなわれ、定期修理が確實に行われていればその必要性はないはずである。とすれば緊急修理は、恒常維持管理と定期修理の不備もしくはその他の理由によつて要求されていると推察できる。

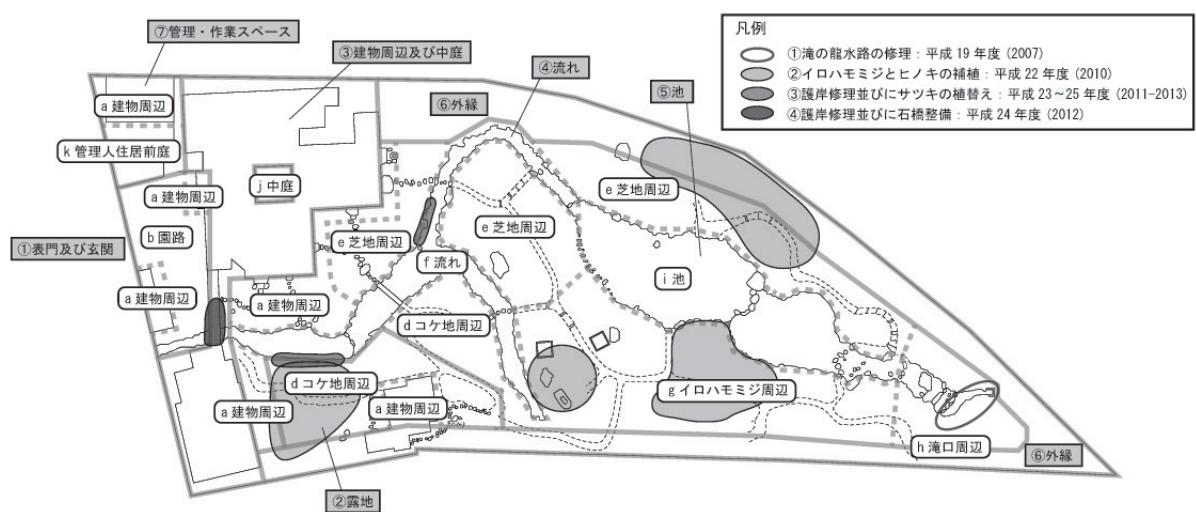
保存管理の枠組みが恒常維持管理・緊急修理・定期修理に区分されたのは、日本庭園学会関西研究会の第二回文化財庭園部会においてである⁽¹⁾。その概念規定の歴史は浅く、そのうち恒常維持管理と定期修理に類する先行研究はあるが、緊急修理はいまだ研究の俎上に挙げられていない。

本論は、国の名勝・無隣庵庭園（以下、無隣庵とする）における平成十九—二十五年度（2007—2013）の七箇年に筆者らが実施した緊急修理の記録にもとづき、緊急修理の実態を解明した上で、その実践的妥当性を顕在化する⁽²⁾。

平成十九—二十五年度までの七箇年にわたる無隣庵庭園の緊急修理の項目は、以下の通りである。園内の場所の表記は形態概念図(図1)にもとづき、同図にき損箇所も併せて記載した。工程と修理体

（1）滝の流水路の修理

無隣庵の滝石組は、
⑤池—h滝口周辺の小高い築山上に位置



〔図1〕平成19-25年度修理箇所位置図
(形態概念図に加筆)

する。滝の落ち口と流水路との高低差の部分には石積が施され、屈曲する流れ底の両側面には石列が立ち上げられている。園池の水は、敷地東端外部の白川通の歩道下にある暗渠を通じて園内に入り、吐水口より開渠の流水路となり、滝を経て園池へと注ぐ。

平成十八年、恒常維持管理を担う庭師の通報により、滝石組の南西際で漏水していることが判明した。漏水は、築山のわずかな谷間を伝つて園路の方へまで流れ出し、築山を穿ちはじめていた。そこで翌年、漏水の解消を目的とした緊急修理を行うことになり、同時にそのためのき損状態並びに築造・過去の修理過程を確認するための調査が行われた。修理工事にあたつては、使用不能となつていて吐水口の下部にある止水用バルブへの対策として、流水が流水路を迂回するためのホースを仮設した。

調査の結果、吐水口と滝落ちをつなぐ流水路西側の底部において四十二箇所の亀裂がみられ、数度の補修の痕跡が確認できた（図2、3）。石積の南西側には、根巻きのためのコンクリートが打設されていた。これらの施工は、修理過程（第Ⅰ期～Ⅲ期）からみて、築造時のものではないと判断された。次に根巻きコンクリートを解体すると内部から周辺同様の石積が露出した。その石積の目地を観察すると、空隙ができるで絶えず水がまわっていることが確認できた。続いて流水路を解体すると、底部を横断する二本の亀裂は地盤面に達しており、水は石積の内側をつたい間詰めの隙間から外部へと流出していた。このような流出経路をみると、根巻きは石積の間詰めからの漏水対策のために施されたものと推察される。図2にみられる底部の亀裂は、現地検分によると経年劣化によるものと推定される。

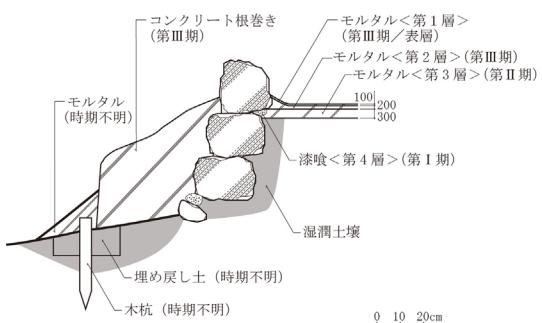


図3 修理前断面図

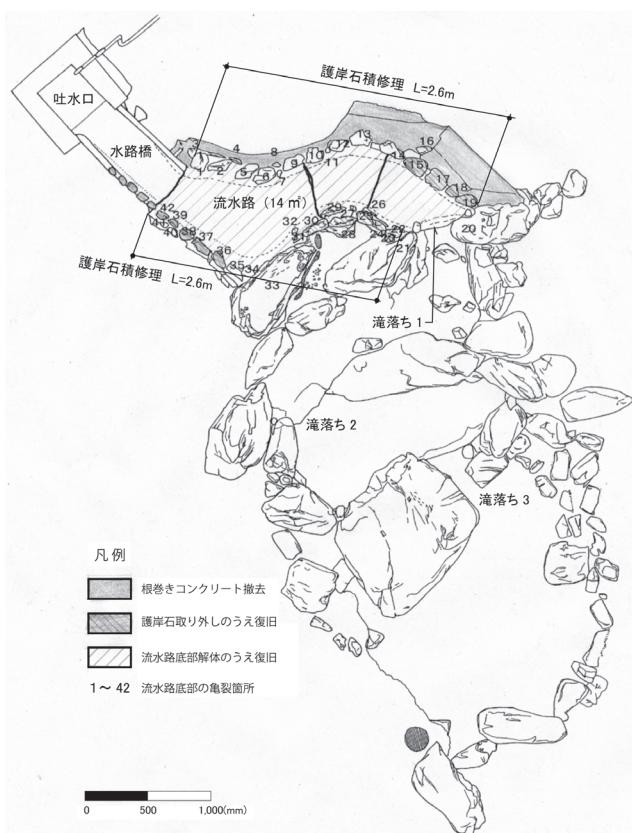


図2 流路修理平面図

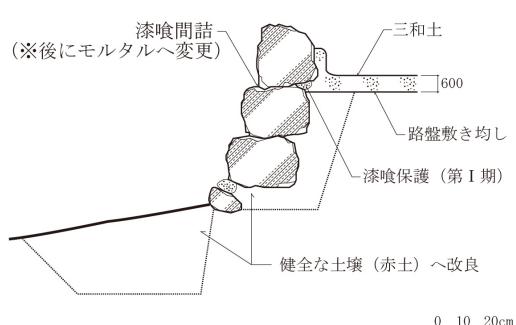


図4 修理後断面図

以上の実地検分にもとづいて、築造後に施工されたコンクリートとモルタルを除去し、しめつた地盤の土の入れ替えを行つた。底部は、従来の二度にわたる修理を経ながら残つていた築造時のものとみられる漆喰片の存在を根拠に、旧態へ復原することとなつた。流路の側面の石列と石積の目地にも漆喰を使用することとなつた（表1・2、図4）。

（2）イロハモミジとヒノキの補植

作庭より百年以上を経過した無隣庵の植生は、各所にて衰弱傾向がみられていた。とくに“③建物周辺及び中庭—a 建物周辺”と“②露地—同左”ではヒノキが巨大化し、下枝が大きく枯れ上がつた状態となつていた。また、“⑤池—g イロハモミジ周辺”的イロハモミジは衰弱し、年を追うごとに枯失している状況にあつた。そこで平成二十二年度に、枯失箇所へのイロハモミジの補植、将来的な植え替えを念頭としたヒノキの補植を行つた（表3）。

（3）流れの護岸修理等

主屋の東正面に位置する“④流れ”は、無隣庵の代表的な景を担つてゐる。その流路の護岸は、つねに流水にさらされることにより護岸の目地が流失して空隙ができ、護岸背面に流水が浸入している箇所がみられた。さらにその一部では、土の流亡により護岸背面が陥没している箇所があつた。一方、護岸背面に近接して植えられたサツキの群植は、樹冠内に長年の落葉がたまり、腐葉土化して地盤全体が盛り上つてゐた。なかには枝葉が枯れはじめている個体もあつた。それら護岸は完全に浸水している箇所もあり、修理の必要性は明白であつたが、経費の都合上、すぐに抜本的な修理が実施できる状況になかつたため、平成二十三年度から小規模の緊急修理を実施

表3 補植の工程

工程	作業内容	担当
1	準備・養生	(a)(c)(d)
2	補植位置の検討	(a)(b)(c)
3	施工	(a)(c)
4	仕上げ・清掃	(a)(c)(d)
(a)	保存管理技術者 (b) 学識経験者 (c) 文化財保護担当者 (d) 所管担当者	
※修理体制は表2と同じ		

表1 滝の流水路修理の工程

工程	作業内容	担当
1	準備・養生	(a)(c)(d)
2	解体・掘削	(a)(c)(e)
3	調査・現地検分	(a)(b)(c)(d)(e)
4	き損箇所の検討	(a)(b)(c)(e)
	修理手法の確定	
5	施工	(a)(c)
6	仕上げ・清掃	(a)(c)(d)
(a)	保存管理技術者 (b) 学識経験者 (c) 文化財保護担当者 (d) 所管担当者 (e) 調査担当者	

表4 護岸修理並びにサツキの植替の工程

工程	作業内容	担当
1	準備・養生	(a)(c)(d)
2	解体・掘削	(a)(c)
3	調査・現地検分	(a)(b)(c)(d)
4	き損箇所の検討	(a)(b)(c)
	修理手法の確定	
5	施工	(a)(c)
6	仕上げ・清掃	(a)(c)(d)
(a)	保存管理技術者 (b) 学識経験者	
(c)	文化財保護担当者 (d) 所管担当者	

表2 滝の流水路の修理体制

(a)	竹村茂好、加藤末男、 加藤友規（植彌加藤造園株式会社）
(b)	尼崎博正（京都市文化財保護審議会委員）
(c)	今江秀史（文化市民局文化財保護課）
(d)	文化市民局文化芸術企画課
(e)	日本庭園・歴史遺産研究センター

表5 護岸修理並びにサツキの植替の修理体制

(a)	田尻喜之、山口満、阪上富男、 加藤末男、加藤友規（植彌加藤造園株式会社）
(b)	尼崎博正（京都市文化財保護審議会委員） 仲隆裕（京都造形芸術大学教授）
(c)	今江秀史（文化市民局文化財保護課）
(d)	文化市民局文化芸術企画課

することにした（表4・5）。

3箇年にわたる護岸修理では、先行して護岸及びサツキ植栽部のき損状況の現地検分、記録を行つた。修理対象の護岸石には、据え直しのさいに元の位置がわかるよう、数字等を記したテープを貼り付け、複数方向からの写真記録を行つた。修理範囲は、き損箇所の触診と護岸背面の陥没状況に応じて決定した。施工範囲はつねに流水にさらされているため、その周囲には砂入りの土のう袋で止水措置を施した。漏水した護岸背面にあるサツキは根腐れ等により衰弱していたため掘り取り、剥がした苔やノシバは再利用できるように園内で仮養生した。

護岸背面の浸水による軟弱地盤は、土色と土質の変化を確認しながら慎重に掻き取り、残存する地盤の痕跡を確認した⁽³⁾。その結果、護岸背面の地盤に植栽樹木や芝生の根による攪乱が確認されたことから、護岸背面の陥没・沈下は、根によつて緩んだ地盤に流水が侵入することによつて誘発されたとみられる。

平成二十三年度の施工内容は以下のとおり。護岸背面の修理材料には、京都市内の文化財庭園の修理で実績をもつ築山用土⁽⁴⁾を使用した。最初に既存のサツキを根鉢ごと除去し、健常な箇所とき損箇所を慎重に判別しながら軟弱地盤をとり除いた。護岸石は支持力を失つたものだけを据え直し、防水を意図した目地には、石灰を2割と水分を多く混ぜた築山用土を用い、護岸の内外から突き固めた。サツキの植樹には現場発生土を流用し、それ以外の護岸背面は、石灰を一割混入した築山用土により版築で整形した。

サツキの植え替えにあたつては、考古学的調査により以前の植え付けの痕跡を検出した。そこで、その痕跡を砂質土で保護した直上

にボイド管を仮設し、ノシバの厚み分をのこして版築を形成した。新植のサツキは、ボイド管のなかに植え付け、水極めの後その管を抜きとり、版築面の上部にノシバを張り付けた上で、周囲と調和するよう剪定を行つた。

平成二十四、二十五年度の修理対象は、上記のき損内容と同様であつたため、修理手法は前例を踏襲した。以下、個別事項を中心記述する。なお、平成二十三、二十五年度の施行対象は、水深が浅く護岸石が一段であるのにたいし、同二十四年度の範囲は水深が深く四・五段の石積みであつた。全体的に野面積であつたが、渡り廊下の周辺だけは地蔵積となつていた。

平成二十四年度の施工対象は、”②露地—d苔地周辺”の南端にあたり、石積状の護岸の背面が完全に浸水していた。石積は護岸背面の支持力を失つて最下段をのぞき、ほぼすべてが崩壊していた。また石積の一部に用いられていた軟質の白川石（以下白川ボソ石とする）は、流水によつて摩耗し姿形を失つていた。

石積の背面は、考古学的調査によつて五層構造からなることが判明した。最下層にあたる第五層には、護岸石を据えたその背後に裏込めとして小礫（栗石）と淡灰色粘質土が充填されており、その基礎として基盤層が存在する可能性がある。第三・四層は、第五層の直上に護岸石を積みあげながら、護岸背面に小礫と暗灰色粘質土が水面の高さまで充填されていた。第二層は暗褐色粘質土であり、ヒノキの根茎が侵入して空隙が発生していた。第一層（表土）は地被植栽をともなう土壤であつた。

これらのき損にたいして、以下の修理を行つた。護岸石の欠損部は、園内に放置された石で補充し、滅失した白川ボソ石だけは、堅

固な白系の花崗岩を園外から搬入し補充した。なお、園外より搬入した護岸石については、後補の目印としてコンクリートカッターで三角印を刻み入れた。護岸が数段におよぶ場合は、池底に近い最下段から版築を構築し、次の段にさしかかる高さまで地盤を形成すれば、次の段の護岸石を据える、といった作業を繰り返して最上段まで積み上げた。陸部の幅五十センチメートルについては、平均水面より十センチメートル高い位置まで石灰を一割ほど加えた築山用土で版築を形成した。その上層の築山用土には、地被植物への生育に配慮して石灰を添加しなかつた⁽⁵⁾。

護岸石積の目地には、幅一センチメートルの篩にかけて細かくしめた調整碎石と砂に、水と二割の石灰を混ぜた用土を使用した。護岸石どうしの隙間が広く、目地が流水に接しやすい箇所は、場内にあつた礫もしくは栗石を、詰め入れた。陸部表層の仕上げには、剥がした苔を再利用し、不足分は場内の苔を用いて補つた。

平成二十五年度の施工対象は、同二十三年度に施行した箇所の西隣にあたる。外郭上、双方の護岸形状はよく似ていたが、護岸の背面を試掘したところ、地盤の上に土極めで据えられていた平成二十三年度の施工箇所と比べて、護岸石どうしがモルタルで固定されていた同二十五年度の箇所はき損の度合いが大きく、護岸石の下部の地盤が流失し空隙が発生していた。これは護岸石どうしが強固に連結していたため、軟質の地盤層に流水が集まつた結果として穿鑿されたものと推察される。

施工にあたっては、事前に考古学的調査を行い、一日護岸石を取り外し、その下部にできた空隙にトレーンチを設けた。その結果、流れ底から護岸石の下部にかけては、有機質の泥が混じり締め固まつ

た砂質層であり、陸部にかけて斜め上方向は礫交じりの粘質土層であつた。このことから流れ底と護岸石の下部は、元来一体のものとして施工されており、護岸背面と陸部は、土質が異なることが明らかになつた。修理関係者において手法を検討する過程で、護岸石の下部の土質（以下、砂質土とする）の成分を分析したところ、その箇所は粒径が細かい白川砂と腐食泥土から成り立つてることが判明した。

その護岸背面の土の感触は、庭師によると“④流れ”的流路末に堆積している泥砂と近似しているという意見であつたため採取して調べると、砂質土とほとんど同じ成分であつた。さらにトレーンチの断面を観察すると、護岸石の下部の土層は白川砂と腐食泥土の堆積が凝固した状態であつた。以上の所見をもつて護岸石の下部の修理には、現地発生の泥砂を白川砂と腐植泥土に分離したものを使用することになった。

修理手法は、試行錯誤の結果、地盤面にうすく白川砂を敷きならした上から希釈した腐食泥土を撒き、完全に浸透して締め固まつた上へさらに白川砂を敷いて希釈泥土を撒くという作業の繰り返しをすることとなつた。修理のために取り外した護岸石は、付着したモルタルをはがし、事前の写真記録にもとづいて新しく構築された地盤面の旧位置に押し入れた。版築は、先述の手法を用いて、流路側は流れ底の高さまで、築山側は仕上げ面となるノシバの厚み分をのこす高さまで構築した。護岸背面のさらに陸部側は、平成二十三年度の修理と同様、石灰を混ぜた築山用土をもちい、版築を形成した。最終の仕上げとして、全域の表層にノシバを敷き直した。

（4）渡り廊下の橋とその周辺の修理

“③建物周辺及び中庭—a 建物周辺”の主屋と洋館との間にある渡り廊下は、南端が流れに架かる橋となつていて。その橋の北詰と南詰の東側の護岸がき損しており、とくに南詰の東脇はイロハモミジの根茎が護岸石を押し出し、さらに全体が護岸背面の陥没によつて、渡り廊下と地盤との間に空隙が生じていた。その状態を放置しておけば護岸と橋桁との支持力が失われ、崩壊するおそれがあつたため、平成二十四年度の冬に緊急修理を実施することになつた（表6）。

施工に際しては、事前に修理範囲において支障となる実生木等の除伐、落葉等の清掃を行つた。護岸背面の修理のために剥がした苔は、再利用のため園内の別箇所にて養生した。通常この橋は、一般公開の動線として利用していることから、一時的に通行止めとした。施行箇所は、絶えず水が流れているため確実に土のうで止水する必要があつた。

橋の修理にあたり、そのまま橋の修理にあつた。その表面をおおつていたモルタルを剥がしたところ、花崗岩製の六本の葛石を束ねてひとつ橋としていたことが明らかとなつた。関係者間で話し合つたところ、歩行者の安全面を考慮すれば、石肌を露出した状態のほうが滑り止めとなつて望ましいという結論に至つた。よつてそれぞれ肌理が異なつていた葛石を

すべてビシャン仕上げに統一し、モルタルを剥がした状態で橋の高さを調整することにした。

護岸背面は、陸部の幅五十センチメートルを目安に、浸水した軟弱地盤のみを除去した。南詰の東脇で護岸の崩落の要因となつていたイロハモミジの根茎は除去した。

橋桁の直下とその東脇の護岸には、白川ボソ石が多用され、その多くが欠損することによつて護岸背面の沈下を招いていた。ついては前項の平成二十四年度護岸修理の手法を踏襲して修理した。

イロハモミジを除根した箇所には、空隙が生じていた。よつて、築山用土によつて版築を施し、表面を苔で仕上げた。歩行者の危険防止と苔の養生を意図して、ロープ柵を設置した。

第2項 無鄰庵の緊急修理における社会背景

これまで概説した個別の修理は、一部が恒常維持管理の延長であり、その内容からみて定期修理で抜本的に対応できる内容であつた。換言すれば、それらの修理は、緊急修理でなければならない意味が希薄であつた。では、なぜ緊急修理として実施されることになつたのか。その動機と経緯を前節の記録を糸口に解明する。

（1）緊急修理に至る動機

名勝無鄰庵庭園は、明治の元勲・山県有朋の京都の別荘として明治二十七—二十九（1894—96）年にかけて築造された⁽⁶⁾。その後、昭和十六年（1941）に財団法人無鄰庵保存會から京都府へ譲渡され、昭和二十六年に“無鄰庵庭園”として国の指定名勝となつた⁽⁷⁾。現状の無鄰庵は、同市が所管する美術館や動物園などと同じ公共施設であり、個人所有における保存管理とは意味合い

表6 石橋並びに護岸修理の工程		
工程	作業内容	担当
1	準備・養生	(a)(c)(d)
2	解体・掘削	(a)(c)
3	調査・現地検分	(a)(b)(c)(d)
4	き損箇所の検討	(a)(b)(c)
	修理手法の確定	
5	施工	(a)(c)
6	仕上げ・清掃	(a)(c)(d)
(a) 保存管理技術者 (b) 学識経験者		
(c) 文化財保護担当者 (d) 所管担当者		
※修理体制は表5と同じ		

が異なる。つまり現状の無隣庵の保存管理について言及する場合は、山県家所有の延長ではなく、市有の施設であることが前提となる。

個人が所有する庭園では、個人と庭師との間で保存管理に関する随意契約が可能であるのにたいし、行政が所管する庭園は、他の施設と同様、保存管理に関わる業者を競争入札制度で選定されることが多い。保存管理の費用は、個人所有の場合それぞれの経済事情に応じ、行政団体所管の場合は、各議会の承認を得て定まる。どちらの場合も保存管理費用の支出は、所有者の経済事情に依拠しているが、後者では様々な行政上の事案があるなかで、庭園に使う費用は自ずと制約を受ける。一方で団体としての体面上、恒常維持管理は最低限おこなわれ続けるという利点はあるが、どうしても修理は滞りがちになる。

庭園の経年変化によるき損は、外郭上はつきりと認識されにくいため、潜在的に進行している場合がある。それは無隣庵に関しても同様であり、専門家の目をとおせば園池護岸や植栽のき損が明らかに認められることがある。そのような場合、定期修理⁽⁸⁾により抜本的な対策を講じていくことが求められるが、定期修理の費用は、行政区画内にある数多くの文化施設のひとつとして配分されるため、その確保が遅延する可能性がある。つまり差し迫った問題として、庭園のき損の進行を少しでも遅らせる必要性から、恒常維持管理の中で実施する緊急修理で取り繕わざるを得ない。

(2) 緊急修理の経緯

緊急修理の対象は、一定の潜伏期間を経た庭園のき損であり、それが前提となって計画が起案される。ただし修理の実施は、所有者の経済事情に左右される。というのも、たとえき損が発覚しても経

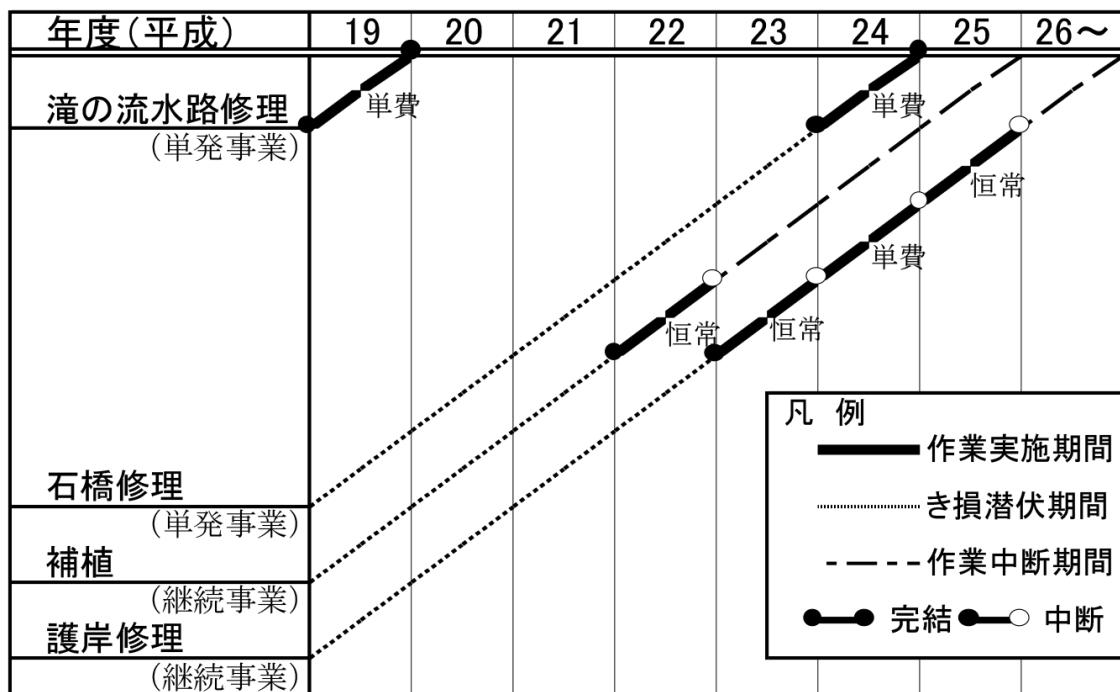
済的な裏付けがなければ修理を実施に移すことができないからである。しかし、前述のような深刻なき損は放置することになる。事業形態においては単発もしくは継続が選択されることがある。単発事業の場合は短期間で修理が完結するため、その後は経過観察へと移行する。なお単発事業と継続事業は、状況に応じて同時に行われる場合もある。

継続事業の場合は、き損が発見されてからすべての修理が終わるまで、作業の実施と中断がくり返されることになる。(図5・6)また同じ継続事業における作業であっても、場所や状況によつて修理手法と内容は変化する場合があるので、以前の施工記録との照合が重要となる。

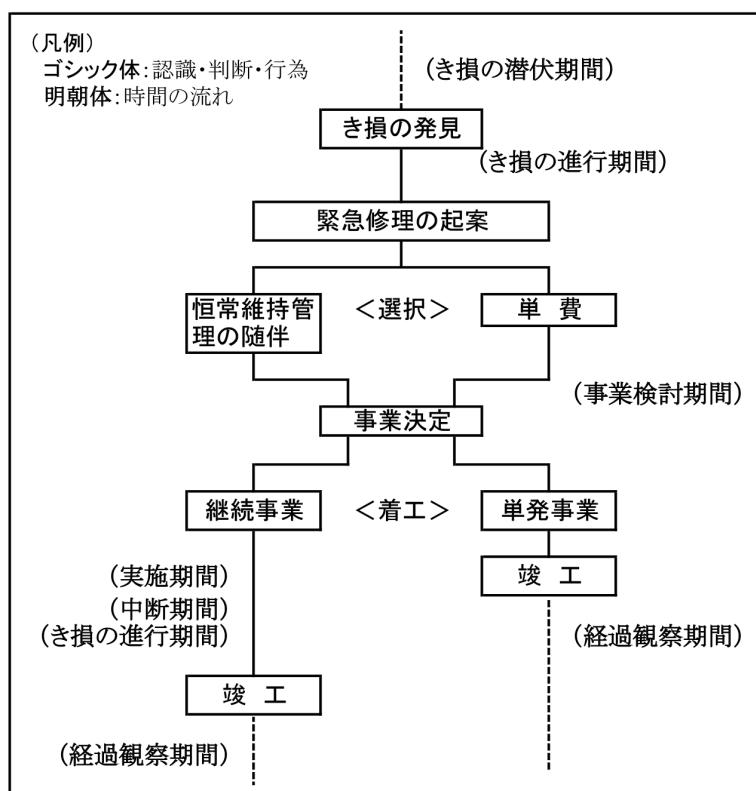
庭園内では、経年によりいくつものき損が同時に発覚することがあるが、無隣庵は数ある施設、文化財庭園のひとつであり、所管あるいは文化財担当者が常にその状態を把握するのは、人員の交代⁽⁹⁾を想定しても、非現実的であり、ましてや指名競争入札により庭師が毎年交代する庭園であれば、記録や申し送りがないかぎり⁽¹⁰⁾、実務者すらも園内の把握ができず、結果的にき損の発見がおくれやすくなる。ゆえに、経済的に定期修理の実施が見込めないかぎりは、保存管理の体からみて緊急修理の実効性は高い。

(3) 緊急修理の利点と弊害

緊急修理によるき損への対応には、いくつかの弊害と利点がある。弊害としては、定期修理と比して十分な調査・検証をする期間と費用を確保できないため、短期間でき損の原因を特定し、使用材料・工法の妥当性を論理的に検証し、文化財としての価値を損ねること



[図5] 平成19－25年度にかけての緊急修理の過程



[図6] 緊急修理の推移の概念図

なく修理を終えなければならないこと。さらには、工夫によって恒常維持管理の延長としても一定の修理が可能となるため、定期修理による抜本的な対応への感心がうされることなどが挙げられる。

利点としては、短期間にきめ細やかなき損の対処ができるため、いたずらにき損の潜伏・進行期間を延長しなくてもよいことや、継続事業ならば中断内に修理手法を反省し熟考する時間を得られるなどがある。

文化財庭園の修理にともなう記録は、埋蔵文化財の発掘調査のように記録自体を主旨としないため、調査経費と時間を十分に確保することが難しい。それゆえ緊急修理では、庭師自身が調査し記録できる体制を確立する必要がある。緊急修理はもとから限界を抱えた保存管理の類型のひとつであつて、定期修理でなければ対処できない事案については、将来の課題として後進に引き継ぐ必要がある。

第3項 緊急修理の実践の解説

結果として緊急修理と定期修理に関しては、実際の作業そのものにおける共通点の多さが確認されたと同時に、双方を区分する積極的な意義が明らかとなつた。

(1) 露出する時間と潜伏する時間

樹木や樹幹の肥大や園池護岸の緩みなどが要因となつて進行するき損は、よほど意識しなければ恒常管理の中できさえも認識できない。これは、それらのき損の進行が、人の知覚ではとらえられないほど遅くさりげないからであり、日常の時間意識としては、いつの間にかき損していたという印象を得ることになる。

暴風雨による倒木や塀の倒壊などといった、あからさまに認識で

きるき損を常態的といえど、前出のき損は相対して遅行的といえる。遅行的なき損は、あからさまに認識できない点で、その認識には、"速度"が影響していることが知られる。たとえば枝の伸長が目に見えるのに対し、地下にある樹根の伸長速度は、特殊な手法をとらないかぎり認識できない。築造から長期間を経過した庭では、肥大した樹根が地表に露出していることは珍しくなく、樹根によつて飛石や階段石が隆起した状況を目の当たりにすることがある。それは明らかにき損なのであるが、進行があまりにも遅いためき損とは捉えられにくい。それに対して、伸長した樹枝による建物への悪影響などの認識は早い。

速度のちがいによつてき損が常態と遅行に分かれるのは、水流に関しても同様である。流路を通る水の速度は、見たり触れたりして感じることができるが、園池護岸を侵食する水の伝わりを体感することはできない。眼前で水しぶきを上げている水が、水路の底を穿ち護岸の目地を削り取つて園路にあふれ出ていれば、き損の状態と原因の把握は早い。しかし、度重なる水かさの上下により護岸の目地が流亡し、護岸背面の土が吸い出され陥没が生じても、き損として捉えにくい。

き損にかかわる常態と遅行は、実際の物理的速度にかかわる事柄ではなく、むしろ保存管理当事者の気分に関わつてゐる。その事実は、事象の変化の速度に関わらない見落としや見過ごしがあることが証明している。き損の発見は、保存管理の当事者の意識が時間の流れに向けられることが前提となる。保存管理の当事者である所有者や庭師の経験として、常態的なき損とは露呈した事象、遅行的なき損とは潜伏した事象として受け取られる。園内で起きている事象

が、表に出たり隠れたりしていると感受されているために、き損の進行や周囲の変動の物理的速度は、その発見をうながす尺度にはなり得ない。いわばき損には、人の知覚に馴染む、認識しやすいといった一定の速度の影響下にあるとみられ、その如何によつて、個々の当事者にき損程度の判断が委ねられているのである。

(2) 待つ・様子を見る時間と即応・応急

行為としての緊急修理が時間の推移の元にあるとすれば、それは恒常維持管理についても例外ではなくなる。恒常維持管理の場合、行為の内容は、庭師が所有者の意向にしたがつて庭に働きかけを行うことによつて定まつてくる。言い換えれば、保存管理当事者である所有者と庭師が相互に触発することにより、恒常維持管理は具体性を獲得するのである。その触発をひとつの時間の過ごし方とみれば、恒常維持管理には、庭師が自ら働きかけをおこなつた庭からの反応を待つ姿勢と、所有者が自らの意向と庭ならびに庭師との相互触発の様子を見る姿勢がみられる。庭へ働きかけを行うという点でいえば、恒常維持管理は能動的な行為であるが、その作業が具体化する過程では、待つ・様子を見るといった受動的な時間の過ごし方になる。

緊急修理の姿勢は、突然発覚したかの別は問わず、修理を実施せざるを得ない状況に追い込まれているという点で、受動的である。緊急修理を計画する時点では、すでにき損の進行状況の様子をみるといった状況ではなく、まさしく緊急に修理をしなければ取り返しがつかないといった事態を招いている。それは、もはや“待つ”、“様子を見る”といった時間の猶予がない状況であり、まさしく“即応”、“応急”的必要性があることが、緊急修理に特有の姿勢といえる。

以上みてきたように、保存管理という行為には、見落としや見過ごしといった盲点がある。それは園内で生じるゆるやかなき損が、人にとって認めにくいものだからである。この常態性と遅行性は、ともに時間の推移の一環であり、双方の速度の差が大きいほど、後者の変化は捉えにくくなる。具体的には、アオギリの樹枝の伸張といったあからさまに判別できる速さと、サツキの樹根やツゲの樹幹の成長といった遅行は、保存管理の当事者にとつて別次元の出来事のように感じられる。つまり、き損の潜在と露出は、物理的な事物の見えではなく、意識の相対関係なのであつて、き損の見過ごしと発見は、園内で生じる変化には速度差があると自覚できるかどうかに懸かっているのである。

恒常維持管理では、よほど十分に園内における変化に配慮しないかぎり、見落としや見過ごしが付き物であり、むしろそのようなが前提であるからこそ、緊急修理と定期修理の区分に有効性が生まれる。

第4項 緊急修理の実践的妥当性

緊急修理の実践的妥当性とは、庭内で展開するき損の変化のうち、主に遅行的な事柄の見落としや見過ごしによつて、看過できないほど進行したものへの即応・応急の措置である。その行為は、突発的な事態などにおいて恒常維持管理と連動しているが、常態の変化の対応に追われて遅行の変化への配慮が欠け、潜在しながらも着実に進行したき損への緊急対応こそが、緊急修理の特質なのである。

庭のき損には常態と遅行との二面性があり、保存管理の当事者に“応急”的必要性があることが、緊急修理に特有の姿勢といえる。

感じられる。き損の速度が相対的であるのは、これまで常態の一環として言及してきた樹枝の伸長を通しても説明できる。すなわち日常的に使用されている建物や園路・路地に近接した樹枝の伸長は、明確に経験でき、その対処も図りやすい。それに対して、庭の外周部や奥部または巨木などについては、保存管理の当事者さらには利用者の目線から離れることによって、遅行的な変化として知覚される。そのようにして見過ごされた樹枝の伸長によって、周辺景観の阻害や雨滴による築山の穿鑿が誘発されることになる。そして、これまでに挙げた多様な遅行的変化の蓄積が庭の広範囲に及び、応急・即応の範囲を越えた結果として、定期修理が必要と認識されるのである。

以上のように庭の保存管理の区分は、常態的な変化に対応するものが恒常維持管理、遅行的なき損に応急的対応・

即応するものが緊急修理であり、数か年かけてじっくり対応するのが定期修理といったように、時間の過ごし方の違いを言い表している（表7）。

表7 園内の変化程度と保存管理との相関関係	
園内における変化程度	保存管理
常態的変化	恒常維持管理
遅効的き損	緊急修理、定期修理

第3節 準注

（1）日本庭園学会関西研究会・第二回文化財庭園部会資料集文化財庭園保存管理ハンドブックの作成・2009

（2）本論は、ひとつ文化財庭園で生じている事象を深く掘り下げることによって、その根底にある本質的意味を顕在化する事を主旨としている。個別の庭園の検証からだけでは本質的意味を明らかにすることはできないという意見にたいしては、本質的意味とは最大公約数ではなく、緊急修理という行為のなかに通底する事象なのであり、どのような庭園にもみられるものであることを指摘する必要がある。

（3）平成二十三年度日本庭園学会第五回文化財庭園部会資料集「文

化財庭園の考古学的調査」・2011

（4）平成二十三年度は、同年度に名勝清風荘庭園の修理事業で使用された配合を採用した。同二十五年度は、同二十四年度までに特史特名醍醐寺三宝院庭園で採用された配合を参考にした。版築用土の製造は、同市左京区静原の採石場で採取された調整碎石土“静原ズリ（A土石）”と砂、岡山県産の笠岡粘土をポットミキサーによって攪拌、配合した。（北川明日香「特別史跡及び特別名勝醍醐寺三宝院庭園の築山修理における築山用土の検討」・「平成二十三年度日本庭園学会関西大会研究大会・公開シンポジウム資料集」・2011、50-1頁）

（5）施工位置によって石灰の比率を変えたのは、石灰の混合比を上げると土塊は堅固になり流水の遮断にも寄与するが、礫や砂、粘土との粘着度がおちるため施工性が低くなることに対する配慮である。

(6) 尼崎博正編『植治の庭』.. 淡交社、1990

(7) 吉川需『古庭園のみかた 美と構成』.. 第一法規出版株式会社
株式会社.. 1968、258頁

(8) 「なお、恒常維持管理と定期修理の間に行われる小規模な修理
は、緊急修理といい、それが定期的に短期間で実施されるほど、
定期修理の周期を遅延することができます。」（文化財庭園保
存管理ハンドブックの作成、9頁）

(9) 文化財庭園の保存管理の体制の変化を具体的に論じた事例と
しては、以下の資料が挙げられる。今江秀史・武藤夕佳里..
用途変更した庭園における整備・保存管理計画の策定と運用..
日本庭園学会誌NO. 16.. 2007、85-90頁

(10) 繼続的な緊急修理によって庭園のき損に対処していくため
には、後世にわたり修理の変遷と内容が共通理解できるよ
うなひな形にもとづいて、確實に記録を残すことが不可欠
となる。本論では、結果的にそうしたひな形の事例を例示
している。

第1項 定期修理事業の概要

文化財庭園の保存管理は、便宜的に“恒常維持管理”、“緊急修理”そして“定期修理”に分類される⁽¹⁾。そのうち定期修理は、日常の恒常維持管理で対処することができない規模の剪定や伐採、地割の復元をふくむ抜本的な修理のことであり、数十年周期で繰り返し実施される点が、文化財建造物の修理と共通している。恒常維持管理と緊急修理の本質的意味については先行研究があるのにたいして、定期修理は、その実態と本質的意味の解明が行われていない⁽²⁾。また、定期修理の実践で用いられている考古学的調査と従来の埋蔵文化財の発掘調査とは、性質を異にするが、両者は混同されており、峻別されていない。

行政によつて文化財に指定された庭を数多く抱える京都市⁽³⁾では、平成期に入つて特別史跡及び特別名勝醍醐寺三宝院庭園（以下、三宝院庭園とする）、名勝清風荘庭園⁽⁴⁾、京都市指定名勝立本寺庭園⁽⁵⁾において定期修理事業が行われ、それぞれ報告書が刊行されている。本論は、それら定期修理事業のうち、三宝院庭園における平成十二年から同二十六年までの十四年間にわたつて実施された事業の記録⁽⁶⁾⁽⁷⁾を要約し、その行為の実態を解明する。そのうえで、定期修理の本質的意味の顕在化を目指すものである。その解明の過程では、考古学調査と発掘調査の相違点を明示すると同時に、定期修理と旧来の文化財庭園の修理における態度との“ずれ”を明示する。

(1) 三宝院庭園の修理事業の契機

三宝院庭園の修理事業の契機について、所有者側は、以下のよう

に述べた⁽⁸⁾。

平成八年のことでした。（庭を）見守つていた若い僧侶から石が転んだという報告がありました。石が転んだというのは、どういうことだらうと思って、行つてみてみると景観上大事な石が池の中にドボンと沈んでいました。それから何か月もしないうちに次々とずり落ちてきました。（中略）一年経つて、こんなこと（阪神淡路大震災の影響）があるのだろうか、どうしてこのように石が動き出したのだろうと心配になり、それから市・府・文化庁に相談し、やはりこれは本格的に修理するしかないだろうということになつて、初めて事業が動き出したのが平成十二年度からでした。（※括弧内は筆者による補筆）

三宝院庭園の定期修理事業のきっかけは、平成八年に表書院直下の園池護岸の石が池中に転落したことであり、その後準備期間を経て、事業は開始されたのであつた。修理事業の内容は、園池の護岸と築山の修理、植栽の生育環境の復原等の大きく三項目に分類される。筆者らは、平成十四年度から同二十六年度までの期間実施された施工へ主体的に参加した。なお、三宝院庭園の園池は、当該修理以前に昭和三十七年に故中根金作氏⁽⁹⁾、同五十七・五十八年に故村岡正氏⁽¹⁰⁾の指導によつて修理が行われた。

(2) 修理事業の体制と進め方の概要

定期修理における当初の枠組みと進行は、おおむね下記のとおりであった。

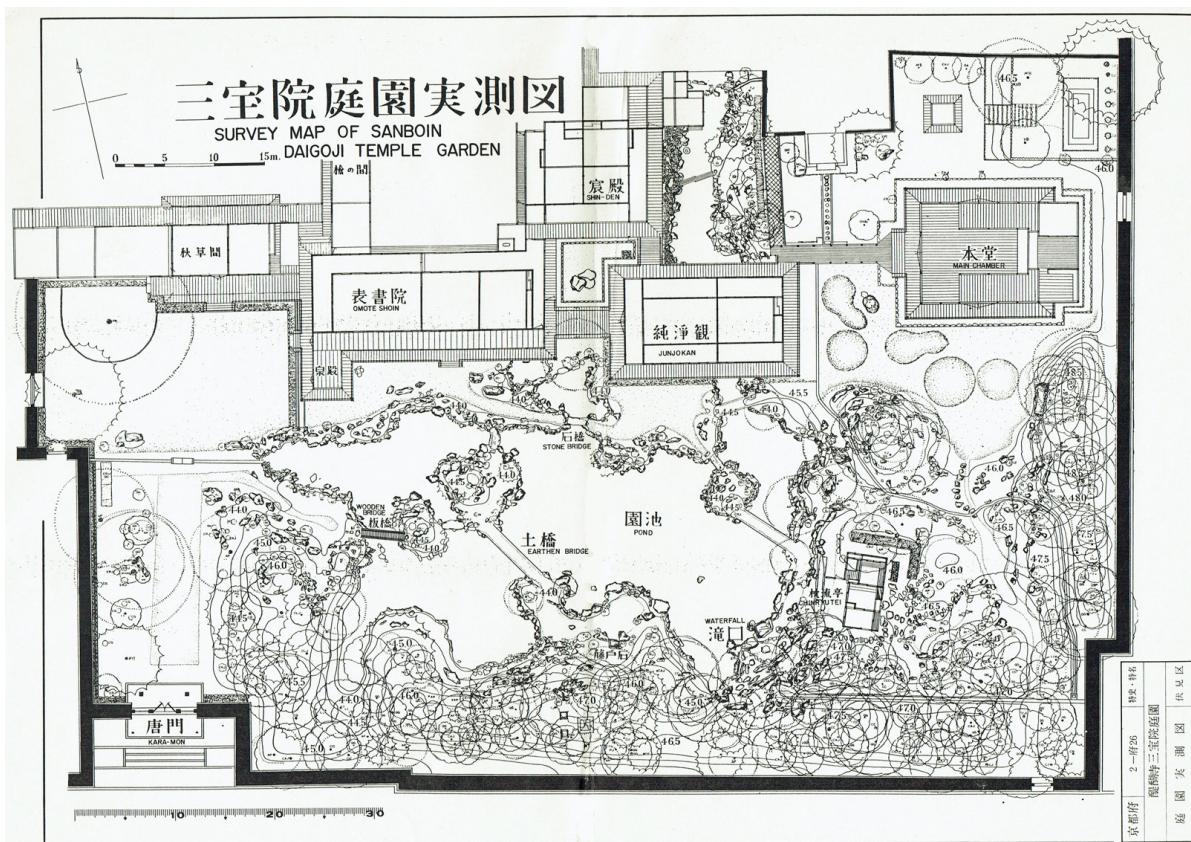
定期修理事業の開始にあたつては、所有者により、庭園学や考古

学、建築学など修理に必要とされる知識を持つた学識経験者で構成される検討委員会が原則的に設立される。定期修理の事業期間中、委員会は、毎年数度にわたって開催し、事業内容の妥当性が議論され、委員会の承認をもって施工は開始する。施工中には、現地指導の委員による立会いをもって、修理の進行状況の確認が行われる。各年度の施工の終盤には、再度委員会が開催され、施工当初の計画と施工結果の確認が行われる。

文化財保護の制度上、着工前には、文化財保護法百一十五条の規定にしたがつて現状の変更における申請を行い、許可を受ける必要がある。施工は、主として庭師によつて行われ、工事の積算や施工管理は、造園設計コンサルタントが担当する場合がある。行政の担当者は、オブザーバーとして、文化財保護の法律にもとづき、文化財への影響についての確認を行う。それら実務者は、修理の実態に合わせて人員を配置し、役割分担を行う。修理の実施においては、事前に資料修理と発掘調査を行い、その結果を根拠として専門家らの協議によつて修理手法を考案し、修理検討委員会に諮る。修理は、同委員会の了承を得て、修理の進行とともに定まる工程にそつて実行に移される。

(3) 平成十四年度施工の概要

三宝院庭園の定期修理事業は、その契機である園池護岸の修理から始められた。三宝院庭園（図1）の園池護岸は、拳の一回りから二回り程度の大きさの礫（以下、積石とする）を池底から何段も積み上げ、その直上に成人男性が両腕を一杯広げても抱えきれないほどの巨石（以下、天端石とする）が据え付けられた状態にある（写真1）。着工以前（平成十三年度まで）の修理手法の検討段階では、



[図1] 醍醐寺三宝院庭園 実測平面図

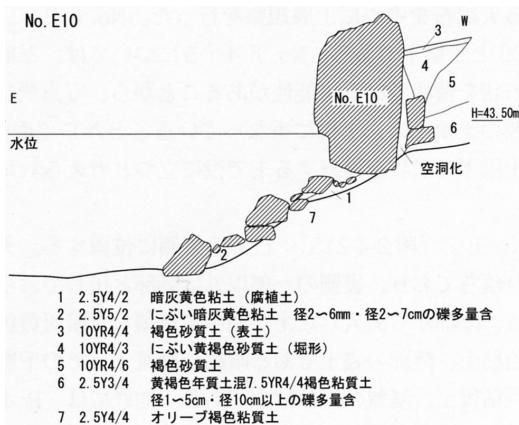
護岸のき損原因は、天端石と下部の石の大きさが不釣り合いなその仕組みにあるとみなされていた。言い換えれば、委員会において、三宝院庭園の園地護岸は、先天的に欠陥を持っていると認識されたのである。それゆえ着工時には、護岸の安定度を高めることが意図され、護岸下部の積石を総じて入れ替えるという修理方針が採られた。（図2）。具体的な手法は、従来、護岸下部に積まれていた小ぶりな積石から大ぶりの石（以下、新規積石とする）への交換であり、それは護岸の仕組みの根本が変えられることを意味した。

施工開始の前年にあたる平成十三年度には、純淨觀の南側護岸から藤戸石の北側護岸にかけて幅一メートルの溝掘り（トレンチ）を設け、発掘調査が行われた。つづいて翌年度、修理のために積石を取り外し、護岸背面の観察を行つたところ、積石の背面全体には、元来灰色の粘質土が填入されていたが大半は流亡しており、さらにその奥側に遺構面が残存していることが明らかとなつた（図3）。

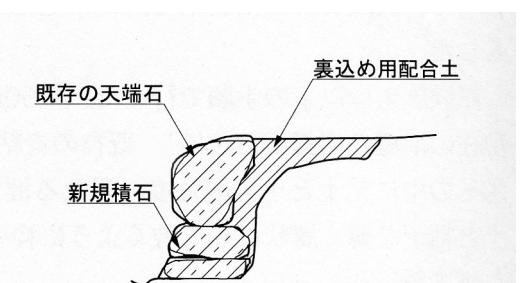
この遺構面は、三宝院庭園の成立期にさかのぼる可能性があつたため、文化財（史跡）として保存する必要性がある部位と判断された。したがつて、新規積石は、積石との入れ替えにあたり、遺構面の保護を意図して、灰色の粘質土の除去によつて生じる余地の内部に收めることが必須条件となつた。また園池護岸は、外郭上、池底から天端石にむけて僅かな傾斜をもつていて。新規積石となる石の断面形状は、名勝の景観に与える影響に配慮すれば、護岸の安定度を高めるために、後方をコの字形状、護岸前面の傾斜の形成のために、前方を鈍角三角形とすることが、必須条件となつた。さらに新規積石の奥行の延長は、池底に接するものが最も長く、天端石の直下に近づくほど短くなることが必須条件となつた。



[写真1] 園池護岸



[図3] 修理中の考古学的調査 断面図

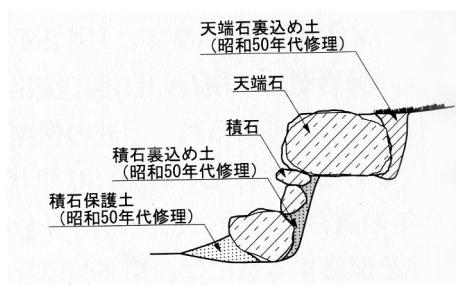


[図2] 修理開始時の設計断面図

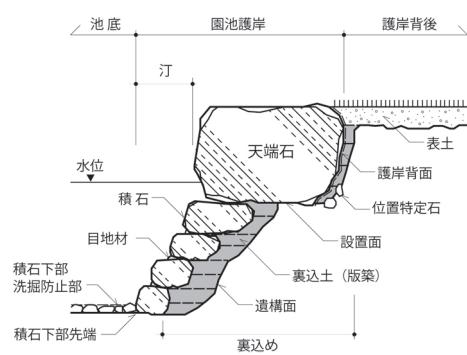
こうして新規積石の選別にあたつての条件が判明したため、実際にそれら条件に見合つた石材を確保できるかについて、境内外から搬入された自然石を使つた選別作業が行われた。その結果、たとえ加工作業を念頭においても、全長三百五十メートルほどもある護岸の積石をすべて入れ替えられるだけの新規積石を確保するためには、想像を絶する時間と手間を要することが判明した。さらに上記の条件を満たしたわずかな量の自然石を用いて施工を実行したところ、護岸上部の天端石の高さがあらかじめ決まつてゐる状態では、新規積石をその下部へ無理に押し入れる必要が生じ、石同士の目地が不自然に詰まつたり広がつたりすることが避けられず、その調整作業に相当の手間を要した。最終的に初年度の施工は、1年の作業でわずか六・五メートルしか進捗せず、施工方法の非効率を証明する結果となり、修理方針は、白紙に戻さざるを得なくなつた。

(ア) 園池護岸の修理手法の確立

三宝院庭園の定期修理事業において、当初計画された護岸下部の仕組みを抜本的に見直す方針は、遺構の保護にともなう条件の多さとその複雑さによって、実現不可能であることが委員会において承認された。それにより、遺構面の保護を意図して、旧来の積石と天端石による構成を維持する手法を再検討することになった。あらためて実務担当者を中心に現地立会を行い、園池護岸の仕組みを検証したところ、従来、園池護岸の下部の積石は、各々が直上に積み上げられていると理解されてきたが、よく観察すると実際の遺構面は、しづつその位置を後方にずらしながら据え付けられ、各積石は、そ



[図4] 考古学的調査結果に もとづいた護岸断面の概念



「図5」 施工断面図

の下部の前面とその上部の中央前寄りでたがいに接合しており、さらに護岸上部に据え付けられた荷重の大きい天端石の重みにより積石同士の接合が緊密になっていた(図4)。一般的に園池護岸は、護岸石と目地の間詰めによつてその背面への浸水を防ぐものと考えられてきたが、三宝院庭園の園池護岸は、護岸背面の地盤そのものが堅牢で耐水性を持つており、池水に直接触れる積石は、護岸背面と池水との接触を避けるために設けられていることが判明した。以上のように発掘調査を交えた現地立会を通じて、園池護岸の仕組みが解明された結果、三宝院庭園の護岸下部は、成立以来、繰り返し積みなおしが行われながら、長期間その骨格自体は保持されてきたことがわかつた。それと同時に、元来想定されていた護岸の仕組みの先天的な脆弱的事柄は、認められないことが証明された。

法を用いた庭の調査（略称：考古学的調査）にあらためると同時に、調査によつて得られた情報にもとづいた試験施工を行うことになつた。その試験は、園池外の醍醐寺境内において行い、实物大模型を築いて護岸の仕組みの検証と修理手法の妥当性の検討を行つた。その結果、次項でも言及するように、それまでは修理検討委員の中から選出された現地指導員に一任されていた修理内容の確認・承諾は、すべての実務担当者の代表が参加して行わることになつた。こうして平成十五年度以降、園池護岸の修理手法が確定し、効率的かつ安定した修理を行うことが可能となつた（図5）。

（イ）現地立会を通じた合意形成の体制の確立

三宝院庭園の修理事業は、事業主体である寺院が事務局となつて立ち上げた修理検討委員会が主導となつて実施された。当初の修理の進め方は、修理検討委員のなかから選出された現地指導委員と行政担当者からなる修理内容の考察や方法の検討を行うグループと、考古学的調査者と庭師からなる実地施工を行うグループに二分された。設計監理者は、双方の調整をする役割にあつた。双方のグループは、別々に作業を行い、着工前後にかぎつて現地で一同に会した。この修理内容の検討と施工が分業される体制では、互いの思考や手法の領域が侵されることとは少なく、各々の立場や意思が比較的保護された。

（ウ）工程の整理

前述のように、定期修理の内容の考察や方法の検討が、現地立会を通じた合意形成の方式に転換したことにより、作業の流れが一連のものとして把握しやすくなつた。その結果、園池護岸の修理工程は、十一段階に整理することが可能となつた（表1）。以下、その結果として、当初の体制はおのずと解体し、実務担当者が一同に協議して合意形成を図ることになつた。設計監理者の役割は、実務担

当者全体の意見や考えを取りまとめた合意形成のたたき台（設計図書）を隨時作成することとなつた。庭師には、修理の実現性や課題について具体的な発言を求められ、考古学的調査者には、修理手法の案を念頭に置いた調査とその記録、助言が要求されることになつた。さらに職域の異なる人々が同じ時間

と場所に居合わせて合意形成が図られるようになつた結果、各々の用語の理解と使い方の相違により、意思疎通の障害が生じたため、修理にかかる多様な事項について用語の統一を図ることになつた（図5参照）。

[表1] 園池護岸の修理の工程表

工程	作業内容	担当者
1	修理前の状況の記録	②③④
2	天端石・積石の取り外し	②④
3	遺構面の露出・清掃	②③④
4	遺構面の記録	②③④
5	施工手法の検討	全員
6	版築によるひな段の形成	②④
7	修理箇所の明示	②④
8	天端石・積石の設置	①②④⑤
9	目地の充填	②④
10	裏込め土の充填	②④
11	積石下部の穿鑿防止	②④

※凡例 ①現地指導委員 ②設計管理者
③考古学的調査者 ④庭師 ⑤行政担当者

録する。

【工程二】 護岸下部がき損している箇所は積石を、護岸全体がき損している箇所は天端石と積石の取り外しを行う。それぞれ取り外した石は近接地に仮置きし、天端石は個別の番号、積石は上部の天端石と共に通の番号を記したテープを貼りつける。

【工程三】 天端石もしくは積石を取り外した跡には、園池にともなう泥土や改修による粘質土等が堆積しているため、それら不安定な堆積土をとり除き、遺構面すなわち護岸背面の骨格を露出させる。

【工程四】 露呈した遺構面は、考古学的調査者が露出した遺構面の立会調査を行い、必要におうじて断面の記録を行う。

【工程五】 遺構面の露出作業と記録が終われば、関係者間で修理手法の検討を行い、すべての実務担当者の代表会議をもつて修理を開始する。

【工程六】 遺構面が露出した護岸は、積石を据え付けるための基盤が失われていたため、まずは遺構面に沿つてひな壇状の基盤を構築する。

【工程七】 施工時期を後世に知らせることを意図して、施工時の年

度の年号が刻まれた十円硬貨を遺構面と新しい基盤相との間に埋め込む。

【工程八】 ひな壇状の基盤に裏込め土でしつかり突き固めながら積石を据え付ける。

【工程九】 天端石と積石の設置した隙間（目地）に問詰め土を充填する。

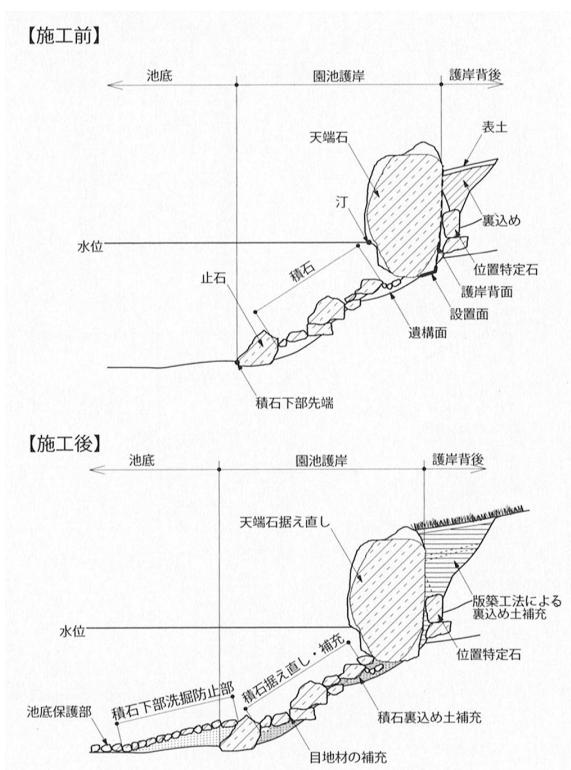
【工程十】 その後、天端石背面に裏込め土を十分填圧しながら充填し、周囲に芝生もしくはコケなどの地被植物を植栽する。

【工程十一】 最後に、積石の最下部と池底との間が池水によつて穿削することを防止するため、その隙間に粘質土を打ち込んで地面を安定させ、その上に栗石を撒いて仕上げとする。

以上の工程は、施工当初より確立していたわけではなく、その分節は、修理が進められるなかで具体化し報告書の作成時に確定した。逆にいえば施工当初、この工程は実務担当者間で共通理解されていなかつたのである。

（工）実態に見合った体制へのゆるやかな移行

近年の文化財庭園の修理では、発掘調査の積極的な導入によって、



過去の庭の形状を知る上で、考古学的調査者の見識と経験が欠かせなくなっている。ましてや考古学的調査による庭の部位の仕組みの検証にいたっては、従来まったくといって行われてこなかつた。そのため、記録の蓄積に乏しく、調査で明るみに出る情報の多くが未知であることもあり、修理手法を現代の考え方や手法にたよれない場合がある。先行事例がないなかでは、修理検討委員に招聘されるほどの学識経験者の知識や経験をもつてでさえ理解できない事柄があり、各行政団体の担当が監視をする上でも根拠を欠くことになる。

三宝院庭園の定期修理において、旧来の体制が保持されながら、合議制が取り入れられたのは、実態に応じた修理の実施と旧来の文化財庭園の修理の進め方との、いわば辻褄あわせであつた。修理にかかる事項について用語の統一を図られたのは、新しい体制の変質に欠かせない意思疎通の手続きであつた。(図6) また、修理内容の考察や方法の検討と実地施工を別々のグループで行つていた修理の進め方が、後述する外科的手術の体制のようなチーム制に移行したことは、定期修理が旧来の学術的見解や修理手法が通用しないという実情を示唆した。

(5) 平成十六年度から最終年度

(ア) 排水経路の修理

園池護岸のき損の原因は、経年による護岸目地の間詰めの流亡であつたが、遠因としては園池全体の排水不良があつた。三宝院庭園の西端にある排水口は、オーバーフローした池水が排水溝を通じて外部に排出される仕組みであつたが、大雨などの際に大量の水が園池に流れ込むと、排水能力が追いつかず護岸の喫水線を越えて護岸背面までが浸水し、一部ではその陸部の土が掘りくぼめられていた。

この給排水の関係不良は、くり返しき損を招く原因となるため、その改善が不可欠であつた。

平成十八年の排水溝付近における考古学的調査では、護岸内側から水槽状の排水施設の遺構を検出し、旧来はこの排水施設に池水を受けて池底より外部に排水していたことが明らかとなつた。所有者側との協議により、円滑に池底から水を抜き浚渫を行うことのできる旧来の機能が復元されることになつた。ついては、経年により既存の水槽本体が脆くなつていたことから、水槽の骨格を維持して補修し、同時に排水路の底面を掘り下げて改修することになつた。

(イ) 築山

三宝院庭園の来訪者が表書院から庭を臨んだとき、園池と共にかれらの視野の半を占めるのが築山である。園池護岸の修理が終盤にさしかかると、園池周辺の安定感が増したことと、相対的に築山とその周辺との輪郭が不明瞭である状態が目につくようになつてきた。築山の表面では、日常的に陽光と風雨の影響による表土の流亡と枝葉や土埃による堆積が同時にくり返されているが、その事象は、地被植物などに被覆されているため、き損としては認識しにくい。したがつて築山のき損状態を把握するためには、堆積土を剥がして、堆積の厚さを測り、さらに景石や階段石、護岸石の埋土を念頭において流出した表土の厚みを調べる必要がある。堆積土が剥がされた築山の表層は、地割りの旧態を示す唯一の証拠であると同時に保護の対象となる遺構面である。

平地であらたに築山を構築する場合は、平坦地に土を積み上げることができるのにたいして、一旦表土の流亡により瘦せてしまつた築山の修理は、堆積土を剥がした築山の傾斜面に新しく土を積み足

すことになる。さらに流出した築山の表面は、そのさらなる穿鑿から保護するために、再び浸食されないための堅牢性をもつ必要性がある⁽¹⁻²⁾。それら諸条件にもとづいて既存の築山の保護は、残存面を階段状の版築で被覆し、その段差の部分へさらに版築用土を突き固めて整形するという先行の修理事例⁽¹⁻³⁾を踏襲することになった。

(ウ) 植栽樹木

三宝院庭園は、経年により巨大化もしくは枯死した老樹、さらに護岸石や景石に支障を与えていた樹木、築山の上空の広い範囲を覆い地表への日照をさえぎっている枝葉を多く抱えていた。それゆえ定期修理の主旨は、中低木ならびに地被植栽の生育の促進のための危険木や実生木の伐採、高木の強剪定による地表への日照の確保、景趣に配慮した補植という三点となつた。

三宝院庭園のように常時一般公開されている庭における、主要建物からの視界内にある巨樹の枝おろしや強剪定は、日々の来訪者の印象に違和感をあたえないよう配慮して実施する必要があつた。とくに築山を中心とする植栽樹木は、来訪者のながめ、植物の生育環境と健康状態、巨樹の自重の軽減と樹齢への配慮などといった複合的な条件を満たす必要性がある。以上の諸条件から、全面的な伐採や剪定、補植は抑制され、最小限の修理内容となつた。

第2項 定期修理の実践的妥当性の解明

定期修理の主旨は、修理箇所に文化財（史跡）として保存の必要がある遺構を内包することが前提される、庭のき損の抜本的な繕い直しである。実務担当者が差しあたり認識できる庭のき損は、表出

している範囲のみであり、き損の外見からその内郭（遺構）の常態を知ることはできない。それゆえ、遺構の保存を意図して考古学的調査が実施されることになる。その調査結果は、実務担当者へ遺構の保存に関する判断材料を提供する一方で、修理手法の選択肢をいちじるしく限定することになる。

ここでいう遺構とは、過去に庭師が行つた庭の築造にかかわる仕事の痕跡のことである。定期修理は、文化財（名勝）としての外郭の維持のためにも、庭そのものがもつ仕組みを忠実に復元する必要性に迫られる。それゆえ、その作業内容は通常の庭仕事と比べれば異質なものとなる。

庭そのものがもつ仕組みの復元とは、遺構にのこされた痕跡を手がかりとする過去の工法の再現であり、外郭を以前と似せるだけの改修とは異なる。それは、過去の庭師が手掛けた仕事を現在によみがえらせることにほかならない。ところが過去の生活における営みや庭師の技能は、かならずしも現在に継承されていないため、遺構に遺された痕跡を観察しても、その形状が何を意図したものか理解に苦しむ場合があり得る。現今の表象箇所の後背を考古学的調査によって露出させるだけでは、修理手法を導出することができない。それは、庭の遺構がたとえ過去の庭師による仕事の痕跡であつたとしても、それ自体は物質としての土層の構成でしかないとみなすためには、現世の庭師らによる理念化を経る必要がある。

現行の庭の遺構と古墳や貝塚などの遺跡は、前者が一旦時間の断絶を経ているのにたいして、後者は利用され続けていいるという点で、相違する。古墳や貝塚の歴史は断絶しているのに対し、現行の庭

の歴史は過去から現在にいたるまで継続している。

通常、われわれが目の当たりにしている庭は、現行の場所の表象

部分である。それは、過去の庭師が構築した仕組みやくり返されてきた取り繕いの仕事の歴史を反映している。言いかえれば、文化財庭園は、歴史を積みかねているほど、現世の表象からその内奥に向かって歴代の庭師の仕事の痕跡が堆積している場合が多く、過去の庭師らの意識は、時期によつて異なつてゐることが推測される。定期修理の従事者は、考古学的調査をとおして、庭が実体として過去の庭師の痕跡を内包していることを知ることができる。同時にかれらは、過去の庭師の考え方や技が伝承されていないことを自覚させられ、結果的に修理手法の案出は、袋小路に陥つてしまふ。

定期修理とは、庭の成立以降、今日にいたるまで継続している、歴史の一貫性のなかでの行為である。実務担当者らは、き損箇所の取り繕いという行動をとおして、庭内のあちらこちらに潜在した歴代の庭師の仕事をひも解くという機会を得てゐる。現行の庭の復元を実現するためには、現世の庭師が遺構を通して過去の仕事を受け直すことによつて、現行の技能への置き換えをしなければならない。

その具体的な方途は、庭の痕跡を手がかりとして、過去の庭師が行つたとみられる運動を試しに行つてみることになる。はじめ庭の痕跡が意味するものは定かでなくても、まずは遺構の痕跡から読み取れる仕事を現在のやり方で引き受けると、つじつまの合わない事項が生じる。それを解消することによつて、結果的に過去に行われた庭師の仕事の意味ががおぼろげながら推察できるようになる。そして、その仕事の引き受け直しによつて得られた経験を、実地施工

に適用することによつて、過去の仕事の合理性ないし理屈が言語化できるようになる。

修理手法の確定は、この言語化をもつて確定し、竣工図をもつて設計図ができ上がる。そしてこの一連の行程が客観的妥当性を得るためにには、試験施工が不可欠となる（第1項2—（4）—1）を参照）。この過去の人々が生きた時間をたどり直す、別の言い方をすれば一旦過ぎ去つた時間を擬似的に生き直すこと。いうなれば“過去の行為の擬似的な反復経験”は、予期しない遺構の検出に際しても応用できる。

定期修理の考古学的調査では、たとえば三宝院庭園で検出された水槽状の排水施設の遺構のように、今日では機能あるいは用途が明確ではない工作物が検出されることがある。実務担当者らは、その遺構が排水の機能をもつものであることを、外郭から容易に推測することができる。その仕組みは、考古学的調査によつてさらに詳しく述べることができる。それがいかなる使われ方をしていたかを理解していく探求できるが、それがいかなる使われ方をしていたかを理解しておかなければ、用途を回復することができない。遺構となつた工作物の仕組みを明らかにするためには、考古学的調査で遺構の痕跡を確認するだけでは不十分である。その工作物の使われ方を復元するためには、想像力をはたらかせて、過去の使用のあり方を生き直す必要がある。

そもそも工作物の使い方とは、その使用者の意識の現われであるため、物体としての遺構自体に備わつていない。それは、利用する側の心的な領域に属しているため、遺構に触れて観察することを通して、あらゆる角度で徹底的に想像し尽くされることによつて、その使われ方がなんとなく判明してくる。

定期修理の本質的意味とは、"過去の行為の擬似的な反復経験"である。その実践においては、"外郭観察—内郭観察(考古学的調査)—使われ方の検討(想像)—技能的検討(現代の技能との照合)—施工試験—施工"という複雑な行程をたどる。定期修理において復元される庭の仕組みは、現地検分(外郭観察)や考古学的調査(内郭観察)を通してしだいに明らかになってくる性質のものであり、庭作りについての克明な記録がないかぎり、修理関係者があらかじめ知ることはできない。また、修理方法や修理対象の取り扱いは、修理の展開の中で転じる場合があるため、修理関係者においては、柔軟な対応が不可欠となる。そして、この柔軟な対応をとるために、は、定期修理の実践が流動的であること、別の言い方をすれば時間展開の渦中にあることを意識しておく必要がある。

本項では、三宝院庭園の定期修理事業における実態との“ずれ”について、以下の三項目の概説を行う。

（1）専門的能力と権限との関係

定期修理は、所有者や修理検討委員会の委員、庭師、考古学的調査者、設計監理者、行政担当者など立場の異なる多数の人々が参加することによって成立している。その共同作業は、相互の役割が曖昧であるため、権限や責任の特定がしづらかった。三宝院庭園の定期修理事業では、考古学的調査によつて重要な遺構が検出され、施工を一旦止めて保存の在り方を検討した事例を取り上げたい。

一般的な工事では、設計監理者が工事を中止する権限をもつと同時に、関係官庁へ報告を行う義務がある。それが定期修理では、文化財（史跡）として検出された遺構の性質や意味を最初に判別するのは、考古学的調査者であり、学術的なその価値を見定めるのは委員であり、保護の手立てを判断するのは行政担当者である。設計監理者は、たとえ修理現場での経験を積んでいたとしても、それらの判別や判断を下す専門的見地をもたない。重要とみられる遺構が検出された際に工事を中止する権限は、第一発見者で遺構の性質を判別できる考古学的調査者に与えられなければ、設計監理者の見過しがよつて遺構の損傷あるいは亡失を引き起こす可能性がある。

この定期修理事業では、当初、工事を中止する権限が設計監理者に置かれていた。それにより、考古学的調査者の遺構の判別にかんする所見が、設計監理者と庭師に伝わらず、遺構の損傷をまねく危険性が生じた。そこで事業途中に、重要とみられる遺構が検出された際の工事中止と関係官庁への報告の権限が考古学的調査者に与えられることになった。

第3項 従来の定期修理と実態との“ずれ”的例示

のは、考古学的調査者であり、学術的なその価値を見定めるのは委員であり、保護の手立てを判断するのは行政担当者である。設計監理者は、たとえ修理現場での経験を積んでいたとしても、それらの判断や判断を下す専門的見地をもたない。重要とみられる遺構が検出された際に工事を中止する権限は、第一発見者で遺構の性質を判別できる考古学的調査者に与えられなければ、設計監理者の見過ごしによつて遺構の損傷あるいは失を引きおこす可能性がある。

ここに、修理の従事者における専門的能力と権限との“ずれ”が表れている。三宝院庭園の定期修理事業では、報告書の刊行時に、便宜上医療現場を比喩とする、定期修理の体制の整理を行つた⁽¹⁴⁾。その整理手法を用いながらながら、その“ずれ”を顕在化したい。

定期修理が必要とされている文化財庭園は、病状を放置した結果、大掛かりな外科手術を必要とする患者であり、修理の従事者は、患者の病気を治療し回復させるための医療チームに例えられる。考古学的調査は、庭のき損（病状）状況や修理（治療）方法の検討のために実施されるもので、同時に修理前後の記録をする役割を担う。考古学的調査における“トレンチ（溝掘り）”は、手術前の精密検査で、その“立会”は簡易な検査に例えられる。庭師は、施工試験（臨床実験）や実地施工（外科的手術）、考古学的調査の補助（検査補助）を担う。設計監理者は、施工（治療）にかかる費用の計算、スケジュール調整等など行う。

外部からの観察だけでは、患者の病状を知ることが難しいように、庭のき損状態は、できるかぎり過去の修理記録（病歴）を収集したうえで、綿密な現地検分（対面診断）と考古学的調査（検査）にもとづいて、その把握につとめる必要がある。また、医療行為において患者の健康な部分までを検査や手術の対象としないように、き損が生じていない箇所の掘削（切開）は抑制されなければならない⁽¹⁵⁾。

レントゲン技師が患者の病状や健康状態の判断ができないように、考古学的調査者は調査（検査）の専門家であり、庭のき損程度を判断し修理手法を考案することを求められてはいない。それゆえ、考古学的調査（検査）によつて有効な成果を得るために、庭師や

設計監理者が考古学的調査者に対して、庭がどのようにき損しており、いかなる修理手法を念頭においているかを、具体的に伝達することが不可欠となる。

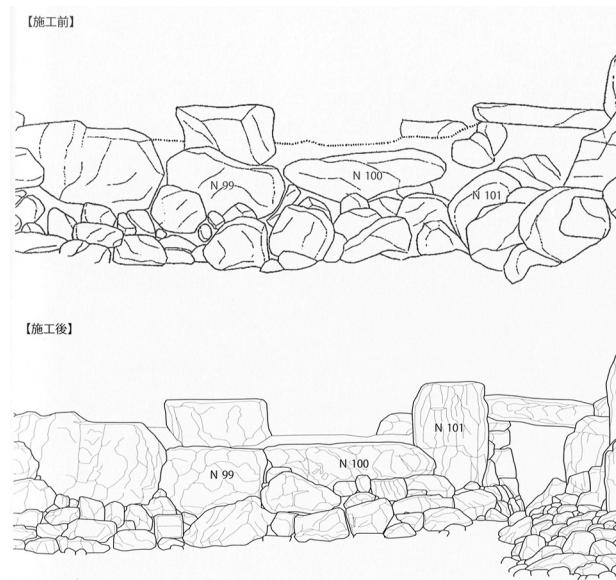
初期の三宝院庭園の修理事業では、いわゆる通常の造園設計・施工の体制が採用され、施工監理者に工事の権限が集中していた。ところが、定期修理は、すでに実在し歴史を経た文化財庭園を対象とするのであつて、庭を新たに庭や建物をつくるのとは、行為の意味が根本的に異なる。第3節で述べたように、定期修理では、「竣工図をもつて設計図ができ上がる」のであつて（図7）、設計者の想念を描画した設計図にしたがつて、設計監理者がその実現を図るという行為の構図と同一視することはできない。三宝院庭園の定期事業当初における、修理従事者の専門的能力と権限との“ずれ”は、異質の行為にたいして既存の体制をほぼ同じ形で導入したことによつて生じたのであつた。

そもそも定期修理は、医療行為のように患部の治療に近似した行為であり、複数の専門家の共同作業によつて成立しうる。定期修理では、医療行為における医者に比定される立場を、専門的能力と権限からして、委員会の委員と設計監理者が代行することはできない。それゆえ、施工内容の確定には、修理従事者間の合意が不可欠となる。

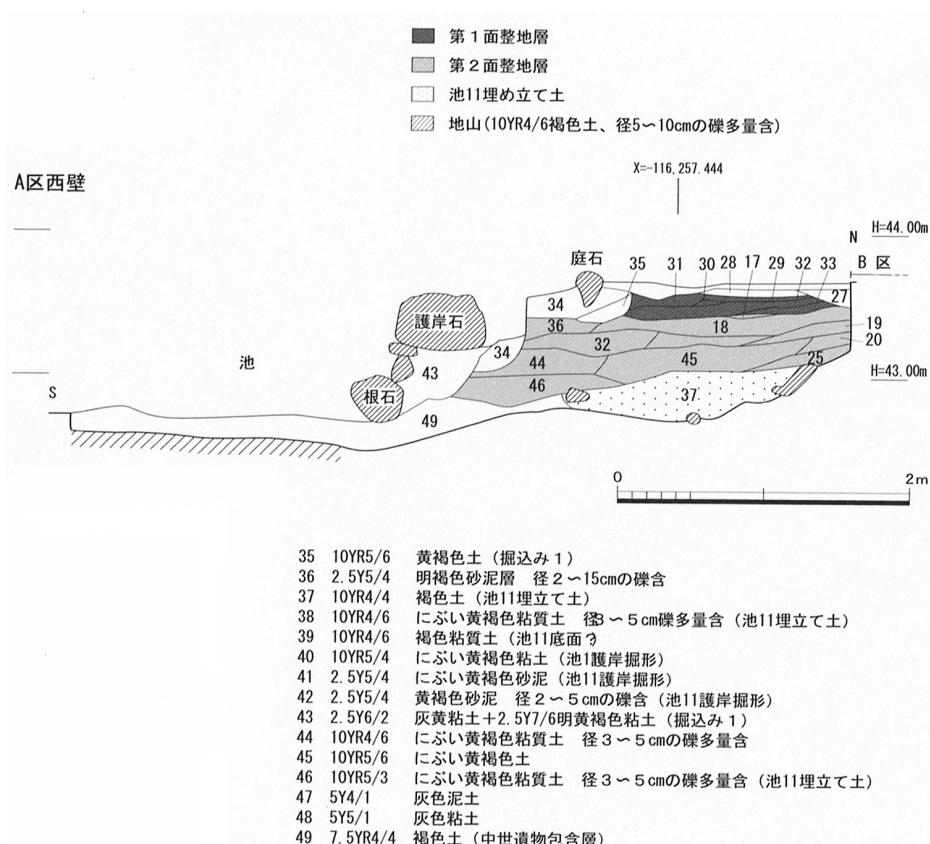
(2) 考古学的調査と発掘調査の相違

三宝院庭園の定期修理事業は、園池護岸の修理に際して、大幅な方針転換が行われた。先述のようにその転換時期は平成15年度のことであつたが、実際には、平成十四年度の発掘調査による護岸断面の記録を通じて、当初の修理方針の実現不可能性を把握できた可

能性がある。なぜなら、平成十四年度のトレンチ（溝掘り）調査の断面図には、平成十五・十六年度にかけて解明された護岸の仕組みを示す描写がなされていていたからである（図8）。ここに定期修理においては、実際には露呈して関係者の視界に入つていながら、認識されていない事柄があることを示している。考古学的調査を用いる定期修理では、庭の外郭観察と解体を伴う内郭調査という二つの見方が交互になされることになる。考古学的調査は、外見上知ることのできない埋没した箇所を露出させ記録する行為である。それは、定期修理における目的ではなく手段である。その調査行為は、遺構から過去の行為の痕跡をたどり、経年により失われた部分、築造後に手が加えられて改変された部分を検証するために行われる。考古



[図7] 施工前立面図と施工立面図との比較



[図7] 施工前に行われた発掘調査における断面図

学的調査によつて作成された記録は、過去の作業過程の推測、復元のための工程の考案のために用いられる。以上の考え方は、平成十五年度以降に考案され定着したものであり、同十四年度以前は、園池護岸の外見上の脆弱的事柄を理由として、護岸の仕組みの転換

が設計され、発掘調査によつて庭の旧態の確認が行われていた。

発掘調査は、地下に埋蔵されている遺構と遺物の検出を主旨としており、現行の庭のき損箇所の修理を主旨とする考古学的手法を用いた庭の調査とは意図が異なる。換言すれば、地中から遺物や遺構を検出し記録するという点で、双方の調査は同じ行為であるが、発掘調査が記録を最終目標としているのにたいして、考古学的調査は、過去に行われた庭造りの行為を、現世の庭師と協力して再現することが目標されている。

発掘調査と考古学的調査は、同じ考古学的調査者の手によつて実施されるが、後者については現世の庭師の経験にもとづいた初見が調査に取り入れられる必要がある。定期修理では、掘削によつて庭の過去の形状を検出するだけでは不十分であり、考古学的調査者が検出した遺構を通じて、過去の庭師がどのような意図でそのような痕跡を残したのかを、現世の庭師が推察し再現できなければならぬ。また、発掘調査は、検出を進めていく過程で現行の箇所の破壊を伴うが、現行の文化財庭園の健全な箇所は保護されなければならない。調査と修理は、破壊と保護との矛盾をはらんでいる。

定期修理では、考古学的調査者の発掘と記録の経験と技能に頼りながら、いわば過去の庭師と現生の庭師の対話をはかり、遺構の痕跡が何を意味するかについて検討を行う必要がある。このような複雑な事態は、文化財庭園が現世の形態と過去の遺構を併せもつとう独特な存在であることに起因しており、それゆえ庭師による外郭観察と考古学的調査者による内部調査という見方 (angle) が必要となる。

そもそも三宝院庭園の園池護岸の仕組みを理解するきっかけは、

表書院の南側護岸において、積石が外れているにもかかわらず、天端石が原位置を保つていて箇所を発見したことであり、考古学的調査は、その発見による護岸の上部と下部の関係の裏付けに寄与したのであつた。つまり定期修理では、護岸に代表される“庭の仕組みの推定—考古学的調査による検証—庭師による修理実現性の担保”という相関関係が求められており、引いては複数の立場によつて成立する多角的な見方 (angle) が重要となる。

以上のことから定期修理において、外見によつてき損の原因を判断して修理設計をするということは、実態に背いており、さらに遺構の検出を主旨とした発掘調査は、実用に耐えないことが明白となつた。なぜ平成十四年度に発掘調査によつて遺構が検出されながら、その成果が修理に反映されなかつた理由は、修理と発掘調査を一貫した行為として連動させる意志が希薄であつたからにほかならない。

(3) 再現性不能の過去の記録

定期修理にあたつては、事前に資料調査が行われる。この庭の築造の経緯や変遷を確認するための基礎資料の調査は、庭の配置や形状の変化の把握に用いられ、具体的には復元の考察のために利用される。ただし資料では復元修理のための情報が不足している場合が多いために、施工にあたつては、結果として実在の庭を対象とした実地検分や考古学的調査を行う必要性が生じる。

醍醐寺三宝院庭園の修理事業の以前より、定期修理の実施前には、比較的大規模な発掘調査が行われていた。その調査は、施工中にも継続されて形狀の復元や細部の收まりの参考とされていた。資料調査は現勢的な実証性に乏しく、修理にともなう発掘調査は、埋蔵

文化財における全面発掘および完掘を主旨としないため、明らかとなる事柄は断片的でしかない。言い換えれば調査結果は、修理にあたつて必要とされる完全な情報を与えるわけではないため、修理としての信憑性を得るために、結果的に修理検討委員会にて修理手法の承認をとるというかたちを探らざるを得ない。

現行の庭を発掘調査する場合は、修理対象となる箇所を一旦解体しなければならない。また定期修理の対象となる庭は、必ずしも保護すべき埋蔵文化財に抵触するとはかぎらないし、調査結果は修理と直接関わる事柄ばかりではない。

文化財庭園の保護という観点では発掘調査は、極力抑制する必要がある。三宝院庭園の園池護岸の修理においても、施工前に発掘調査が実施されたが、それは、現在の園池の前身となる護岸の存在は確認しただけで、修理手法の検討に寄与することはなかつた。くり返し述べているように、当該の園池護岸の修理手法は、途中で大きく変更することになり、結果として、調査と修理検討委員会における事業承認の手続きは、以前とはまったく違うものに変質した。

そもそも人の営みが絶えた土地を対象とする発掘調査に対して、現行の庭の調査は人の営みが継続していることが前提であるため、

過去の人の営みの痕跡を徹底的に検出する完掘・記録保存が主旨とはなり得ない。むしろ修理では、現行の庭の機能が回復することが最優先されなければならないのである。発掘調査には、その成果を庭の修理手法に反映するという発想に欠けている。考古学的調査が発掘調査と同じ調査手法にもとづいているとしても、修理が前提される以上、修理を動機にもたない発掘調査の結果は、将来の定期修理の参考にはなり得ても、再現性を持つに至ることはない。

第4項 定期修理の進行において生じている矛盾の解明

定期修理、すなわち広い意味での文化財庭園の修理は、き損した庭の抜本的な繕い直しが意識されている。その一方で、平成十四年度までの三方院庭園の修理事業でみられたような旧来の文化財庭園の修理手法（以下、旧来修理とする）は、これまで本論で解明した定期修理の本質的意味に対し、混乱した考え方と手法にもとづいてきた。旧来の修理手法が混乱をきたした要因は、本来定期修理の実践の現場に、文化財庭園の修理とは志向が異なる庭の新造、庭の遺構の整備、文化財指定等の手法が持ち込まれたことにある。

庭を新しく築造する場合、造園の設計・施工では、"構想・調査—設計図の作成—測量—施工" という行程を経る⁽¹⁶⁾。その計画においては、立地条件や風土、確保できる材料、予算など前提条件があるものの、庭自体は計画以前に実在しえない。定期修理の対象はすでに形態化されている庭であるが、新しく築造される場合の対象は、形態化を前提する荒漠とした土地と材料である。庭が新しく築造される場合にともなう材料は、所有者や庭師あるいは設計者の想像にもとづいて形態化される。

次に庭の遺構を整備する場合、その設計・施工は、"発掘調査—審議—設計図の作成—施工" といった行程を経る⁽¹⁷⁾。その計画においては、かつて地上に成立していた庭を保護しつつ、復元展示することが意図される。整備にさいして庭の遺構は、露出展示される場合をのぞいて土中に保存される。つまり整備の主対象は、埋没した遺跡の上に新造される実物大の復元模型ということになる。この復元模型は、実在の遺構を範としていても、遺構そのものではない。

く、復元作業に際して過去の技能を復元する必然性はない。この復元模型は、現在の生活と断絶した遺跡を模倣して地表上に造られるものであり、過去の技能との直接の連続性がない以上、庭の新造と大きな違いはない（¹⁸）。

茫漠とした土地における材料の構成作業である造園の設計・施工と、実在の遺構にもどづきながら復元模型を新造する整備は、定期修理のように過去の技能との連続性をもたない点で、行為として定期修理とは根本的に異なっている。むしろ定期修理は、文化財建造物の修理に近似している。

旧来の修理では、庭が新しく造られる場合の過程における“構想・調査—設計図の作成”を通じた委員会資料を修理検討委員会に諮り、委員会の審議を受けて“施工”に着手するという行程を経ていた。これは、文化財の指定等における“資料調査—調査書の作成—諮問—答申”的行程を踏襲している。この文化財の指定等の行程は、文化財審議会の委員が、各文化財の対象に対する高次の教養をもち、文化財分野ごとに価値を付与できるだけの造詣の深さを有していることを前提している。

一方、文化財庭園の修理は、過去の科学的検証にたどりうる記録が希薄であり（¹⁹）、現時点では、事前に修理手法を提示できる根拠となる資料は希薄である。また、考古学的調査をつうじて“過去の行為の擬似的な反復経験”を実践するためには、記録の知識量だけでは不十分であり、庭師と考古学的調査者による実践上の助言が不可欠である。つまり、修理の対象文化財であるからといって、文化財庭園の修理を文化財の指定等の枠組みで検討することは、修理の実践において矛盾を抱える可能性が高い。

文化財庭園の景観と遺構の保護を意識して、厳密に修理を実践すれば、庭の新造と庭の遺構の整備、さらには文化財の指定等の考え方と手法とは、おのずと相違してくる。いわば三宝院庭園の定期修理事業は、その事業の最中に発生した課題へ誠実に対応するというかたちで、結果的に本来の文化財庭園の修理の考え方と体制を反省し、旧来修理の矛盾を克服してきたといえる。

第5項 繰り返され続ける修理への覚悟

定期修理は、“過去の行為の擬似的な反復経験”であり、その行程における内的構造が“外郭観察—内郭観察（考古学的調査）—過去の仕事の引き受けなし—過去と現在の技能の照合—施工試験—施工”であつた。その行為は、既存の考え方や手法を反省なく踏襲し、計画と実践との間で齟齬をきたしていいた旧来修理の課題を究明し、乗り越えることによつて成立した新たな手法といえる。それを受けたのは、修理と考古学的調査との完全なる連動であつた。その結果、庭の歴史のなかに潜在した過去の庭師の仕事を生き直し、現世の庭師による再現できる可能性が得られた。

この復元的な定期修理の手法は、個別の資料調査や庭の外郭の観察、埋蔵文化財の発掘調査によって案出されることはない。それは、定期修理の手法が物理的な形状や意匠にそなわつたものではなく、実践の行為をとおした実務担当者による共同の想像力から導き出されるものだからである。庭の歴史のなかに潜在した過去の庭師の仕事には、今となつては失われた技能も含まれる。三宝院庭園の護岸の構築手法は、現代に継承されていなかつたからこそ、その理解が混迷をきわめたのであつた。旧来の修理では、この過去の仕事を反

省し、復元するという発想が欠けていた。

定期修理では、現世の庭師と考古学的調査者の仕事との照合により、間主觀による厚みをもつた視角を喚起され、実務担当者らにおける話し合いを通じて、庭の根本的な仕組みについての検討が行われる。修理手法は、実務担当者間で共有されたその想像の内容にもとづいて、現世の庭師の技能と材料との検証をとおして案出される。なぜ定期修理が“擬似的な経験”であるかといえば、同じ場所に立ちながらも時間を共有していない以上、過去の庭師の仕事を完全に再現することは不可能だからである。

しかし一方で、不完全ながら復元された定期修理の手法は、記録に留められる、あるいは庭師と考古学的調査者のなかで継承されることによって、将来の修理における再現の可能性を開示する。つまり修理を記録し、継承することは、文化財庭園の修理が一過性のものではなく、数十年ごとに繰り返されることへの配慮といえよう。定期修理の呼称における「定期」とは、将来必要となる修理への覚悟を示しているのである。

現在、文化財庭園の修理の実践においては、旧来的な修理と定期修理が混在しているのが実情である。文化財庭園の修理は、文化財保護の制度にもとづき、庭師や造園設計コンサルタントといった造園業に携わる人々が関わるからといつても、その行為の目指すところは、庭の価値の付与や庭の新造、庭の遺構の整備とまったく異なっている。それゆえ、無自覚にそれらの考え方や手法を踏襲すれば、保護の趣旨とはかけはなれた変造につながる可能性がある（表2）。言い換えれば、反省のない従前の制度や認識の導入は、本来の行為の関心をゆがめ、実践者を誤った行為にはしらせてしまう危険性を

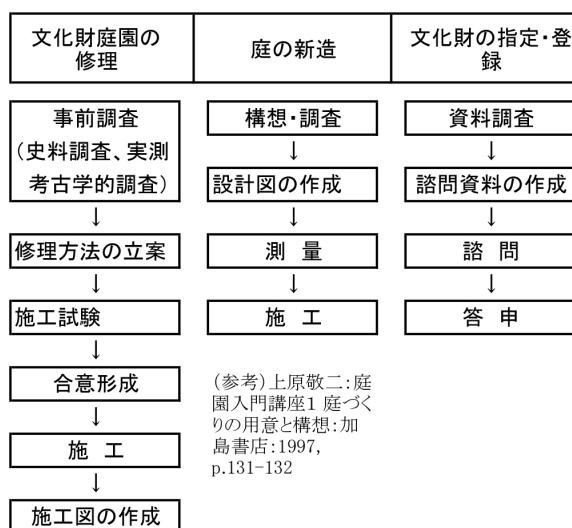
もつていている。

庭を厳密に保護し、き損した庭の抜本的な繕い直しを目指す定期修理では、その意図に忠実であるために、先入見となる可能性をもつ、修理の着手以前に知られる庭の価値と現世の技能を括弧に入れ保留し、事象そのものに向き合うことが不可欠である。

第4節 補注

（1）「緊急修理では補うことができない長期間蓄積した大規模な毀損・荒廃を解消するための抜本的な修理のこと。修理の対象範囲が、庭園全域となる点で緊急修理と区別されます。」

〔表2〕行為の意味から見る行程の違い



(日本庭園学会関西研究会・第二回文化財庭園部会資料集..
2009、10頁)

(2) 日本庭園学会・平成二十三年度関西大会研究発表会・シンポジウム資料集..2011

(3) 京都市内の文化財庭園の指定登録件数は、平成二十六年四月時点で、国指定名勝四十四件、京都府指定名勝一件、京都市指定登録名勝が三十二件である

(4) 京都大学・名勝清風荘庭園保存修理事業報告書..2014

(5) 日蓮宗本山立本寺・京都市指定名勝立本寺庭園 平成期定期修理報告書..2011

(6) 今江秀史・事業の特色と意義・特別史跡及び特別名勝醍醐寺

三宝院庭園保存修理事業報告書I “園池編”・宗教法人醍醐寺..
2011、364—86頁

(7) 今江秀史・修理の総括・特別史跡及び特別名勝醍醐寺三宝院

庭園保存修理事業報告書II “植栽・築山・茶室編”・宗教法人醍醐寺..2011、181—88頁

(8) 文化財庭園保存技術者協議会、松竹京都撮影所企画・制作..

醍醐寺三宝院庭園修復整備記録 (記録映像)..平成二十二年
I “園池編”、32頁

(10) 前掲書、同頁

(11) たとえば「止め石」の語義は、『日本国語大辞典』によると「柱または緑の礎石を支える土台石。石垣などで一番下に積む礎石。答石。」であるが、修理当初、関係者間では、最下部の積石と、昭和五十年代の修理において積石と池底との

境に埋設された大振りの石の双方を「止石」と呼称していた。それにより、意見交換や指示に支障が生じたため、双方の役割を明確にし、前者を「止石」、後者を「積石」と呼び分けるようになった。

(12) 築造以来の築山が堅牢性を担保していることは、“園池築山部の④築山部—e 築山園池南”における古株の腐食によつて陥没した土層断面の考古学的調査 (立会) 確認された。

(13) 日本庭園学会・前掲書

(14) 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所の吉崎伸氏の助言による。

(15) 仮に修理と直接かかわらない箇所の考古学調査を実施して

未知の発見が生じたとする。それにより、一定の知的好奇心は満たされるが、検出された遺構が現状とは異なった場合、修理を取り巻く状況を複雑にし、本来修理とは無関係の協議が必要となり、事業の混乱や停滞を招くおそれがある。

(16) 上原敬二・庭園入門講座一庭づくりの用意と構想..加島書店..
1997、131—2頁

(17) 宇治市歴史資料館編・史跡および名勝平寺院庭園保存整備報告書..宗教法人平寺院..2003

(18) 定期修理の対象となる、広範囲にわたる庭のき損を抜本的に修理する場合、文化財として遺構の保存と景観への影響の抑制を前提したとしても、主旨は、現前の庭を元にあつた仕組みを踏襲して繕い直すことである。き損した庭を、いわば患者としてみて、検査し、現在持ちうる技能で治療

することが、文化財庭園の修理における最大の関心である。病気の治療に患者の（病歴ではなく）社会的経歴や人間としての価値が主旨ではないように、庭の定期修理において、庭に価値を付与する枠組みは必要とされない。また、医療チームが病患をつくり出すことを本意としないように、すでに実在し長い歴史を経た庭に、新造の考え方や手法は求められない。むろん、庭の価値を継承することが定期修理の重要な事ではあるが、あらたに庭の価値を見出す行為と、庭のき損を繕い直す行為は完全に異なる。

たとえば、京都市内では、平成二十一年（2009）に宗教法人本願寺より刊行された『名勝滴翠園記念物保存修理事業報告書』以前に、まとまつた文化財庭園の修理報告書は刊行されていない。

第5節 文化財に指定等された庭の保存管理への意志にみる庭仕事の実践知の解明

第1項 恒常維持管理と緊急修理・定期修理の構造の概要

ここでは、所有者と庭師さらには行政職員が共同して庭の保存管理を行うにあたって方向性や考え方を揃えることを主旨とする、「庭の保存管理指針報告書」の作成の考え方を通して本章のまとめとしている。これは、実務的な有用性を念頭においたものである。

庭の保存管理について記述する場合は、その行為が特定の庭の所有者や庭師らによってある時代の社会状況へ差し向けられた意志にとづいていることに留意する必要がある。保存管理指針の土台となるのは、ある社会の歴史から導き出される庭の成立から継承に伴う人々の一貫した意志の記述であり、それこそが文化財の保存管理で言及される“本質的価値”である。

特定の庭における“本質的価値”は、特定の庭の歴史に従属するものであり、それが一般性や普遍性を有することはない。したがつてその記述の真実性は、厳密な歴史資料との照合と実社会での再現性においてのみ担保されることになる。保存管理指針の記述の内容は、歴史資料や聞き取り調査を通じた庭の所有者や庭師とかれらを取り巻く土地（庭・建物）との相互関係の克明な記録である。

それは、第三者による客観あるいは俯瞰による推測や恣意的な主張ではなく、いわば庭を築造し継承してきた人々の歴史に裏付けられた弁証である。さらにいえば保存管理指針の利用者は、庭の所有者や庭師、役人などであるから、かれらが承認・読解できる記述形態であることが前提となる。庭を取り巻く人々の意志や社会背景に关心を払わない地割りの外郭観察、植栽樹木の記号的配置の記述そ

して景観の分析などは、実用を目指した保存管理指針には向きである。

庭の保存管理指針の作成を始めるに当たっては、まず庭の保存管理という行為の構造の本質を解明しておく必要がある。それは、指針及び計画の作成者らの間で行為としての保存管理の本質を見極めておかなければ、指針及び計画の記述が作成者の個人の見方や考えに偏重し、同時代の人々はもちろんのこと後世の人々にとつて実用的ではないものになる。保存管理指針は、後に手を加えられながらもその骨子は将来にわたって継承されることを前提に作成する必要がある。

そこで、保存管理計画の作成過程を概説するに先立つて、京都市内における庭のき損の傾向と要因の事例を紹介し、先行研究にもとづいて恒常維持管理・緊急修理・定期修理という一連の行為の構造についてその概要を示しておきたい。

（1）庭のき損の傾向と要因

庭が常日頃より風雨に晒されるなどしてき損しやすい状態にあることと、保存管理の必要性は表裏一体の関係にある。保存管理を行う上では、庭の脆弱性を念頭に置き、どのようにき損を誘引する事象があるかを事前に把握しておくことが望ましい。庭の脆弱性には、環境（自然の物理的・生命的秩序）と人為（人間的秩序）の大きく二つの位相がみられる。

環境的な領域では、雨、風、雪・霜、地震、植栽樹木の生長、動植物・昆虫などの影響がみられる。庭の保存管理には、自然の物理的・生命的秩序と人間の秩序とのせめぎ合い、あるいは永続的な調整という特性がある。保存管理に携わる人々にとつては、その行為が自

然の物理的・生命的秩序に支持されていることが最前提であり、天変地異などは例外として、庭が自然から受ける影響については予め受容されている。それゆえ保存管理では、一定の想定のもとに自然の物理的・生命的秩序の影響下にあるき損について対処することが可能となっている。

人為的な領域では、庭の維持管理の停滞、庭の造り替え、過度な恒常維持管理、庭の仕組みの未理解、火事、公開、建造物の防災施設の付加、都市開発などの影響がみられる。これらはいわば人災といえるものであり、社会・経済的な出来事にもとづいているため、予測によつて対処することは難しい。

たとえば、ある園池の護岸がき損した原因が、護岸背面に水が周り裏込めの土が流出したことにあるとしたとしよう。その要因は、雨水や自然河川の流入の影響であれば物理的秩序、魚類やザリガニが護岸の目地を掘り出したのであれば生命的秩序によるものである。その一方で、枯れ葉が溜まって園池の排水口を塞いで水が護岸背面に溢れ出し、護岸の目地が定期的な補充を怠つて流亡したのであれば、そのき損は人間的な秩序によるものである。このように庭のき損は、多面的な秩序によつて複合的に発生する。しかもその発生の過程は一様ではない。庭の保存管理は、自然と人間による互いに密接に絡み合いながらも原理的には互いに不可侵な関係において生じる事象への弛まぬ対応といえよう。

(2) 恒常維持管理

恒常維持管理とは、毎年行われる庭の樹木・草本の手入れ、清掃などの行為の総称である。その行為は、つねに自然の物理的・生命的な秩序に支持されていると同時に、社会・文化といった人間的な

秩序のもと、来訪者の迎接などが念頭に置かれつつ、主として庭の所有者と庭師らのやり取りの中で持続的な運動として具現化されている。その秩序の相違は、日常生活の水準で自覚されることは少ないが、われわれは時間の経験の仕方を通してそれら秩序の違いを認めることができる。

たとえば雨滴により庭石が穿たれる、風雨に晒されることにより景石が剥離するといった現象は、自然の物理的な秩序としてわれわれにおいて直接経験される。自然の生命的な秩序は、四季を通じて樹木の枝葉が伸び、開花し、草本が繁茂するといった現象を通して直接経験される。自然の物理的・生命的な秩序とは、台風などの天変地異や生死などのように、人間がどうしてもその方に合わせざるを得ない人智を超えた領域である。そして人間的な秩序は、お盆・暮れの来客や法事などの行催事によつて認識できる。恒常維持管理は、この多面的な秩序がもたらす昼夜・天候・季節・生理現象・行催事などといった位相の異なる時間軸の“ずれ”が自ずと意識されながら実施されている。

庭の所有者と庭師らは、日常生活においては通常自覚されることのない位相の異なる時間意識を前提して、良好な生活環境の持続、形態の維持、華美など個々人の動機に応じて庭に働きかけ続けている。庭師は、所有者の要求にもとづいて庭へ働きかけ（庭仕事をして）、次の仕事に備える。その期間、所有者は日常生活の中で庭に関わり、庭師らが庭に働きかけた事後を見守る。次に所有者と庭師らが出会つた際、両者は、眼前の庭に触発されるかたちで庭仕事が所有者の要求を満たしていたか、あるいはその後の状態が望ましいものであつたかについて対話をした結果、自ずと次回以降の保存管

理の指針が定まる。行為としての恒常維持管理の構造は、物理的・生命的な秩序に時間の展開を預けた、庭を舞台とする所有者と庭師との相互触発を基盤としている。恒常維持管理は、庭に関わる人々の〈間主觀性〉による持続的な運動であるため、無責任な第三者による介入あるいは互いにばらばらの主觀によっては成立し得ないのである。

(3) 緊急修理・定期修理

緊急修理とは、恒常維持管理と定期修理の間に実施される短期もしくは中期の応急的な修理である。言い換えるとそれは、恒常維持管理と定期修理の時間軸上にある単発的なき損への対応であり、とくに遅行的な出来事の見落としや見過ごしによって、看過できないほど進行したき損への即応・応急の意味合いがある。そして定期修理は、いわば手遅れの状態まで放置されたき損への長期にわたる計画的な対応を意味する。双方は、一連の庭の修理行為であり、その費やされる期間やき損状態に応じて、短期的な緊急修理、複数年間にわたり計画的に実施される定期修理に便宜上分けられる。

緊急修理と定期修理の行為としての構造は、庭における“露出する時間と潜伏する時間”と“待つ・様子を見る時間と即応・応急”を基盤としている。

庭のき損は、それによる変化が目に見えて分かる常態的な時間性と目では確かめられないほどゆっくりとした遅行的な時間性に大別できる。き損は、われわれの眼前にある“物”的ように実体を持つわけではなく、それは受動的であれ能動的であれ、われわれに“程度”として認識される。き損は相対的であるため、庭師に認識されるき損が庭に関心を示さない人に識別できるとは限らない。き損の

認識は、個別的な知識や経験・注意力と大きく関係しているが、万人には“速度”として直接体験される。揺れた枝葉が接触して建物や工作物が壊れるといった常態的な時間におけるき損は、日常生活の水準で認識できるので、比較的素早く反応できる。日常的な時間意識でとらえることができる常態的な変化は、恒常維持管理で対応しやすい。それに対して、樹皮の生長や樹幹の肥大や緩やかな水流などによるき損は、肉眼で追うことができないほどの遅さで進行するため、さり気なくいつの間にか発生していたという印象しか得られない。

そのようなわれわれの認識に対して隠れるように庭を侵食し、崩壊に導くき損の認識には、遅行的な“速度”が影響している。また地上の生活圏に近い場所で発生する出来事は認識しやすいが、背景や死角、地下などで生じるき損が見落としやすいように、き損の認識には“視界”や“距離”が大きく影響している。言い換えるとすぐれた庭師らは、絡みあう“露出する時間と潜伏する時間”的流れの中に身を置いていることを自覚し、実体験を通じて“庭のき損の傾向と要因”を会得することによって、素早く確実にき損を認識してその対応を行つているとみられる。

保存管理の当事者である所有者と庭師らは、自然の物理的・生命的秩序と平行して互いに触発され合うことにより、恒常維持管理の具体的な意味を獲得し、その時間意識に伴うき損の見落としとして、緊急修理と定期修理の必要性を自覚する。この触発とは庭の保存管理の当事者間ににおける特有の時間の過ごし方であり、持続的な運動のあり方である。所有者と庭師らは、庭に対してつねに能動的に働きかけを行つているわけではなく、作業後は、自然の物理的・生命

的秩序による反応を待つ・様子をみるといつた受動的な時間の過ごし方をしている。所有者の意向に応じて庭師が庭に据えた石、手を入れた植栽樹木は、時間の経過を経ることによってはじめて成否を判断することができる。

保存管理計画及び指針は、庭における自然の物理的・生命的秩序に向けられたその当事者の意志と行為との関係に配慮せずに作成できるものではない。その作成のためには、常態的な変化に対応するものが恒常維持管理、遅行的なき損に応急的対応・即応するものが緊急修理であり、数箇年かけて計画的に対応するのが定期修理といったように、保存管理の当事者における時間の過ごし方には状況差があることを把握しておくことが重要である。

第2項 保存管理指針の作成過程にみる従事者の意志

(1) 庭の所有者と庭師らの意志の歴史

保存管理指針は、庭の保存管理に携わる人々が、庭を後世に継承することを目指して相互利用する資料媒体である。その目指すところによると、その記述には、過去の人々と現世のわれわれ、さらには後世の人々とに一貫する志向性の把握と再現性が必要とされる。もし現世の調査者が、園池や築山を配し植栽樹木が植えられたいわゆる庭園だけを主眼に指針や計画を立てたとしても、その思考は過去・現在・未来いずれの時期の所有者や庭師の志向とも適合しない。

庭の保存管理へ主体的に携わる人々の関心は、所有される多様な庭、建物、周辺環境、工作物に広がっており、庭園はその一部でしかない。実態として所有者や庭師らが庭園だけを保存管理するという非合理的なことをしていな以上、保存管理指針は、記述の程度

の差はあれ、かれらの住宅敷地や境内、その周辺といつた日常生活における土地を念頭に置いて作成する必要がある。

過去・現世・後世の人々における一貫性とは、そのひとつが実在の日常生活における土地であり、もうひとつが連綿と流れる時間である。過去と現世そして後世の人々は、歴史という意味の時間と実在する土地を媒介として繋がっている。現世のわれわれは、過去から現在に引き継がれた土地に立脚することにより、歴史の一貫性のなかで庭の継承者の一員であることを確認できる。特定の庭の保存管理に携わる人々が将来にわたってこの確認を持続するためには、歴史に遡行・照会することが可能な記述、つまりは庭の築造から継承に関わった所有者と庭師らによる意志のいわば履歴書が不可欠となる。庭の保存管理へ主体的に携わる人々は、この履歴書を媒介して特定の庭の歴史の生き証人となり、いざれ歴史の登場人物となる。この履歴書は、歴史的出来事としての庭の築造から継承の過程において、庭の所有者と庭師らの意志がどのように移り変わったのかを記録したものであり、結果的にそれが庭の本質的価値の根拠となる。歴史資料には、庭の所有者や庭師らの意志が明確に記述されている事例が少ない。この履歴書作成においては、まずは庭自体に注目せず、庭の築造から継承にかけての所有者と庭師らの置かれた社会状況を、原典あるいはそれに即した幅広い歴史資料にもとづいて記述する必要がある。ここでは、庭園史を辿り作庭の意図を明らかにすることを要求されていない。現世のわれわれが特定の庭を受け入れているのと同様に、先人が日常生活の中で庭に関わっていた状況や社会背景を生き直すことによって、先人がいかなる意志にもどづいて庭を築造し継承してきたのかを振り返る。それにより、庭の

本質的価値が歴史に一貫した志向性として浮かび上がり、保存管理の指針はおのずと導き出される。

(2) 制度

歴史資料にもとづいて解明されたある庭の保存管理の筋道は、その庭に係る制度と照合されることによつて、はじめて保存管理指針となり得る。

庭の保存管理に関する社会制度としては、都市計画や文化財保護などの法律や条例が想定される。保存管理が社会的行為である以上、法令遵守は前提事項である。法令の成立以前に成立した境内や邸宅を継承していく場合、現行の法令とそれらの保存管理の実態との間に食い違いが生じるのは当然のことであるが、仕方がないと言つて済まされる事柄ではない。現行の法令の規定にそのままに従うということは、過去の産物に現世の価値観を押し付けることになり兼ねないのであり、その結果として本質的価値の持続に影響を及ぼす改变がなされる可能性がある。つまり、庭の保存管理においては、前述の歴史資料にもとづく履歴書と現行制度を照合して、食い違う点を洗い出し、法律や条例の窓口となる行政担当者と共に制度上の許容の範囲を探つていく必要がある。

この作業は、妥協点や譲歩の条件を見出すことを目的としているのではなく、あくまで本質的価値と保存管理の歴史を継承するための不断の努力である。具体的な報告書の作成上では、まず対象となる庭が所在する地域に係る制度を調べ出し、その規定をそのまま掲載する。そして、その規定のうち庭の保存管理において不具合がある事柄についての検討事項を併せて掲載する必要がある。

(3) 修理の計画と将来への展望

伝統的建造物がそうであるように、伝統的な庭も数十年周期で修理を行う必要がある。定期修理の“定期”とは、周期的な修理の必要性を意味している。修理の計画とは、寺院でいえば遠忌事業・個人住宅でいえば記念日など、目標とする時期と予算をあらかじめ設定し、その双方に適合した年次計画と年間計画を作成することである。修理では、先行して行われる調査・記録が修理内容の検討資料・修理計画図の下図となるため、調査と修理内容の検討資料、実施施工との時間配分は、厳密に行う必要がある。また修理終了に際しては、将来的に再び行われる定期修理を念頭において、後人が過去に行われた修理内容とその考え方、反省点を辿ることができるように、再現性を備えた報告書を作成することが必須である。

庭の保存管理は、所有者において利用されるために行われるものである。当然のことながらその指針と修理の計画は、所有者における日常の利用形態と経済基盤が最前提とされる。保存管理が所有者や庭師らの過剰な負担となることを避けられなければ、庭を継承し続けることは不可能である。

第3項 考古学的調査による従事者の意志

(1) 庭の保存管理と考古学的調査との密接な関係性

庭は、人為と環境の影響によるき損⁽¹⁾の蓄積により、定期的に抜本的な修理を行うことが求められる。この数十年周期により長期間をかけて実施される修理は“定期修理”と呼称され、京都市内の文化財庭園では一部の例外を除いて考古学的手法を用いた現行の庭の調査（以下、考古学的調査とする）と連動して実施されている。また定期修理は、考古学的調査との連携を契機として、初めて成立

するともいえる。

この考古学的調査と連動した庭の修理という考え方方が生まれるきっかけとなつたのは、前節で述べた醍醐寺三宝院庭園（京都市伏見区）の保存修理事業である。その事業では、平成十三年から修理開始の十四年にかけて遺跡整備の場合と同様の発掘調査が行われていた。同十五年には、修理の進行に支障を来したことを理由として、庭の修理を前提した考古学的調査に切り替えられた。これらの調査は、行動の内容がほとんど同一でありますながら、目指す到達点の違いから行為の動機と意味が異なつてゐる。

『日本国語大辞典 第二版』⁽²⁾によると、発掘とは「考古学で、地表化に埋蔵された遺物・遺跡を掘り出すこと。また、その作業」である。また『世界考古学事典 上』⁽³⁾によると、発掘調査とは、「遺構・遺物を覆つてゐる土砂等を取除き、そこにある遺構等を明らかにし、それらを記録すること、また発見される遺物等の依存状態を確認し記録して、それらを採集するという手続きが取られ」る行為である。つまりは「調査者によるその遺跡の評価の作業であるといつてもよい」行為であり、「遺構・遺物を覆う土砂等を取除き、遺構を確認し、遺物を採集することなど、遺跡の破壊という手段によつてのみ遂行しうるものであることが明らかである」という。

これらの定義が示すように、現世において継続して利用されている庭は、既に庭であることが周知されており、改めて発見される遺跡とは意味が異なる。また、地表の庭自体に価値が認められている場合は、それを破壊するわけにはいかないため、原則的に前述の定義にある発掘調査の対象とはなり得ない。現行の庭が発掘調査の対象となるのは、国の史跡及び名勝平等院庭園（京都府宇治市）など

のように、後世に改修された地表の庭を解体除去し、地下に埋蔵されていた平安期の形態へと整備するような事例である⁽⁴⁾。従来、発掘調査を伴う庭の整備と庭の修理の分別は曖昧であり、現行の庭の地下埋蔵物に対する興味によつて、恣意的な部分的発掘調査が行われる場合があつた。その結果、現行の庭の状態の理解が混乱する自体を招いてきた。定期修理は、その反省として、現在まで継承されてきた庭の形態を尊重し、実践知にもとづき引き続いて継承することを目指している。

本研究の目的は定期修理の実践的妥当性の解明である。研究の展望としては、まず二例の文化財庭園の修理事業報告書にもとづいて発掘調査と考古学的調査と連動した庭の修理を分析して、その行為の意味の違いを明確にし、庭の修理と考古学的調査の相互関係を探求する。なお、筆者は、行政職員として両方の修理事業へ主体的に参加した。

（2）現行の庭における発掘調査

国の名勝滴翠園（京都市下京区）の保存修理事業では、事前準備段階の平成八年から十四年まで発掘調査が実施され、修理が実施された。同十五年から十九年にかけては考古学的手法を用いた立会・確認調査が行われた。そのうち発掘調査によつて検出された滝と同箇所におけるその後の対処の概要を示す。なお本修理事業は、宗教法人本願寺が平成二十三年（2011）の親鸞聖人七百五十年大遠忌法要開催に向けて行われた本願寺境内改修工事の一環である。滴翠園には、国宝飛雲閣の北側前方に滄浪池と呼ばれる園池が所在する。平成十一十二年度にかけて同池の北東部において、給水位置の確認のための発掘調査が実施された。平成十年度の調査区は九区、

翌年度以降の調査区は十区と呼称された。以下、当該の報告書⁽⁵⁾の該当箇所の一部を抜粋する。括弧内の数字は、報告書の該当ページを示す。

路の検出を目指し、位置を変えて発掘調査を実施した所、明和期（1764—72）の改修以前に機能していたと推察される柵、導水路、滝石組が検出された。

九区では土管による水路三本を検出した。（中略）いずれも北東

方向から池に水を引き入れるためのものである。土管の出口付近から昭和初期に製薬会社で製造販売されていた菓子の容器が出土しており、明らかに近現代になつて敷設された導水路であるが、いつまで機能していたかは不明である。また、調査区の一部を断ち割つて調査したが、本願寺京都移転時の流路堆積を確認したのみで、土管に先立つ導水施設は検出できなかつた。（滴翠園修理報告書‥35頁）

九区で江戸時代にさかのぼる導水施設が検出できなかつたため、北隣に十区を設置して調査を行つた結果、土管に先行する漆喰製の方形枠および花崗岩製の導水路、滝石組などの庭石が大変良好な状態で遺存していることが判明した。（前掲書‥35—6頁）

（4）Dゾーン

（b）絵画史料や写真資料等による確認・検証 「滴翠園十勝絵」では描かれた当時の状況と大きく異なり、修理のための参考にはならなかつた。（前掲書‥119頁）

（d）計画 この範囲の池底に土が堆積していたため、流れ部分とその周辺の状況がわかるまで、土の除去と雑草の撤去を計画した。この範囲の石組は、流れ部分が造られたときに手を加えられていた部分であつたため、あまり改良の余地は無く、石積の隙間など漏水の問題となる部分について、土を取除き防水を施すようにした。また、この部分に新設の給水口を設けるため、流れ部分の堆積土を取り除いて破損した漆喰部分を補修し、玉石の敷き直しを計画した。（前掲書‥同頁）

また、調査区部分は埋土の堆積状況と出土した遺物から、十八世纪中頃に一気に埋没していることが判明した。おそらく明和期の修復時に園路を取り付けるため、石の据え替えや移動をすることなく、そのまま埋められてしまつたものである。（前掲書‥38頁）

発掘調査の最初の動機は、旧水路の確認であり、最初に近現代に敷設された土管が検出された。その翌年から江戸期に造られた旧水

（e）施工（前略）石組部分は、合端等の漏水の可能性がある部分を対象に防水粘土を突き込む施工を行つた。この範囲の堆積土を取り除いたところ、池底に新たな石が確認され、流れ部分の全容が明らかになつたので、破損部分の補修と、荒れていた玉石を洗浄し、元の状態に敷き直した。（前掲書‥同頁）

平成十七年度に実施された当該の修理区は、Dゾーンと称された。

前述の発掘調査が行われた九区と十区は、施工時には埋め戻された。滴翠園の修理事業は、「滴翠園十勝絵」を参照して行われていたが、発掘調査で検出された滝は描写されていなかった。旧来の給水施設と滝石組が検出された九区と十区は、現行の園路の直下に位置していたため、復元整備をすると、来訪者の動線が遮断されたため、現行の形態が保持されることになった。その結果、当該箇所では、周辺の清掃と堆積土の除去が施された上で、流れのき損箇所と埋没部分の修理が行われた。

(3) 考古学的調査と運動した庭の修理

京都市指定名勝立本寺庭園の平成期定期修理事業は、平成十六年から二十二年までの七年間かけて実施された。その考古学的調査を伴う築山・石階段などの修理概要の一部を示す。

平成二十年度、立本寺庭園の西庭の築山才では、部分的に版築修理とその周辺の園路の修理が行われ、事前に考古学的調査が実施された。以下は、当該の報告書⁽⁶⁾の該当事項の一部を抜粋したものである。なお、築山才に設定した調査区は、B区と呼称された。

B区（前略）築山上とその近辺には、イチヨウ・タイサンボク・モチノキなどの大木が多く、調査開始には階段状踏み石と樹木の根が複雑に交差していた。そのためか、踏み石が明確にずれた痕跡がある。（中略）西側では表土除去後、A区と同様の築山構築層を検出した。踏み石はこの層上に据えられている。東側の基本層序は、表土・盛土とみられる黄褐色泥砂層・江戸時代の瓦を多数含む暗褐色泥砂層は凹凸が激しい。瓦を含む層は築山を構築するため、またはその補修のための層であると考えられる。調査区東側の断面観察によるとさらに東側へ続く。園路でも瓦を含む層を検出しており、徐々に薄くなる。断ち割り箇所では、下層に暗灰黄色泥砂混礫層がつづく。庭園全体の基盤層の可能性がある。

立本寺客殿の庭園においては、名勝指定後にさえも実生の草木が多く侵入していることが明らかとなり、平成二十五年（2013）に迎える、日像の弟子の大覚大僧正妙実六百五十年遠忌を前に庭園修理を図ることとなつた。（立本寺庭園修理報告書・X頁）

設定した調査区については、築山構築層と認められる面まで掘

削・精査し、一部土層確認のため、断ち割りを行つた。その後、写真撮影、平面・断面実測を行つた。（中略）調査は、築山の構築層、滝の石組、階段状の石の据え付け、園路の基盤層の確認を目的とした。掘削範囲は名勝であるため最小限にとどめたが、調査の結果、築山の構築層、園路部分では礫敷層を検出した。景石については、元位置を保つていて、明らかに崩落や傾きのあるもの、抜き取りとみられる痕跡などを確認できた。（前掲書・13頁）

度は、築山表層の腐植土化を免れた構築層までとし、断ち割り調査は一部分に留められた。その結果、堆積土の厚みの指標が示されるとともに、庭の旧来の形態を示す構築層が検出した。

「築山才周辺」（前略）同箇所の堆積は著しく、腐植土を除去すると下部から大きく出入りする築山の裾部が露呈した。その形状に即して築山版築修理を施した。南面は表土の流出が進行していたが、裾部にハラン等の草本が植わっており比較的表土の安定が見られたため、毀損が著しい箇所のみ築山用土で叩き締め、地被植栽を植え付けた。西端部は、表土の流出が激しかったため、表土の清掃をしたほぼ直上に版築を施した。その背面では長期間積み重ねられた剪定枝や落ち葉が腐植土となつて堆積していた。同箇所は、事前に試掘で腐植土の厚みを確認し、築山力にかけての外縁一帯を構築土層まで掘り下げ、表土を敷き均して仕上げた（後略）。（前掲書・頁23）

「築山才周辺」において過剰に堆積していた堆積土を除去した所、旧来の築山の輪郭がはつきりと露出した。築山は、旧来の形態に即して版築用土で覆い固め、庭の築造時に伴うと推定される構築層を保護し、その上に地被植栽が植えられた。

（4）現行の庭における発掘調査と考古学的調査との行動の意味の相違点

発掘調査を伴う現行の庭の修理は、現行の庭の地表下に埋蔵されている遺構や遺物の検出を最初の動機としている。その動機は、過

去の庭の形態や年代確定に対する関心に起因している。先述した滴翠園の滄浪池北東角の滝は、発掘調査によつて偶然検出されたものであるが、修理に直接係るものではなかつた。当初の目的通り、排水経路が確認できれば、滝全体を検出する必要はなかつた。ここに当時の調査者を含む修理関係者における発掘調査に対する過剰な意識の働きが表れている。

この発掘調査により、当該の滝は、現行の庭の骨格がつくられた「明和期の修復時に園路を取り付けるため、石の据え替えや移動をすることなくそのまま埋められてしまつた」ものであり、「導水施設も含めて、これらは明和期以前の旧池に伴う石組みである」（『滴翠園』・38頁）という見解が示された。

ここで、滝が発掘されたことによる矛盾が露見した。そもそも滴翠園修理事業の施工方針は、「現在の滴翠園庭園の基本的構成は、江戸時代明和年間の改修のものとする」とあり、「後世に付加されたと考えられる石組や景石の修理については、箇所ごとに詳細な埋蔵文化財立会調査と検討を行つた上で修理委員会の審議を経て実施する」とされていた。さらに「施工中、事前に確認されていなかつた遺構が発見された場合、それを記録し、その遺構を保護するための措置をはかる」（名勝滴翠園記念物保存修理事業報告書・22頁）とある。兼ねてより滄浪池は、池水の滞留による水質の悪化が懸案とされていてことから、所有者側の要望により給水口を整備し水流が設けられ、現行の庭の一部改修により有益な機能を果たすことになつた。最終的に施工方針は概ね守られたが、その発掘調査の成果が修理に結びつくことは無かつた。

ここには、発掘に「発見」が意識づけられ、「遺跡の評価」が動

機付けられているのに対し、修理を前提した考古学的調査では、現行の庭の覆土の除去が意識づけられ、修理手法のための情報獲得が動機づけられているという意志の違いが如実に表れている。

立本寺庭園の修理事業の基本方針では、「長年の落葉や土埃の堆積・実生木の繁茂などの影響により不明瞭となつた地割については、事前確認（考古学的）調査により確認された深度にもとづいて腐植土の堆積を除去する。作庭時もしくは過去の改修後の形状が露呈

すれば、その面を保護しながら粘質土（版築用土）を版築することにより形状を復元し、「排水については、既に確認されている不良個所に対し掘削確認をし、機能確認を促すとともに、園内の表面排水の改善を行う」（京都市指定名勝立本寺庭園平成期定期修理報告書・9頁）とされている。この記述から掘削を伴う調査は、現行の庭が持つ素性を尊重することが意識され、現行の庭の形態と機能を正常化することを念頭に置いて、掘削は必要最小限に留められた。

現行の庭の機能を正常化するという意識は、考古学的調査による再認識があつた場合も同様である。立本寺庭園の築山力周辺において「南側中腹部の堆積を除去すると、その下部から極まつた状態の石を数個発掘した。当初それらの石の機能や意義は不明であった。築山全体の堆積の除去を進めていくと、それらの石が築山の周囲の特に廻り込む範囲に集中して据えられていることが判明した。さらに築山の旧態の痕跡から、それらの石以外にも落下し失われている石の存在が明らかになつた。（中略）以上の所見を総合すれば、立本寺庭園の築山の急な廻り込み箇所には、土留め石を据えるという技法が用いられていることが判明した」という。このような石の落

失は、階段石でも見受けられた。「そこで、事前に写真記録を行い、階段石と土留め石の据え付け痕の大きさを測り、それと見合つた大きさの（庭内に放置されていた）石を選別し、土極めによつて設置」（立本寺庭園修理報告書・21頁）されることになった。この考古学的調査の成果は、現行の庭に潜在した築造の仕組みの再認識である。埋没することによつて継続中の時間の流れと断絶した遺跡の検出とは意味が異なる。

現行の文化財庭園は、既にそれ自体が歴史的に評価されており、史跡としての意味合いを除けば、あらためて遺跡として評価される必然性はない。そもそも現行の庭は遺跡や遺産ではなく、成立以来から継続中の文化的行動であり、継承され続けている活きた財産である。伝統的に継承されてきた文化財庭園は、整備により「すぐ役立つよう」に、準備、整備、機能などを整え」（『日本国語大辞典 第二版』）られなくとも、長年、整えられた状態として存続してきた。現行の庭は、且下、現世の人々の利用や要求を満たしており、そのための働きを備えているため、定期修理には、現行の庭に備えられた築造の仕組みを持続させるための検証と正常化が求められている。つまり継承が前提される文化財庭園において、その現行の庭として機能している表層を発掘調査によつて破壊することは矛盾している。

（5）考古学的調査と連動した庭の修理の本質の解明

庭の修理の記述をするためには、その当事者間の意識を時間の流れとしてとらえる必要がある。これまでに定期修理では、庭が人為と環境の影響により毀損しやすく、恒常維持管理と緊急修理で補えないほどの毀損の進行に伴つて必要とされることが指摘してきた。恒常維持管理とは、「毎年行われる庭の樹木・草本の手入れ、清掃などの行為

の総称」、緊急修理とは、「恒常維持管理と定期修理の間に実施される短期もしくは中期の応急的な修理」のことである^⑦。庭の保存管理は、庭とその保存管理を行う当事者の間で生じている現象に対する対応であり、その当事者における認識と実行される行為の性質において、「恒常維持管理」と「緊急修理」、「定期修理」といった枠組みに整理されているが、本来これらは一体の庭仕事である。それでは以下、恒常維持管理と緊急修理との一貫した関係において、定期修理の実践的妥当性の解明を試みたい。

恒常維持管理と緊急修理は、主として外観で認識することのできる状況における対応であり、定期修理は、毀損が生じた庭の内側の調査・分析による抜本的な繕い直しが目指されている。今日に至るまで、庭は何度かの修理や改修を経ている場合がある。定期修理では、その過程を含めて、将来へ向けて継承可能な修理のあり方が検討される。定期修理に考古学的調査が不可欠である端的な理由は、庭の内側からその築造の仕組みの分析の根拠となる過去の庭仕事の痕跡を辿るためにほかならない。言い換えると定期修理とは、考古学的調査を通じた分析によって、過去の庭師が手がけた庭の築造の仕組みを現代によりみがえらせた上で、現世の技能をもつて毀損箇所を修理することである。つまり定期修理の特質は、過去の庭師の技能を現世の技能へ置き換えることによって、将来へ向けて技能の反復を可能とすることであった。

既に言及したように、定期修理における考古学的調査によって検出される遺構とは、過去に庭師が行つた庭仕事の痕跡である。庭内には現世と過去の庭師による仕事の痕跡が織り交ざつて顕在しており、とくに過去の庭師による仕事の多くは庭の表層下に潜在してい

る。現行の庭の築造の仕組みは、途中の誤った解釈による改変を含めて、その潜在した過去の庭仕事に支持されている状態にある。それゆえ抜本的な修理に当たつては、過去の庭師が手がけた庭の築造の仕組みを把握する必要性がある。具体的にいえば、護岸石組や池底、築山、給排水の経路を築造の仕組みにもとづいて修理するためには、その仕組みの起源である過去の庭仕事を再び行う必要があるということにほかならない。ところが、現行の庭においてさえも庭の築造の仕組みが忘れ去られ、過去の庭仕事の中にはその技能が継承されていないものがある。旧来の文化財庭園の修理事業では、その冒頭から築造の仕組みの把握を放棄し、不用意な整備や解釈の誤った改変を行つた結果として、将来への庭の継承を複雑かつ困難にさせてきたものがある。

庭の築造の仕組みと過去の庭仕事が忘却された状況下の文化財庭園の修理において、考古学的調査が要請される意味は、靴紐の結び方が忘却されたという架空の未来を比喩とすることができます。

近年、先人がつくった紐靴とそれに伴う紐と呼ばれる道具が良好な保存状態で発見された。この道具は靴に紐が取り付けられることによって機能していたこと、その最後の結び方が“ちようちよむすび”と呼ばれていたことが文献からわかつてているが、今日その本来の取り付け方は不明である。

この中身が空洞の細長い袋状の革製品は、中身が空洞であり底が硬く、上部の片側が開口している。もう一方の上部の片側は、中央で裂け、その両側に一列あたり五箇所の穴が対となつて設けられている。試行錯誤のうえで、紐はこの穴を規則的に通してい

たことが明らかになつた一方で、最後にこの紐を結びつける方法は解説できなかつた。これは靴紐の結び方が、靴紐の通し方のようないしと紐との物理的な対置関係にあるのではなく、先人の実践知に属しているからに他ならなかつた。靴紐の結び方は、靴が機能していた時代の人々の心の内にあつたのであり、現在にその実践知が継承されていない以上、物理面の分析だけでは靴紐の結び方を再現することができなかつた。

そこでわれわれは、靴紐の締め癖や靴に紐が絞められた痕跡を詳しく観察して詳述した。その記録を元に、紐と紐との交差関係がどのようになつていていたかについて、複数の専門家が集まり、先人の動作や意志を想像しながら検証した。その結果、二つの円形と一本の紐端からなる結び方、つまりは“ちようちょむすび”を再現することができ、以降は何回でもその行為を反復することが可能となつた。

以上の架空の出来事と庭の修理並びに考古学的調査を行へとして比定することはできないが、靴紐の結び方の再現と庭仕事の再現は、先人の行為を事物の痕跡を通して想像し、先人の行為を真似ることによつて導出されるという点で共通している。換言するとこれらの行為では、事物と人間の行為との関係性の分析からその内情が明るみに出され、さらに過去の人々における経験を現世の人々が追つて経験するという取り組みにより、一旦は途絶えた実践知をよみがえらせ継承することが目指されている。

庭の外観を旧態と似せることだけを意図して整備や改修を行つた場合、築造の仕組みは、き損状態のまま放置されるか、その仕組み

すべてが破壊される。それでは、庭のき損は棚上げにされたままになるか、築造の仕組みに当たる部分のスクラップアンドビルド(scrap and built)の繰り返しとなるだけで、庭仕事の反復も技能上の蓄積も行われないことになる。一方、考古学的調査と運動した定期修理では、土層や土質、土色を創造によつて過去の庭仕事の痕跡へと転換し、その観念化された庭仕事の動作の意味を、現世の庭師の意識や意志と照合することによつて、過去の庭仕事を今日に不完全ではあるが再現する努力がなされる。

この取り組みは、記録され、現行の庭仕事に反映されることによつて、修理行為の反復と庭の形態保持の両立を可能とする。但し、土層や石の組成など再現が不可能な事柄があるため、一旦は途絶えた実践知の再現には限界がある。修理に当たつては、状況に応じて現行の技能を織り交ぜる必要があり、完全な形での過去の庭仕事の踏襲はできないが、施工試験を通して反復可能かつ持続性のある修理手法の確立は可能である。

庭仕事の再現は、庭の内側の分析並びに記録とその結果にもとづく現行の庭仕事との照合、そして反復可能性の検証が求められる。そのためには、資料や考古学的調査の分析結果を前提に、現世の庭の所有者と庭師、考古学的調査者、学識経験者、行政職員らによる多様な見方(angle)を通じて、過去に庭を築造した所有者や庭師らにおける見方を省みる過程が必要とされる。それは、現在も過去も庭の築造が一個人だけで成立することはないからである。庭の築造と利用が、所有者と庭師、所有者と来客、所有者とその家族などといった対人関係によって裏付けられているということは、庭の築造の仕組みも何らかの形で対人関係が反映されていることになる。つまり、庭の築造と繼

承の経緯を前提すれば、その仕組みの再現は、庭の定期修理に係る多様な見方によつて実践的妥当性が確かめられる。そもそも定期修理は、一人の庭師や学識経験者が監修できるといった性質の行為ではない。

第4項 定期修理の実践的妥当性

定期修理とは、過去に遡りつつ現行の庭との調和を図り、継承することを目指して、その築造の仕組みにもとづいた毀損箇所の繕い直しを行い、所有者並びに来訪者らの充足を満たすことであつた。

毀損箇所の繕い直しとは、過去の庭師によつて実行された庭の築造の仕組みに関する庭仕事を再創設し、現世の庭師によつて反復可能な行為とすることである。この再創設のためには、修理等の記録・歴史資料あるいは考古学的調査の結果にもとづき、過去の所有者の意志や庭師の仕事内容を解明する必要がある。

定期修理に当たつて記録・資料が希少である場合は、現前の庭の外観と内側の両面から、過去の庭仕事の痕跡を分析することが求められる。外観の調査は、庭師あるいは庭を専門とする調査者によつて可能であるが、内側の調査は考古学的調査者の専門領域である。

庭の内側は、園池護岸の裏側や築山・池底の地下など潜在的である。その内側における過去の庭仕事の痕跡は、物理的な土層・土質・土色の差異あるいは遺物として識別されるだけであつて、その物質自体が過去の庭仕事を意味するわけではない。よつて、庭師と考古学的調査者との間では、考古学的調査の記録を媒介として飛躍した観念化を行う必要がある。

考古学的調査者は、個人の調査経験や歴史認識から物理的な土層・

土質・土色の差異を一定の編年やまとまりに欠けた行為の痕跡の意味へと転移し、図版あるいは文章によつて記録する。庭師は、記録によつて象徴化された過去の庭仕事の意味を、個人の経験を通じてひとつのまとまり、つまりは庭の築造の仕組みへと転移する。考古学的調査を通じて判明した庭の築造の仕組みが、継承の途絶えた技能にもとづいていた場合は、自らの身体によつてその技能を再び実行できるよう、庭師集団の間で身体運動を新創設することによつて、反復可能な技能が再現される。

庭師と考古学的調査者は、自らの職能を発揮しつつ、意識的に互いの職域を越境することによつて、潜在した庭の意味を顕在化しさらに所有者らによる干渉をもつて、まとまりに欠けた過去の庭仕事の痕跡を、築造の仕組みへと再創設しているのである。いわば考古学的調査とは、記録を通じて過去の庭仕事を観念を通じて可視化し、庭の築造の仕組みを共同で議論し検証するために必要不可欠な、定期修理の一貫した行為である。

最後に、考古学的調査と連動した定期修理は、平成十五年度以降に発案された将来に庭を継承するための新しい態度である。現行の庭を尊重する考古学的調査は、庭の築造の仕組みを明らかにするだけであつて、発掘調査のような新発見があるわけでは無い。確かに発掘調査により庭の年代を確定し、改変の過程などを辿ることに意義はある。しかし、そのことで現行の庭の破壊が正当化されることはない。現行の庭は、それそのものにゆるぎない価値が認められてゐる。定期修理には、今日では忘却された庭の築造の仕組みや技能を再現し、再び実用化することのできる可能性が開かれている。その従事者には、庭の築造の仕組みの再創設と過去の庭仕事の新創設

に、柔軟な発想力と想像力が期待される。

第5節 補注

- (1) 第3章第1節参照
- (2) 日本国語大辞典第二版・小学館
- (3) 下中邦彦編・世界考古学事典 上・1979・平凡社、881
　　12頁
- (4) 宇治市歴史資料館編・史跡及び名勝平等院庭園保存整備報告書・
　　宗教法人平等院・2003
- (5) 名勝滴翠園記念物保存修理委員会編・名勝滴翠園記念物保存
　　修理事業報告書・宗教法人本願寺・2009
- (6) 日蓮宗本山立本寺編・発行・京都市指定名勝立本寺庭園平成
　　期定期修理報告書・2011
- (7) 今江秀史・保存管理指針の作成方法・平成二十八年度日本庭
　　園学会公開シンポジウム・研究発表会資料集・日本庭園学会・
　　2016、28-31頁

跋文 実践知（プロネーシス）と学（エピステーメ）の間での弁証法

結論

本論の主旨は、—庭石を据え植栽樹木の手入れをする庭仕事などといった—土地における日常生活の実践の出来事を、一過性の事柄や個人の見解ではなく一定の普遍性、厳密性、再現性を伴う記述を可能とする研究態度の検討とその記述の試行であった。ここでは、そのような研究態度を実践知の学、その研究対象である庭仕事や大工仕事、埋蔵文化財の発掘調査、旅行などといった実践が行われる世界のことを実践的 세계と呼称した。

日常生活の実践では、たとえば壬生寺の境内における直接経験はたとえ歴史、庭、建物、遺跡、地理的条件と関心が異なっていても、同様である。直接経験は、一般常識あるいは科学的な認識の仕方や理解に先行している。日常生活の実践においてひとつつの土地での経験が個々人によって相違していれば、学の普遍性、厳密性、再現性は成立し得ない。それゆえ実践知の学における記述は、日常生活のひとつつの土地での複数個人の経験が原則的に同じであるという恒常性が前提される必要があった。

普遍性は通時的な妥当性、厳密性は複数個人が納得できる妥当性、再現性は複数個人による再現の可能性が満たされる必要があった。本論では、これら日常生活の実践における普遍性や厳密性、再現性を一括して客観的妥当性と呼称した。土地に関する実践知の学は、日常生活のひとつつの土地における個々人の経験から出発して、特定

の実践の内容に客観的妥当性を裏付けることが目指されていた。

従来の土地に関する諸科学の研究態度は、以下の二点において実践知の学が目指すものと相違していた。従来の土地に関する諸科学は、複数個人によりひとつのものとして直接経験される実践的世界を研究の前提としながら、分野ごとの個別性を際立たせるために独自の定義を行うことで、実践的 세계を変質させた概念が考案されてきた。諸科学では、分野ごとに考案されたそれぞれの概念に従つて研究が行われてきた。その研究の実行に当たつては、諸科学の間で互いの概念が照合されないため、諸科学では、実践的 세계を足掛かりとしながらもそれとは同一ではない多種の概念にもとづく記述が産出されてきた。それらの所産は、たとえ実践的 세계を足がかりにしていようと、それぞれ研究の前提となる概念に複雑な理論操作が加えられているため、相互に照合することができない。その結果、従来の土地に関する諸科学において学際研究が成功することはなかつた。

次に従来の土地に関する諸科学では、日常生活の実践が個々人の内的な主観と主観の間（間主観）において成立しているという先驗的な条件を度外視して、日常生活の実践の出来事を自然科学で物質を分析するのと同様の研究態度にもとづき、客体化した概念として記述してきた。日常生活の実践が間主観として成立しているという直接経験に背いたその記述内容は、たとえば将棋や囲碁であれば、

その勝負の内容ではなく、将棋盤・碁盤や駒・碁石といった物質そのものや棋士の身体の動きの記録・分析に終始することになる。つまり、日常生活の実践における土地は、そこで生じている出来事を外的に客体化して記述する態度と、直接経験を内的な間主観として記述する態度とでは、生成される記述の内容が違つてくる。引いては、たとえ同一の土地を対象とした記述であつても、その態度によつて含意はまったく異なるのであつた。

土地に関する実践知の学では、従来の諸科学では記述されてこなかつた、ひとつの実践的 세계における内的かつ間主観的な直接経験をあるがままに記述することが目指されている。諸科学が実践知の学の記述を実現していくためには、特定の科学分野の取り決めにしたがう科学主義から脱却し、日常生活の実践を外的かつ物量的ではなく、日常生活の実践の最中と同じく内的かつ質的に書き出すことを意識する必要があつた。それは、複数個人による間主観的な応対の内実が意識や意志にもとづいており、事物のように現前のものとして取り扱うことができないからであつた。

言い換えば、複数個人による間主観的な応対、つまりは会話や目配せ・接触などの直接経験との遠近差や行為の段階は、自然科学の対象とされる物量として眼前に表れるわけではなく、言述や記述として質的に現出する。ゆえに日常生活における実践の出来事は、それと直結する言述や記述にもとづいて質的に分析・解明される必要があつた。

それは、土地に関する実践知の学から自然科学における外的な物量的な分析・実験が排除されることを意味するわけではなかつた。実態に即するかぎり日常生活の実践の出来事は、内的な間主観とし

て記述されることが妥当であるが、日常生活の実践では、事物が実測や計算などによつて外的に物量として取り扱われることが日常茶飯事である。

それゆえ直接経験を内的な間主観として記述するうえでは、日常生活において事物が外的に物量として取り扱われる場合があることを前提する必要があつた。つまりそれは、事物を物量化することによつて得られた数値の客觀性が、日常生活の実践の全てに反映されるわけではなく、その一部であることを意味する。複数個人の間主観による心的な働きが、数値による客觀性によつて裏付けることができないのであれば、土地に関する実践知の学における普遍性、厳密性、再現性は何によつて裏付けられるかが問われてくる。

そもそも複数個人の間主観による心的な働きと物質そして生命の動き、具体的な事例でいえば日常生活における文化や制度と天気や鉱物の組成、心臓の動きや植物の伸長は、それぞれ個別の秩序をもつてゐる。日常生活の実践に没入していれば、人間の心的な働きと物質と生命の動きは、一体のものとして信憑されているが、それぞれの運動だけをみれば互いに不可侵の位相にある。われわれは物質と生命の働きに関与することはできるが、その原動力となることはできない。逆にわれわれの心的な働きは物質と生命の動きと同調していくても、それらの動きと心的な働きは同一ではない。心的な働きには、物質と生命の秩序へ絶対的に依存しながらも一定の自由が与えられている。

たとえ日常生活の実践において、心的な働きと物質そして生命の動きが一体のものと信憑されているからといって、それらの働きと動きが原的に個別の秩序にあるのならば、実践知の学ではその三つの

位相を整理して記述をする必要があった。割り切つていえば、心的な働きは人間の秩序として哲学あるいは人間科学、物質の動きは自然の秩序として自然科学で取り扱わることが相応しいことになる。生命は、仮にすべての生命体に何らかの意識や意志があり、われわれの意識と意志と関連しているとすれば、哲学あるいは人間科学と自然科学の双方から言及されることが求められよう。してみると実践知の学は、近代科学がそうであったように精神と物質の二元論に退行してしまうかのようであったが、そうではない。日常生活の実践の出来事を記述するうえでは、人間・物質・生命の秩序の混在と誤った研究態度の適用を回避する必要があつただけである。

あらためていえば、心的な働きを自然科学の研究態度あるいは知らずとしてその影響下にある社会科学や心理学によって記述したところで、その内容は日常生活の実践における出来事とかけ離れたものになつていていた。心的な働きが人間の秩序に則つている以上、それはその秩序の側から物質・生命の秩序に逆行することが妥当といえよう。別の言い方をすれば、日常生活の実践の出来事を言述・記述するうえでは、物質も生命も、心的な働きに還元されなければならないということであった。つまり実践知の学の対象とは、総じて心的な働きを通すことが前提であり、結果的にその普遍性、厳密性、再現性は、人間の秩序をもつて裏付ける必要があつた。

それはまた、心的な働きがその絶対的な源泉である直接経験の内側から記述する必要性を示していた。ここに以下の矛盾が露見することになる。実践知の学において直接経験の内側からの記述が前提されるのであれば、その学の研究者は自身の主観と直接経験に伴う出来事しか記述できないことにならう。そのようであれば、実践知

の学では現在と過去を問わず研究者以外の人々における実践の出来事が記述できないことになる。

直接経験の内側からの記述とは、主観による記述と同義であったが、複数個人による間主観が伴わなければ、学としての普遍性、厳密性、再現性が担保されることはなかつた。つまり実践知の学の研究対象とは、複数個人による間主観が先見的に信憑されている状況そのものであつた。実践の出来事は、間主観的であることを前提とし、ある実践について共に生きることによって、あるいは過去の実践を生き直すことによって、自他を問わずに記述することが可能となる。むろん、自身が直接経験をした間主観的な実践の記述と、他人による実践の言述や記述の意味に違いはあるが、間主観的な記述という点では同質といえる。

本題に戻ろう。土地における日常生活の実践の出来事は、いかにすれば一定の普遍性、厳密性、再現性を伴う記述となり得るのであろうか。これまでみてきたように、実践的 world はわれわれにとつて間主観的に信憑されている。先驗的であるその信憑は、日常生活における実践の水準では疑うことができない。そもそもわれわれが実践的 world を間主観的に信憑していること自体が普遍性を伴つており、われわれがそのようなひとつの世界に内属されていることによつて、実践におけるあらゆる再現性は受動的に与えられている。

さらに実践的 world の信憑は、並べられた複数の点が受動的に線として見えること（受動的綜合）、われわれが生まられてこの方つねに実践的 world に内属していること（世界内存在）、差異の分節が相対的であること（ゲシュタルト理論）などといった、原的な信憑にまで遡り得る。われわれが日常生活に没入しているかぎり、自覚され

ることのない信憑と原信憑は、現象学の歴史のなかで顕在化されたきた。また現象学は、現象学的還元という手続きにより、われわれが間接的に信憑と原信憑の位相に言及できる可能性とそのための態度のあり方を示してきた。こうした実践的世界における直接経験を可能とする先駆的な位相の解明を主旨とするのが「静態的現象学」であったといえよう。そして実践知の学は、「静態的現象学」の研究を通じ、実践的世界の直接経験を根源的に支持している先駆的な位相のあり様を念頭におくことによって、実践的世界から一定の普遍性と再現性を解明する可能性へと開かれることになる。

それは、日常生活のありふれた実践の出来事と信憑・原信憑という両極端な位相から出発して、双方からの接点に実践の出来事における普遍性、厳密性、再現性を導き出すといった取り組みといえる。具体的には、日常生活の実践における直接経験の発露である言述や行為の記録にもとづいて、その実践をたどり直すか生き直すことにより、ある場所とある時間において通底する実践者らの意識と意志が浮き彫りとなる。そこで、実践知の学において研究対象を恣意的に定義することは、回避されなければならない。そもそも研究対象とは、ある土地とある実践の歴史への遡行によつて自ずと絞り込まれるものなのであつた。

そして、ある実践を行う共同体のなかで、その意識と意志がいかなる方向性を示しているかを分析すると、結果的にある実践は何らかの間主観的な条件において、潜在的にある充実が志向されていることが判明する。そこで、その間主観的な条件と「静態的現象学」の研究事例とを照合させることによって、ある実践の出来事における本質的意味が解明へと導かることになる。本論では、「静態的

現象学」に依拠した生活の実践に軸足を置く研究態度のことを「発生的現象学」と呼称し、第一部においてその研究態度の位置付けとそのあり方について検討を行つた。

ところで、この本質的意味には、おのずと普遍性と再現性が含まれるが、厳密性はまだ保証されていなかつた。それは、ある場所とある時間における実践の出来事の本質的意味が、まだ日常生活の習慣の域を出ないものであつて、厳密な学としての本質的意味とはいえないからであつた。ある実践に伴う本質的意味は、近似した場所と時間における実践の出来事の言述や記述によつて多角的に検証されることによって、厳密な学としての本質的意味として説得力を増していくことになる。その意味で、本論の第二部で記述した事項は、ある本質的意味の範囲を出ないのであり、厳密な学としての本質的意味へといたる発端でしかなかつた。またある実践の出来事の本質的意味の記述は厳密ではないという点で、後世、検証や批判の目にさらされ続けることになる。しかしそのような学的な継承が続けられることによって、厳密な学としての本質的意味に客観的妥当性が与えられることになろうし、そのような照合や検証にたいする不斷の努力が不可欠となる。いわば実践知の学は、現象学的な質的研究である一方で、その研究が客観的妥当性を得るには量的な成果が必要とされてくる。

最後に、土地に関する実践知の学の厳密性を徹底するためには、「静態的現象学」さえも聖域にするわけにいかなくなる。なぜなら実践的世界との関連性を確かめずに「静態的現象学」を一方的に信じることは、たゞそれが探求し尽くされた哲学的真理であつても、実践知の学としては先入観でしかないからである。そこで実践知の

学には、〈発生的現象学〉の研究態度から、〈静態的現象学〉の妥当性を裏付けるといった研究の余地が与えられている。それは、実践知の学の研究成果にみられる一定の普遍性や再現性を逆に信憑・原信憑の位相に還元して検証するという試みである。本論では、その域にまで到達し得なかつた。庭に関する実践知の解明を通じて、継承や相互触発など信憑に関する事柄は導き出されるには至つたが、まだその検証の手がかりを得たに過ぎず、大きな課題が残された。

日常生活の実践の出来事と哲学的真理を双方から裏付け、ある土地と時間における特定の実践の本質的意味の解明を目指す実践知の学は、言葉どおり実践知（フロネーシス）と学（エピステーメー）を両立させる取り組みなのであつた⁽¹⁾。

跋文 補注

(1) アリストテレス著・高田三郎訳・ワイド版岩波文庫 ニコマコス倫理学・2012、286-94

庭の発生的現象学：土地をめぐる実践知の学の試論 文献表

【ア行】

- 青木登：登記官からみた登記原因証明情報作成のポイント：新日本法規出版株式会社：2011
- 秋里籬島：都名所図会：吉野屋 為八：1786
- 秋里籬島：都林泉名勝図会二之巻：河内屋喜兵衛：1799
- 安倍俊子：講談社学術文庫 伊勢物語（下）全訳注：1979
- 尼崎博正編：植治の庭：淡交社：1990
- アリストテレス著：高田三郎訳：岩波文庫 ニコマコス倫理学上・下：1971・1973
- 井口海仙・末宗廣・永島福太郎監修：新版 茶道大辞典：淡交社：2010
- 石川格：図解 庭木・花木の整姿・剪定，誠文堂新光社：1965
- 石田茂作編：老松町の殿様：細川護貞：1971
- 石田三千雄：フッサー相互主観性の研究：ナカニシヤ出版：2007
- 伊藤之雄：文春新書684 山縣有朋 愚直な権力者の生涯：2009
- 今江秀史・武藤夕佳里：用途変更した庭園における整備・保存管理計画の策定と運用：日本庭園学会誌 No. 16：2007
- 今江秀史：「年中行事絵巻」の描写にもとづいた平安時代における庭園の分類に関する試論：日本庭園学会誌 No. 17：2007
- 入江貫一：山県公のおもかけ附追憶百話：偕行社編纂部：1930
- 上原敬二：樹芸学叢書4 樹木の剪定と整姿：加島書店：1963
- 上原敬二：造園大系第2巻 庭園論：加島書店：1973
- 上原敬二：造園大系第1巻 造園総論：加島書店：1976
- 上原敬二編：造園古書叢書 山水並野形図・作庭記：加島書店：1982
- 上原敬二：庭園入門講座10 日本式庭園・各種庭園：加島書店：1987
- 上原敬二：庭園入門講座1 庭づくりの用意と構想：加島書店：1997
- 上原敬二：庭園入門講座4 剪定・生垣・庭樹各論：加島書店：2000
- 上原敬二編：造園大辞典：加島書店：1978
- 宇治市歴史資料館編：史跡および名勝平等院庭園保存整備報告書：宗教法人平等院：2003
- 永青文庫学芸部：季刊永青文庫NO. 15：永青文庫：1985
- 小野健吉：岩波日本庭園辞典：岩波書店：2004
- 小野健吉：怡園と造園プロデューサーとしての植治：京都を中心とした近代日本庭園の研究：奈良国立文化財研究所、2000

【カ行】

- 学習院大学資料館編：写真集 近代皇族の記憶 山階宮家三代：2008
- 川本重雄：寝殿造の空間と儀式：中央公論美術出版：2012
- 北原糸子：関東大震災の避難民 - 地方の行政資料から：研究紀要 災害復興研究 第三号：関西学院大学災害復興制度研究所、2011
- J・J・ギブソン著：古崎敬・古崎愛子・辻敬一郎・村瀬旻共訳：サイエンス社：1985
- 木村明啓・川喜田真彦編：再撰花洛名勝図会第2巻：神光向松堂：1864
- 久保いくこ：特集「近代」と「美術」の外側 矢代幸雄とアメリカ巡回日本古美術展覧会（1953年）：近代画説、明治美術学会、2003
- 木田元／村田順一／野家啓一／鷺田清一編：現象学事典：弘文堂：1994
- 京都芸術短期大学／京都造形芸術大学 日本庭園研究センター編：庭園学講座IV 庭園の管理と病害虫：1994
- 京都市：京都の歴史8 古都の近代：学芸書林：1975
- 京都市：京都の歴史9 世界の京都：学芸書林：1976
- 京都市：史料京都の歴史 第8巻 左京区：1985
- 京都市土木局庶務課：無隣庵：京都市役所：1941

京都市文化観光局文化観光部文化財保護課編集・発行：京都市文化財ブックス第5集京都の庭園 遺跡にみる平安時代の庭園：
1987

京都市文化観光局文化部文化財保護課編：京都市文化財ブックス第9集 京の名勝—その価値と変遷—：1994

京都市文化市民局・京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター：岡崎・南禅寺界隈の庭の調査：京都市文化市民局：
2012

京都市文化市民局・京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター編：京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第2冊 町
家・民家の庭の調査：2013

京都造形芸術大学編：ランドスケープデザイン Vol.3 庭造りの心と実践：角川書店：1999

京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター編：庭園学講座X 文化財庭園の保存管理技術：2003

京都大学編：名勝清風荘庭園保存修理事業報告書：京都大学：2014

京都府教育委員会：京都府の近代和風建築：2009

京都府教育委員会編：京都府文化財総合目録：財団法人京都文化財団：2009

京都文化博物館学芸第二課編：壬生寺展 創建一千年記念：1992

工藤泰子：近代名所案内記にみる京都の観光空間：京都光華女子大学研究紀要47：京都光華女子大学：2009

倉田実編：王朝文学と建築・庭園 平安文学と隣接諸学：竹林舎：2007

倉田実編：王朝文学と建築・庭園：竹林舎：2007

倉本一宏：講談社学術文庫 藤原道長「御堂関白記」（上）前現代語訳：2009

黒田譲：江湖快心録：黒田譲：1901

黒田譲：続江湖快心録：山田芸草堂：1907

黒田天外：続江湖快心録：黒田譲：1907

トマス・クーン著、中山茂訳：科学革命の構造：みすず書房：1971

エドワード・S・ケイシー著、小手川正二郎訳：境界線と境界地帯 環境のうちへ切り込む：現代思想 第36巻第16号：
2008

小泉和子・玉井哲雄・黒田日出男編：絵巻物の建築を読む：東京大学出版会：1996

古稀庵記録保存調査団編著：山縣有朋旧邸小田原古稀庵調査報告書：千代田火災海上保険株式会社：1982

国史大辞典編集委員会編：国史大辞典 第2巻：吉川弘文館：1980

国史大辞典編集委員会編：国史大辞典 第4巻：吉川弘文館：1984

国史大辞典編集委員会編：国史大辞典 第9巻：吉川弘文館：1988

国史大辞典編集委員会編：国史大辞典 第10巻：吉川弘文館：1989

国史大辞典編集委員会編：国史大辞典 第11巻：吉川弘文館：1990

国史大辞典編集委員会編：国史大辞典 第14巻：吉川弘文館：1993

クルト・コフカ著：鈴木正彌監訳：福村出版：1998

小松茂美編：日本の絵巻8 年中行事絵巻：中央公論社：1987

小松茂美編：日本の絵巻20 一遍上人絵伝：中央公論社：1988

【サ行】

財団法人元興寺文化財研究所編：平安京左京五条一坊二町（壬生寺境内）老人ホーム（ウェルエイジ壬生）建設に伴う発掘調査
報告書：元興寺文化財研究所：壬生寺：2011

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編：昭和57年度京都市埋蔵文化財調査概要（発掘調査編）：1985

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編：昭和56年度京都市埋蔵文化財調査概要（発掘調査編）：1982

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編：昭和62年度京都市埋蔵文化財調査概要：1991

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編：昭和62年度京都市埋蔵文化財調査概要：1993

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編：京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告書十三冊 平安宮I：1995

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編：平成九年度京都市埋蔵文化財調査概要：1999

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編：京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告書二十一冊 右京三条二坊十五・十六町跡一齋宮の
邸宅跡一：2002

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編：京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告書2005—2 平安京右京五条三坊三町跡：
2005

財団法人三井文庫編集・発行：三井家文化人名録：2002
斎藤勝雄：斎藤勝雄作庭技法集成 第5巻 日本庭園の手入れ方：河出書房新社：1977
斎藤康彦：近代数寄者の大寄せ茶会と社会文化事業：山梨大学教育人間科学部紀要 第10巻：2009
佐藤信：山県有朋とその庭：日本研究第51集、国際日本文化研究センター、2015
佐野藤右衛門：花のいのち庭のこころ：草思社：1998
澤村延子：怡園にみる近代日本庭園の特質と現代的魅力：2009年度 京都造形芸術大学 修士論文：2009
時宗の美術と文芸展実行委員会編：時宗の美術と文芸—遊行聖の世界—：東京美術：1995
宗教法人醍醐寺編：特別史跡及び特別名勝醍醐寺三宝院庭園 保存修理事業報告書I：宗教法人醍醐寺：2011
宗教法人醍醐寺編：特別史跡及び特別名勝醍醐寺三宝院庭園 保存修理事業報告書II：宗教法人醍醐寺：2014
宗教法人本願寺：本願寺防災施設工事・発掘調査報告書：2009
宗教法人本願寺：名勝滴翠園記念物保存修理事業報告書：2009
周宏俊：借景の展開と構成—日本・中国造園における比較研究：東京大学博士論文：2012
彰国社編：建築大辞典：彰国社：1976
上代語辞典編集委員会：時代別国語大辞典 上代編：三省堂：1994 新撰京都叢書刊行会：新撰京都叢書第9集：臨川書店：1986

【夕行】

高木豊：図説日本仏教の歴史 鎌倉時代：校成出版社：1996
高橋修：一遍聖人と聖絵：岩田書院：2001
高橋義雄：山公遺烈：慶文堂書店：1925
高橋義雄：目白椿山荘講評：箒のあと：秋豊園出版部：1936
谷元二著：大衆人事録近畿編 第13版：帝国秘密探偵社・国勢協会：194
谷徹：意識の自然—現象学の可能性を拓く：勁草書房：1998
田村剛：造園概論：成美堂：1918
竹村俊則：新撰昭和都名所図会全7巻：白河書院：1959～65
ルネ・デカルト著：山田弘明訳：ちくま学芸文庫 省察：2006
東京都教育庁生涯学習スポーツ部計画課：特集 東京都の文化財庭園における取り組み：文化財の保護 第38号：2006
東京農業大学造園学科編：造園用語辞典：彰国社：1985
東京文化財研究所：日本美術年鑑 昭和46年版：1972
東洋大学「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブ事務局：環境哲学に関するインタビューオギュスタン・ベルク：「エコ・フィロソフィ」研究別冊3 2009-12：東洋大学学術情報リポジトリ
徳富猪一郎編：公爵山県有朋傳 下巻：1933
独立行政法人国立文化財機構監修：日本の美術第529号 近世の芸能施設とその空間：ぎょうせい：2010

【ナ行】

仲隆裕：京都市文化財ブックス第5集 京都の庭園—遺跡にみる平安時代の庭園：京都市文化観光局文化部文化財保護課：1990
中島宏：小石川後楽園と浜離宮恩賜庭園の植栽管理のあり方に関する研究：2008
中野はるみ：転成名詞の文中での意味のあり方—「たのし・さ」と「たのし・み」：長崎国際大学論叢 第5巻：2005
中村一・尼崎博正：風景をつくる—現代の造園と伝統的日本庭園：昭和堂：2001
奈良文化財研究所学報第74冊 古代庭園研究I：独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所：2006
成田頼明監修：指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引き【改訂版】：第一法規：2009
西村ユミ：時間経験と看護実践の編成 新人看護師の実践に注目して：メルロ＝ポンティ研究 第16号：メルロ＝ポンティ・サークル：2012
日蓮宗本山立本寺：京都市指定名勝立本寺庭園 平成期定期修理報告書：日蓮宗本山立本寺：2011
日本国語大辞典第二版編集委員会：日本国語大辞典 第二版：小学館：2003
日本庭園学会誌第1巻第1号、1993
丹保健一：時間名詞の特性に関する一考察—格助詞「に」との共起に注目して—：三重大学教育学部研究紀要 第61巻 人文

科学：2010
野間光辰編：新修京都叢書第19集 京都坊目誌三：臨川書店：1968

【ハ行】

- マルティン・ハイデガー著：河原栄峰訳：平凡社ライブラリー 形而上学入門：1994
マルティン・ハイデガー著：関口浩訳：平凡社ライブラリー 芸術作品の根源：2008
マルティン・ハイデガー著：木田元監訳：現象学の根本問題：作品社：2010
マルティン・ハイデガー著：高田珠樹訳：存在と時間：作品社：2013
エルワイン・パノフスキ著・木田元監訳：〈象徴形式〉としての遠近法：哲学書房：2003
飛田範夫：日本庭園の植栽史：京都大学学術出版会：2002
廣瀬浩司：自然と文化の萌芽 メルロ＝ポンティ『自然』講義：日本現象学・社会学会第二次大会資料：2012
藤井英二郎・宮越リカ共訳：樹木からのメッセージ：誠文堂新光社：1998
エドムント・フッサー著：細谷恒夫・木田元訳：中公文庫 ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学：1995
エドムント・フッサー、オイゲン・フィンク著：新田義弘／千田義光訳：超越論的方法論の理念 第六デカルト的省察：岩波書店：1995
エドムント・フッサー著：山口一郎、田村京子訳：アuroラ叢書 受動的綜合の分析：国文社：1997
エドムント・フッサー著／浜渦辰二訳：岩波文庫 デカルト的省察：2001
エドムント・フッサー著／浜渦辰二、山口一郎監訳：ちくま学芸文庫 間主觀性の現象学 その方法：2012
文化財保存修復学会編：文化財の保存と修復7 伝統って何、クバプロ：2005
平凡社編：京都・山城寺院神社大事典：平凡社：1997
平凡社地方資料センター編：京都・山城寺院神社大辞典：平凡社：1997
細川護貞：想出の人々 挿塵憶住録：文藝春秋：1988
細川護貞：細川護貞座談 文と美と政治と：中公文庫：1990
オットー・フリードリッヒ・ボルノウ著：池川健司／中村浩平訳：人間と空間：せりか書房：1978
オギュスタン・ベルク著・篠田勝英訳：ちくま学芸文庫 風土の日本：1992

【マ行】

- 牧野富太郎：植物一日一題：ちくま学芸文庫：2008
松葉洋一・西村ユミ：現象学的看護研究 理論と分析の実際：医学書院：2014
町田香：近世初期宮廷庭園の文化史論的研究：2004
丸山敬三郎：ソシュールの思想：岩波書店1981
三上美和：日本近代美術の収集家—原三溪の美術蒐集記録「美術品買入覚え」：豊饒の日本美術取集一小林忠先生古希記念論集：藝葺書院、2012
村上靖彦：摘便とお花見 看護の語りの現象学：医学書院：2013
村上靖彦：仙人と妄想デートする 看護の現象学と自由の哲学：人文書院：2016
モーリス・メルロ＝ポンティ著：滝浦静雄・木田元訳：行動の構造：みすず書房：1964
モーリス・メルロ＝ポンティ著：竹内芳郎／小木貞孝訳：知覚の現象学1：みすず書房：1967
モーリス・メルロ＝ポンティ著：竹内芳郎／木田元訳：知覚の現象学2：みすず書店：1974
モーリス・メルロ＝ポンティ著：滝浦静雄・木田元訳：言語と自然：みすず書房、1979
モーリス・メルロ＝ポンティ著：木田元／滝浦静雄／竹内芳雄訳：メルロ＝ポンティ・コレクション1 人間の科学と現象学：みすず書房：2001
モーリス・メルロ＝ポンティ著：木田元訳：メルロ＝ポンティ・コレクション3 幼児の対人関係：みすず書房：2001
森蘊：平安時代庭園の研究：桑名文星堂：1945
森田潤司：食べ物の名数（四）葷菜類の名数：同志社女子大学生活科学VOL. 47：2013

【ヤ行】

- 矢ヶ崎善太郎：近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究：1998 安岡昭男：明治期田中光顕の周辺：法政史学三十七号：1985

薮内紹智監修、財団法人薮内燕庵：薮内家の茶道：古儀茶道薮内流竹風会：2008
山口一郎：存在から生成へ：知泉書館：2005
山口秀文：大徳寺・妙心寺の本坊・塔頭における前庭と敷地配置の構成：日本建築学会計画系論文集：第75巻：第654号：2010
山近博義：近世後期の京都における寺社境内の興行地化：人文地理 第43巻第5号：1991
山中裕：平安期の年中行事：塙書房：1972
山根徳太郎編：小川治兵衛：小川金三発行：1965
ヤーコプ・フォン・ユクスキュル、ゲオルク・クリサート：日高敏隆、野田保之訳：生物から見た世界：思索社：1973
湯本文彦編：京華林泉帖：京都府庁、1906
吉川需：古庭園のみかた 美と構成：第一法規出版株式会社株式会社：1968

ラ・ワ行

劉建輝：日華学会関連高橋君平文書資料 解説：日華学会資料第1巻
歴代知事編纂会会長小川省吾編集・発行：日本の歴代市長第2巻：1984
エドワード・レルフ著、高野岳彦・安倍隆・石山美也子訳：ちくま学芸文庫 場所の現象学 没場所性を越えて：1999
T・J・ロンバート著：古崎敬／境淳史／河野哲也監訳：ギブソンの生態学的心理学 その哲学的・科学史的背景：勁草書房：2000
和辻哲郎：風土 人間学の考察：岩波文庫、1979

